衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

北 海 道

［改定前］

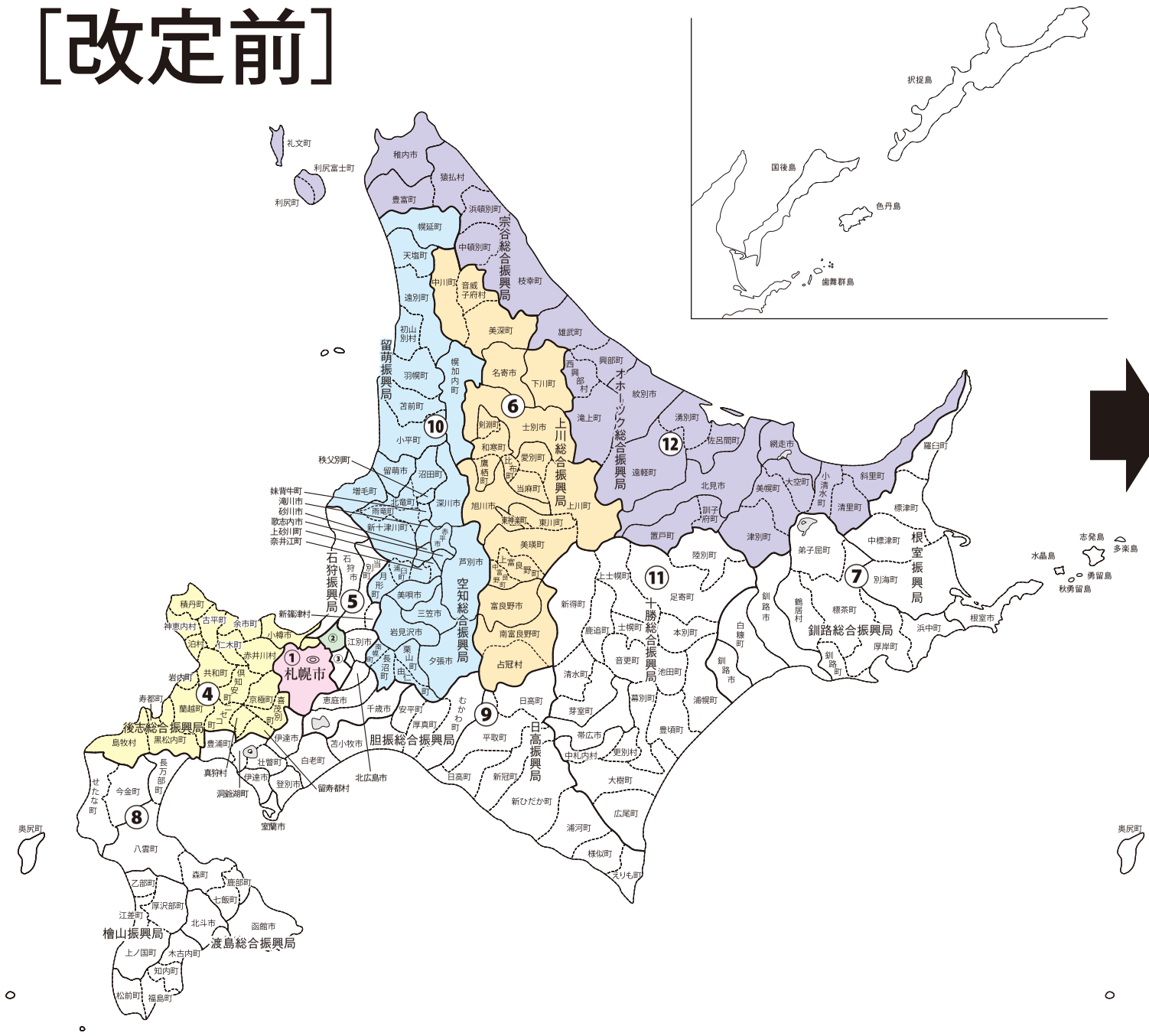

［改定後］

お問い合せは

●総務省選挙部
●都道府県選挙管理委員会
●市区町村選挙管理委員会

旧選挙区

第1区	第2区	第4区	第6区	第10区	第12区
札幌市 中央区 札幌市 西区 南区	札幌市 北区 札幌市 東区	札幌市 手稲区 小樽市 北海道後志総合振興局管内	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 北海道上川総合振興局管内 鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	夕張市 岩見沢市 留萌市 美唄市 芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 北海道空知総合振興局管内 北海道留萌振興局管内 北海道上川総合振興局管内 幌加内町 北海道宗谷総合振興局管内 幌延町	北見市 網走市 稚内市 紋別市 北海道宗谷総合振興局管内 猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町 北海道オホーツク総合振興局管内

新選挙区

第1区	第2区	第4区	第6区	第10区	第12区
札幌市 中央区 南区 札幌市 西区 山の手一条１丁目～１３丁目、山の手二条１丁目～１２丁目、山の手三条１丁目～１２丁目、山の手四条１丁目～１１丁目、山の手五条１丁目～１０丁目、山の手六条１丁目～９丁目、山の手七条５丁目～８丁目、山の手、二十四軒一条１丁目～７丁目、二十四軒二条１丁目～７丁目、二十四軒三条１丁目～７丁目、二十四軒四条１丁目～７丁目、琴似一条１丁目～７丁目、琴似二条１丁目～７丁目、琴似三条１丁目～７丁目、琴似四条１丁目～７丁目、発寒六条１４丁目、発寒七条１４丁目、発寒八条１３丁目（１４番）、発寒八条１４丁目、発寒九条１３丁目（５番から７番まで）、発寒九条１４丁目、小別沢、宮の沢一条１丁目～５丁目、宮の沢二条１丁目～５丁目、宮の沢三条２丁目～５丁目、宮の沢四条３丁目～５丁目、宮の沢、西町南１丁目～２１丁目、西町北１丁目～２０丁目、西野一条１丁目～９丁目、西野二条１丁目～１０丁目、西野三条１丁目～１０丁目、西野四条１丁目～１０丁目、西野五条１丁目～１０丁目、西野六条１丁目～１０丁目、西野七条１丁目～１０丁目、西野八条１丁目～１０丁目、西野九条３丁目～９丁目、西野十条６丁目～９丁目、西野十一条７丁目～９丁目、西野十二条８丁目、西野十三条８丁目、西野十四条８丁目、西野、福井１丁目～１０丁目、福井、平和一条２丁目～１１丁目、平和二条１丁目～１１丁目、平和三条４丁目～１０丁目、平和 札幌市 北区 本庁管内 北六条西１丁目～９丁目、北七条西１丁目～１０丁目、北八条西１丁目～１１丁目、北九条西１丁目～１１丁目、北十条西１丁目～１１丁目、北十一条西１丁目～１１丁目、北十二条西５丁目～１２丁目、北十三条西５丁目～１２丁目、北十四条西５丁目～１２丁目、北十五条西６丁目～１３丁目、北十六条西６丁目～１３丁目、北十七条西７丁目～１３丁目	札幌市 北区 第１区に属しない区域 札幌市 東区	札幌市 西区 第１区に属しない区域 札幌市 手稲区 小樽市 北海道後志総合振興局管内	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 北海道上川総合振興局管内	夕張市 岩見沢市 留萌市 美唄市 芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 北海道空知総合振興局管内 北海道留萌振興局管内	北見市 網走市 稚内市 紋別市 北海道宗谷総合振興局管内 北海道オホーツク総合振興局管内

※第３区、第５区、第７区～第９区、第11区は選挙区の変更はありません。

北海道
札 幌 市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

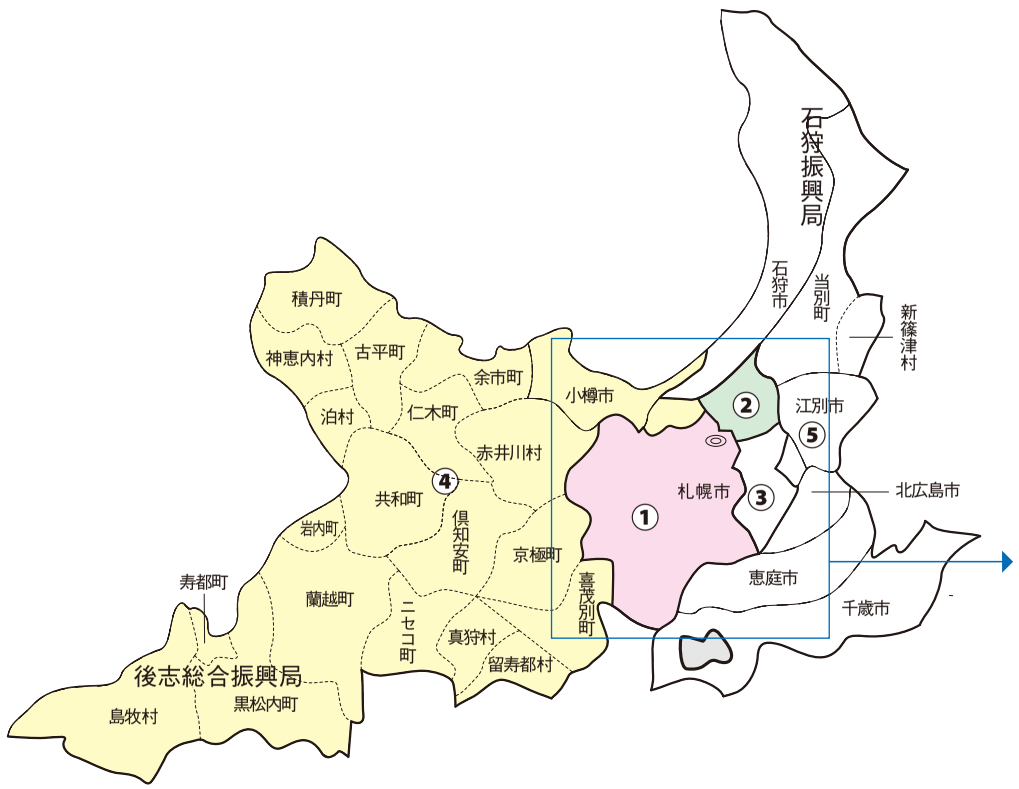

[改定前]

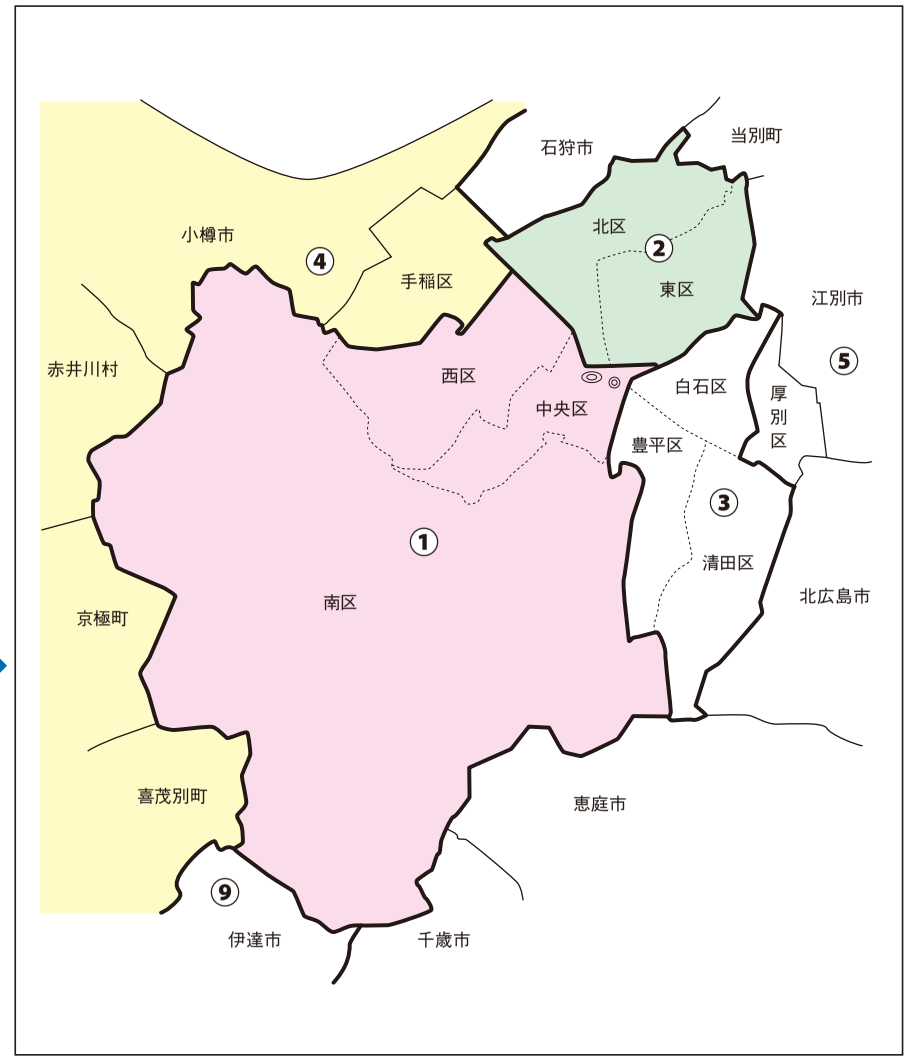

◎:道庁　◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

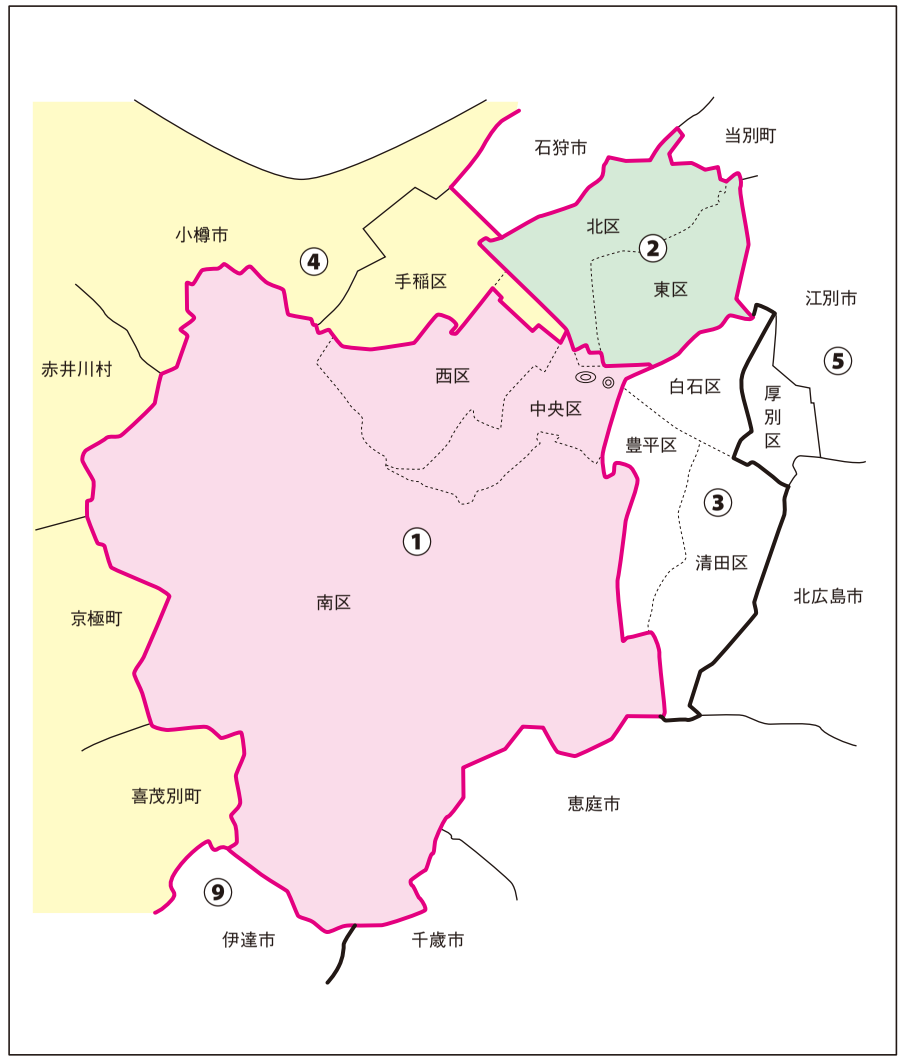

◎:道庁　◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

旧選挙区

第1区	第2区	第4区
札幌市 中央区 南区 札幌市 西区	札幌市 北区 札幌市 東区	札幌市 手稲区

新選挙区

第1区

札幌市 中央区 南区

札幌市 西区

山の手一条１丁目～１３丁目、山の手二条１丁目～１２丁目、山の手三条１丁目～１２丁目、山の手四条１丁目～１１丁目、山の手五条１丁目～１０丁目、山の手六条１丁目～９丁目、山の手七条５丁目～８丁目、山の手、二十四軒一条１丁目～７丁目、二十四軒二条１丁目～７丁目、二十四軒三条１丁目～７丁目、二十四軒四条１丁目～７丁目、琴似一条１丁目～７丁目、琴似二条１丁目～７丁目、琴似三条１丁目～７丁目、琴似四条１丁目～７丁目、発寒六条１４丁目、発寒七条１４丁目、発寒八条１３丁目（１４番）、発寒八条１４丁目、発寒九条１３丁目（５番から７番まで）、発寒九条１４丁目、小別沢、宮の沢一条１丁目～５丁目、宮の沢二条１丁目～５丁目、宮の沢三条２丁目～５丁目、宮の沢四条３丁目～５丁目、宮の沢、西町南１丁目～２１丁目、西町北１丁目～２０丁目、西野一条１丁目～９丁目、西野二条１丁目～１０丁目、西野三条１丁目～１０丁目、西野四条１丁目～１０丁目、西野五条１丁目～１０丁目、西野六条１丁目～１０丁目、西野七条１丁目～１０丁目、西野八条１丁目～１０丁目、西野九条３丁目～９丁目、西野十条６丁目～９丁目、西野十一条７丁目～９丁目、西野十二条８丁目、西野十三条８丁目、西野十四条８丁目、西野、福井１丁目～１０丁目、福井、平和一条２丁目～１１丁目、平和二条１丁目～１１丁目、平和三条４丁目～１０丁目、平和

札幌市 北区 本庁管内

北六条西１丁目～９丁目、北七条西１丁目～１０丁目、北八条西１丁目～１１丁目、北九条西１丁目～１１丁目、北十条西１丁目～１１丁目、北十一条西１丁目～１１丁目、北十二条西５丁目～１２丁目、北十三条西５丁目～１２丁目、北十四条西５丁目～１３丁目、北十五条西６丁目～１３丁目、北十六条西６丁目～１３丁目、北十七条西７丁目～１３丁目

第2区

札幌市 北区 第１区に属しない区域

札幌市 東区

第4区

札幌市 西区 第１区に属しない区域

札幌市 手稲区

北海道
札幌市北区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます

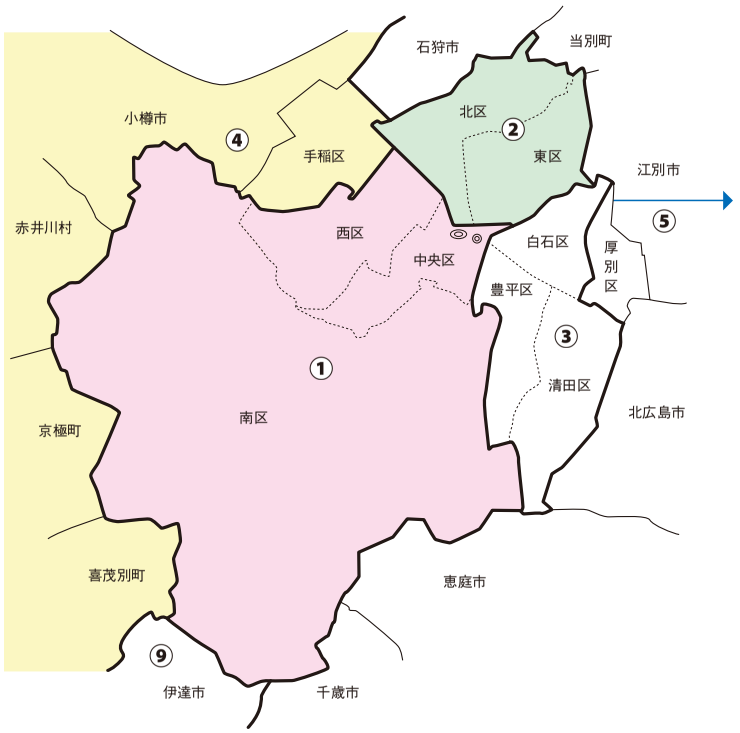

[改定前]

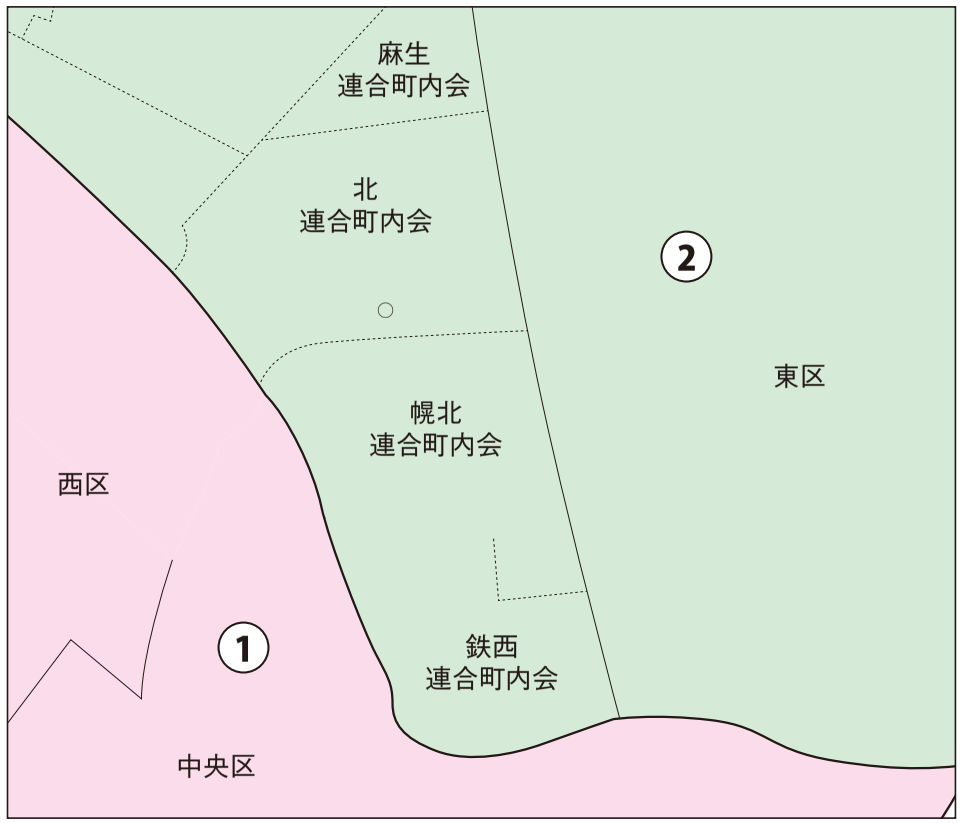

○:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

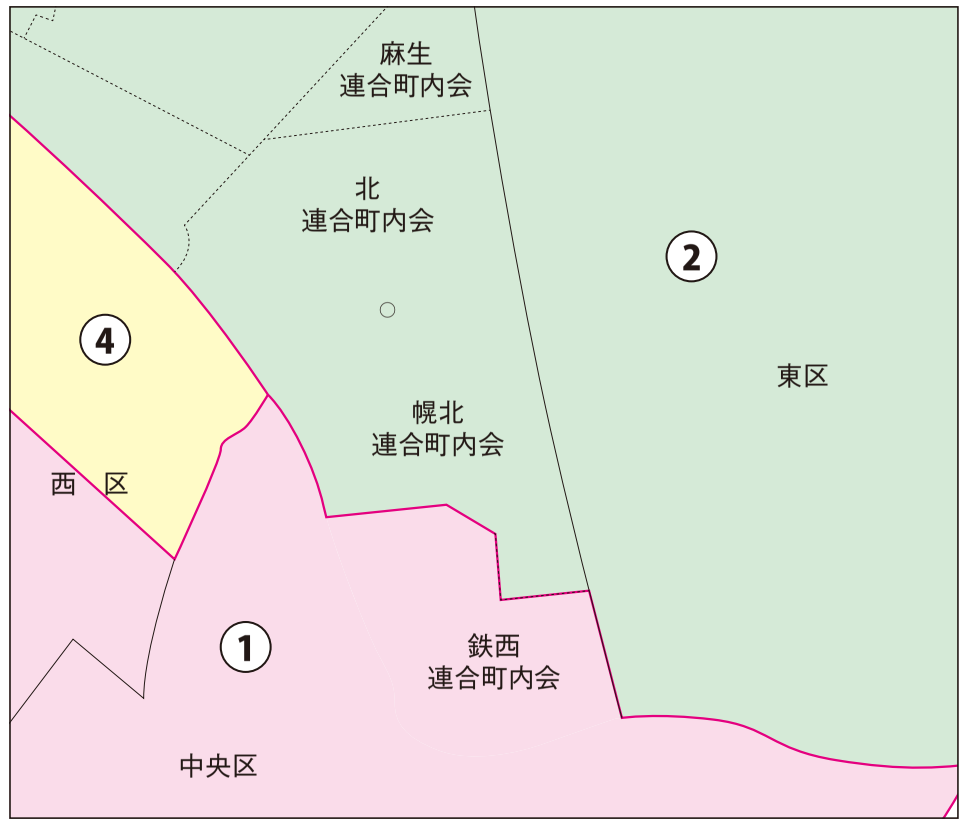

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

札幌市北区

第１区の区域

本庁管内

北六条西1丁目～9丁目、北七条西1丁目～10丁目、北八条西1丁目～11丁目、北九条西1丁目～11丁目、北十条西1丁目～11丁目、北十一条西1丁目～11丁目、北十二条西5丁目～12丁目、北十三条西5丁目～12丁目、北十四条西5丁目～13丁目、北十五条西6丁目～13丁目、北十六条西6丁目～13丁目、北十七条西7丁目～13丁目

第２区の区域

本庁管内

北十二条西1丁目～4丁目、北十三条西1丁目～4丁目、北十四条西1丁目～4丁目、北十五条西1丁目～5丁目、北十六条西1丁目～5丁目、北十七条西1丁目～6丁目、北十八条西2丁目～13丁目、北十九条西2丁目～13丁目、北二十条西2丁目～13丁目、北二十一条西2丁目～13丁目、北二十二条西2丁目～13丁目、北二十三条西2丁目～14丁目、北二十四条西2丁目～19丁目、北二十五条西2丁目～9丁目、北二十五条西11丁目～18丁目、北二十六条西2丁目～9丁目、北二十六条西12丁目～17丁目、北二十七条西2丁目～16丁目、北二十八条西2丁目～15丁目、北二十九条西2丁目～15丁目、北三十条西2丁目～14丁目、北三十一条西2丁目～14丁目、北三十二条西2丁目～13丁目、北三十三条西2丁目～12丁目、北三十四条西2丁目～11丁目、北三十五条西2丁目～10丁目、北三十六条西2丁目～10丁目、北三十七条西2丁目～9丁目、北三十八条西2丁目～8丁目、北三十九条西3丁目～7丁目、北四十条西4丁目～6丁目、新川一条1丁目～6丁目、新川二条1丁目～13丁目、新川三条1丁目～20丁目、新川四条1丁目～20丁目、新川五条1丁目～6丁目、新川五条14丁目～16丁目、新川五条20丁目、新川六条14丁目～16丁目、新川六条20丁目、新川七条16丁目、新川八条17丁目、新川西一条1丁目～4丁目、新川西一条6丁目、新川西一条7丁目、新川西二条1丁目～7丁目、新川西三条1丁目～7丁目、新川西四条3丁目、新川西四条4丁目、新川西五条4丁目、新川、新琴似一条1丁目～13丁目、新琴似二条1丁目～13丁目、新琴似三条1丁目～13丁目、新琴似四条1丁目～17丁目、新琴似五条1丁目～17丁目、新琴似六条1丁目～17丁目、新琴似七条1丁目～17丁目、新琴似八条1丁目～17丁目、新琴似九条1丁目～16丁目、新琴似十条1丁目～17丁目、新琴似十一条1丁目～17丁目、新琴似十二条1丁目～17丁目、新琴似町、屯田一条1丁目、屯田一条2丁目、屯田二条1丁目～5丁目、屯田三条1丁目～8丁目、屯田四条1丁目～10丁目、屯田五条1丁目～12丁目、屯田六条1丁目～12丁目、屯田七条1丁目～12丁目、屯田八条1丁目～12丁目、屯田九条1丁目～12丁目、屯田十条1丁目～3丁目、屯田十一条1丁目～3丁目、屯田町、麻生町1丁目～9丁目

札幌市北区役所篠路出張所管内

北海道
札幌市西区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

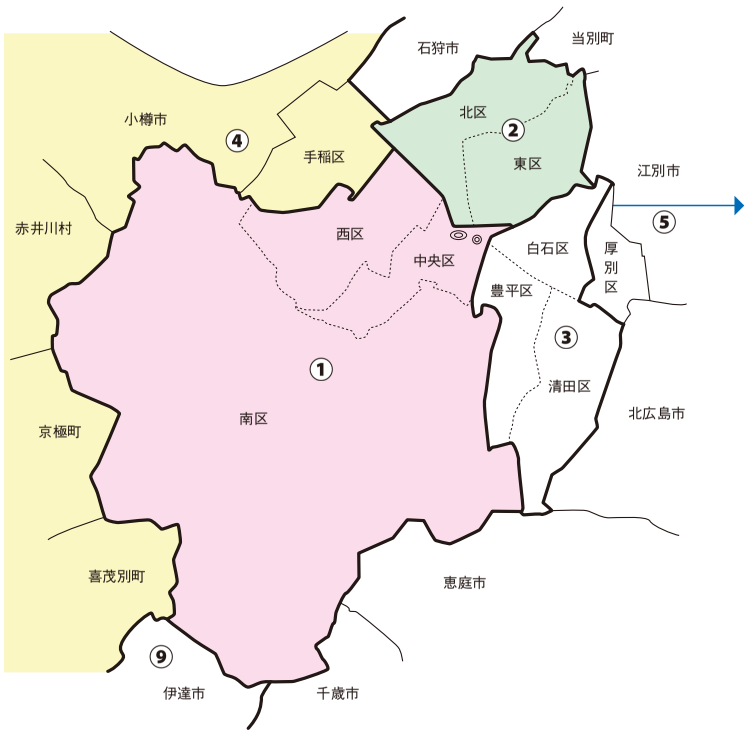

[改定前]

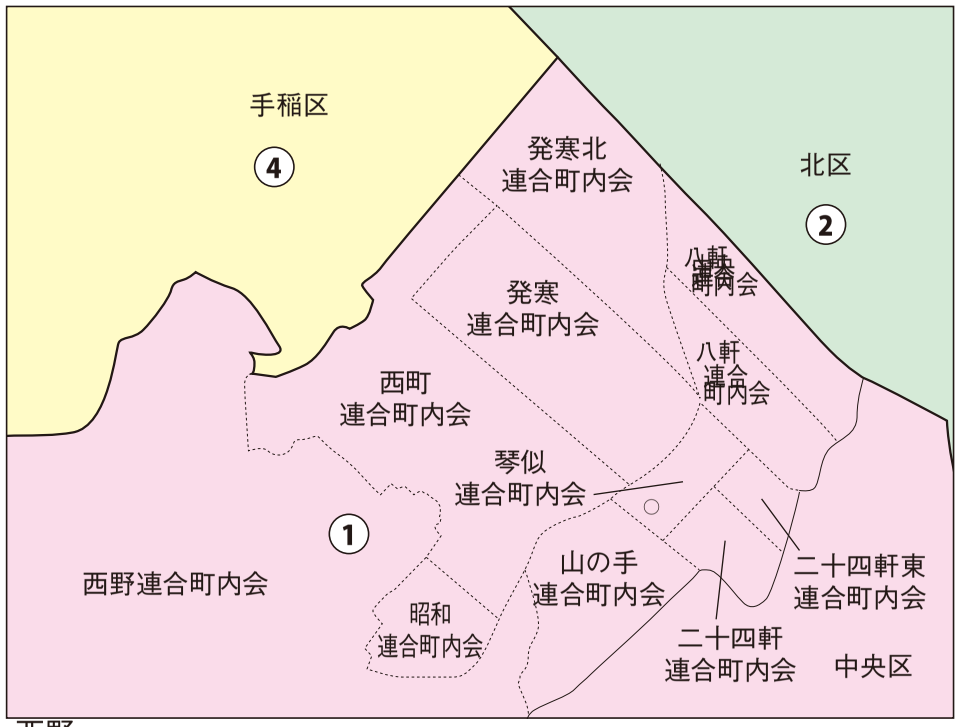

○区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

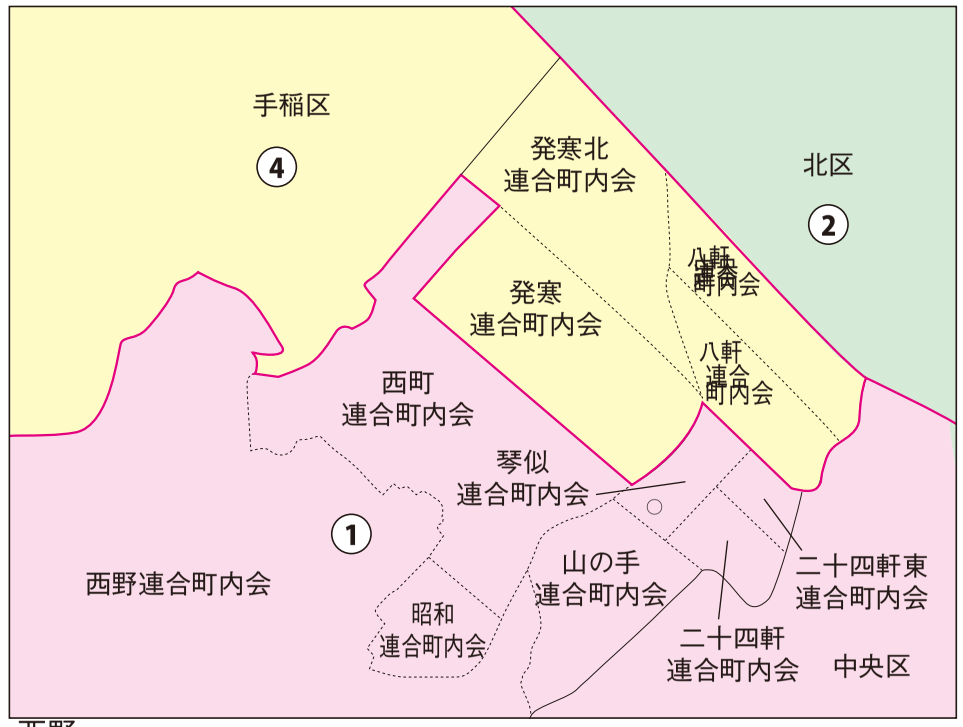

○区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

札幌市西区

第１区の区域

山の手一条1丁目～13丁目、山の手二条1丁目～12丁目、山の手三条1丁目～12丁目、山の手四条1丁目～11丁目、山の手五条1丁目～10丁目、山の手六条1丁目～9丁目、山の手七条5丁目～8丁目、山の手、二十四軒一条1丁目～7丁目、二十四軒二条1丁目～7丁目、二十四軒三条1丁目～7丁目、二十四軒四条1丁目～7丁目、琴似一条1丁目～7丁目、琴似二条1丁目～7丁目、琴似三条1丁目～7丁目、琴似四条1丁目～7丁目、発寒六条14丁目、発寒七条14丁目、発寒八条13丁目（14番）、発寒八条14丁目、発寒九条13丁目（5番から7番まで）、発寒九条14丁目、小別沢、宮の沢一条1丁目～5丁目、宮の沢二条1丁目～5丁目、宮の沢三条2丁目～5丁目、宮の沢四条3丁目～5丁目、宮の沢、西町南1丁目～21丁目、西町北1丁目～20丁目、西野一条1丁目～9丁目、西野二条1丁目～10丁目、西野三条1丁目～10丁目、西野四条1丁目～10丁目、西野五条1丁目～10丁目、西野六条1丁目～10丁目、西野七条1丁目～10丁目、西野八条1丁目～10丁目、西野九条3丁目～9丁目、西野十条6丁目～9丁目、西野十一条7丁目～9丁目、西野十二条8丁目、西野十三条8丁目、西野十四条8丁目、西野、福井1丁目～10丁目、福井、平和一条2丁目～11丁目、平和二条1丁目～11丁目、平和三条4丁目～10丁目、平和

第４区の区域

八軒一条東1丁目～5丁目、八軒二条東1丁目～5丁目、八軒三条東1丁目～5丁目、八軒四条東1丁目～5丁目、八軒五条東1丁目～5丁目、八軒六条東1丁目～5丁目、八軒七条東1丁目～5丁目、八軒八条東1丁目～5丁目、八軒九条東1丁目～5丁目、八軒十条東1丁目～5丁目、八軒一条西1丁目～4丁目、八軒二条西1丁目～4丁目、八軒三条西1丁目～5丁目、八軒四条西1丁目～6丁目、八軒五条西1丁目～6丁目、八軒五条西8丁目～11丁目、八軒六条西1丁目～11丁目、八軒七条西1丁目～11丁目、八軒八条西1丁目～10丁目、八軒九条西1丁目～7丁目、八軒九条西9丁目～11丁目、八軒十条西1丁目～6丁目、八軒十条西9丁目～13丁目、発寒一条2丁目～4丁目、発寒二条1丁目～5丁目、発寒三条1丁目～6丁目、発寒四条1丁目～7丁目、発寒五条2丁目～8丁目、発寒六条3丁目～5丁目、発寒六条7丁目～13丁目、発寒七条4丁目、発寒七条5丁目、発寒七条7丁目～13丁目、発寒八条5丁目、発寒八条7丁目、発寒八条9丁目～12丁目、発寒八条13丁目（14番を除く。）、発寒九条9丁目～12丁目、発寒九条13丁目（5番から7番までを除く。）、発寒十条1丁目～6丁目、発寒十条11丁目～14丁目、発寒十一条1丁目～6丁目、発寒十一条11丁目、発寒十一条12丁目、発寒十一条14丁目、発寒十二条1丁目～5丁目、発寒十二条11丁目～14丁目、発寒十三条2丁目～5丁目、発寒十三条11丁目～14丁目、発寒十四条1丁目～5丁目、発寒十四条11丁目～14丁目、発寒十五条1丁目～4丁目、発寒十五条12丁目～14丁目、発寒十六条1丁目～4丁目、発寒十六条12丁目～14丁目、発寒十七条3丁目、発寒十七条4丁目、発寒十七条13丁目、発寒十七条14丁目

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

青森県

［改定前］

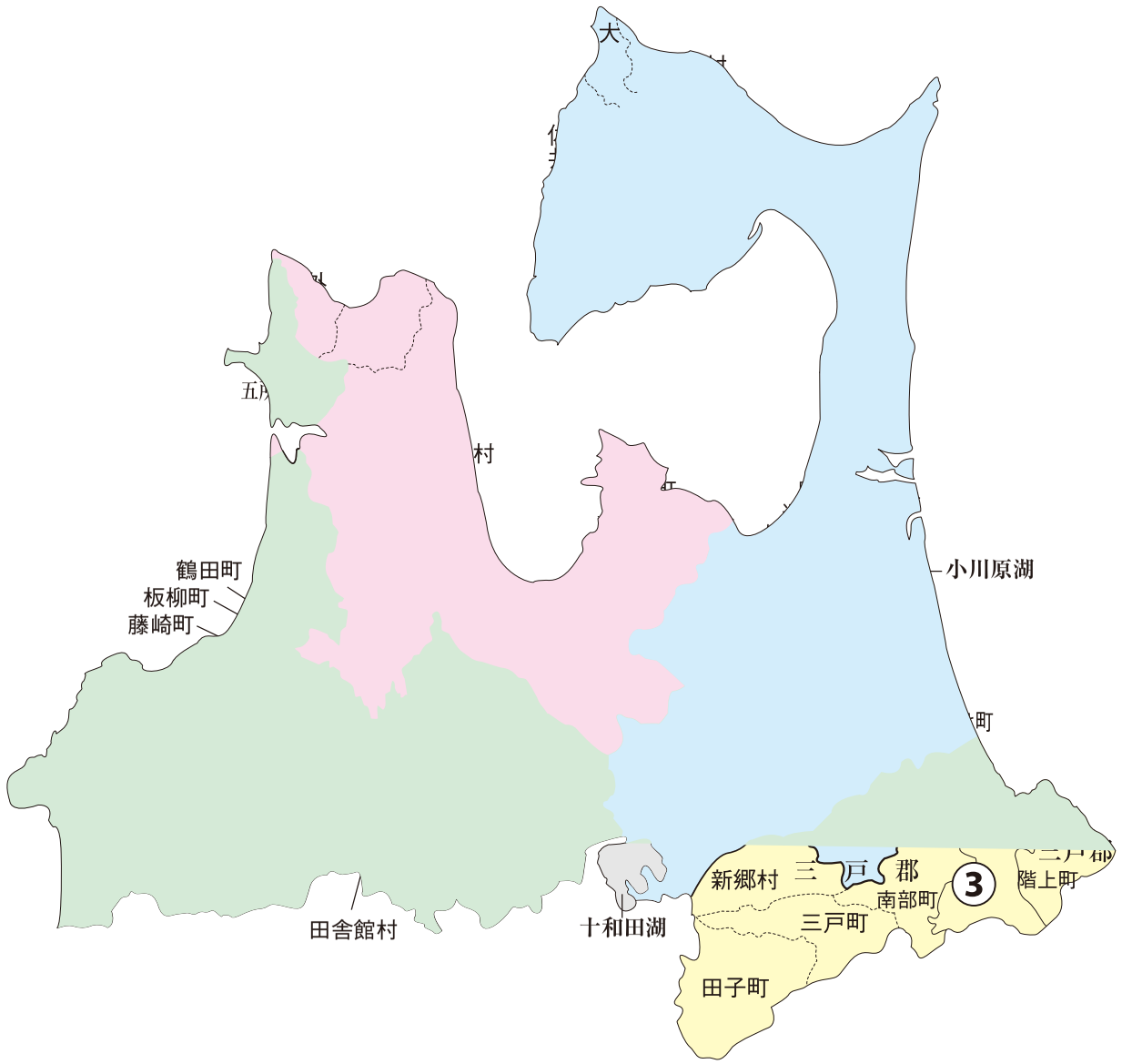

［改定後］

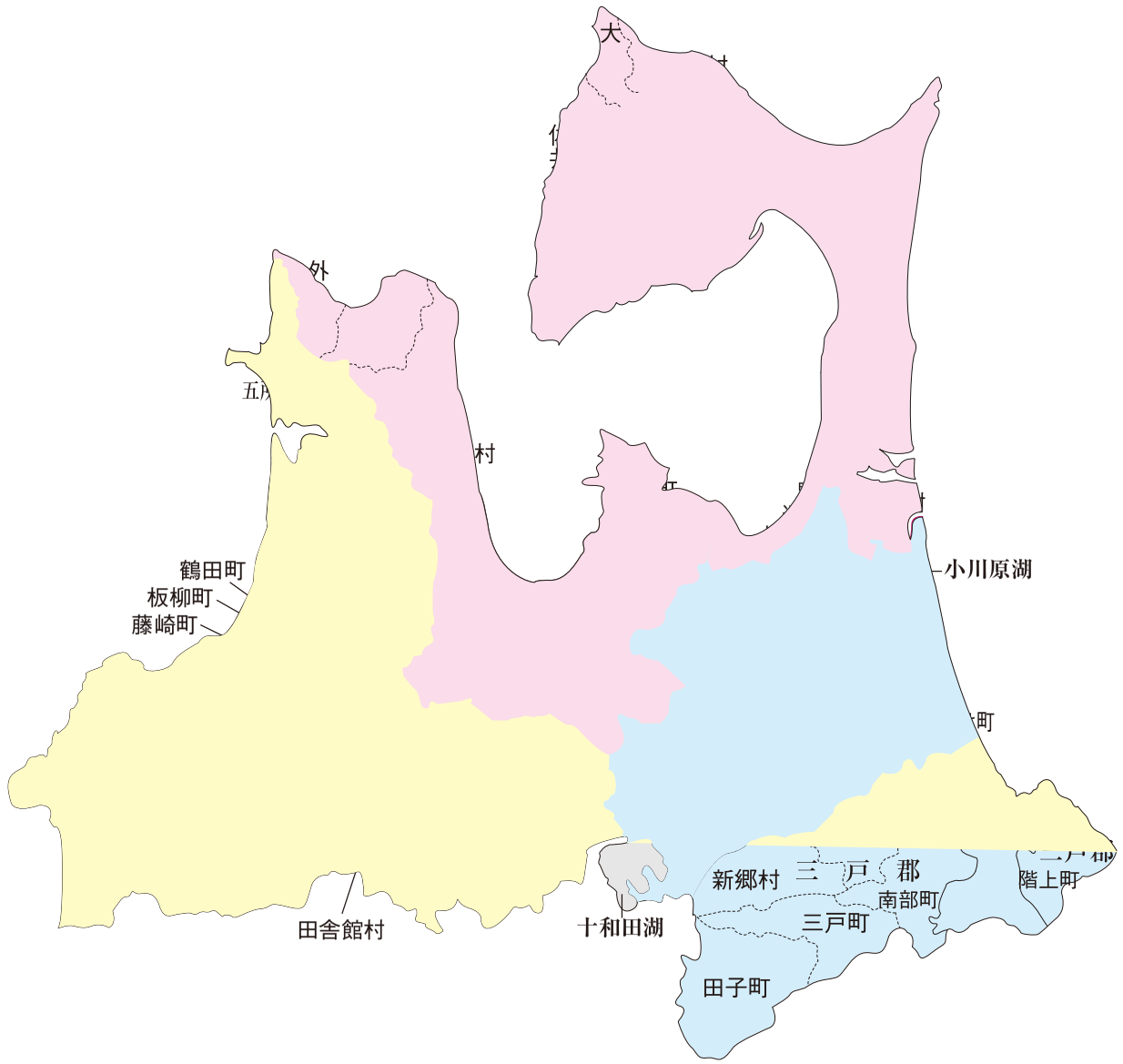

お問い合せは

●総務省選挙部
●都道府県選挙管理委員会
●市区町村選挙管理委員会

旧選挙区

第1区

青森市
- 本庁管内
- 横内支所管内
- 浜館支所管内
- 奥内支所管内
- 原別支所管内
- 後潟支所管内
- 野内支所管内

東津軽郡

五所川原市
北津軽郡

第2区

十和田市
三沢市

三戸郡
五戸町

むつ市
下北郡

上北郡

第3区

八戸市

三戸郡
- 三戸町
- 田子町
- 南部町
- 階上町
- 新郷村

第4区

青森市
- 第１区に属しない区域

弘前市
黒石市
つがる市
平川市
西津軽郡
中津軽郡
南津軽郡

新選挙区

第1区

青森市

東津軽郡

むつ市
下北郡

上北郡
- 野辺地町
- 横浜町
- 六ケ所村

第2区

十和田市
三沢市

三戸郡

上北郡
- 七戸町
- 六戸町
- 東北町
- おいらせ町

八戸市

第3区

五所川原市
北津軽郡

弘前市
黒石市
つがる市
平川市
西津軽郡
中津軽郡
南津軽郡

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

岩手県

［改定前］

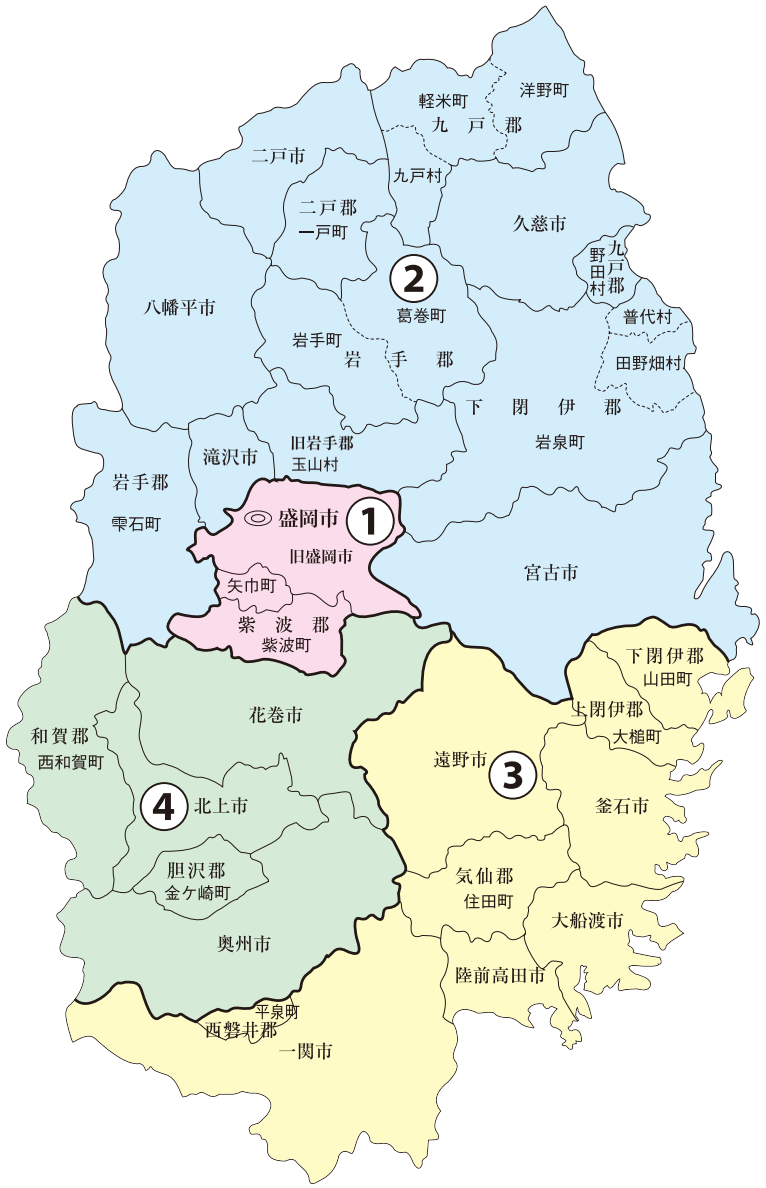

［改定後］

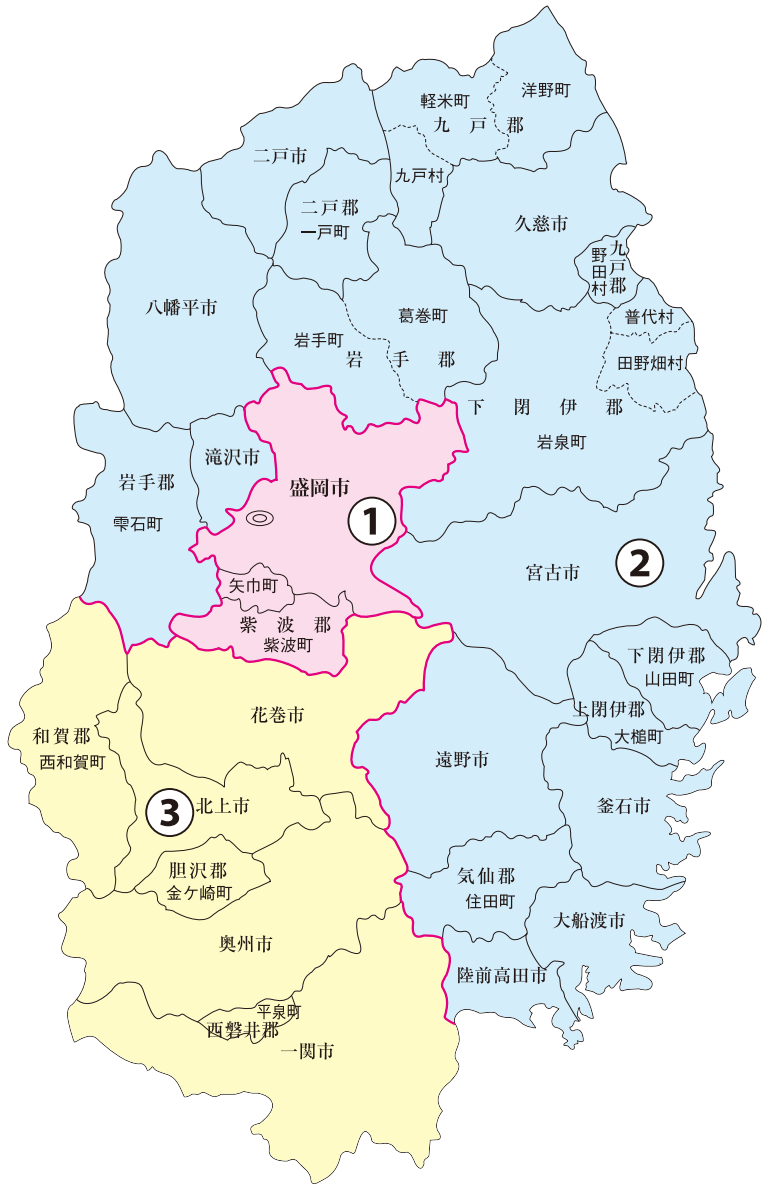

お問い合せは

●総務省選挙部
●都道府県選挙管理委員会
●市区町村選挙管理委員会

旧選挙区

第1区

盛岡市
- 本庁管内
- 盛岡市役所青山支所管内
- 盛岡市役所築川支所管内
- 盛岡市役所太田支所管内
- 盛岡市役所繋支所管内
- 盛岡市役所都南総合支所管内

紫波郡

第2区

盛岡市 第１区に属しない区域

宮古市
久慈市
二戸市
八幡平市
滝沢市
岩手郡
九戸郡
二戸郡

下閉伊郡
岩泉町
田野畑村
普代村

第3区

大船渡市
遠野市
陸前高田市
釜石市
気仙郡
上閉伊郡

下閉伊郡
山田町

一関市
西磐井郡

第4区

花巻市
北上市
奥州市
和賀郡
胆沢郡

新選挙区

第1区

盛岡市
紫波郡

第2区

宮古市
久慈市
二戸市
八幡平市
滝沢市
岩手郡
九戸郡
二戸郡

大船渡市
遠野市
陸前高田市
釜石市
気仙郡
上閉伊郡

下閉伊郡

第3区

一関市
西磐井郡

花巻市
北上市
奥州市
和賀郡
胆沢郡

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

宮 城 県

［改定前］

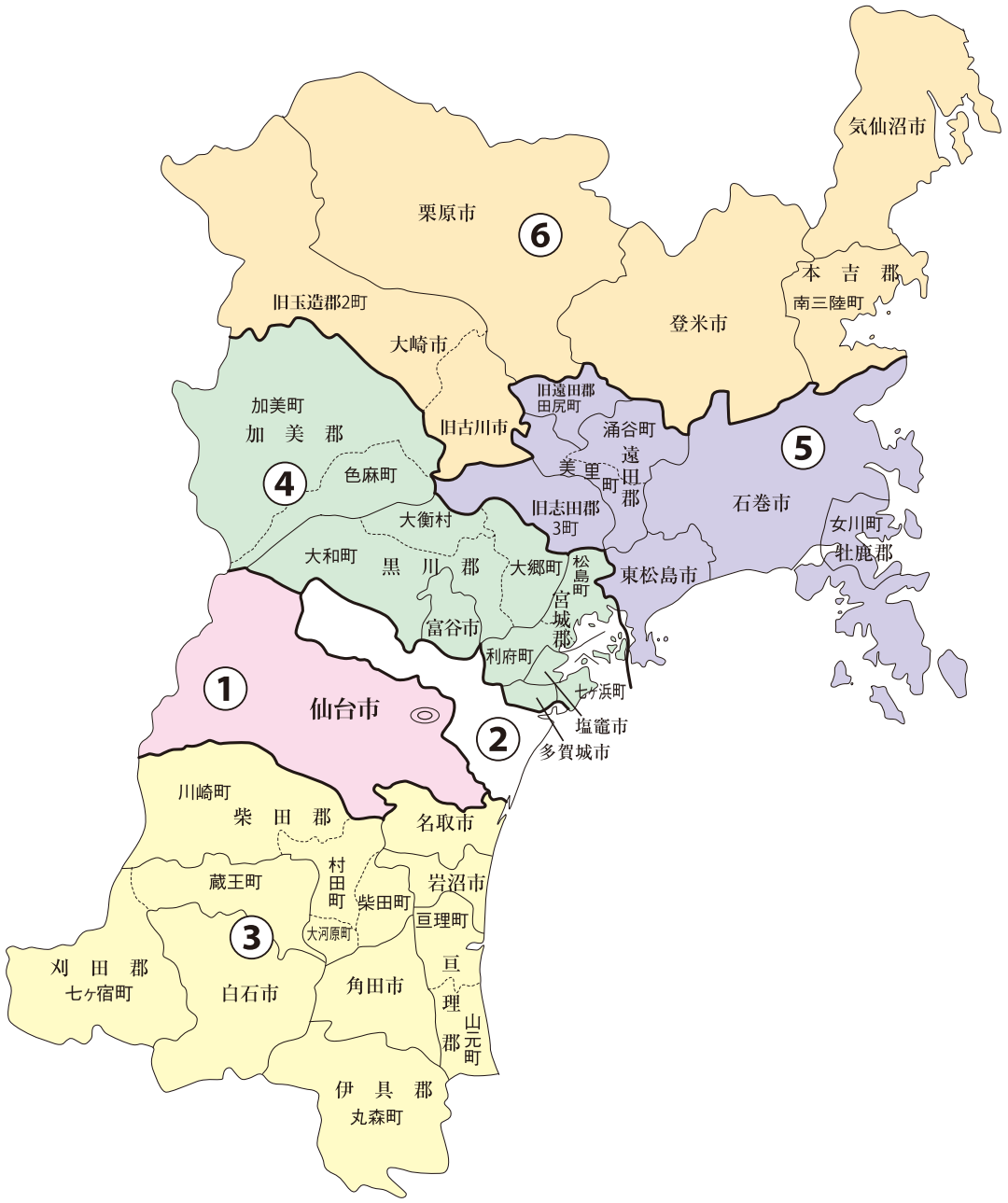

［改定後］

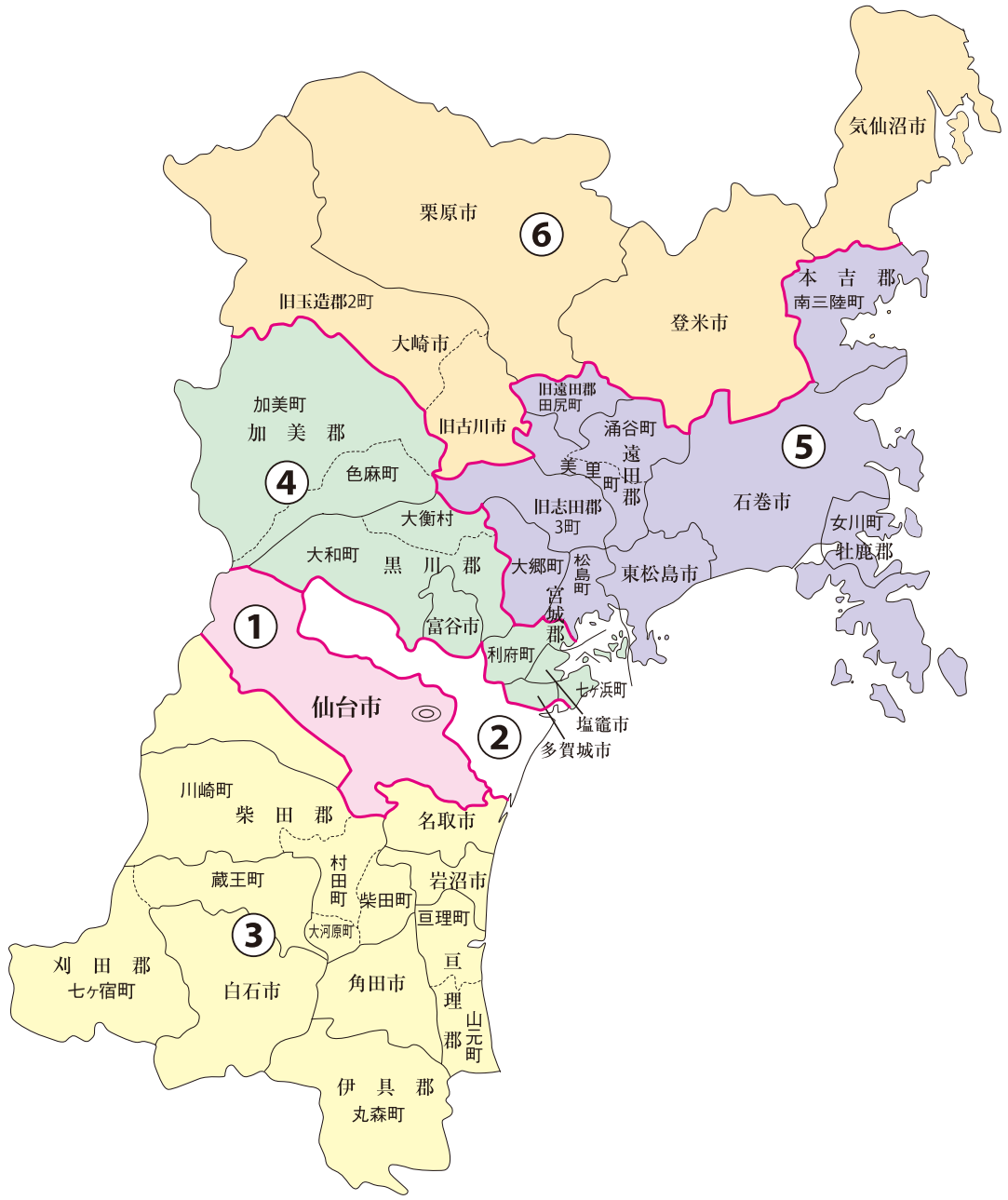

お問い合せは

●総務省選挙部
●都道府県選挙管理委員会
●市区町村選挙管理委員会

旧選挙区

第1区

仙台市
　青葉区

仙台市
　太白区

第3区

白石市
名取市
角田市
岩沼市
刈田郡
柴田郡
伊具郡
亘理郡

第4区

塩竈市
多賀城市
富谷市
加美郡

宮城郡
黒川郡

第5区

石巻市
東松島市
大崎市
　大崎市松山総合支所管内
　大崎市三本木総合支所管内
　大崎市鹿島台総合支所管内
　大崎市田尻総合支所管内
遠田郡
牡鹿郡

第6区

気仙沼市
登米市
栗原市
大崎市
　第５区に
　属しない区域

本吉郡

新選挙区

第1区

仙台市
　青葉区

仙台市
　太白区
　　本庁管内

第3区

仙台市
　太白区
　　第１区に
　　属しない区域

白石市
名取市
角田市
岩沼市
刈田郡
柴田郡
伊具郡
亘理郡

第4区

塩竈市
多賀城市
富谷市
加美郡

宮城郡
　七ヶ浜町
　利府町
黒川郡
　大和町
　大衛村

第5区

宮城郡
　松島町
黒川郡
　大郷町

石巻市
東松島市
大崎市
　大崎市松山総合支所管内
　大崎市三本木総合支所管内
　大崎市鹿島台総合支所管内
　大崎市田尻総合支所管内
遠田郡
牡鹿郡

本吉郡

第6区

気仙沼市
登米市
栗原市
大崎市
　第５区に
　属しない区域

※第２区は選挙区の変更はありません。

宮城県

仙台市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

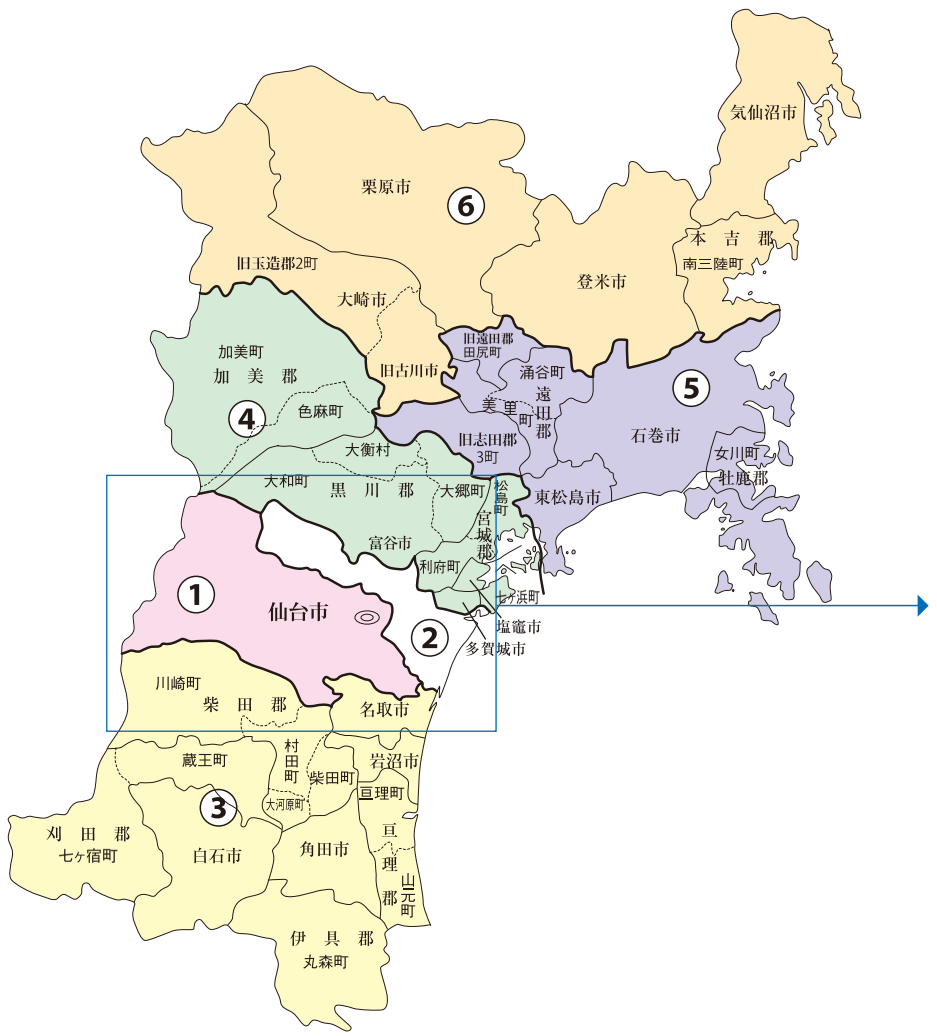

[改定前]

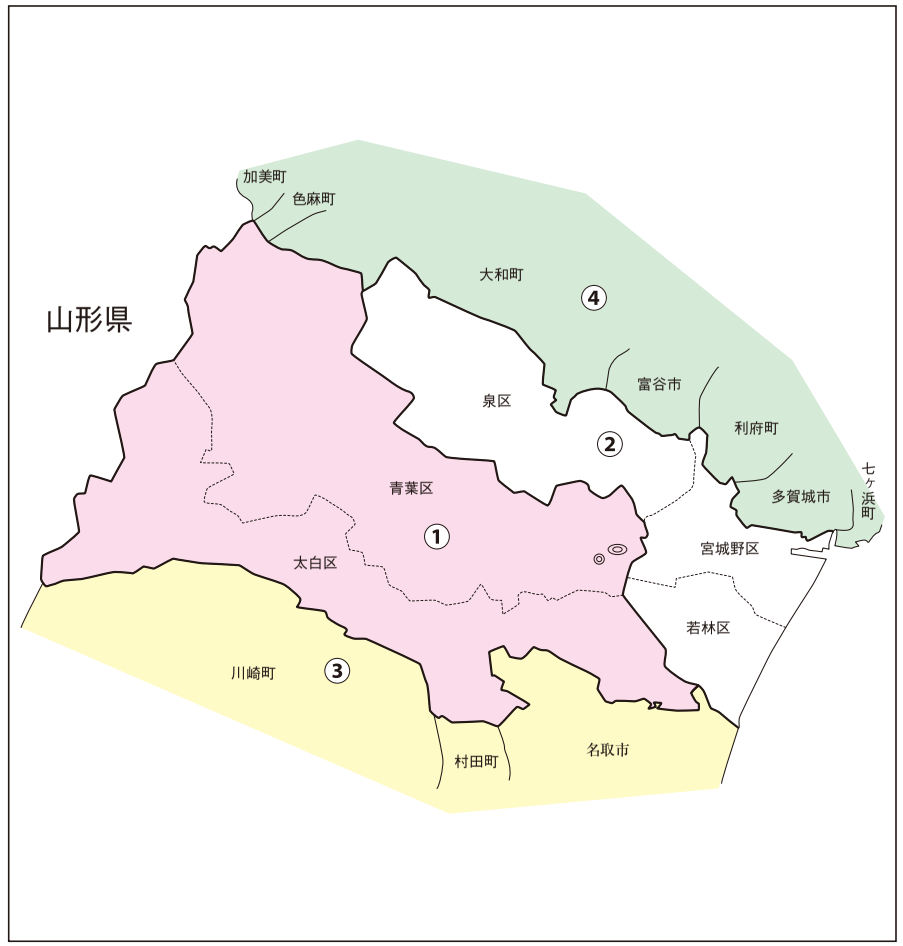

◎:県庁　◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

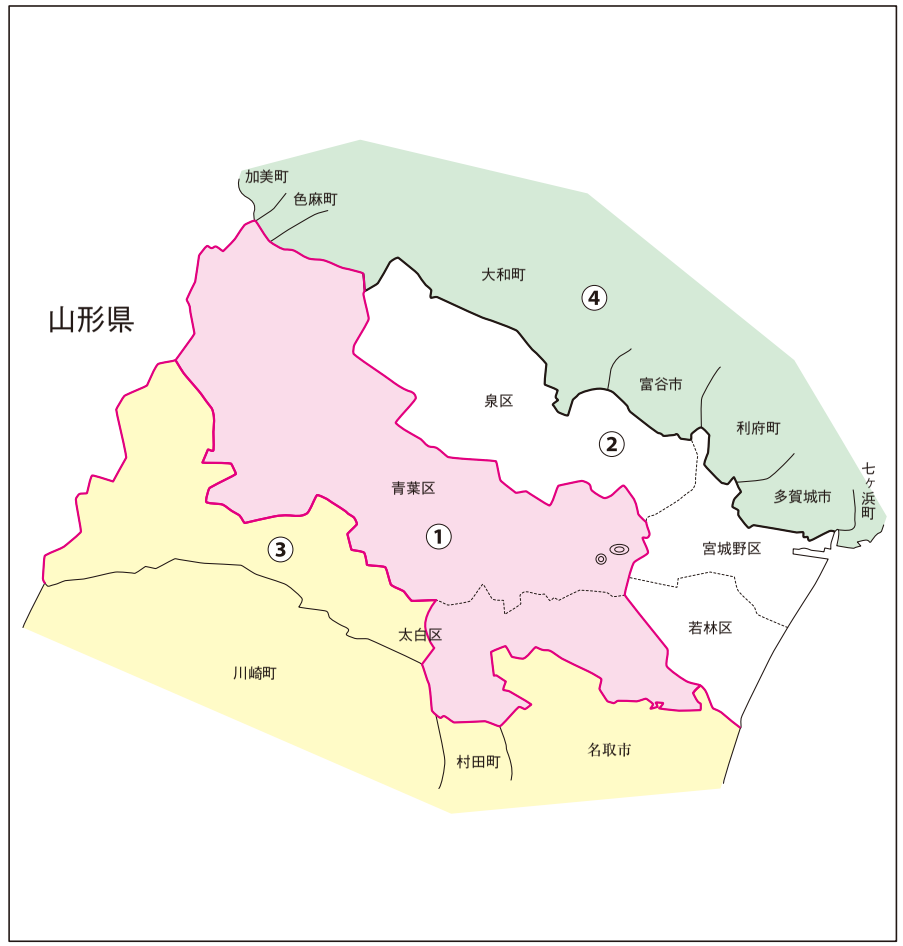

◎:県庁　◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

旧選挙区	第1区	第3区
	仙台市 青葉区 仙台市 太白区	

新選挙区	第1区	第3区
	仙台市 青葉区 仙台市 太白区 本庁管内	仙台市 太白区 第１区に属しない区域（秋保総合支所管内）

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

宮城県

仙台市太白区

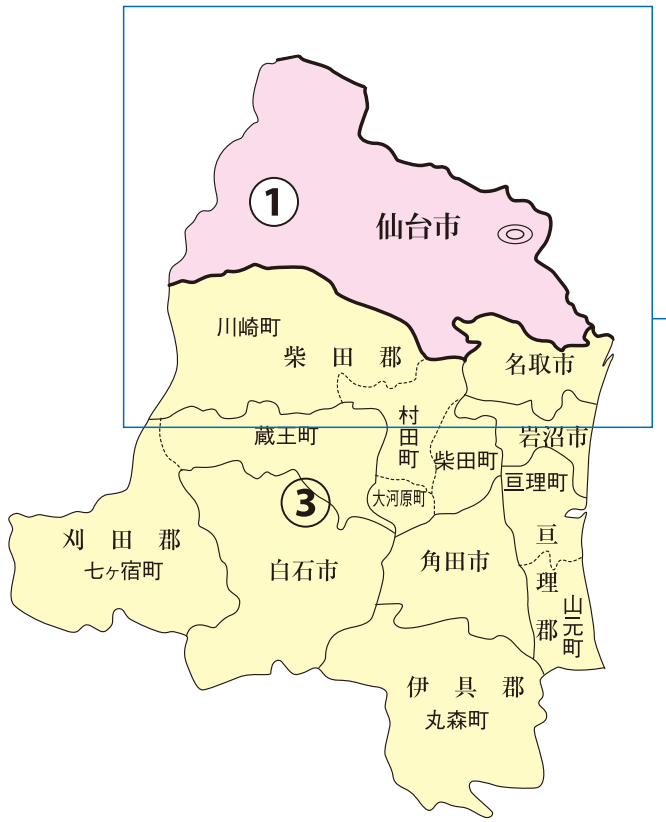

[改定前]

○:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

仙台市太白区

第１区の区域

本庁管内

第３区の区域

太白区役所秋保総合支所管内（秋保町湯向、秋保町境野、秋保町長袋、秋保町馬場、秋保町湯元）

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

福島県

［改定前］

［改定後］

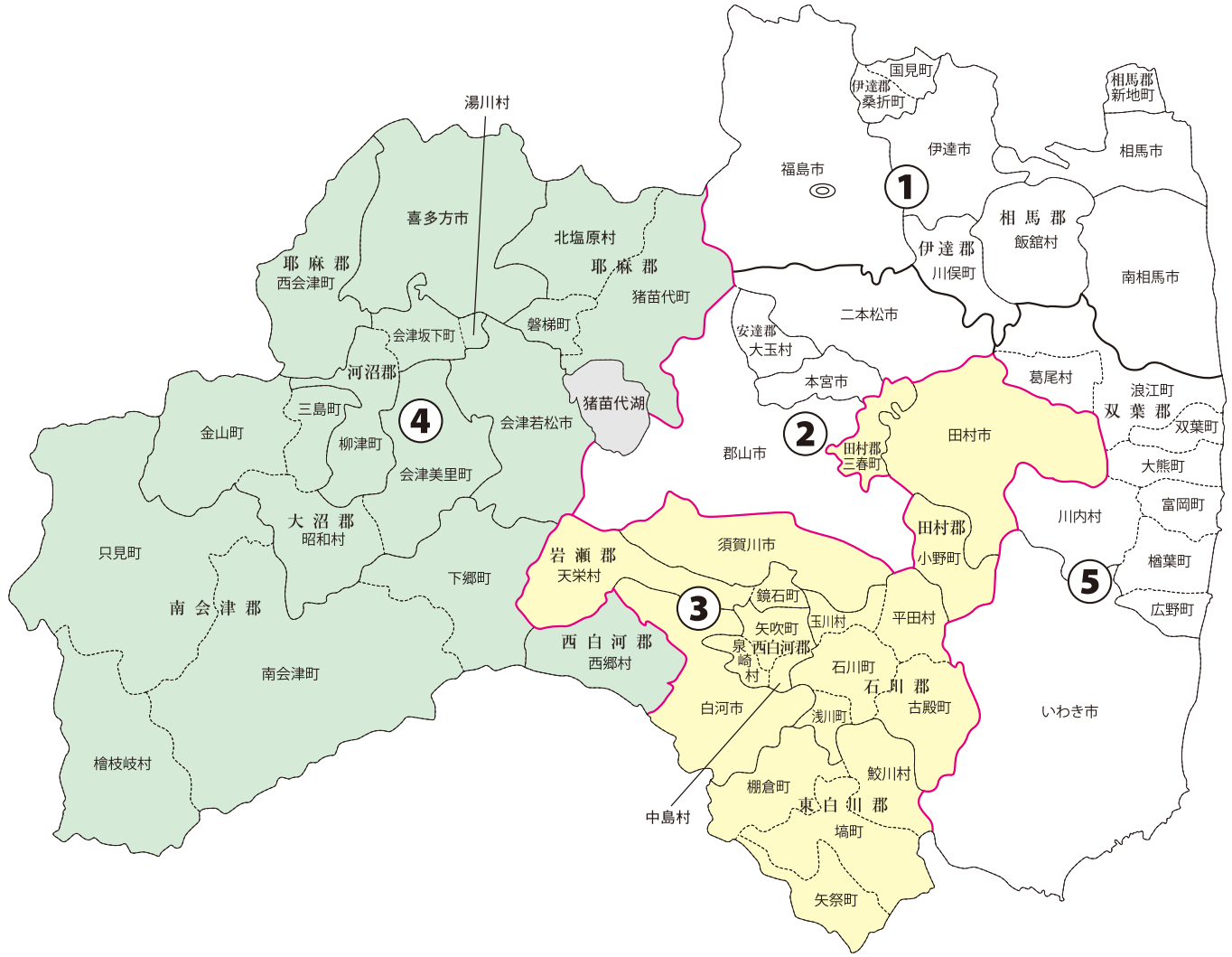

お問い合せは

●総務省選挙部
●都道府県選挙管理委員会
●市区町村選挙管理委員会

旧選挙区	第3区	第4区
	白河市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 東白川郡 石川郡 田村郡 西白河郡	会津若松市 喜多方市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡

新選挙区	第3区	第4区
	白河市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 東白川郡 石川郡 田村郡 西白河郡 泉崎村 中島村 矢吹町	会津若松市 喜多方市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡 西郷村

※第１区、第２区、第５区は選挙区の変更はありません。

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

埼玉県

＜全県図＞

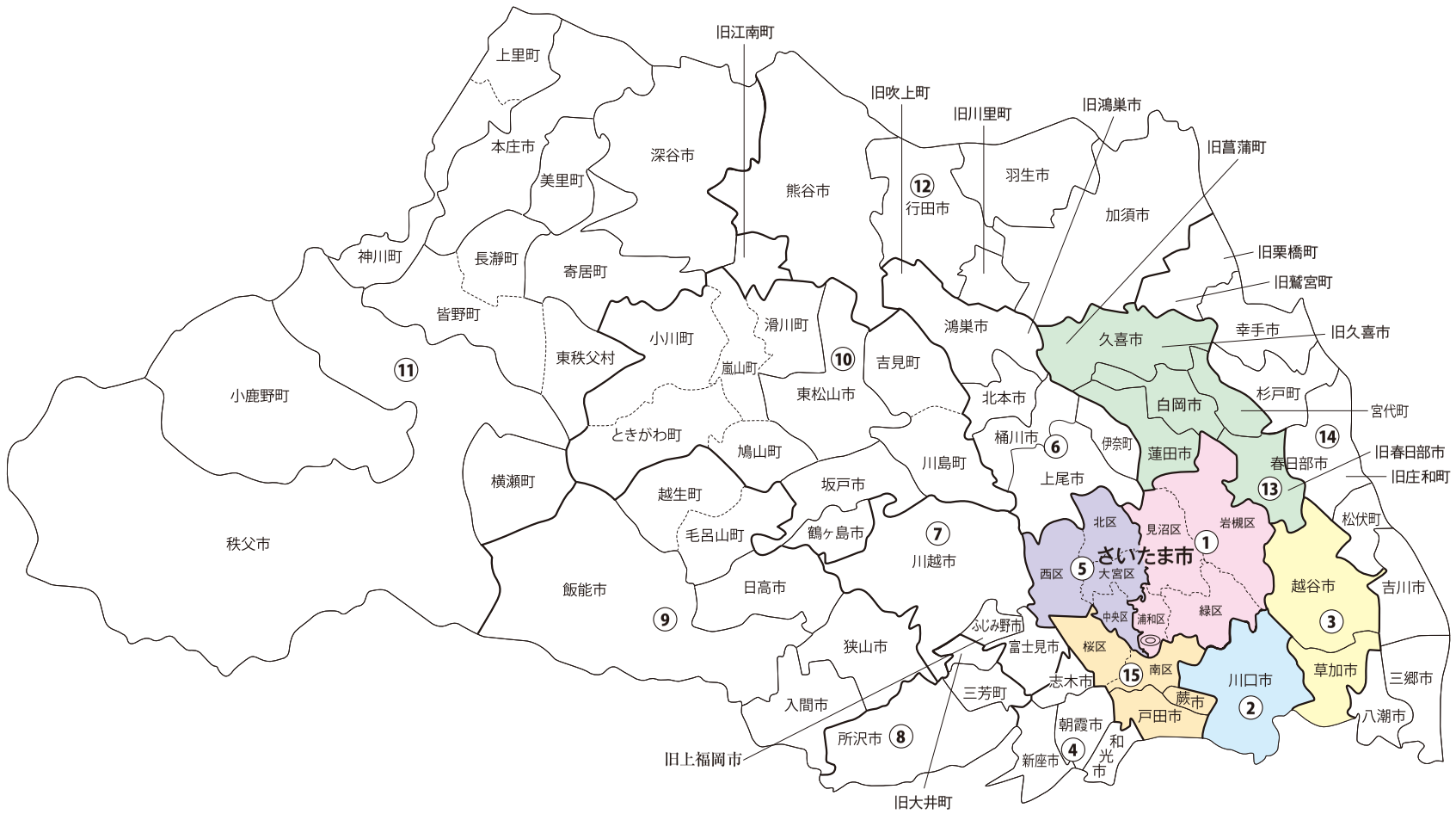

［改定前］

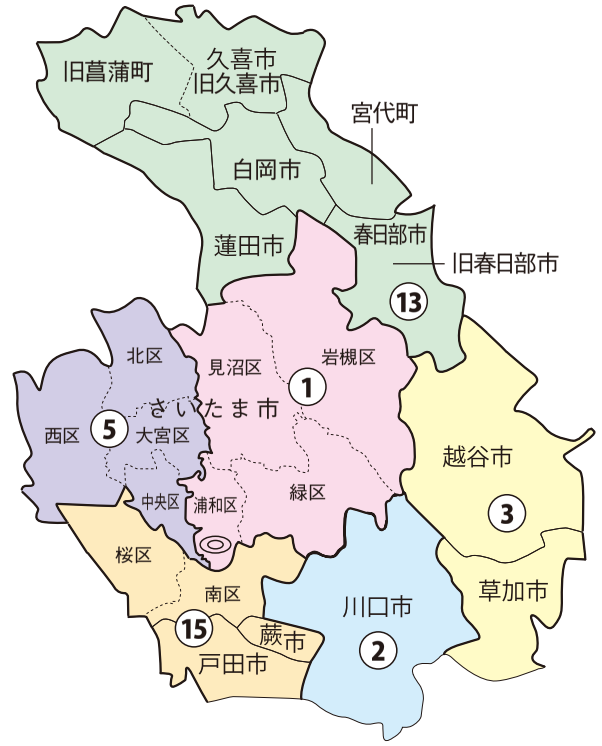

［改定後］

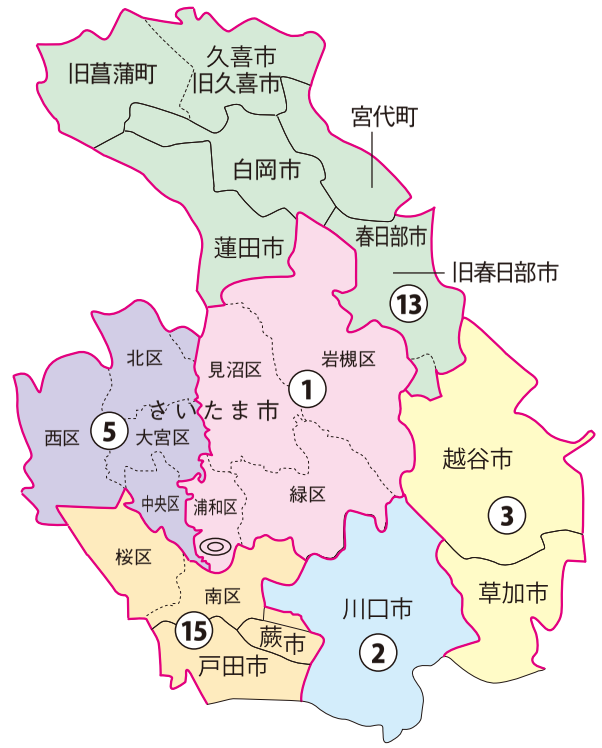

お問い合せは

●総務省選挙部　●都道府県選挙管理委員会
●市区町村選挙管理委員会

旧選挙区

第1区	第2区	第3区	第5区	第13区	第15区
さいたま市 見沼区 浦和区 緑区 岩槻区	川口市	草加市 越谷市	さいたま市 西区 北区 大宮区 中央区	春日部市 赤沼、一ノ割、一ノ割1丁目~4丁目、牛島、内牧、梅田、梅田1丁目~3丁目、梅田本町1丁目、梅田本町2丁目、大枝、大沼1丁目~7丁目、大場、大畑、粕壁、粕壁1丁目~4丁目、粕壁東1丁目~6丁目、上大増新田、上蛭田、小渕、栄町1丁目~3丁目、下大増新田、下蛭田、新川、薄谷、千間1丁目、中央1丁目~8丁目、銚子口、道口蛭田、道順川戸、豊野町1丁目~3丁目、武里中野、新方袋、西八木崎1丁目~3丁目、八丁目、花積、浜川戸1丁目、浜川戸2丁目、樋堀、樋籠、備後西1丁目~5丁目、備後東1丁目~8丁目、藤塚、不動院野、本田町1丁目、本田町2丁目、増富、増戸、増田新田、緑町1丁目~6丁目、南1丁目~5丁目、南栄町、南中曽根、八木崎町、谷原1丁目~3丁目、谷原新田、豊町1丁目~6丁目、六軒町 久喜市 本庁管内 久喜市菖蒲総合支所管内 蓮田市 白岡市 宮代町	さいたま市 桜区 南区 蕨市 戸田市

新選挙区

第1区	第2区	第3区	第5区	第13区	第15区
さいたま市 見沼区（大字砂、砂町２丁目、東大宮２丁目、東大宮３丁目及び東大宮４丁目に属する区域を除く。） 浦和区 緑区 岩槻区	川口市 本庁管内 新郷支所管内 神根支所管内 芝支所管内 芝中田1丁目、芝中田2丁目、芝宮根町、芝高木1丁目、芝高木2丁目、芝東町、芝1丁目、芝2丁目、芝3丁目、芝4丁目、芝下1丁目、芝下2丁目、芝下3丁目、大字芝（3102番地から3198番地までを除く。）、芝西1丁目（1番から11番までを除く。）、芝西2丁目、芝塚原1丁目（1番及び4番を除く。）、芝塚原2丁目、大字伊刈、大字小谷場、柳崎2丁目、柳崎3丁目、柳崎1丁目、柳崎4丁目、柳崎5丁目、北園町、柳根町 安行支所管内 戸塚支所管内 鳩ヶ谷支所管内	草加市 越谷市 赤山町1丁目~5丁目、赤山本町、東町1丁目~6丁目、伊原1丁目、伊原2丁目、大字大里、大沢、大沢1丁目~4丁目、大字大杉、大字大泊、大字大林、大字大房、大字大松、大間野町1丁目~5丁目、大字大吉、大字小曽川、大字上間久里（976番地から1075番地までを除く。）、大字蒲生、蒲生1丁目~4丁目、蒲生茜町、蒲生旭町、蒲生愛宕町、蒲生寿町、蒲生西町1丁目、蒲生西町2丁目、蒲生東町、蒲生本町、蒲生南町、川柳町1丁目~6丁目、瓦曽根1丁目~3丁目、大字北後谷、大字北川崎、北越谷1丁目~5丁目、越ヶ谷、越ヶ谷1丁目~5丁目、越ヶ谷本町、御殿町、相模町1丁目~7丁目、七左町1丁目、七左町4丁目~8丁目、大字下間久里、新川町1丁目、新川町2丁目、新越谷1丁目、新越谷2丁目、神明町1丁目~3丁目、大字砂原、千間台東1丁目~4丁目、大成町1丁目~8丁目、大字中島、中島1丁目~3丁目、大字長島、中町、大字西新井、大字西方、西方1丁目、西方2丁目、大字野島、登戸町、大字花田、花田1丁目~7丁目、東大沢1丁目~5丁目、東越谷1丁目~10丁目、東柳田町、大字平方、平方南町、大字袋山（671番地から679番地まで、681番地から687番地まで、696番地から699番地まで、704番地、728番地から753番地まで、761番地から805番地まで、811番地から837番地まで、843番地、856番地から888番地まで、899番地から952番地まで、978番地から1021番地まで、1081番地から1162番地まで、1164番地から1187番地まで、1191番地から1218番地まで、1677番地、1717番地、1718番地、1756番地、1757番地、1851番地から2001番地まで及び2004番地から2060番地まで）、大字船渡、大字増林、増林1丁目~3丁目、大字増森、増森1丁目、増森2丁目、大字南荻島（1番地から4013番地まで、4095番地、4096番地及び4131番地から4135番地まで）、南越谷1丁目~5丁目、南町1丁目~3丁目、宮前1丁目、宮本町1丁目~5丁目、大字向畑、元柳田町、弥栄町1丁目~4丁目、大字弥十郎、谷中町1丁目~4丁目、柳町、弥生町、流通団地1丁目~4丁目、レイクタウン1丁目~9丁目	さいたま市 西区 北区 大宮区 見沼区 第１区に 属しない区域 中央区	春日部市 赤沼、一ノ割、一ノ割1丁目~4丁目、牛島、内牧、梅田、梅田1丁目~3丁目、梅田本町1丁目、梅田本町2丁目、大枝、大沼1丁目~7丁目、大場、大畑、粕壁、粕壁1丁目~4丁目、粕壁東1丁目~6丁目、上大増新田、上蛭田、小渕、栄町1丁目~3丁目、下大増新田、下蛭田、新川、薄谷、千間1丁目、中央1丁目~8丁目、銚子口、道口蛭田、道順川戸、豊野町1丁目~3丁目、武里中野、新方袋、西八木崎1丁目~3丁目、八丁目、花積、浜川戸1丁目、浜川戸2丁目、樋堀、樋籠、備後西1丁目~5丁目、備後東1丁目~8丁目、藤塚、不動院野、本田町1丁目、本田町2丁目、増富、増戸、増田新田、緑町1丁目~6丁目、南1丁目~5丁目、南栄町、南中曽根、八木崎町、谷原1丁目~3丁目、谷原新田、豊町1丁目~6丁目、六軒町 越谷市 第３区に属しない区域 久喜市 本庁管内 久喜市菖蒲総合支所管内 蓮田市 白岡市 宮代町	さいたま市 桜区 南区 川口市 第２区に 属しない区域 蕨市 戸田市

※第４区、第６区～第12区、第14区は選挙区の変更はありません。

埼玉県

さいたま市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

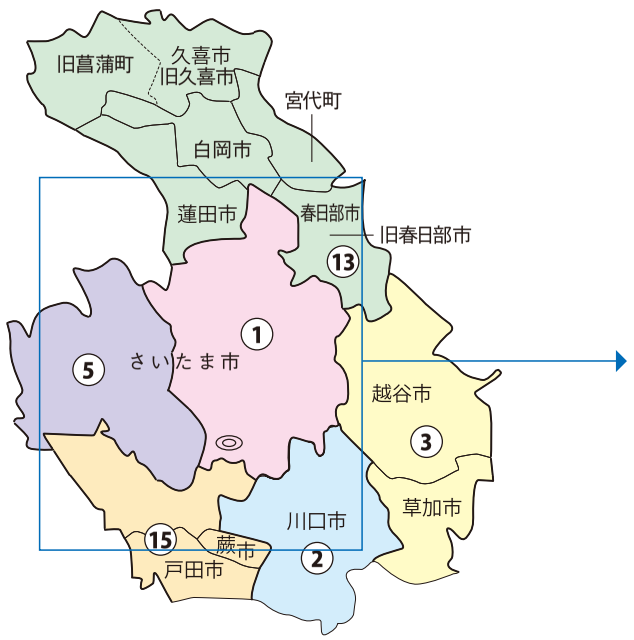

[改定前]

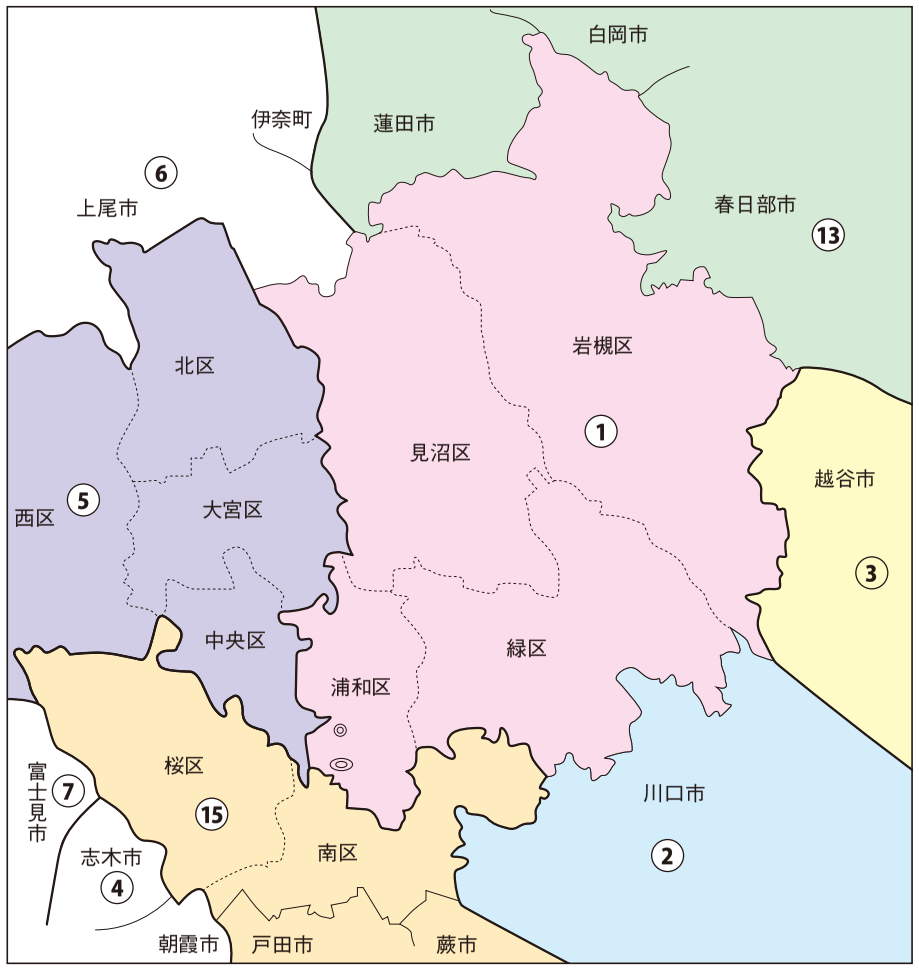

◎:県庁　◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

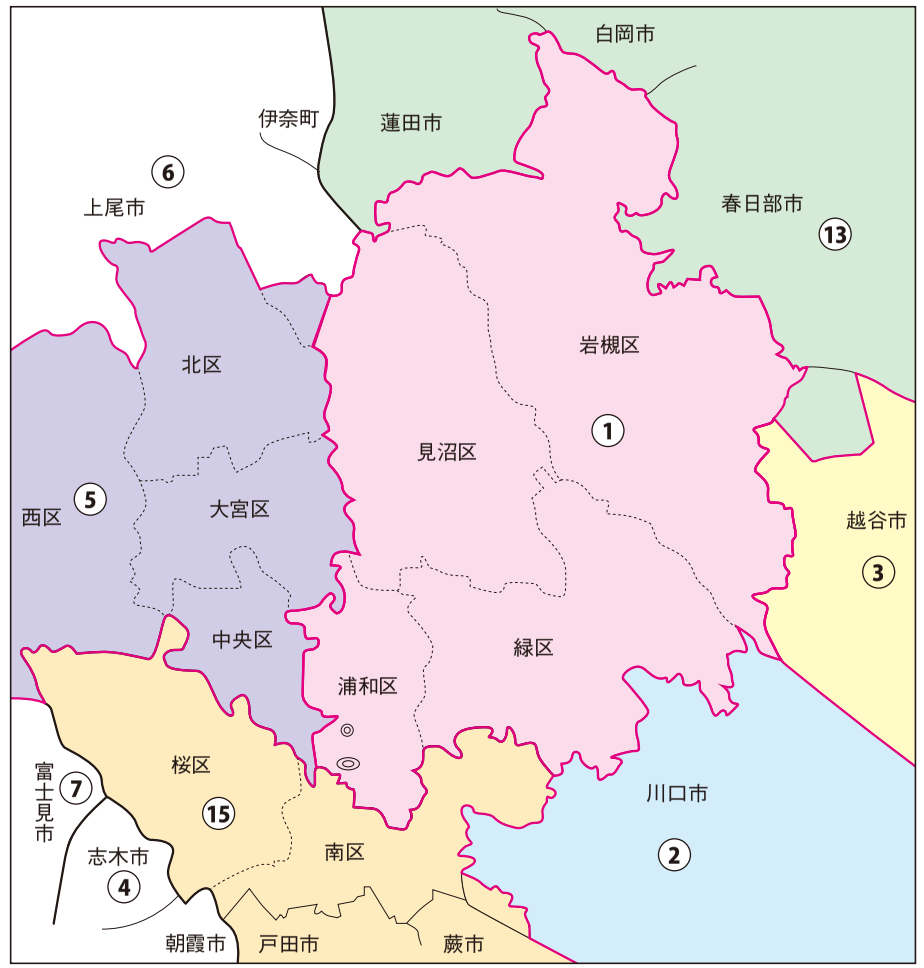

◎:県庁　◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

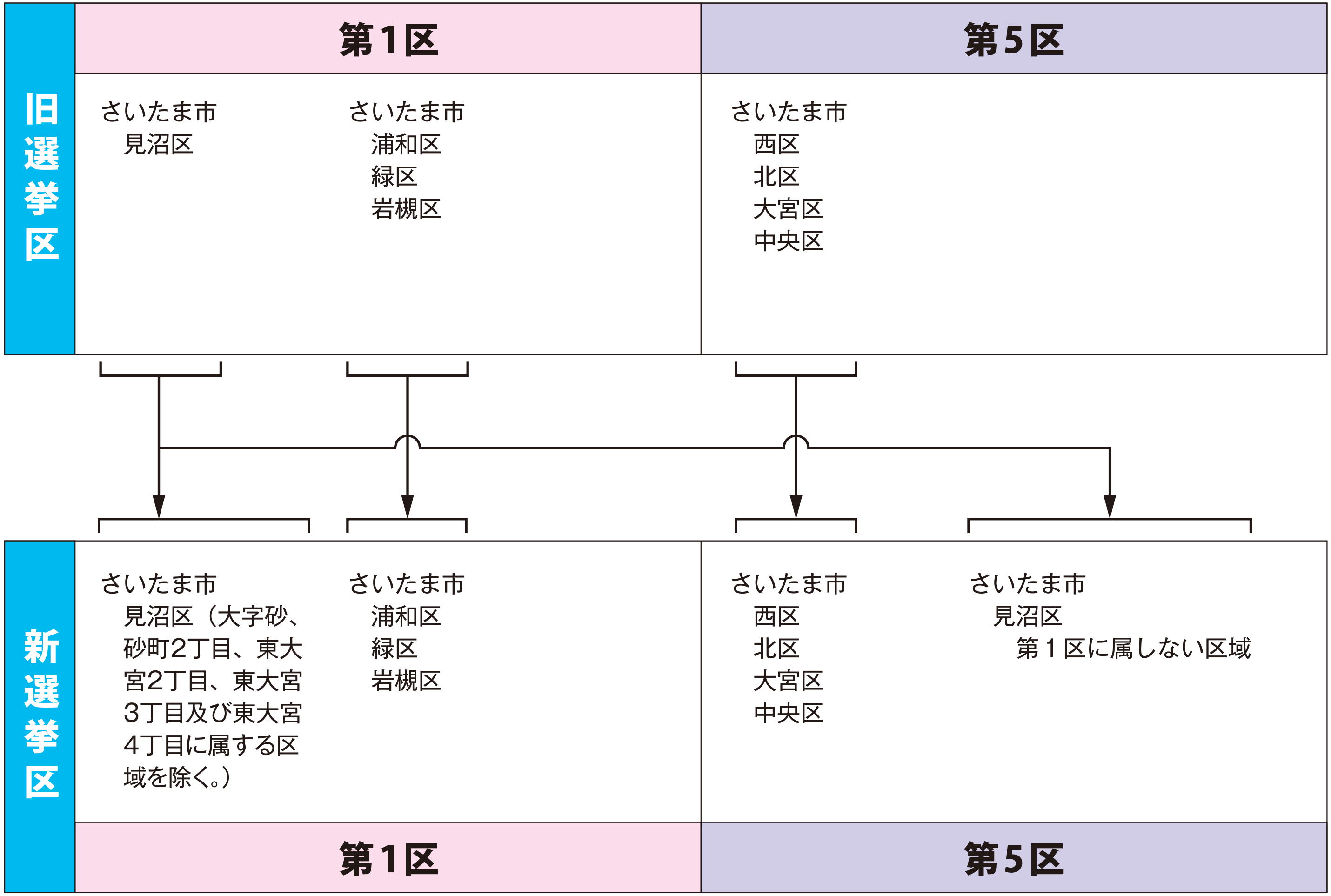
旧選挙区
第1区
さいたま市
見沼区
さいたま市
浦和区
緑区
岩槻区
第5区
さいたま市
西区
北区
大宮区
中央区
新選挙区
さいたま市
見沼区（大字砂、砂町2丁目、東大宮2丁目、東大宮3丁目及び東大宮4丁目に属する区域を除く。）
さいたま市
浦和区
緑区
岩槻区
さいたま市
西区
北区
大宮区
中央区
さいたま市
見沼区
第１区に属しない区域
第1区
第5区

埼玉県
さいたま市見沼区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

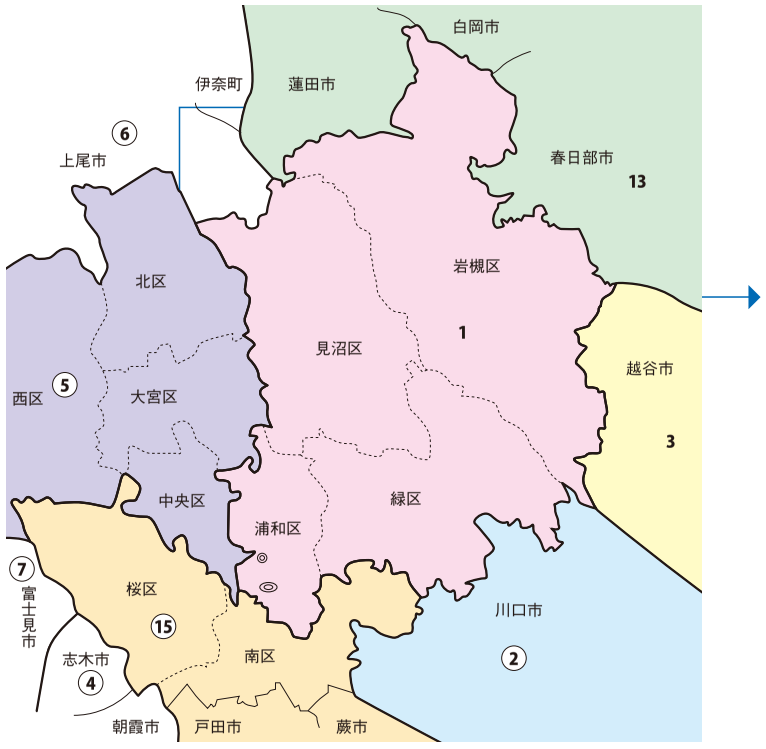

[改定前]

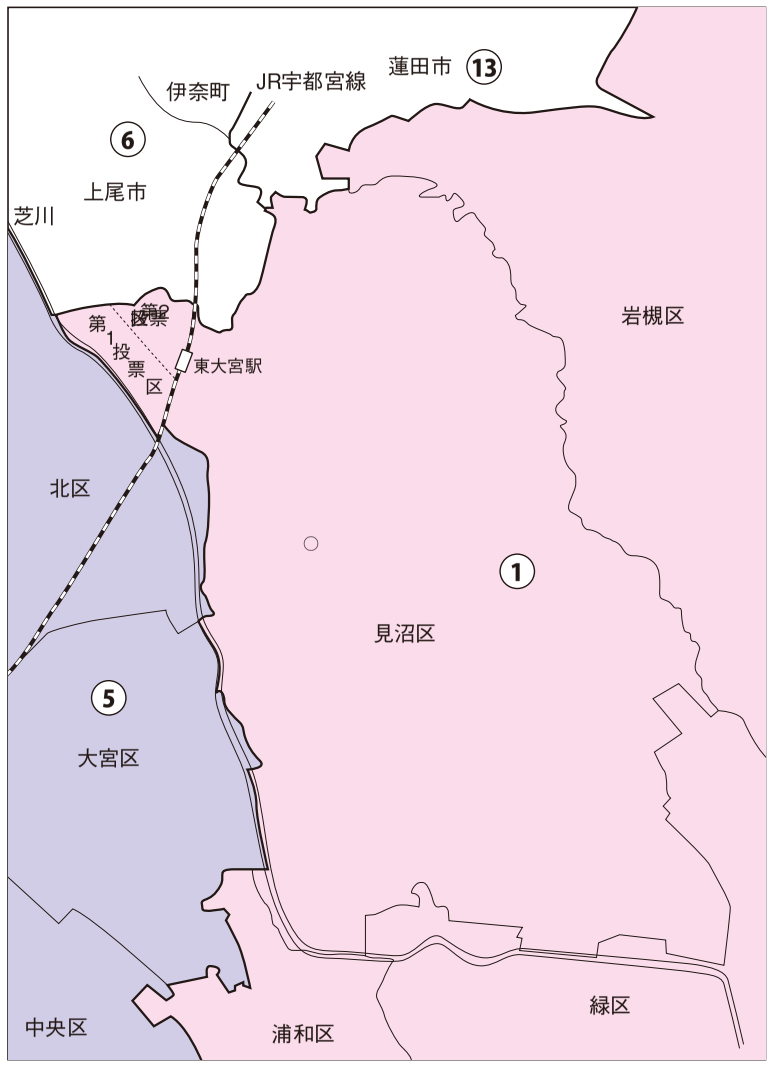

○:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

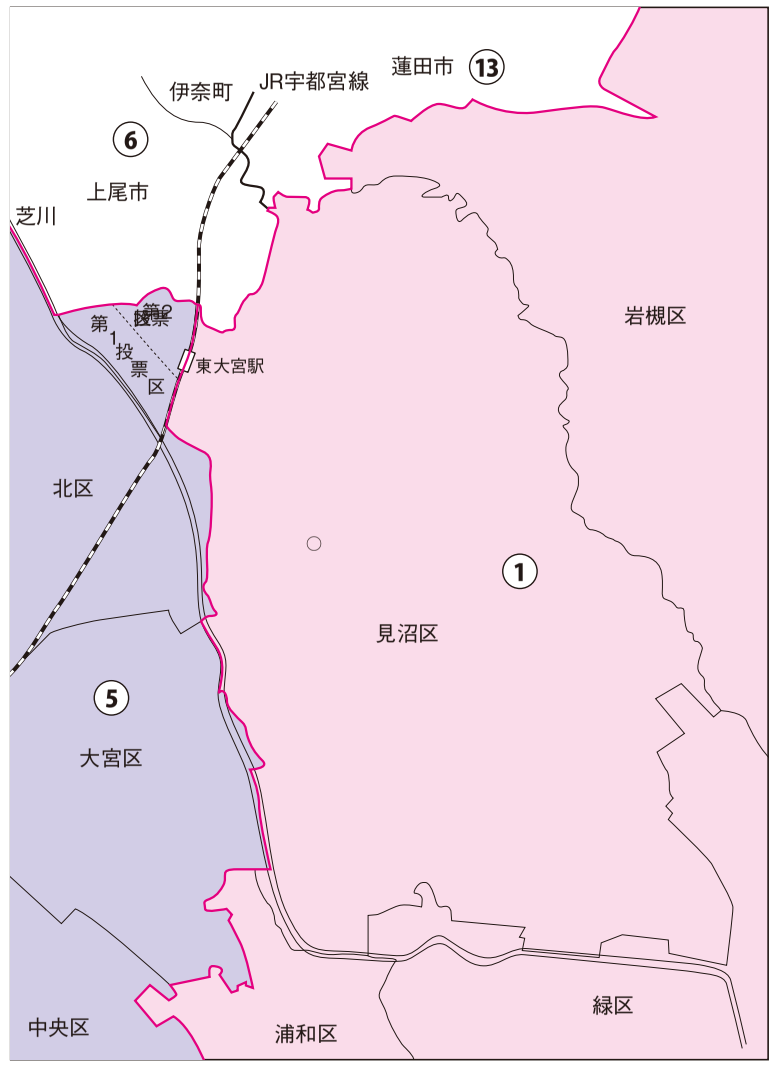

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

さいたま市見沼区

第１区の区域

大字大谷、大和田町１丁目、大和田町２丁目、卸町１丁目、卸町２丁目、大字加田屋新田、加田屋１丁目、加田屋２丁目、大字片柳、片柳１丁目、片柳２丁目、片柳東、大字上山口新田、大字小深作、大字笹丸、大字島、島町、島町１丁目、島町２丁目、大字新右ェ門新田、大字染谷、染谷１丁目、染谷２丁目、染谷３丁目、大字中川、大字新堤、大字西山新田、大字西山村新田、大字蓮沼、春岡１丁目、春岡２丁目、春岡３丁目、春野１丁目、春野２丁目、春野３丁目、春野４丁目、大字東新井、東大宮１丁目、東大宮５丁目、東大宮６丁目、東大宮７丁目、大字東宮下、東宮下１丁目、東宮下２丁目、東宮下３丁目、大字東門前、大字膝子、大字深作、深作１丁目、深作２丁目、深作３丁目、深作４丁目、深作５丁目、大字風渡野、堀崎町、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、大字御蔵、大字南中野、大字南中丸、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔１丁目、宮ヶ谷塔２丁目、宮ヶ谷塔３丁目、宮ヶ谷塔４丁目、大字見山、大字山

第５区の区域

大字砂、砂町２丁目、東大宮２丁目、東大宮３丁目、東大宮４丁目

埼玉県
川口市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

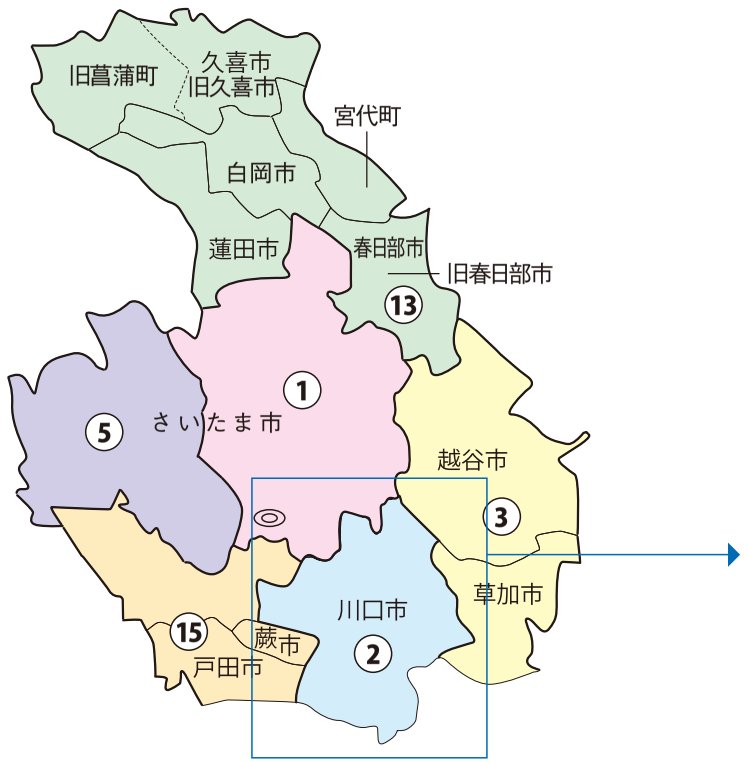

[改定前]

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

川口市

第２区の区域

本庁管内
新郷支所管内
神根支所管内
芝支所管内
　芝中田1丁目、芝中田2丁目、芝宮根町、芝高木1丁目、芝高木2丁目、芝東町、芝1丁目、芝2丁目、芝3丁目、芝4丁目、芝下1丁目、芝下2丁目、芝下3丁目、大字芝（３１０２番地から３１９８番地までを除く。）、芝西1丁目（１番から11番までを除く。）、芝西2丁目、芝塚原1丁目（１番及び４番を除く。）、芝塚原２丁目、大字伊刈、大字小谷場、柳崎2丁目、柳崎3丁目、柳崎1丁目、柳崎4丁目、柳崎5丁目、北園町、柳根町
安行支所管内
戸塚支所管内
鳩ヶ谷支所管内

第１５区の区域

芝支所管内
　芝新町、芝5丁目、芝樋ノ爪1丁目、芝樋ノ爪2丁目、芝富士1丁目、芝富士2丁目、芝園町、大字芝（３１０２番地から３１９８番地まで）、芝西1丁目（１番から11番まで）、芝塚原1丁目（１番及び４番）

埼玉県

越谷市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

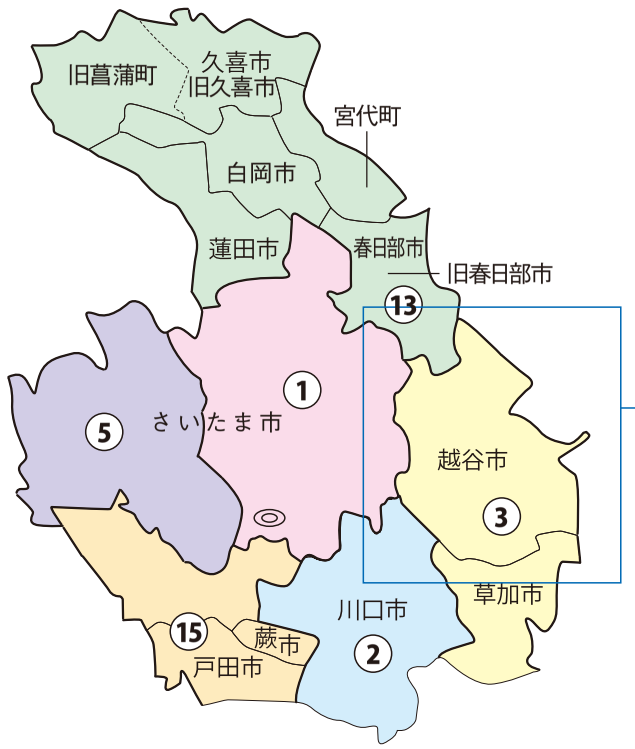

[改定前]

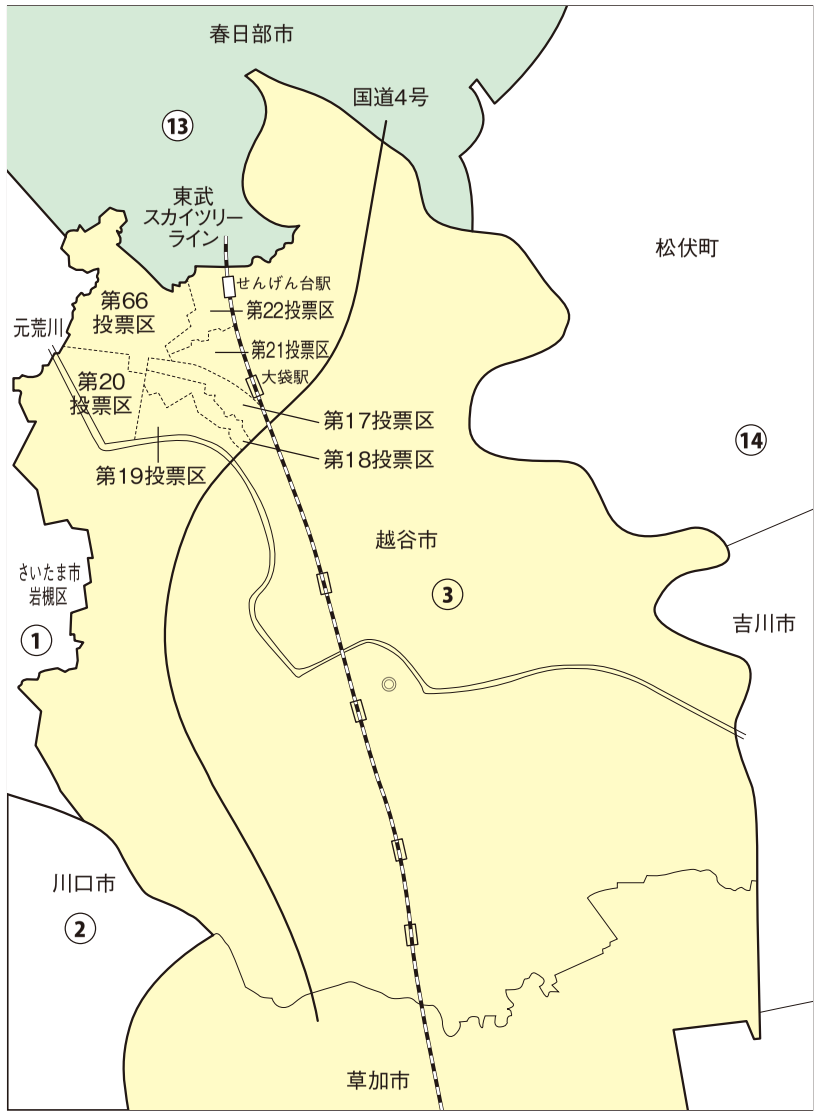

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

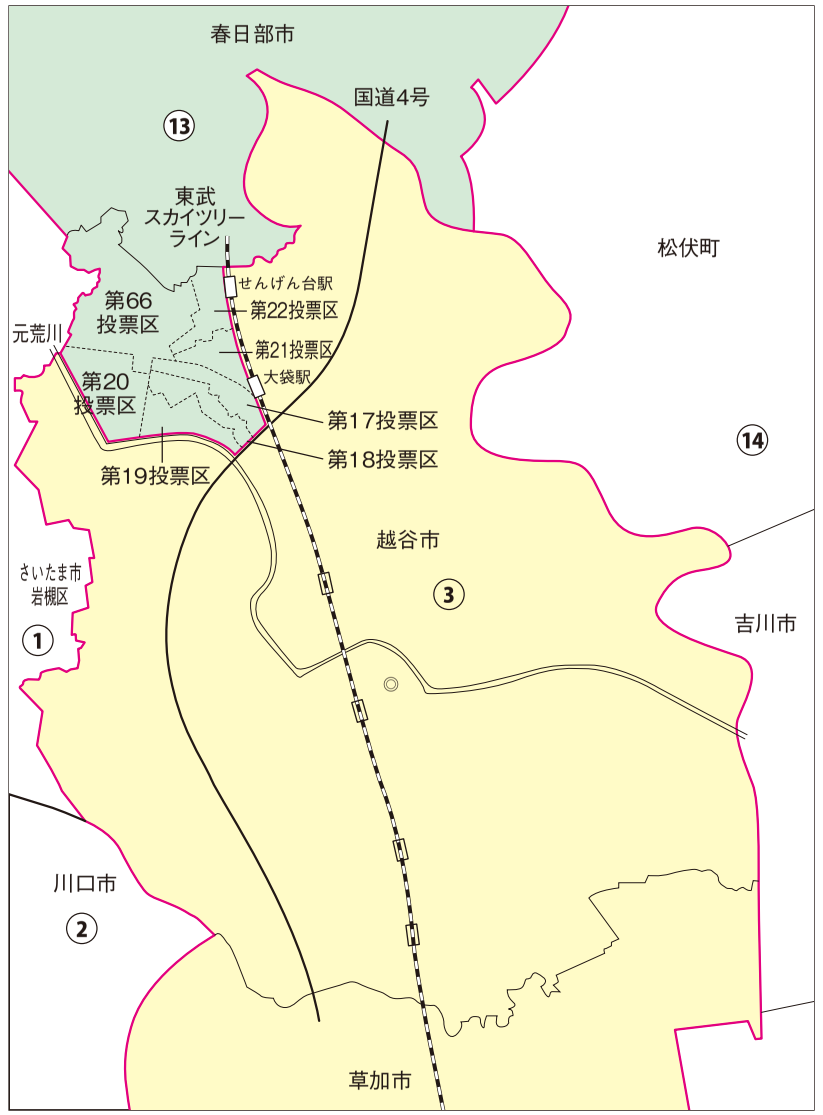

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

越谷市

第３区の区域

赤山町１丁目～５丁目、赤山本町、東町１丁目～６丁目、伊原１丁目、伊原２丁目、大字大里、大沢、大沢１丁目～４丁目、大字大杉、大字大泊、大字大林、大字大房、大字大松、大間野町１丁目～５丁目、大字大吉、大字小曽川、大字上間久里（９７６番地から１０７５番地までを除く。）、大字蒲生、蒲生１丁目～４丁目、蒲生茜町、蒲生旭町、蒲生愛宕町、蒲生寿町、蒲生西町１丁目、蒲生西町２丁目、蒲生東町、蒲生本町、蒲生南町、川柳町１丁目～６丁目、瓦曽根１丁目～３丁目、大字北後谷、大字北川崎、北越谷１丁目～５丁目、越ヶ谷、越ヶ谷１丁目～５丁目、越ヶ谷本町、御殿町、相模町１丁目～７丁目、七左町１丁目、七左町４丁目～８丁目、大字下間久里、新川町１丁目、新川町２丁目、新越谷１丁目、新越谷２丁目、神明町１丁目～３丁目、大字砂原、千間台東１丁目～４丁目、大成町１丁目～８丁目、大字中島、中島１丁目～３丁目、大字長島、中町、大字西新井、大字西方、西方１丁目、西方２丁目、大字野島、登戸町、大字花田、花田１丁目～７丁目、東大沢１丁目～５丁目、東越谷１丁目～１０丁目、東柳田町、大字平方、平方南町、大字袋山（６７１番地から６７９番地まで、６８１番地から６８７番地まで、６９６番地から６９９番地まで、７０４番地、７２８番地から７５３番地まで、７６１番地から８０５番地まで、８１１番地から８３７番地まで、８４３番地、８５６番地から８８８番地まで、８９９番地から９５２番地まで、９７８番地から１０２１番地まで、１０８１番地から１１６２番地まで、１１６４番地から１１８７番地まで、１１９１番地から１２１８番地まで、１６７７番地、１７１７番地、１７１８番地、１７５６番地、１７５７番地、１８５１番地から２００１番地まで及び２００４番地から２０６０番地まで）、大字船渡、大字増林、増林１丁目～３丁目、大字増森、増森１丁目、増森２丁目、大字南荻島（１番地から４０１３番地まで、４０９５番地、４０９６番地及び４１３１番地から４１３５番地まで）、南越谷１丁目～５丁目、南町１丁目～３丁目、宮前１丁目、宮本町１丁目～５丁目、大字向畑、元柳田町、弥栄町１丁目～４丁目、大字弥十郎、谷中町１丁目～４丁目、柳町、弥生町、流通団地１丁目～４丁目、レイクタウン１丁目～９丁目

第１３区の区域

大字大竹、大字大道、大字恩間、大字恩間新田、大字上間久里（９７６番地から１０７５番地まで）、大字三野宮、千間台西１丁目～６丁目、大字袋山（６７１番地から６７９番地まで、６８１番地から６８７番地まで、６９６番地から６９９番地まで、７０４番地、７２８番地から７５３番地まで、７６１番地から８０５番地まで、８１１番地から８３７番地まで、８４３番地、８５６番地から８８８番地まで、８９９番地から９５２番地まで、９７８番地から１０２１番地まで、１０８１番地から１１６２番地まで、１１６４番地から１１８７番地まで、１１９１番地から１２１８番地まで、１６７７番地、１７１７番地、１７１８番地、１７５６番地、１７５７番地、１８５１番地から２００１番地まで及び２００４番地から２０６０番地までを除く。）、大字南荻島（１番地から４０１３番地まで、４０９５番地、４０９６番地及び４１３１番地から４１３５番地までを除く。）

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

千葉県

<全県図>

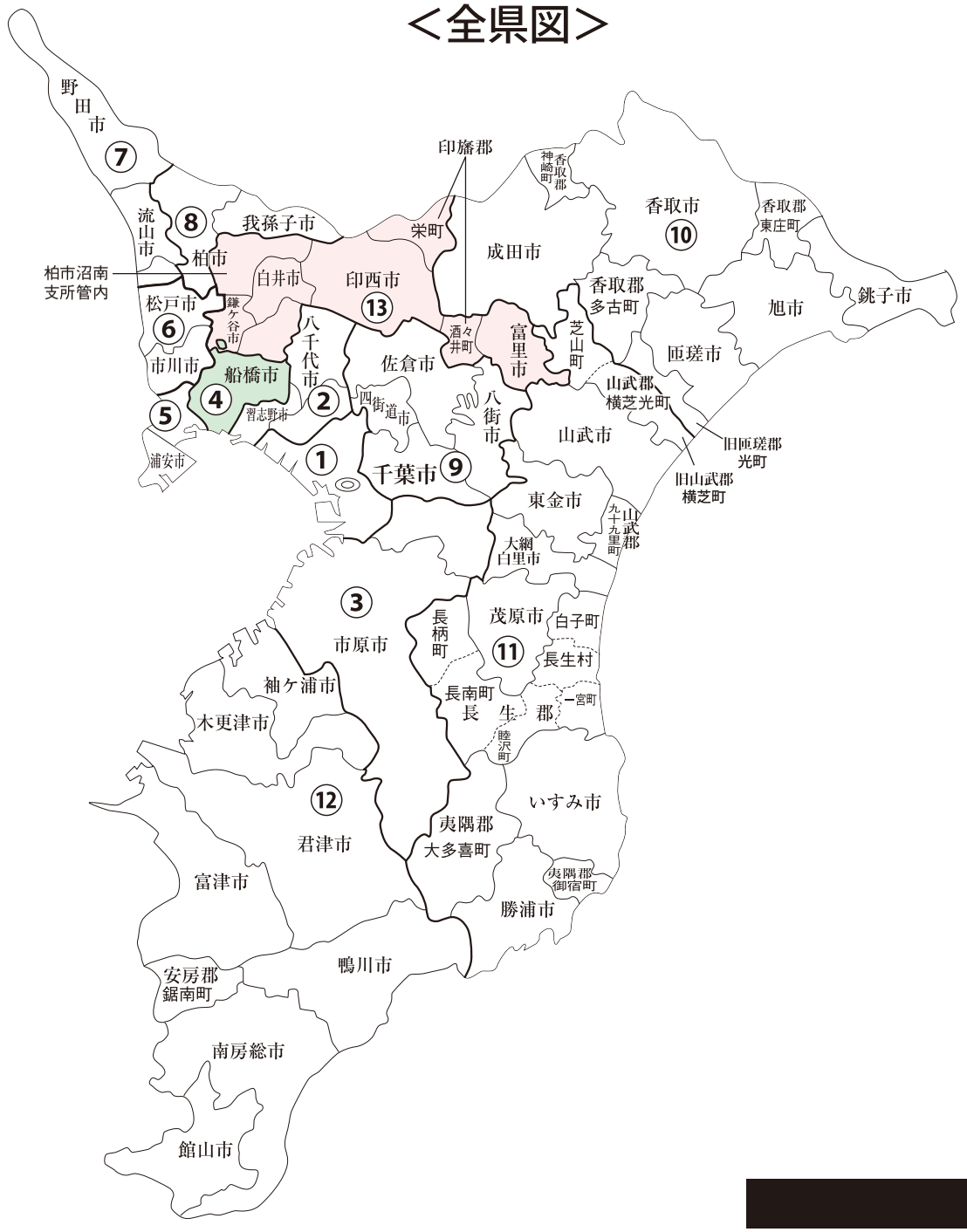

[改定前]

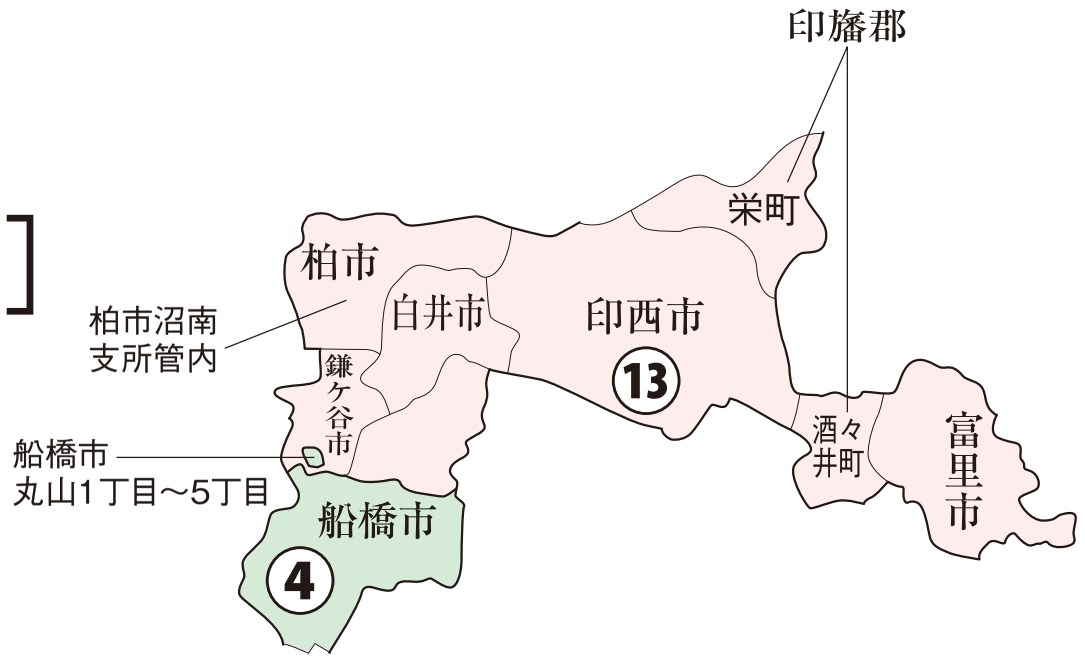

[改定後]

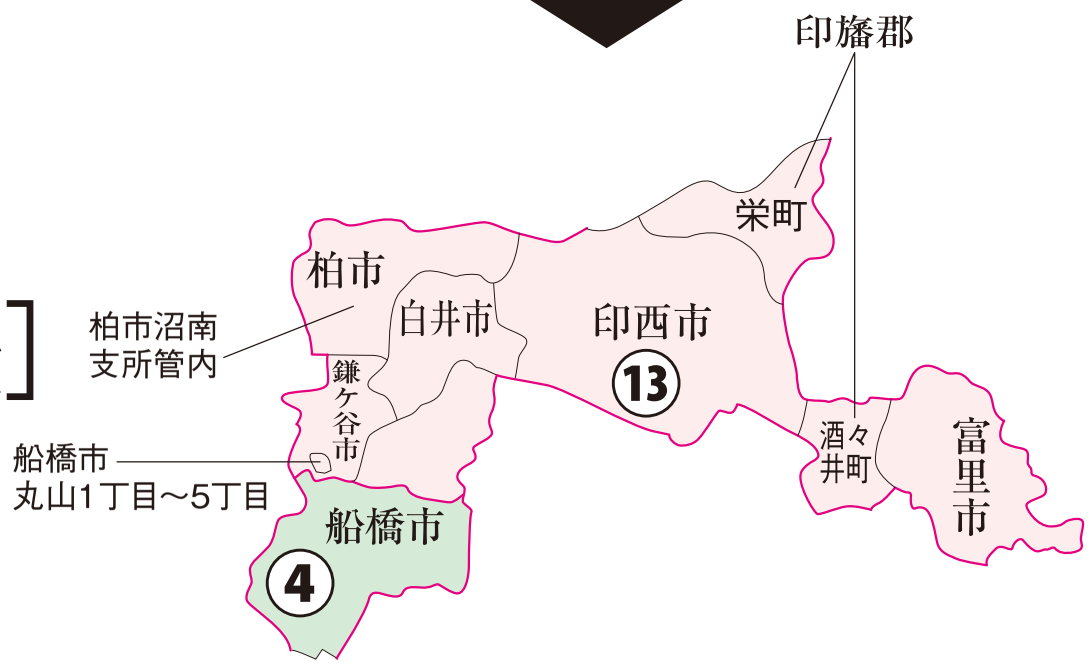

お問い合せは

- 総務省選挙部
- 市区町村選挙管理委員会
- 都道府県選挙管理委員会

	第4区	第13区
旧選挙区	船橋市 本庁管内 船橋市二宮出張所管内 船橋市芝山出張所管内 船橋市高根台出張所管内 船橋市習志野台出張所管内 船橋市西船橋出張所管内 船橋市船橋駅前総合窓口センター管内	船橋市 第４区に属しない区域 柏市 第８区に属しない区域 鎌ケ谷市 印西市 白井市 富里市 印旛郡
新選挙区	船橋市 本庁管内 船橋市二宮出張所管内 船橋市芝山出張所管内 船橋市高根台出張所管内 船橋市習志野台出張所管内 船橋市西船橋出張所管内 船橋市船橋駅前総合窓口センター管内（丸山１丁目、丸山２丁目、丸山３丁目、丸山４丁目及び丸山５丁目に属する区域を除く。）	船橋市 第４区に属しない区域 柏市 第８区に属しない区域 鎌ケ谷市 印西市 白井市 富里市 印旛郡
	第4区	第13区

※第１区～第３区、第５区～第12区は選挙区の変更はありません。

千葉県

船 橋 市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

＜全県図＞

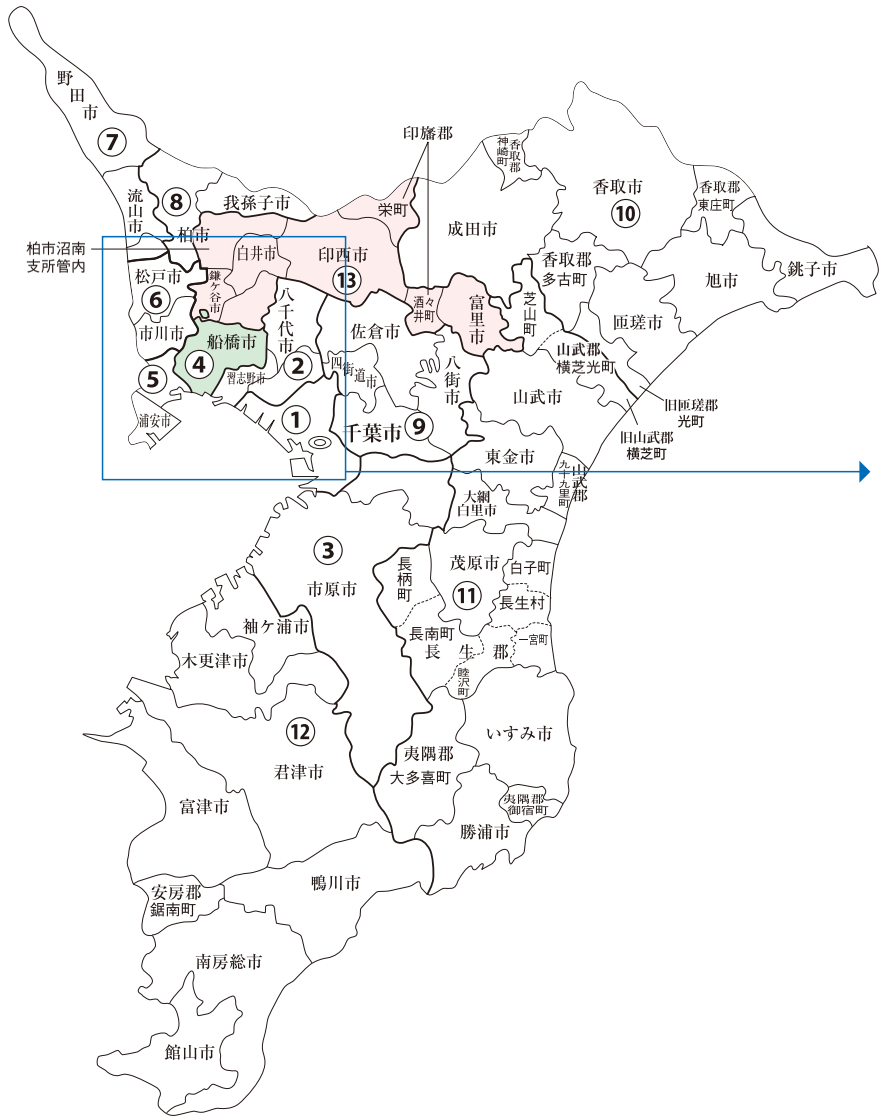

［改定前］

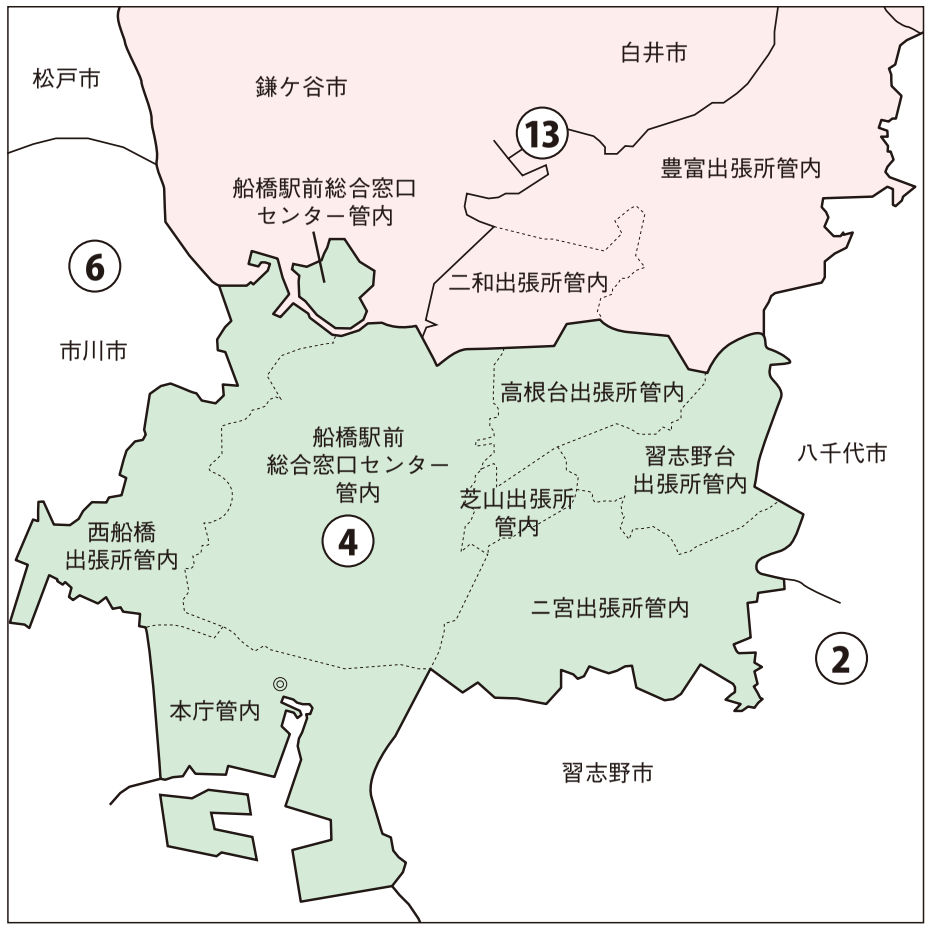

◎：市役所
丸数字は選挙区番号

［改定後］

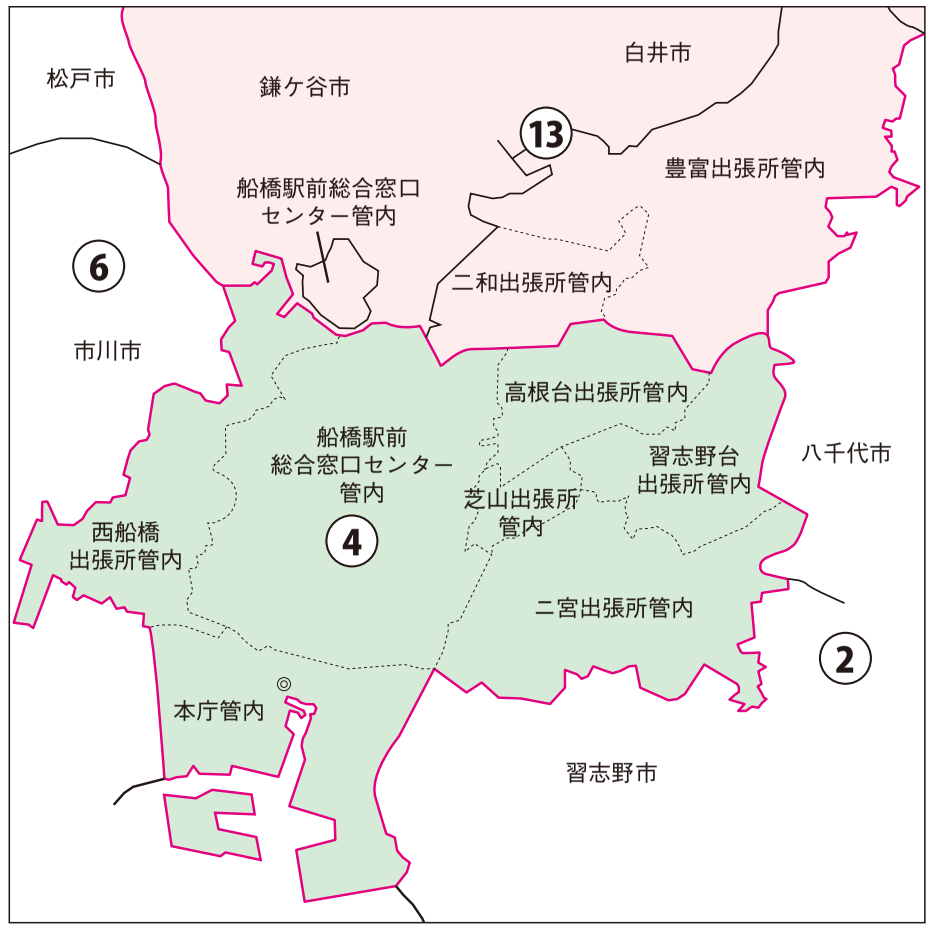

◎：市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

●総務省選挙部　●都道府県選挙管理委員会
●市区町村選挙管理委員会

船橋市

第４区の区域

本庁管内
船橋市二宮出張所管内
船橋市芝山出張所管内
船橋市高根台出張所管内
船橋市習志野台出張所管内
船橋市西船橋出張所管内
船橋市船橋駅前総合窓口センター管内（丸山1丁目、丸山2丁目、丸山3丁目、丸山4丁目及び丸山5丁目に属する区域を除く。）

第１３区の区域

船橋市豊富出張所管内
船橋市二和出張所管内
船橋市船橋駅前総合窓口センター管内（丸山1丁目、丸山2丁目、丸山3丁目、丸山4丁目及び丸山5丁目に属する区域に限る。）

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

東京都

[改定前]

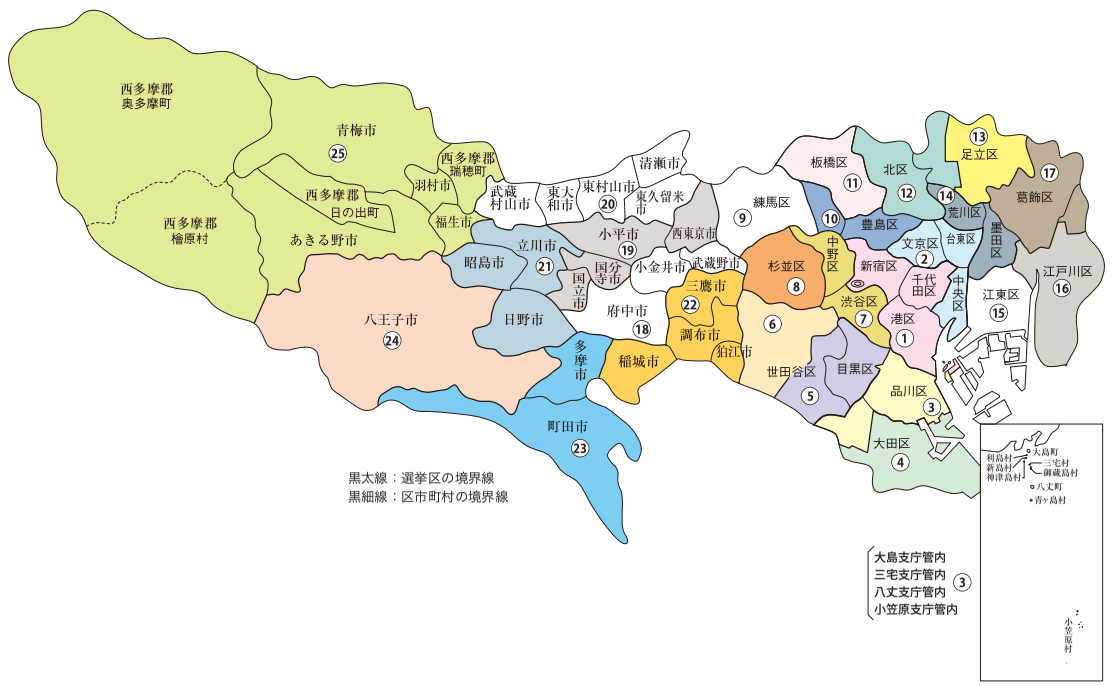

[改定後]

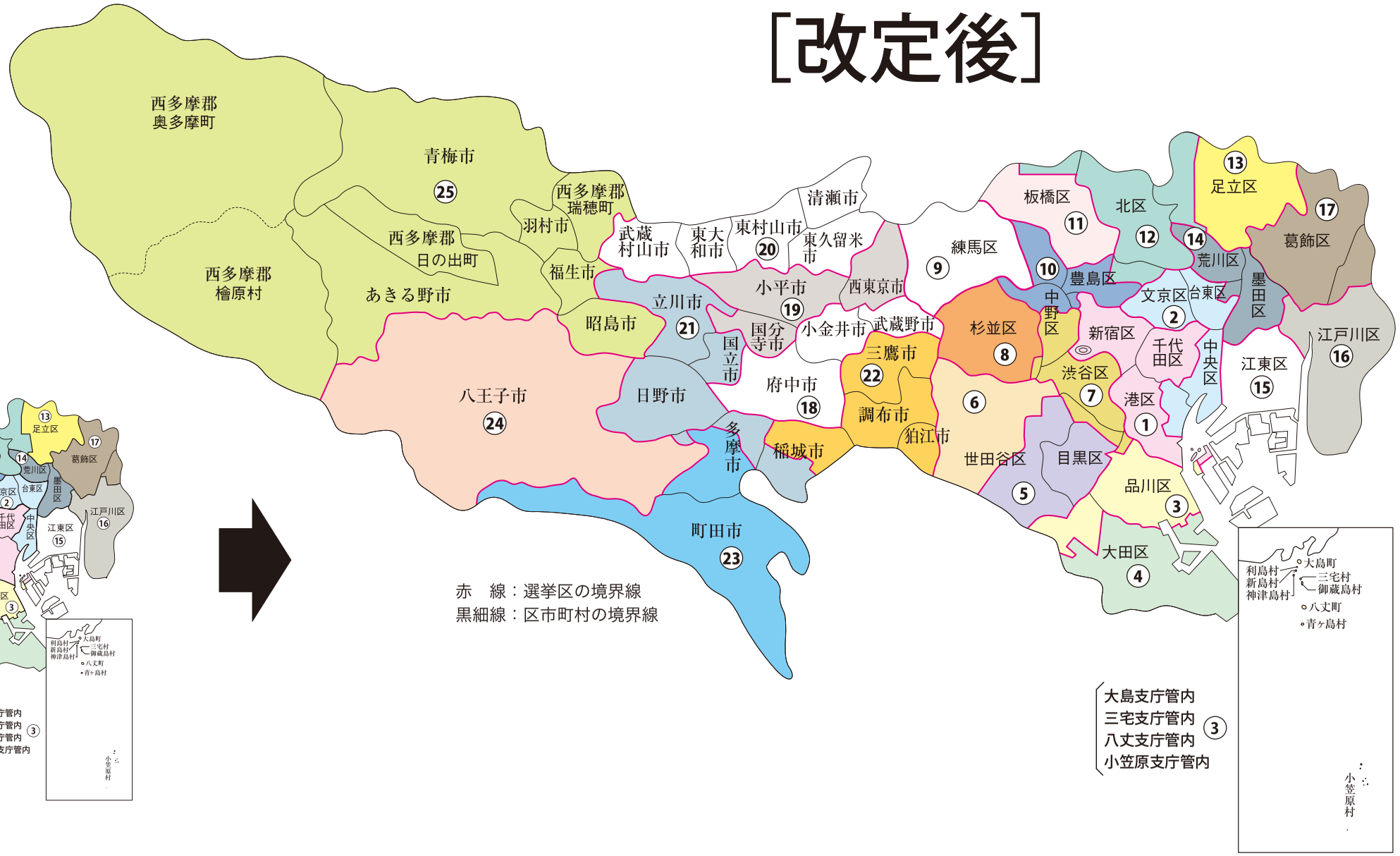

お問い合せは

- 総務省選挙部
- 市区町村選挙管理委員会
- 都道府県選挙管理委員会

新選挙区

第1区の区域

千代田区

港区
- 港区芝地区総合支所管内（芝5丁目、三田1丁目、三田2丁目及び三田3丁目に属する区域に限る。）
- 港区麻布地区総合支所管内
- 港区赤坂地区総合支所管内
- 港区高輪地区総合支所管内
- 港区芝浦港南地区総合支所管内（芝浦1丁目、芝浦2丁目、芝浦3丁目、海岸2丁目及び海岸3丁目（1番から3番まで、14番から19番まで及び22番から30番まで）に属する区域を除く。）

新宿区
- 本庁管内
- 新宿区四谷特別出張所管内
- 新宿区箪笥町特別出張所管内
- 新宿区榎町特別出張所管内
- 新宿区若松町特別出張所管内
- 新宿区大久保特別出張所管内
- 新宿区戸塚特別出張所管内
- 新宿区落合第一特別出張所管内
  - 下落合1丁目、下落合2丁目、下落合3丁目、下落合4丁目、中落合2丁目、高田馬場3丁目
- 新宿区柏木特別出張所管内
- 新宿区角筈特別出張所管内

第2区の区域

中央区

港区
- 第1区に属しない区域

文京区

台東区
- 台東1丁目～4丁目、柳橋1丁目、柳橋2丁目、浅草橋1丁目～5丁目、鳥越1丁目、鳥越2丁目、蔵前1丁目～4丁目、小島1丁目、小島2丁目、三筋1丁目、三筋2丁目、秋葉原、上野1丁目～7丁目、東上野1丁目～5丁目、元浅草1丁目～4丁目、寿1丁目～4丁目、駒形1丁目、駒形2丁目、北上野1丁目、北上野2丁目、下谷1丁目、下谷2丁目（1番から12番まで、13番6号から13番13号まで及び16番から23番まで）、下谷3丁目、根岸1丁目～5丁目、入谷1丁目（4番から8番まで、15番から20番まで及び29番から31番まで）、入谷2丁目（34番から39番まで）、竜泉1丁目～3丁目、西浅草1丁目、雷門1丁目、雷門2丁目、浅草1丁目、浅草2丁目（1番から12番まで及び28番から35番まで）、花川戸1丁目、花川戸2丁目、千束2丁目（33番から36番まで）、日本堤2丁目（36番から39番まで）、三ノ輪1丁目、三ノ輪2丁目、池之端1丁目～4丁目、上野公園、上野桜木1丁目、上野桜木2丁目、谷中1丁目～7丁目

第3区の区域

品川区
- 品川区品川第一地域センター管内
- 品川区品川第二地域センター管内
- 品川区大崎第一地域センター管内
  - 東五反田1丁目～3丁目、西五反田1丁目、西五反田2丁目（1番から21番まで）、西五反田8丁目（4番1号から4番13号まで、5番、6番10号から6番23号まで、7番及び8番）、小山台1丁目、小山1丁目、荏原1丁目
- 品川区大崎第二地域センター管内（西五反田6丁目及び西五反田7丁目に属する区域を除く。）
- 品川区大井第一地域センター管内
- 品川区大井第二地域センター管内
- 品川区大井第三地域センター管内
- 品川区荏原第一地域センター管内
- 品川区荏原第二地域センター管内
- 品川区荏原第三地域センター管内
- 品川区荏原第四地域センター管内
- 品川区荏原第五地域センター管内
- 品川区八潮地域センター管内

大田区
- 大田区嶺町特別出張所管内
- 大田区田園調布特別出張所管内
- 大田区鵜の木特別出張所管内（鵜の木2丁目及び鵜の木3丁目に属する区域に限る。）
- 大田区久が原特別出張所管内（千鳥1丁目及び池上3丁目に属する区域を除く。）
- 大田区雪谷特別出張所管内
- 大田区千束特別出張所管内

東京都大島支庁管内

東京都三宅支庁管内

東京都八丈支庁管内

東京都小笠原支庁管内

第4区の区域

大田区
- 第3区に属しない区域

第5区の区域

目黒区
- 目黒区北部地区サービス事務所管内（上目黒2丁目（47番から49番まで）に属する区域に限る。）
- 目黒区東部地区サービス事務所管内（中目黒5丁目、下目黒4丁目（21番から23番まで）、下目黒5丁目（8番から37番まで）、下目黒6丁目及び目黒本町1丁目に属する区域に限る。）
- 目黒区中央地区サービス事務所管内（目黒4丁目（6番から11番まで）に属する区域を除く。）
- 目黒区南部地区サービス事務所管内
- 目黒区西部地区サービス事務所管内

世田谷区
- 世田谷区池尻まちづくりセンター管内
- 世田谷区太子堂まちづくりセンター管内
- 世田谷区下馬まちづくりセンター管内
- 世田谷区上馬まちづくりセンター管内
- 世田谷区代沢まちづくりセンター管内
- 世田谷区奥沢まちづくりセンター管内
- 世田谷区九品仏まちづくりセンター管内
- 世田谷区等々力まちづくりセンター管内
- 世田谷区上野毛まちづくりセンター管内
- 世田谷区用賀まちづくりセンター管内
- 世田谷区深沢まちづくりセンター管内

第6区の区域

世田谷区
- 第5区に属しない区域

第7区の区域

品川区
- 第3区に属しない区域

目黒区
- 第5区に属しない区域

渋谷区

中野区
- 南台1丁目～5丁目、弥生町1丁目～6丁目、本町1丁目～6丁目、中央1丁目～5丁目、東中野1丁目、東中野2丁目、東中野4丁目、東中野5丁目、中野1丁目～4丁目、中野5丁目（10番から68番まで）、新井1丁目（1番から35番まで）、新井2丁目、新井3丁目、野方1丁目、野方2丁目（1番から31番まで及び41番から62番まで）

杉並区（方南1丁目及び方南2丁目に属する区域に限る。）

第8区の区域

杉並区
- 第7区に属しない区域

第10区の区域

新宿区
- 第1区に属しない区域

中野区
- 第7区に属しない区域

豊島区
- 本庁管内
  - 東池袋1丁目～5丁目、南池袋1丁目～4丁目、西池袋1丁目～5丁目、池袋1丁目～4丁目、池袋本町1丁目～4丁目、雑司が谷1丁目～3丁目、高田1丁目～3丁目、目白1丁目～4丁目
- 豊島区東部区民事務所管内（南大塚3丁目及び東池袋5丁目に属する区域に限る。）
- 豊島区西部区民事務所管内

練馬区
- 旭丘1丁目、旭丘2丁目、小竹町1丁目、小竹町2丁目、栄町、羽沢1丁目～3丁目、豊玉上1丁目、豊玉北1丁目、豊玉北2丁目、桜台1丁目～6丁目、錦1丁目、錦2丁目、氷川台1丁目～4丁目、平和台1丁目～4丁目、早宮1丁目～4丁目、北町1丁目～8丁目、田柄1丁目、田柄2丁目、田柄3丁目（14番から30番まで）、田柄4丁目、田柄5丁目（21番から28番まで）、光が丘1丁目

第11区の区域

板橋区
- 本庁管内
  - 板橋1丁目～4丁目、加賀1丁目、加賀2丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口1丁目、大谷口2丁目、向原1丁目～3丁目、小茂根1丁目～5丁目、常盤台1丁目～4丁目、南常盤台1丁目、南常盤台2丁目、東新町1丁目、東新町2丁目、上板橋1丁目～3丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村1丁目～3丁目、坂下1丁目～3丁目、東坂下1丁目、東坂下2丁目、小豆沢1丁目～4丁目、西台1丁目～4丁目、中台1丁目～3丁目、若木1丁目～3丁目、蓮根1丁目～3丁目、相生町、前野町1丁目～6丁目、三園2丁目、東山町、桜川1丁目～3丁目、高島平1丁目～9丁目、新河岸3丁目
- 東京都板橋区赤塚支所管内

第12区の区域

豊島区
- 第10区に属しない区域

北区

板橋区
- 第11区に属しない区域

足立区
- 入谷1丁目～9丁目、入谷町、扇2丁目、小台1丁目、小台2丁目、加賀1丁目、加賀2丁目、江北1丁目～7丁目、皿沼1丁目～3丁目、鹿浜1丁目～8丁目、新田1丁目～3丁目、椿1丁目、椿2丁目、舎人1丁目～6丁目、舎人公園、舎人町、堀之内1丁目、堀之内2丁目、宮城1丁目、宮城2丁目、谷在家2丁目、谷在家3丁目

第13区の区域

足立区
- 第12区に属しない区域

第14区の区域

台東区
- 第2区に属しない区域

墨田区

荒川区

第16区の区域

江戸川区
- 本庁管内
  - 中央1丁目～4丁目、松島1丁目～4丁目、松江1丁目～7丁目、東小松川1丁目～4丁目、西小松川町、大杉1丁目～5丁目、西一之江1丁目～4丁目、春江町4丁目、一之江1丁目～8丁目、西瑞江4丁目、江戸川4丁目、松本1丁目、松本2丁目
- 江戸川区小松川事務所管内
- 江戸川区葛西事務所管内
- 江戸川区東部事務所管内
- 江戸川区鹿骨事務所管内

第17区の区域

葛飾区

江戸川区
- 第16区に属しない区域

第19区の区域

小平市

国分寺市

西東京市

第21区の区域

八王子市（東中野及び大塚に属する区域に限る。）

立川市

日野市

国立市

多摩市
- 関戸、関戸1丁目～4丁目、関戸5丁目（1番から8番まで及び13番から31番まで）、連光寺、連光寺1丁目～6丁目、東寺方1丁目、一ノ宮、一ノ宮1丁目～4丁目、聖ヶ丘1丁目（1番から24番まで、35番及び44番）、聖ヶ丘2丁目～5丁目

稲城市
- 坂浜、平尾、平尾1丁目～3丁目、長峰1丁目～3丁目、若葉台1丁目～4丁目

第22区の区域

三鷹市

調布市

狛江市

稲城市
- 第21区に属しない区域

第23区の区域

町田市

多摩市
- 第21区に属しない区域

第24区の区域

八王子市
- 第21区に属しない区域

第25区の区域

青梅市

昭島市

福生市

羽村市

あきる野市

西多摩郡

※第9区、第15区、第18区、第20区は選挙区の変更はありません。

東京都
港区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

［改定前］

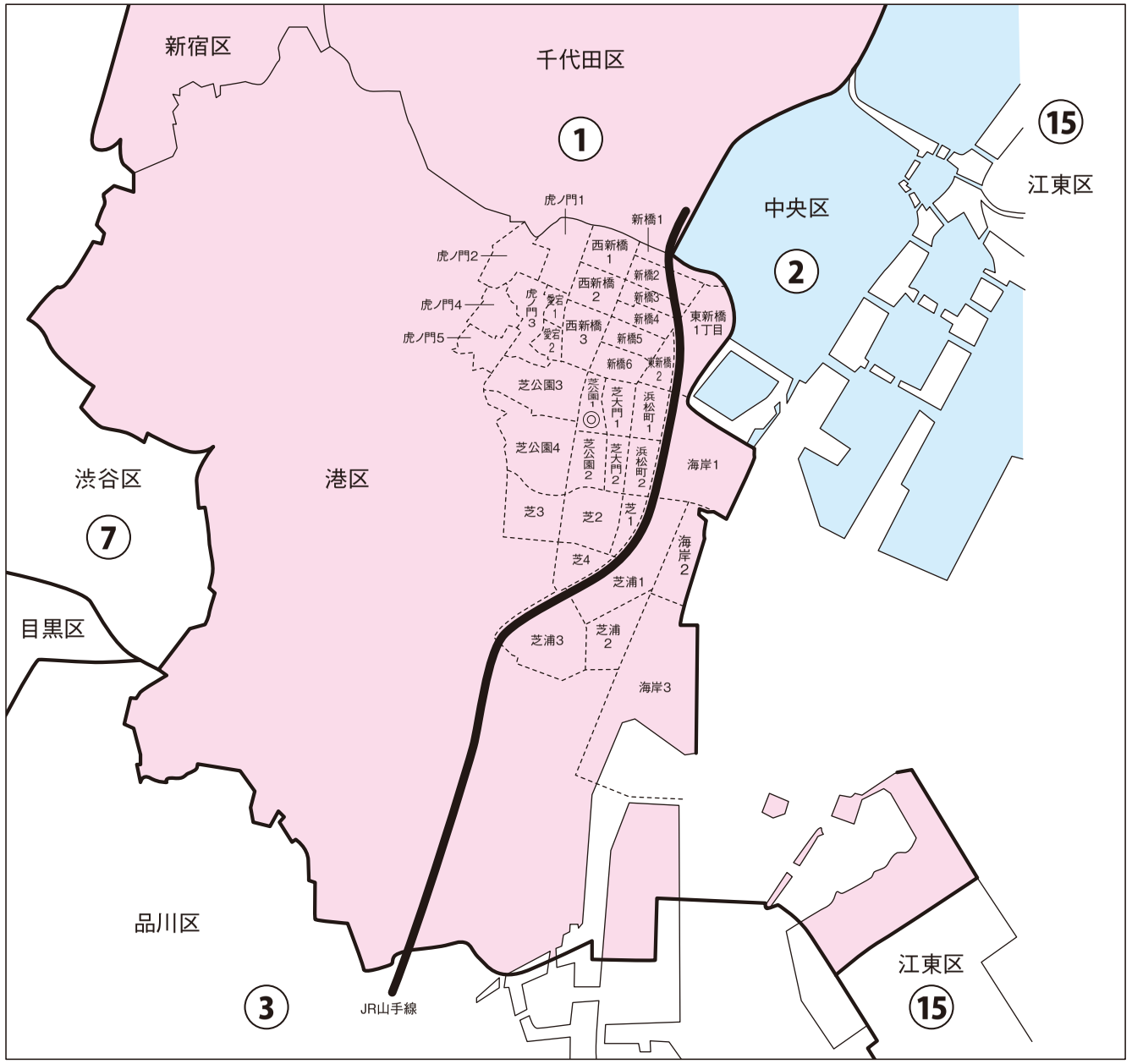

○:区役所
丸数字は選挙区番号

［改定後］

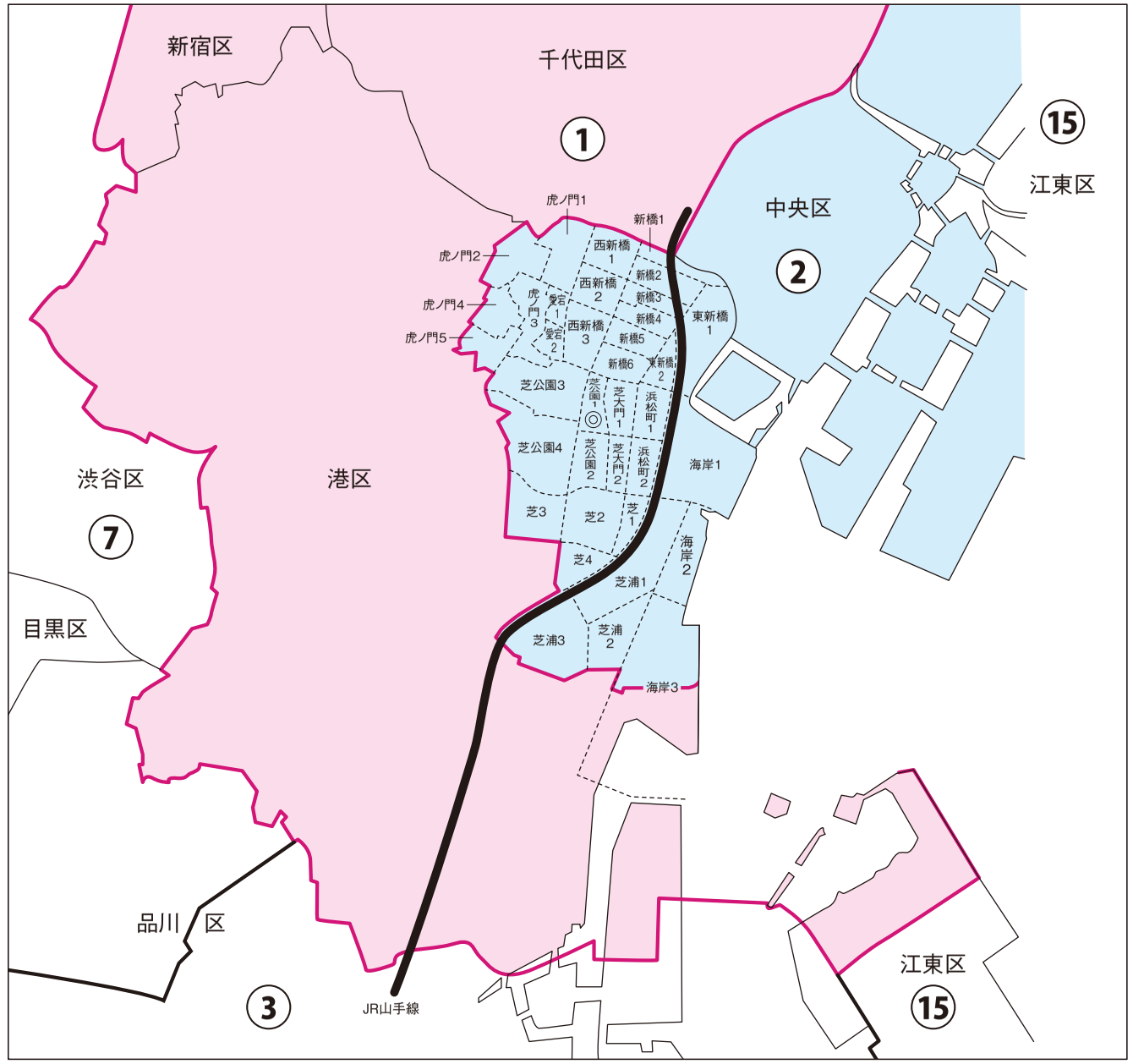

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

港区

第１区の区域

港区芝地区総合支所管内
　芝5丁目、三田1丁目、三田2丁目、三田3丁目
港区麻布地区総合支所管内
港区赤坂地区総合支所管内
港区高輪地区総合支所管内
港区芝浦港南地区総合支所管内
　芝浦4丁目、海岸3丁目（４番から13番まで、２０番、２１番及び３１番から３３番まで）、港南1丁目、港南2丁目、港南3丁目、港南4丁目、港南5丁目、台場1丁目、台場2丁目

第２区の区域

港区芝地区総合支所管内
　芝1丁目、芝2丁目、芝3丁目、芝4丁目、海岸1丁目、東新橋1丁目、東新橋2丁目、新橋1丁目、新橋2丁目、新橋3丁目、新橋4丁目、新橋5丁目、新橋6丁目、西新橋1丁目、西新橋2丁目、西新橋3丁目、浜松町1丁目、浜松町2丁目、芝大門1丁目、芝大門2丁目、芝公園1丁目、芝公園2丁目、芝公園3丁目、芝公園4丁目、虎ノ門1丁目、虎ノ門2丁目、虎ノ門3丁目、虎ノ門4丁目、虎ノ門5丁目、愛宕1丁目、愛宕2丁目
港区芝浦港南地区総合支所管内
　芝浦1丁目、芝浦2丁目、芝浦3丁目、海岸2丁目、海岸3丁目（１番から３番まで、１４番から19番まで及び２２番から３０番まで）

東京都

新宿区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

［改定前］

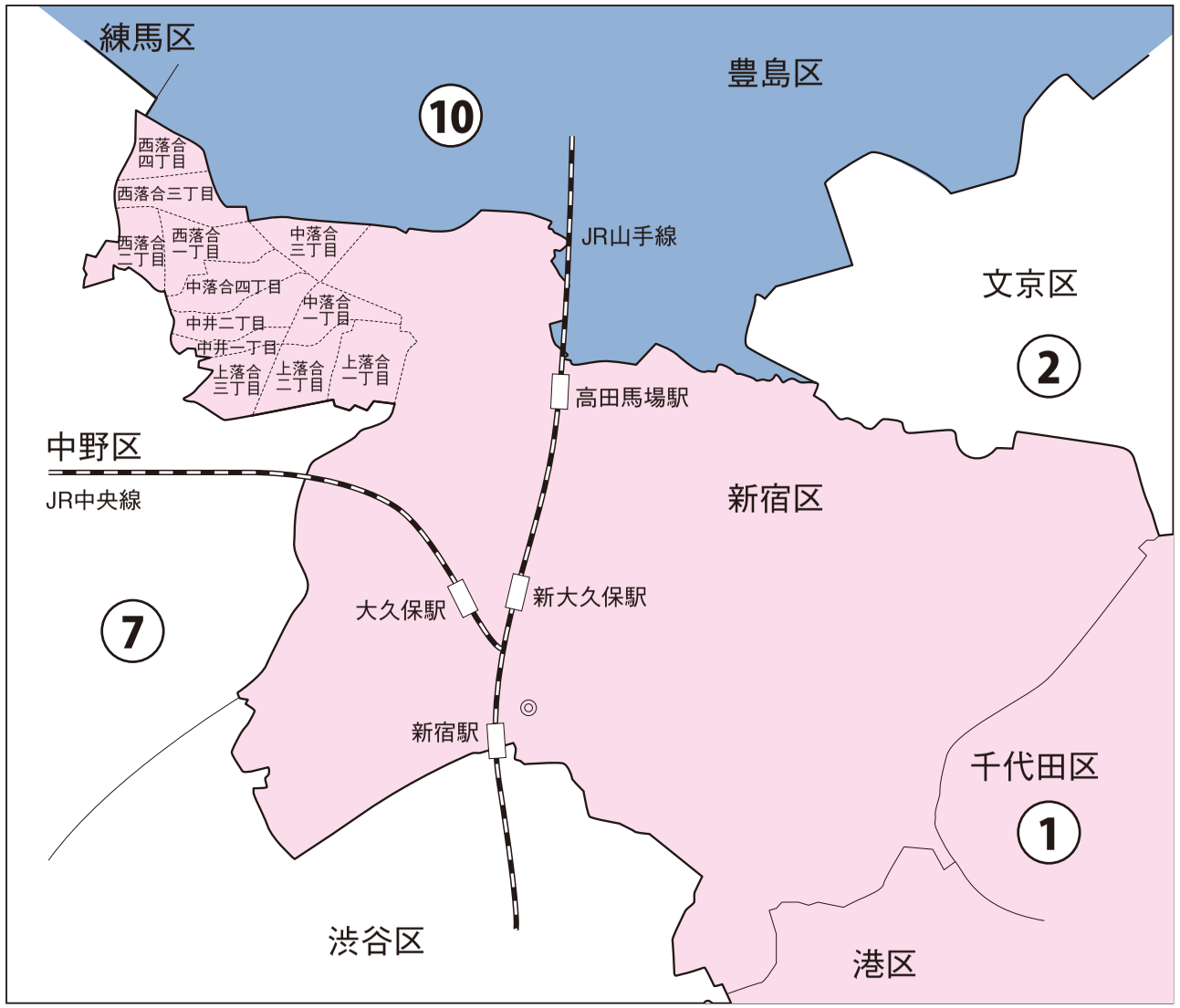

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

［改定後］

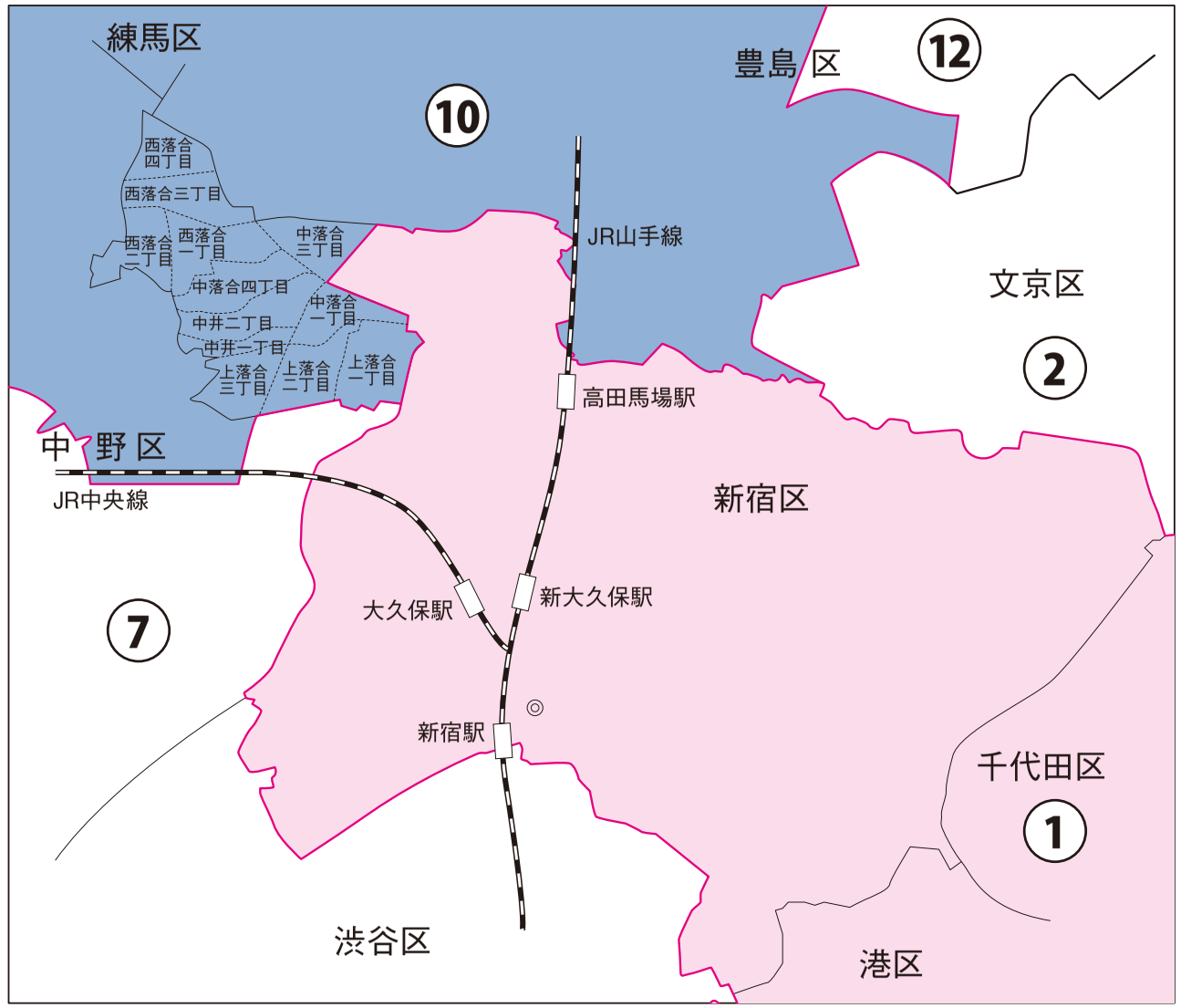

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

新宿区

第１区の区域

本庁管内
新宿区四谷特別出張所管内
新宿区箪笥町特別出張所管内
新宿区榎町特別出張所管内
新宿区若松町特別出張所管内
新宿区大久保特別出張所管内
新宿区戸塚特別出張所管内
新宿区落合第一特別出張所管内
　下落合１丁目、下落合２丁目、下落合３丁目、下落合４丁目、中落合２丁目、高田馬場３丁目
新宿区柏木特別出張所管内
新宿区角筈特別出張所管内

第１０区の区域

新宿区落合第一特別出張所管内
　上落合１丁目、上落合２丁目、中落合１丁目、中落合３丁目、中落合４丁目、中井２丁目
新宿区落合第二特別出張所管内

東京都

台東区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

［改定前］

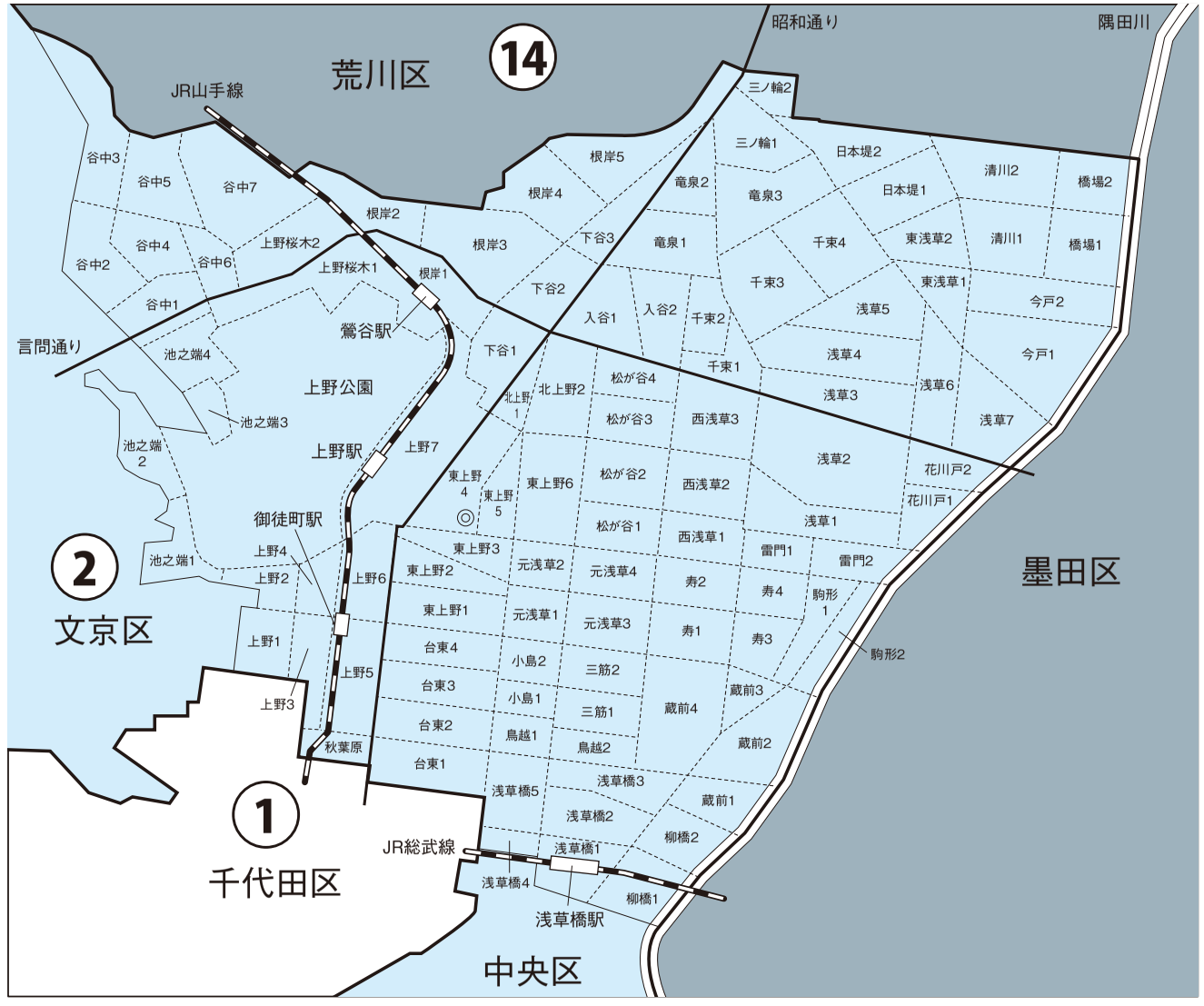

◎：区役所
丸数字は選挙区番号

［改定後］

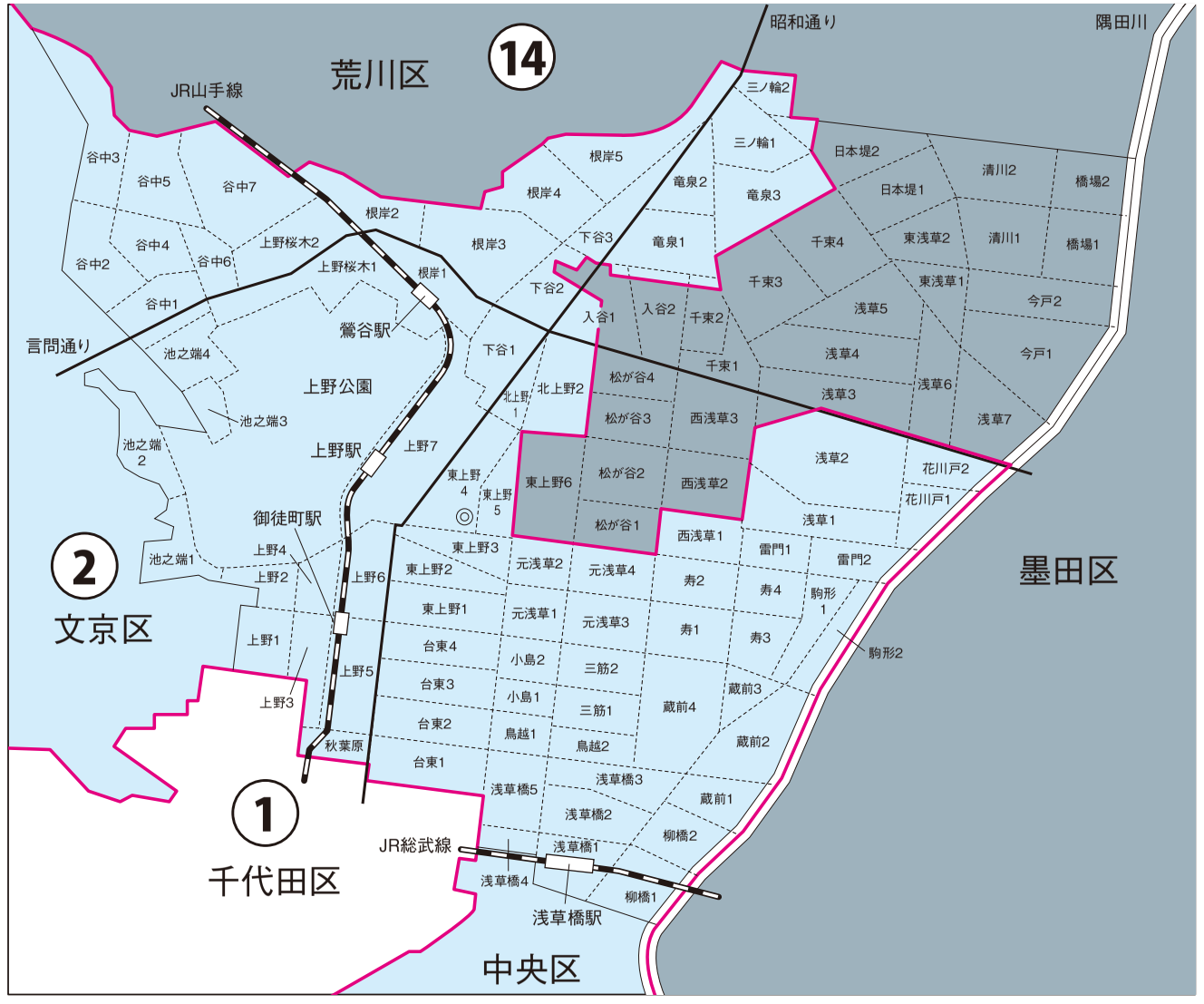

○：区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

●総務省選挙部
●都道府県選挙管理委員
●市区町村選挙管理委員会

台東区

第２区の区域

台東1丁目、台東2丁目、台東3丁目、台東4丁目、柳橋1丁目、柳橋2丁目、浅草橋1丁目、浅草橋2丁目、浅草橋3丁目、浅草橋4丁目、浅草橋5丁目、鳥越1丁目、鳥越2丁目、蔵前1丁目、蔵前2丁目、蔵前3丁目、蔵前4丁目、小島1丁目、小島2丁目、三筋1丁目、三筋2丁目、秋葉原、上野1丁目、上野2丁目、上野3丁目、上野4丁目、上野5丁目、上野6丁目、上野7丁目、東上野1丁目、東上野2丁目、東上野3丁目、東上野4丁目、東上野5丁目、元浅草1丁目、元浅草2丁目、元浅草3丁目、元浅草4丁目、寿1丁目、寿2丁目、寿3丁目、寿4丁目、駒形1丁目、駒形2丁目、北上野1丁目、北上野2丁目、下谷1丁目、下谷2丁目（1番から12番まで、13番6号から13番13号まで及び16番から23番まで）、下谷3丁目、根岸1丁目、根岸2丁目、根岸3丁目、根岸4丁目、根岸5丁目、入谷1丁目（4番から8番まで、15番から20番まで及び29番から31番まで）、入谷2丁目（34番から39番まで）、竜泉1丁目、竜泉2丁目、竜泉3丁目、西浅草1丁目、雷門1丁目、雷門2丁目、浅草1丁目、浅草2丁目（1番から12番まで及び28番から35番まで）、花川戸1丁目、花川戸2丁目、千束2丁目（33番から36番まで）、日本堤2丁目（36番から39番まで）、三ノ輪1丁目、三ノ輪2丁目、池之端1丁目、池之端2丁目、池之端3丁目、池之端4丁目、上野公園、上野桜木1丁目、上野桜木2丁目、谷中1丁目、谷中2丁目、谷中3丁目、谷中4丁目、谷中5丁目、谷中6丁目、谷中7丁目

第14区の区域

東上野6丁目、下谷2丁目（13番1号から13番5号まで、13番14号から13番24号まで、14番、15番及び24番）、入谷1丁目（1番から3番まで、9番から14番まで、21番から28番まで、32番及び33番）、入谷2丁目（1番から33番まで）、松が谷1丁目、松が谷2丁目、松が谷3丁目、松が谷4丁目、西浅草2丁目、西浅草3丁目、浅草2丁目（13番から27番まで）、浅草3丁目、浅草4丁目、浅草5丁目、浅草6丁目、浅草7丁目、千束1丁目、千束2丁目（1番から32番まで）、千束3丁目、千束4丁目、今戸1丁目、今戸2丁目、東浅草1丁目、東浅草2丁目、橋場1丁目、橋場2丁目、清川1丁目、清川2丁目、日本堤1丁目、日本堤2丁目（1番から35番まで）

東京都

品川区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

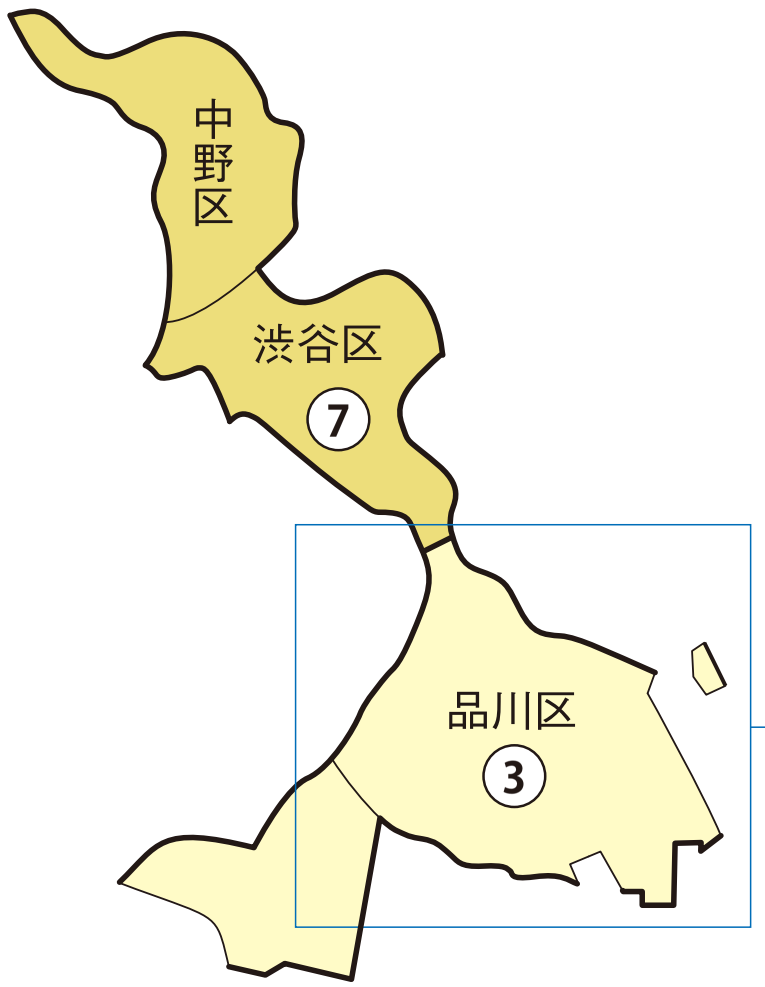

[改定前]

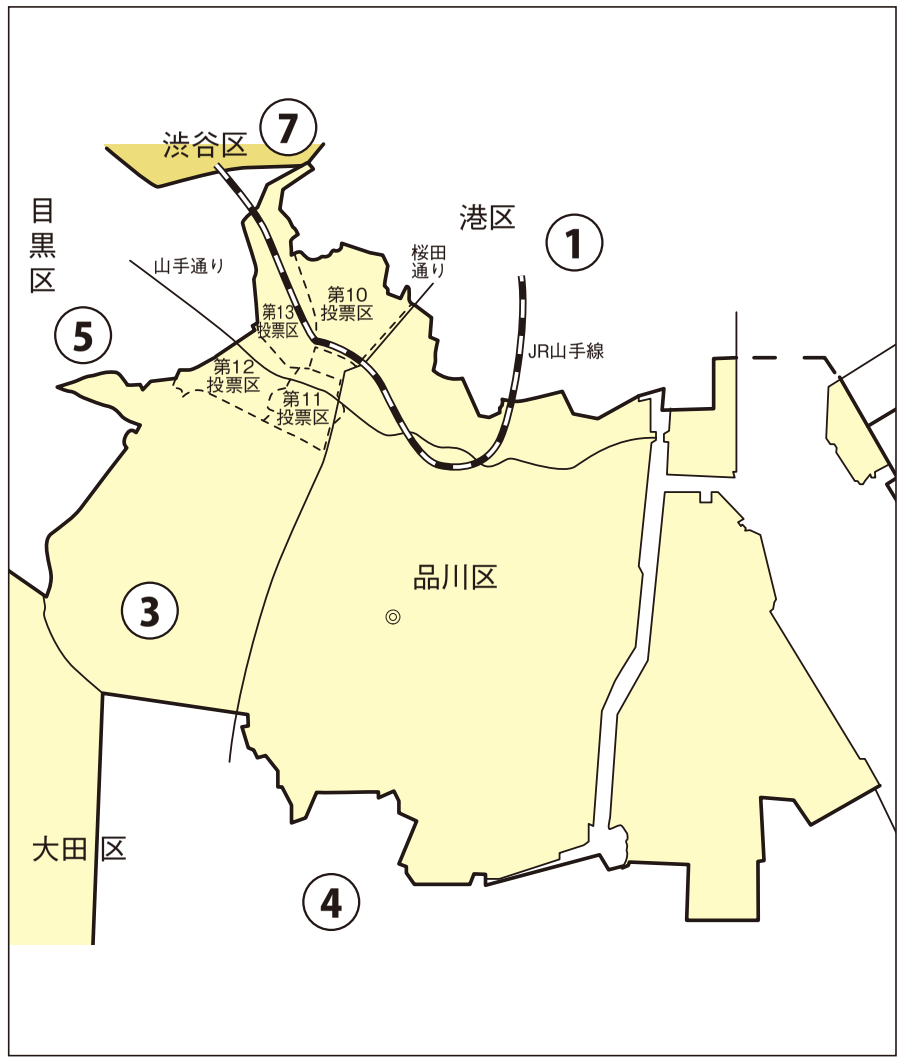

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

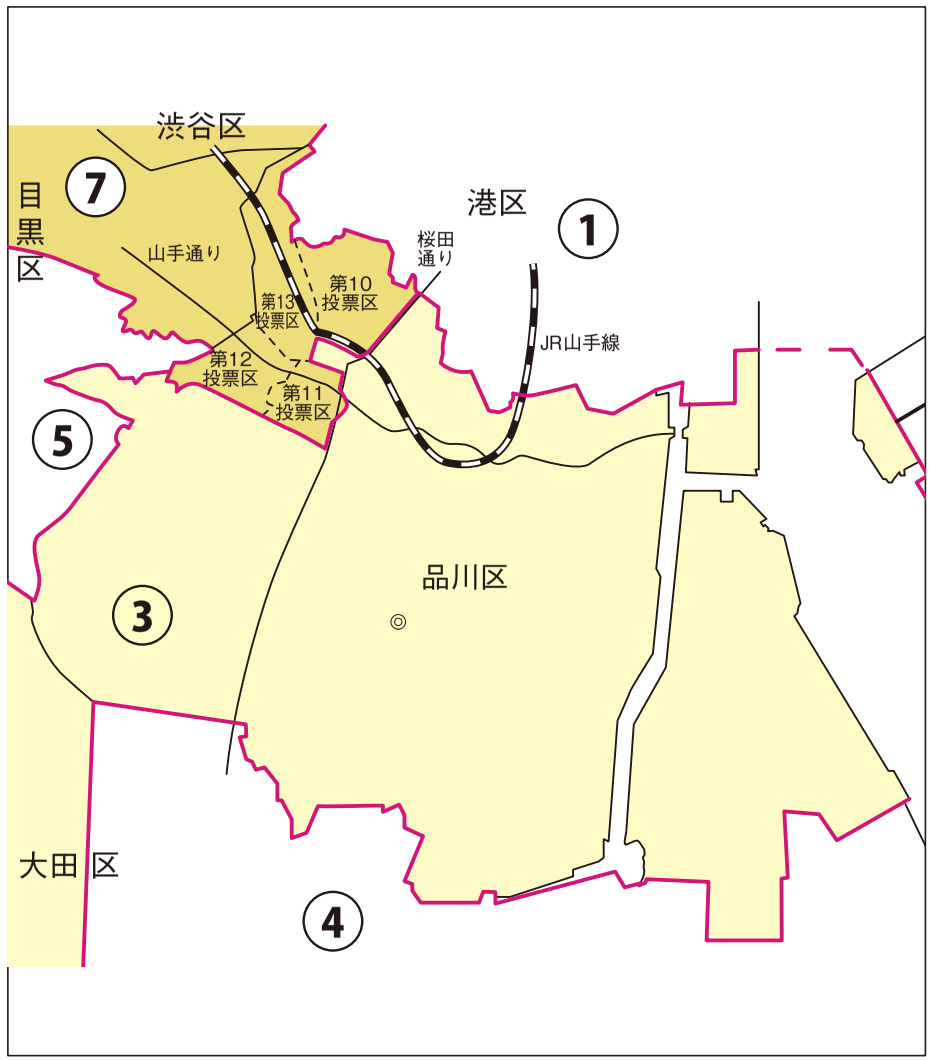

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

品川区

第３区の区域

品川区品川第一地域センター管内
品川区品川第二地域センター管内
品川区大崎第一地域センター管内
東五反田1丁目、東五反田2丁目、東五反田3丁目、西五反田1丁目、西五反田2丁目（1番から21番まで）、西五反田8丁目（4番1号から4番13号まで、5番、6番10号から6番23号まで、7番及び8番）、小山台1丁目、小山1丁目、荏原1丁目
品川区大崎第二地域センター管内（西五反田6丁目及び西五反田7丁目に属する区域を除く。）
品川区大井第一地域センター管内
品川区大井第二地域センター管内
品川区大井第三地域センター管内
品川区荏原第一地域センター管内
品川区荏原第二地域センター管内
品川区荏原第三地域センター管内
品川区荏原第四地域センター管内
品川区荏原第五地域センター管内
品川区八潮地域センター管内

第７区の区域

品川区大崎第一地域センター管内
上大崎1丁目、上大崎2丁目、上大崎3丁目、上大崎4丁目、東五反田4丁目、東五反田5丁目、西五反田2丁目（1番から21番までを除く。）、西五反田3丁目、西五反田4丁目、西五反田5丁目、西五反田6丁目、西五反田7丁目、西五反田8丁目（1番から3番まで）
品川区大崎第二地域センター管内（西五反田6丁目及び西五反田7丁目に属する区域に限る。）

東京都

目黒区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

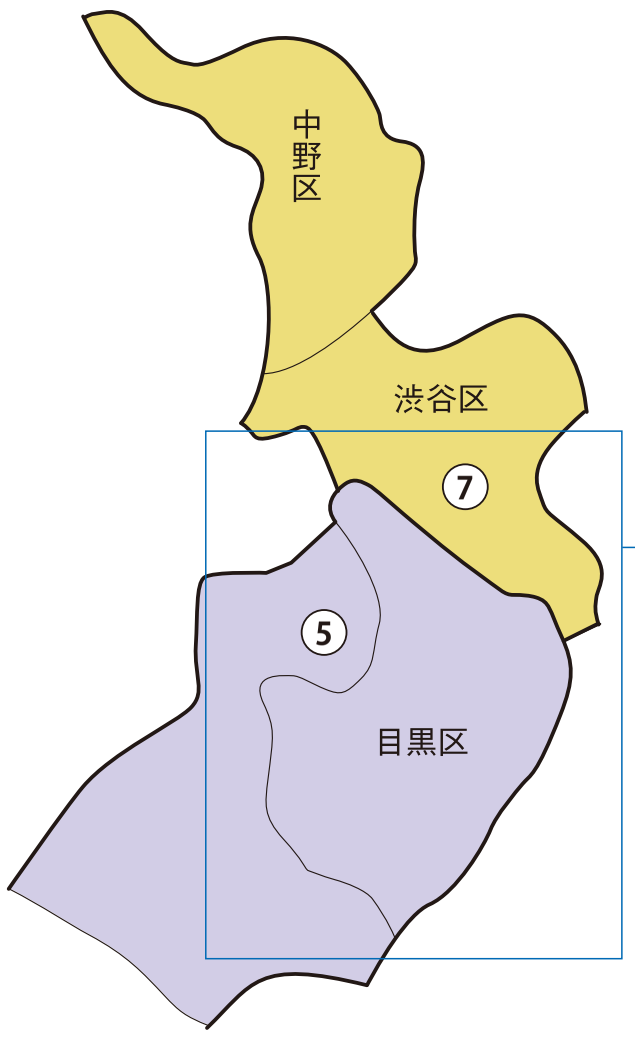

[改定前]

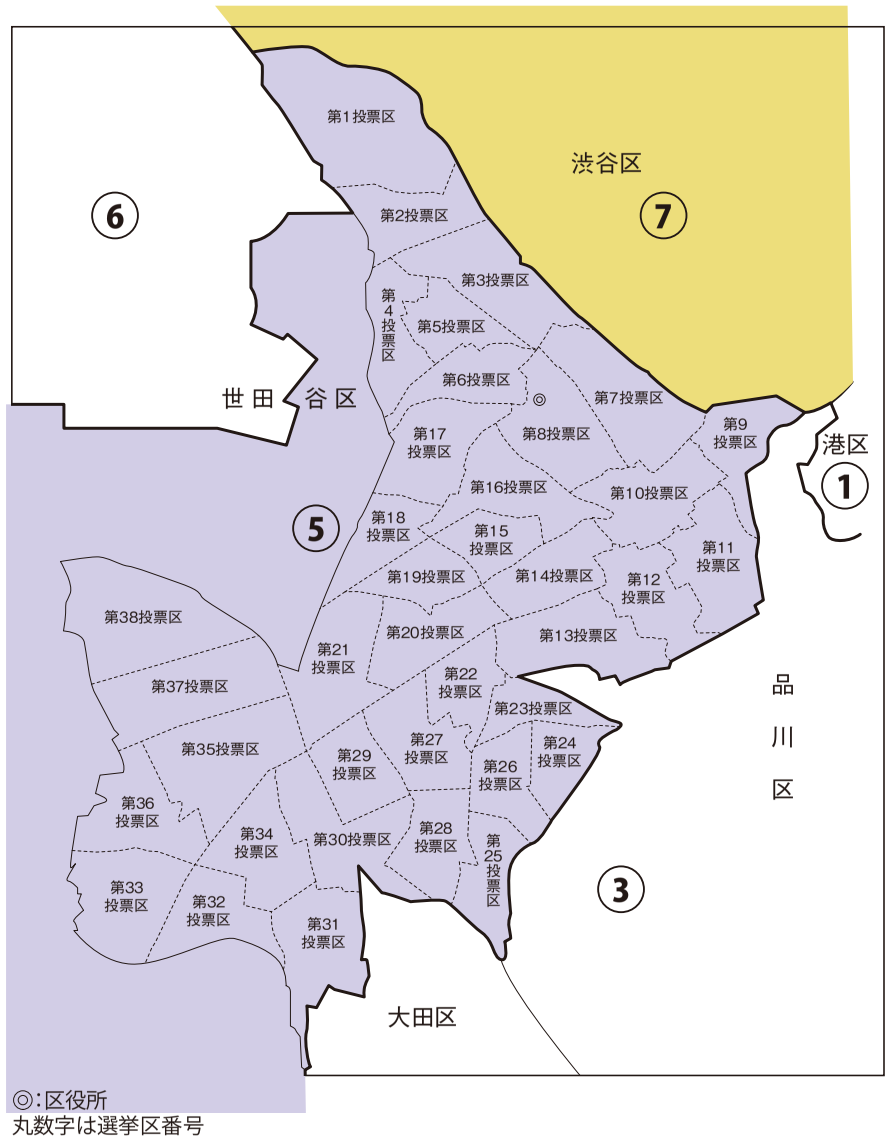

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

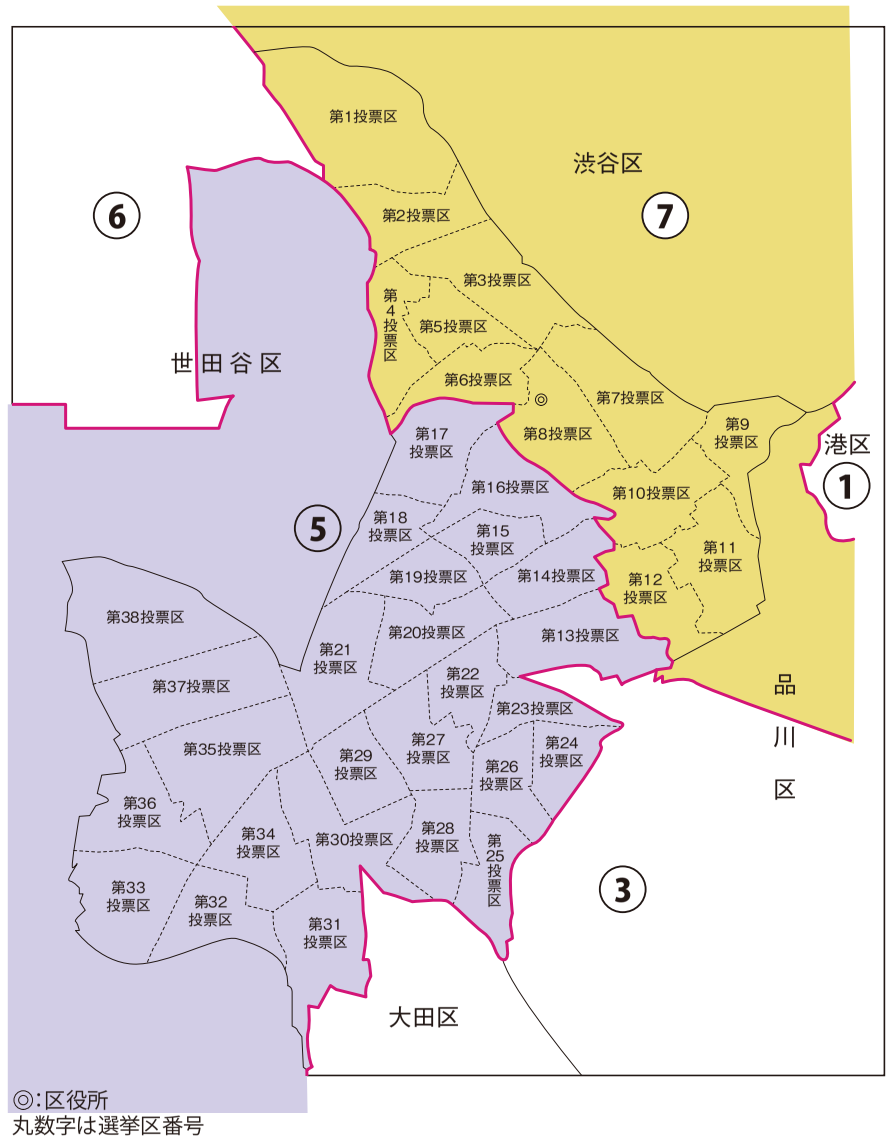

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

目黒区

第５区の区域

上目黒2丁目（47番から49番まで）、上目黒4丁目、中目黒5丁目、目黒4丁目（1番から5番まで、 12番から26番まで）、下目黒4丁目（21番から23番まで）、下目黒5丁目（8番から37番まで）、下目黒6丁目、中町1丁目、中町2丁目、五本木1丁目、五本木2丁目、五本木3丁目、祐天寺1丁目、祐天寺2丁目、中央町1丁目、中央町2丁目、目黒本町1丁目、目黒本町2丁目、目黒本町3丁目、目黒本町4丁目、目黒本町5丁目、目黒本町6丁目、原町1丁目、原町2丁目、洗足1丁目、洗足2丁目、南1丁目、南2丁目、南3丁目、碑文谷1丁目、碑文谷2丁目、碑文谷3丁目、碑文谷4丁目、碑文谷5丁目、碑文谷6丁目、鷹番1丁目、鷹番2丁目、鷹番3丁目、平町1丁目、平町2丁目、大岡山1丁目、大岡山2丁目、緑が丘1丁目、緑が丘2丁目、緑が丘3丁目、自由が丘1丁目、自由が丘2丁目、自由が丘3丁目、中根1丁目、中根2丁目、柿の木坂1丁目、柿の木坂2丁目、柿の木坂3丁目、八雲1丁目、八雲2丁目、八雲3丁目、八雲4丁目、八雲5丁目、東が丘1丁目、東が丘2丁目

第７区の区域

駒場1丁目、駒場2丁目、駒場3丁目、駒場4丁目、青葉台1丁目、青葉台2丁目、青葉台3丁目、青葉台4丁目、東山1丁目、東山2丁目、東山3丁目、大橋1丁目、大橋2丁目、上目黒1丁目、上目黒2丁目（1番から46番まで）、上目黒3丁目、上目黒5丁目、中目黒1丁目、中目黒2丁目、中目黒3丁目、中目黒4丁目、三田1丁目、三田2丁目、目黒1丁目、目黒2丁目、目黒3丁目、目黒4丁目（6番から11番まで）、下目黒1丁目、下目黒2丁目、下目黒3丁目、下目黒4丁目（1番から20番まで）、下目黒5丁目（1番から7番まで）

東京都

大田区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

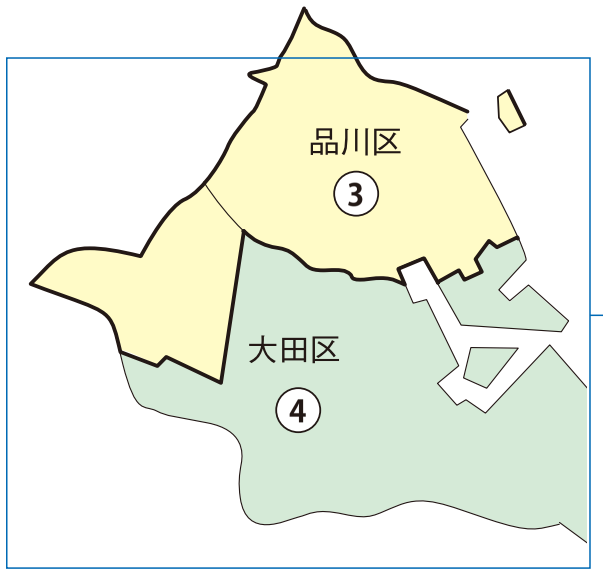

[改定前]

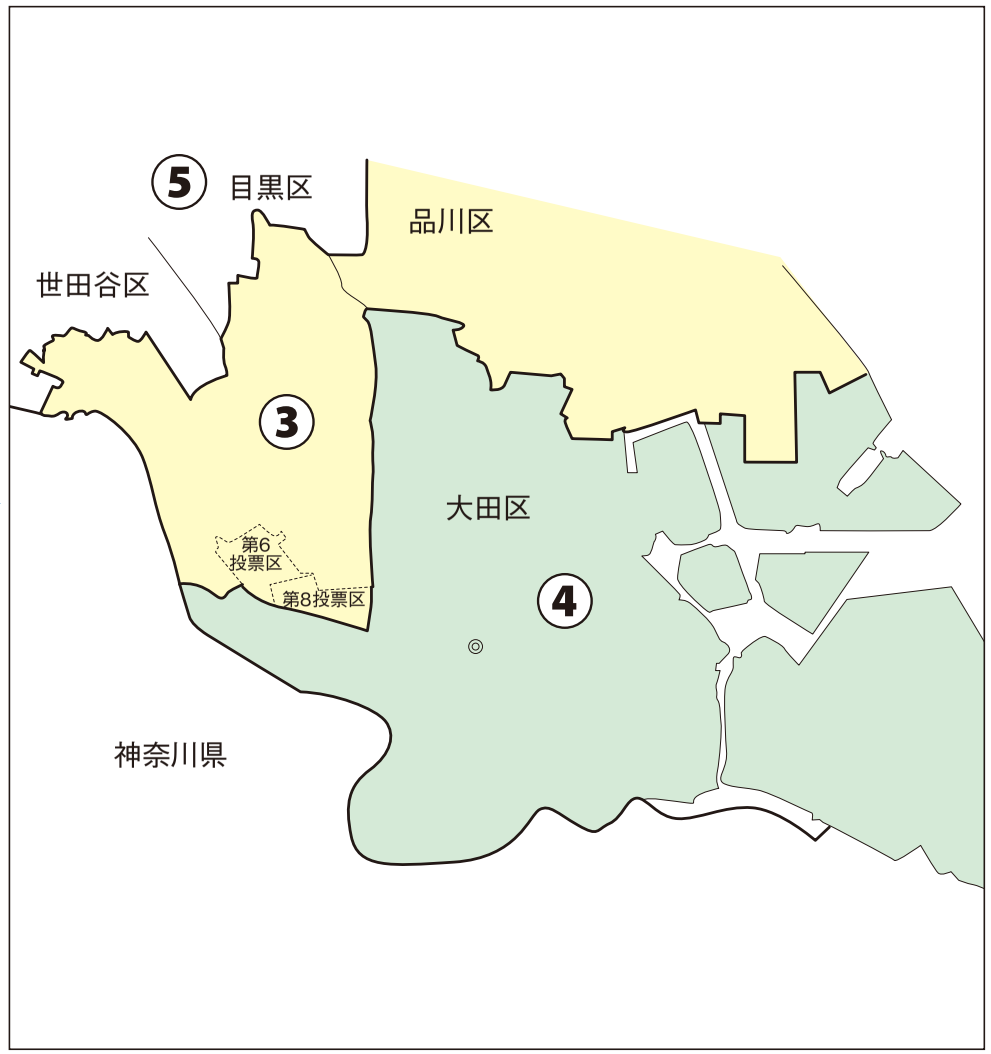

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

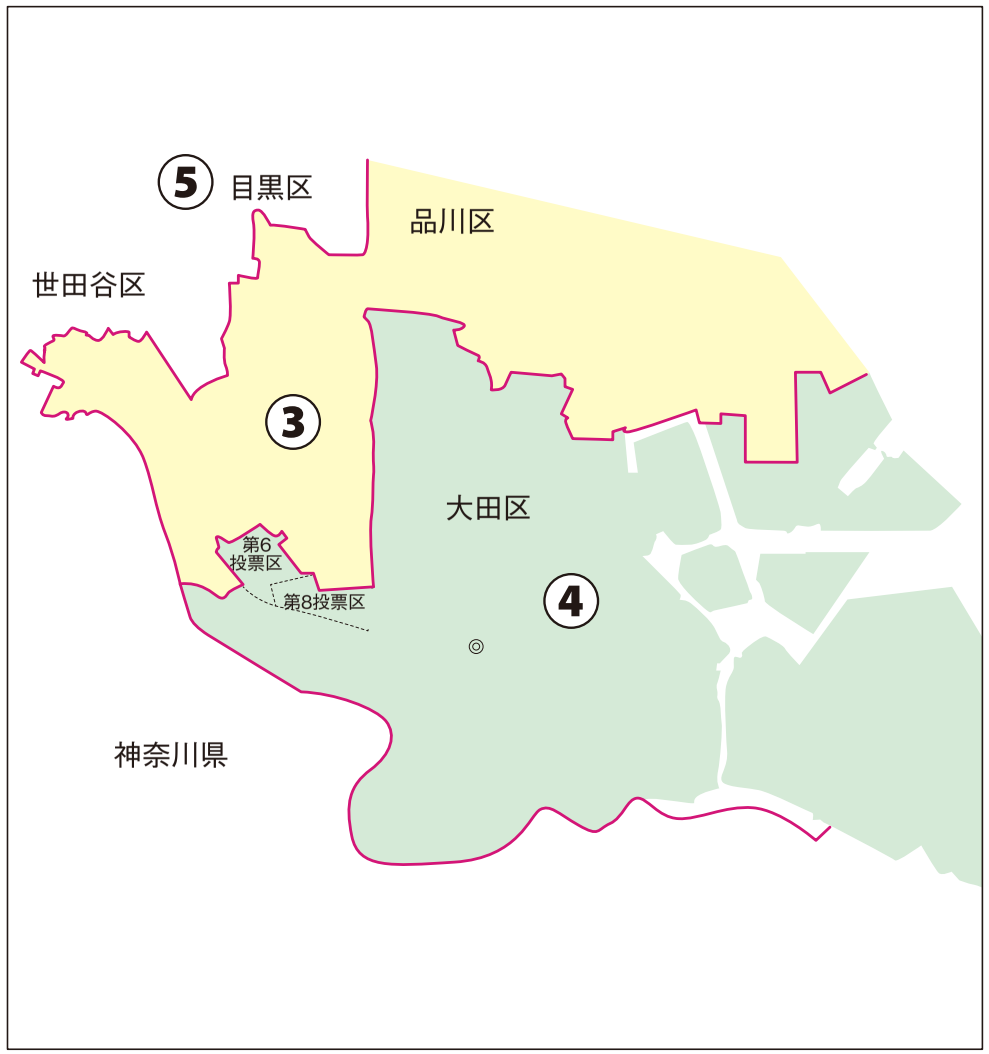

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

大田区

第３区の区域

大田区嶺町特別出張所管内
大田区田園調布特別出張所管内
大田区鵜の木特別出張所管内（鵜の木２丁目及び鵜の木３丁目に属する区域に限る。）
大田区久が原特別出張所管内（千鳥１丁目及び池上３丁目に属する区域を除く。）
大田区雪谷特別出張所管内
大田区千束特別出張所管内

第４区の区域

大田区大森東特別出張所管内
大田区大森西特別出張所管内
大田区入新井特別出張所管内
大田区馬込特別出張所管内
大田区池上特別出張所管内
大田区新井宿特別出張所管内
大田区鵜の木特別出張所管内（鵜の木２丁目及び鵜の木３丁目に属する区域を除く。）
大田区久が原特別出張所管内（千鳥１丁目及び池上３丁目に属する区域に限る。）
大田区糀谷特別出張所管内
大田区羽田特別出張所管内
大田区六郷特別出張所管内
大田区矢口特別出張所管内
大田区蒲田西特別出張所管内
大田区蒲田東特別出張所管内

東京都

世田谷区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

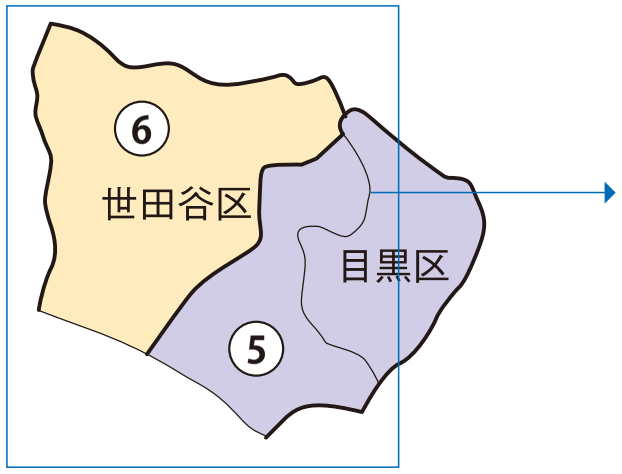

[改定前]

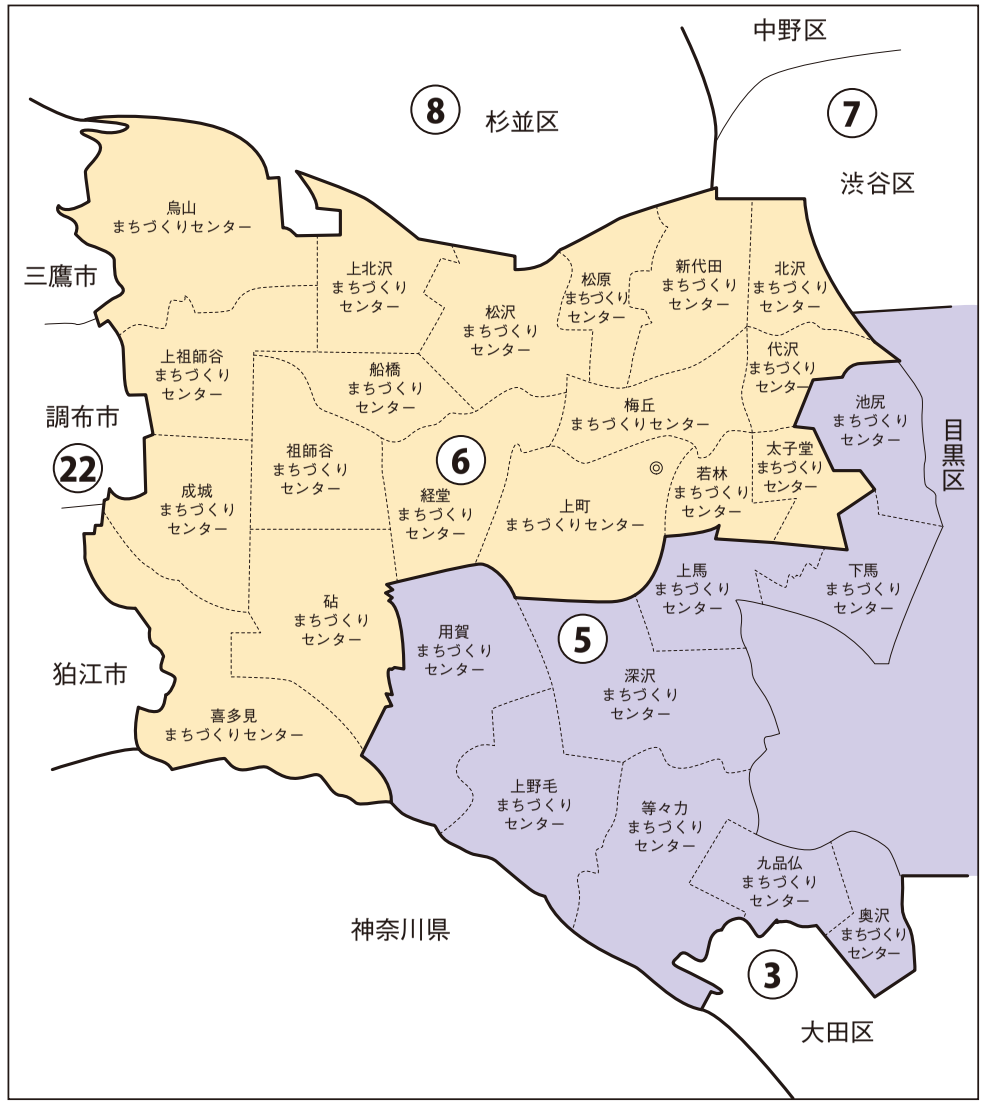

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

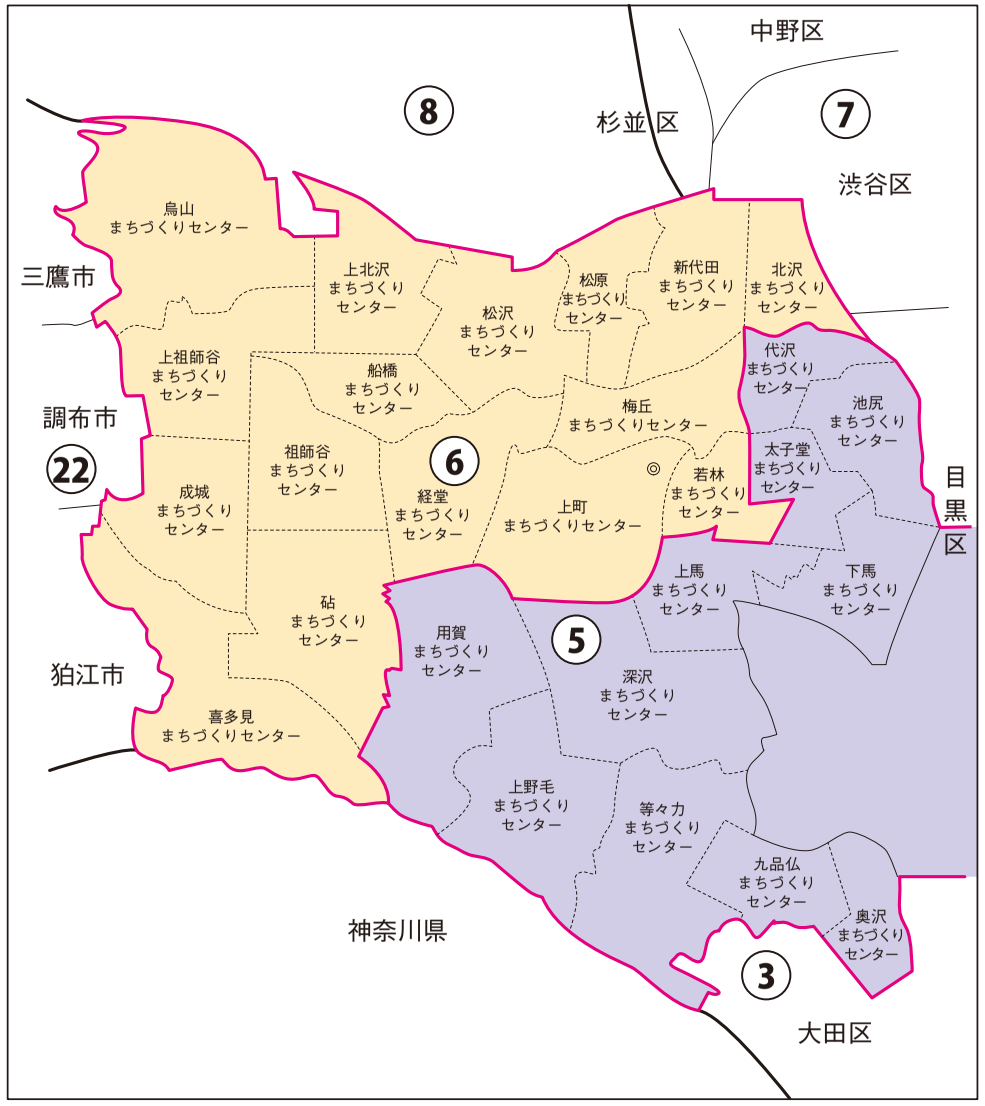

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

世田谷区

第５区の区域

世田谷区池尻まちづくりセンター管内
世田谷区太子堂まちづくりセンター管内
世田谷区下馬まちづくりセンター管内
世田谷区上馬まちづくりセンター管内
世田谷区代沢まちづくりセンター管内
世田谷区奥沢まちづくりセンター管内
世田谷区九品仏まちづくりセンター管内
世田谷区等々力まちづくりセンター管内
世田谷区上野毛まちづくりセンター管内
世田谷区用賀まちづくりセンター管内
世田谷区深沢まちづくりセンター管内

第６区の区域

世田谷区若林まちづくりセンター管内
世田谷区上町まちづくりセンター管内
世田谷区経堂まちづくりセンター管内
世田谷区梅丘まちづくりセンター管内
世田谷区新代田まちづくりセンター管内
世田谷区北沢まちづくりセンター管内
世田谷区松原まちづくりセンター管内
世田谷区松沢まちづくりセンター管内
世田谷区祖師谷まちづくりセンター管内
世田谷区成城まちづくりセンター管内
世田谷区船橋まちづくりセンター管内
世田谷区喜多見まちづくりセンター管内
世田谷区砧まちづくりセンター管内
世田谷区上北沢まちづくりセンター管内
世田谷区上祖師谷まちづくりセンター管内
世田谷区烏山まちづくりセンター管内

東京都

中野区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます

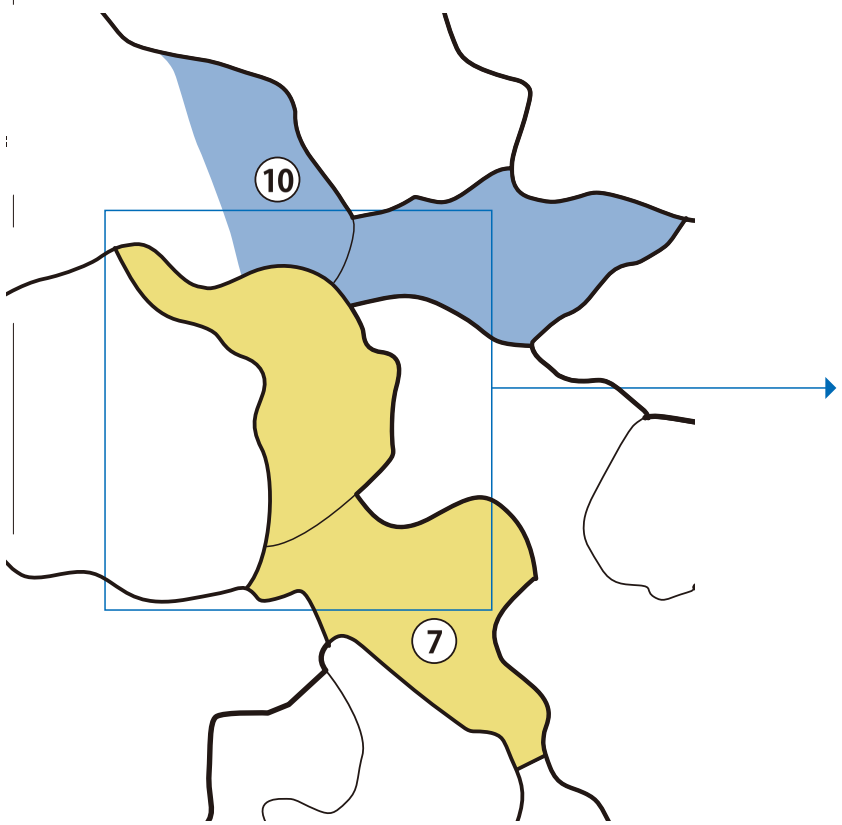

[改定前]

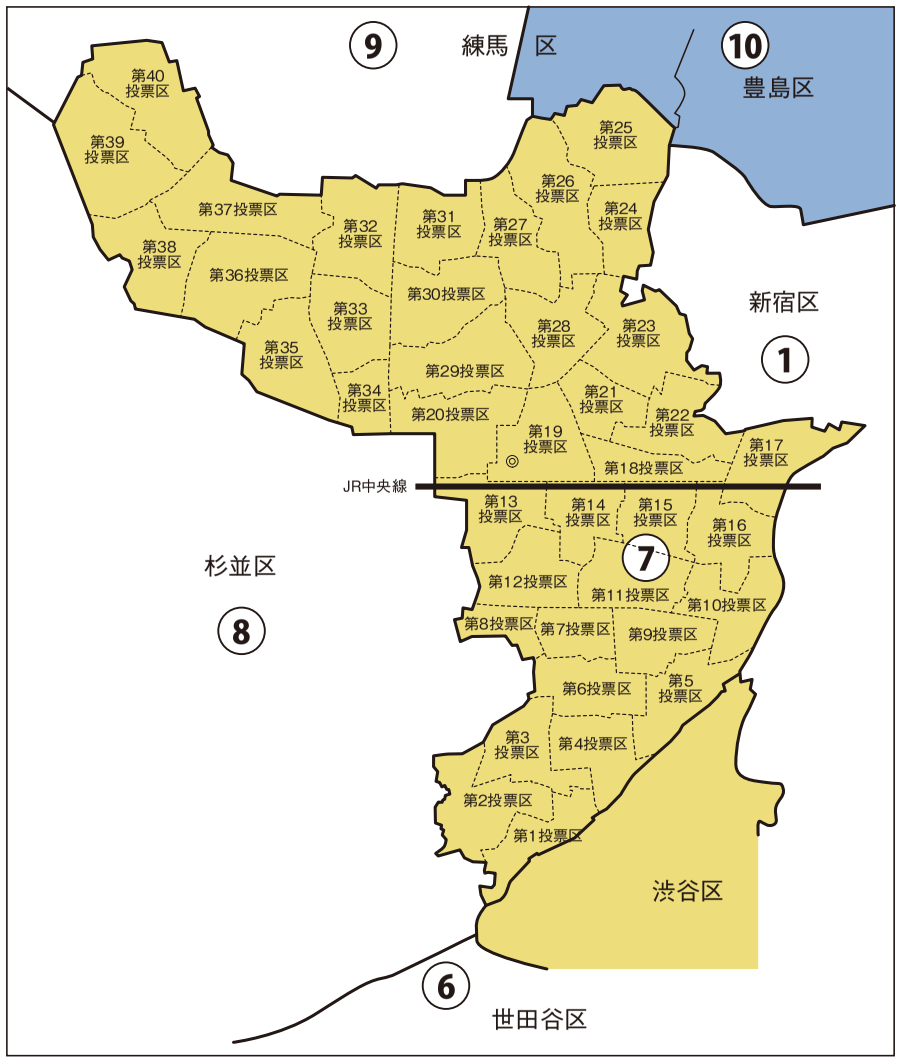

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

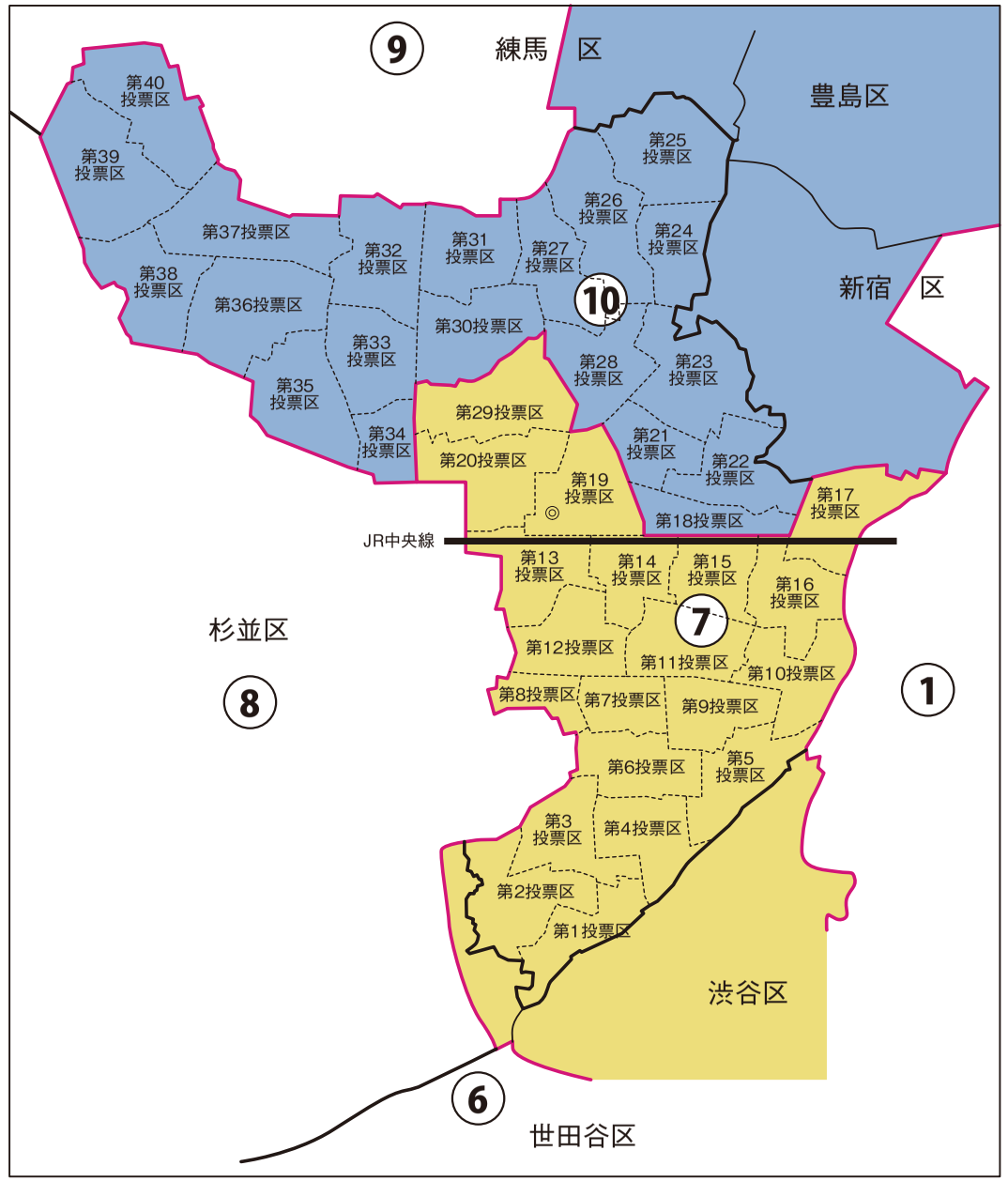

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

中野区

第７区の区域

南台1丁目、南台2丁目、南台3丁目、南台4丁目、南台5丁目、弥生町1丁目、弥生町2丁目、弥生町3丁目、弥生町4丁目、弥生町5丁目、弥生町6丁目、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、本町5丁目、本町6丁目、中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、中央4丁目、中央5丁目、東中野1丁目、東中野2丁目、東中野4丁目、東中野5丁目、中野1丁目、中野2丁目、中野3丁目、中野4丁目、中野5丁目（10番から68番まで）、新井1丁目（1番から35番まで）、新井2丁目、新井3丁目、野方1丁目、野方2丁目（1番から31番まで及び41番から62番まで）

第10区の区域

東中野3丁目、中野5丁目（1番から9番まで）、中野6丁目、上高田1丁目、上高田2丁目、上高田3丁目、上高田4丁目、上高田5丁目、新井1丁目（36番から43番まで）、新井4丁目、新井5丁目、沼袋1丁目、沼袋2丁目、沼袋3丁目、沼袋4丁目、松が丘1丁目、松が丘2丁目、江原町1丁目、江原町2丁目、江原町3丁目、江古田1丁目、江古田2丁目、江古田3丁目、江古田4丁目、丸山1丁目、丸山2丁目、野方2丁目（32番から40番まで及び63番から69番まで）、野方3丁目、野方4丁目、野方5丁目、野方6丁目、大和町1丁目、大和町2丁目、大和町3丁目、大和町4丁目、若宮1丁目、若宮2丁目、若宮3丁目、白鷺1丁目、白鷺2丁目、白鷺3丁目、鷺宮1丁目、鷺宮2丁目、鷺宮3丁目、鷺宮4丁目、鷺宮5丁目、鷺宮6丁目、上鷺宮1丁目、上鷺宮2丁目、上鷺宮3丁目、上鷺宮4丁目、上鷺宮5丁目

東京都

杉並区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます

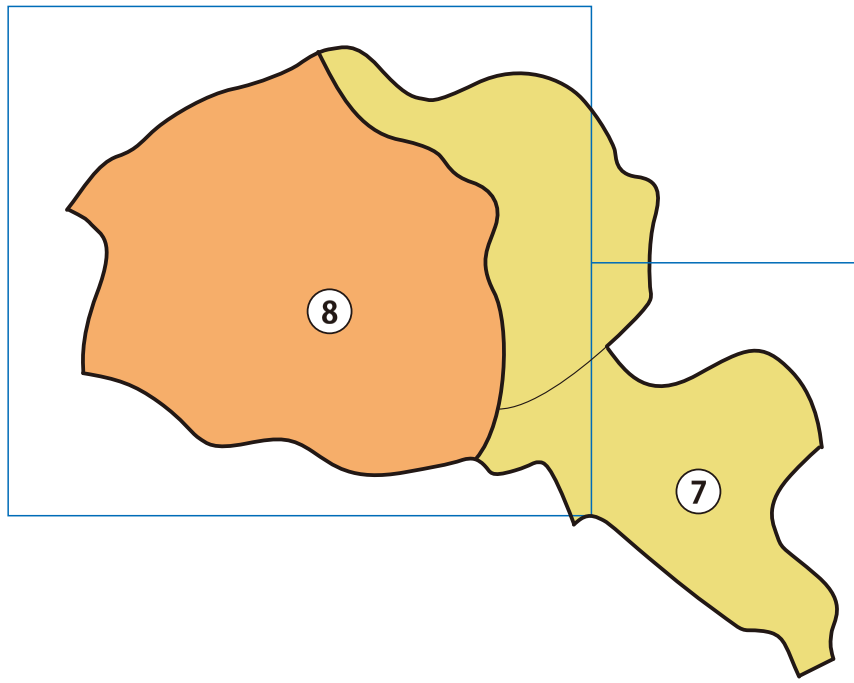

［改定前］

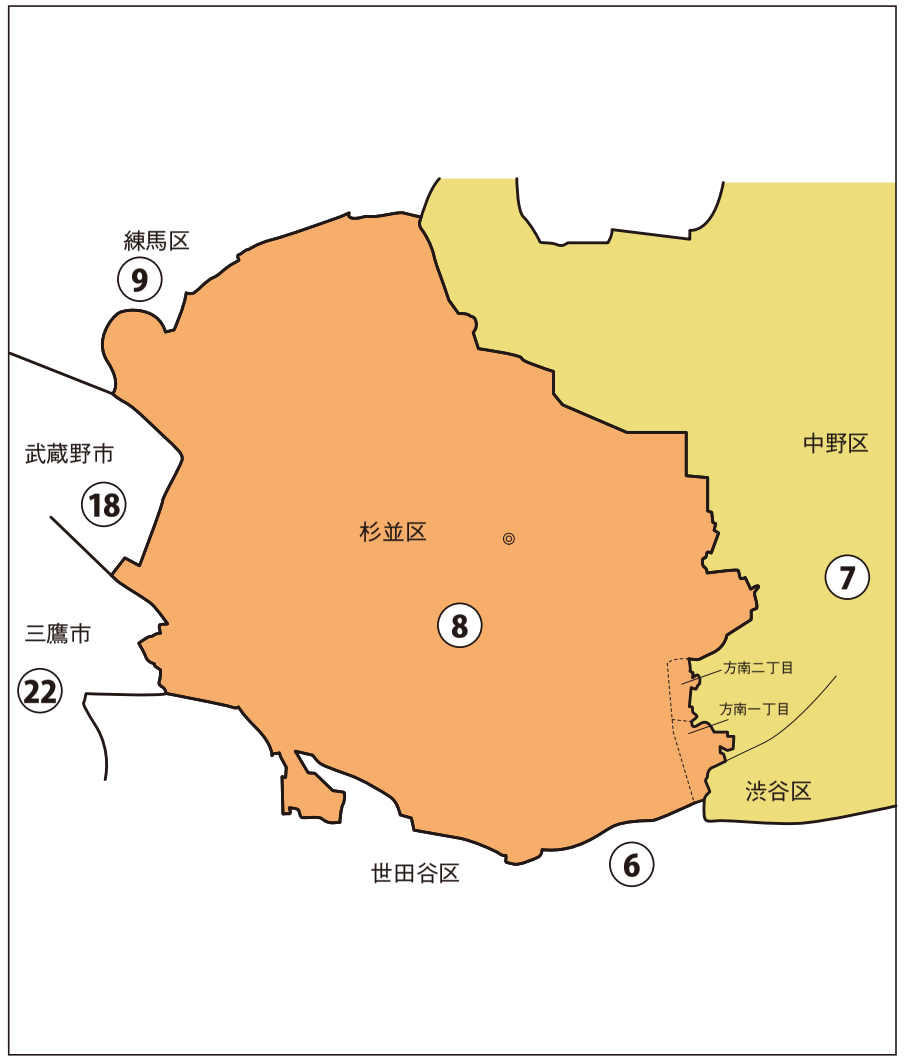

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

［改定後］

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

杉並区

第７区の区域

方南1丁目、方南2丁目

第８区の区域

井草1丁目、井草2丁目、井草3丁目、井草4丁目、井草5丁目、上井草1丁目、上井草2丁目、上井草3丁目、上井草4丁目、下井草1丁目、下井草2丁目、下井草3丁目、下井草4丁目、下井草5丁目、善福寺1丁目、善福寺2丁目、善福寺3丁目、善福寺4丁目、今川1丁目、今川2丁目、今川3丁目、今川4丁目、桃井1丁目、桃井2丁目、桃井3丁目、桃井4丁目、西荻北1丁目、西荻北2丁目、西荻北3丁目、西荻北4丁目、西荻北5丁目、上荻1丁目、上荻2丁目、上荻3丁目、上荻4丁目、清水1丁目、清水2丁目、清水3丁目、本天沼1丁目、本天沼2丁目、本天沼3丁目、天沼1丁目、天沼2丁目、天沼3丁目、阿佐谷北1丁目、阿佐谷北2丁目、阿佐谷北3丁目、阿佐谷北4丁目、阿佐谷北5丁目、阿佐谷北6丁目、阿佐谷南1丁目、阿佐谷南2丁目、阿佐谷南3丁目、高円寺北1丁目、高円寺北2丁目、高円寺北3丁目、高円寺北4丁目、高円寺南1丁目、高円寺南2丁目、高円寺南3丁目、高円寺南4丁目、高円寺南5丁目、和田1丁目、和田2丁目、和田3丁目、和泉1丁目、和泉2丁目、和泉3丁目、和泉4丁目、堀ノ内1丁目、堀ノ内2丁目、堀ノ内3丁目、松ノ木1丁目、松ノ木2丁目、松ノ木3丁目、大宮1丁目、大宮2丁目、梅里1丁目、梅里2丁目、久我山1丁目、久我山2丁目、久我山3丁目、久我山4丁目、久我山5丁目、高井戸西1丁目、高井戸西2丁目、高井戸西3丁目、上高井戸1丁目、上高井戸2丁目、上高井戸3丁目、永福1丁目、永福2丁目、永福3丁目、永福4丁目、浜田山1丁目、浜田山2丁目、浜田山3丁目、浜田山4丁目、下高井戸1丁目、下高井戸2丁目、下高井戸3丁目、下高井戸4丁目、下高井戸5丁目、高井戸東1丁目、高井戸東2丁目、高井戸東3丁目、高井戸東4丁目、成田東1丁目、成田東2丁目、成田東3丁目、成田東4丁目、成田東5丁目、成田西1丁目、成田西2丁目、成田西3丁目、成田西4丁目、荻窪1丁目、荻窪2丁目、荻窪3丁目、荻窪4丁目、荻窪5丁目、南荻窪1丁目、南荻窪2丁目、南荻窪3丁目、南荻窪4丁目、西荻南1丁目、西荻南2丁目、西荻南3丁目、西荻南4丁目、松庵1丁目、松庵2丁目、松庵3丁目、宮前1丁目、宮前2丁目、宮前3丁目、宮前4丁目、宮前5丁目

東京都

豊島区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

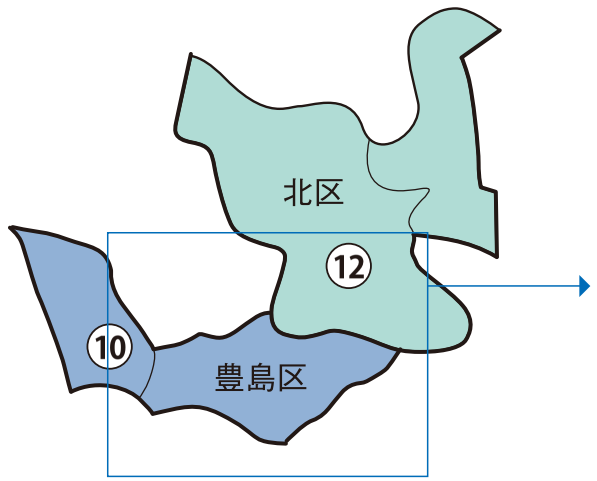

［改定前］

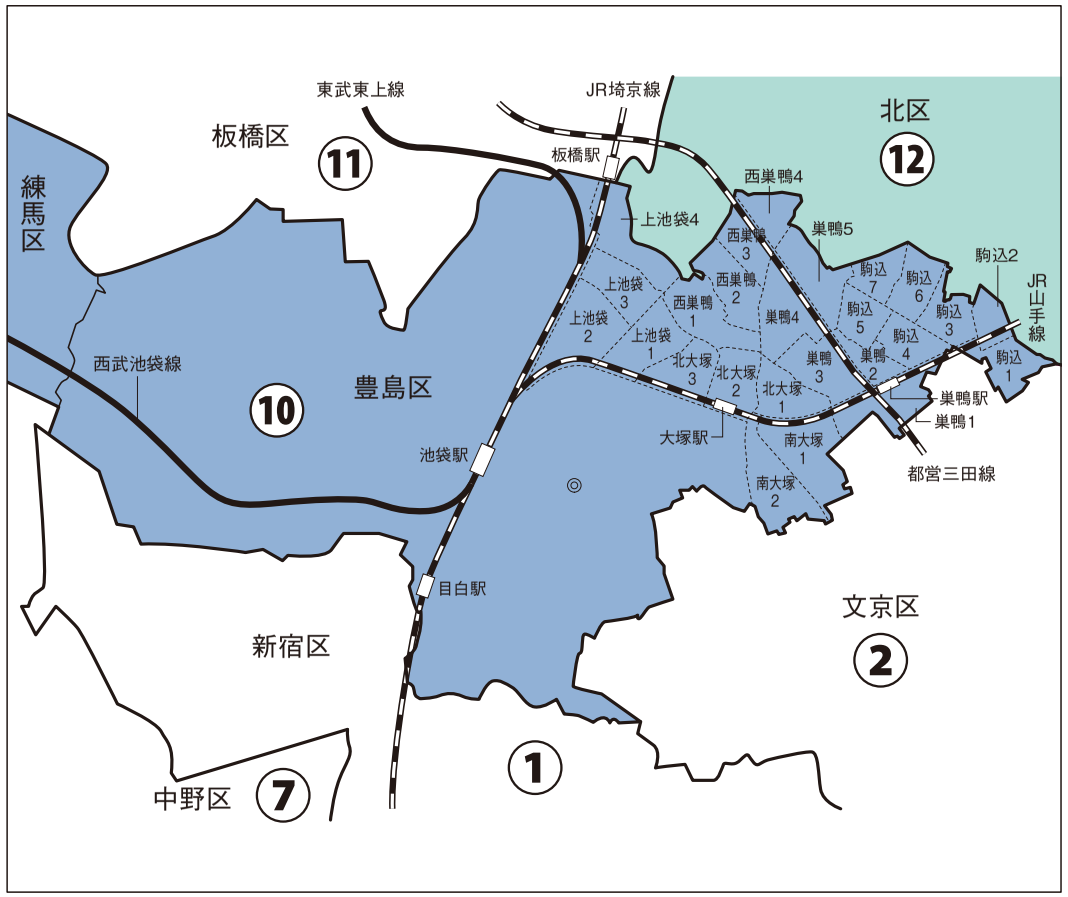

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

［改定後］

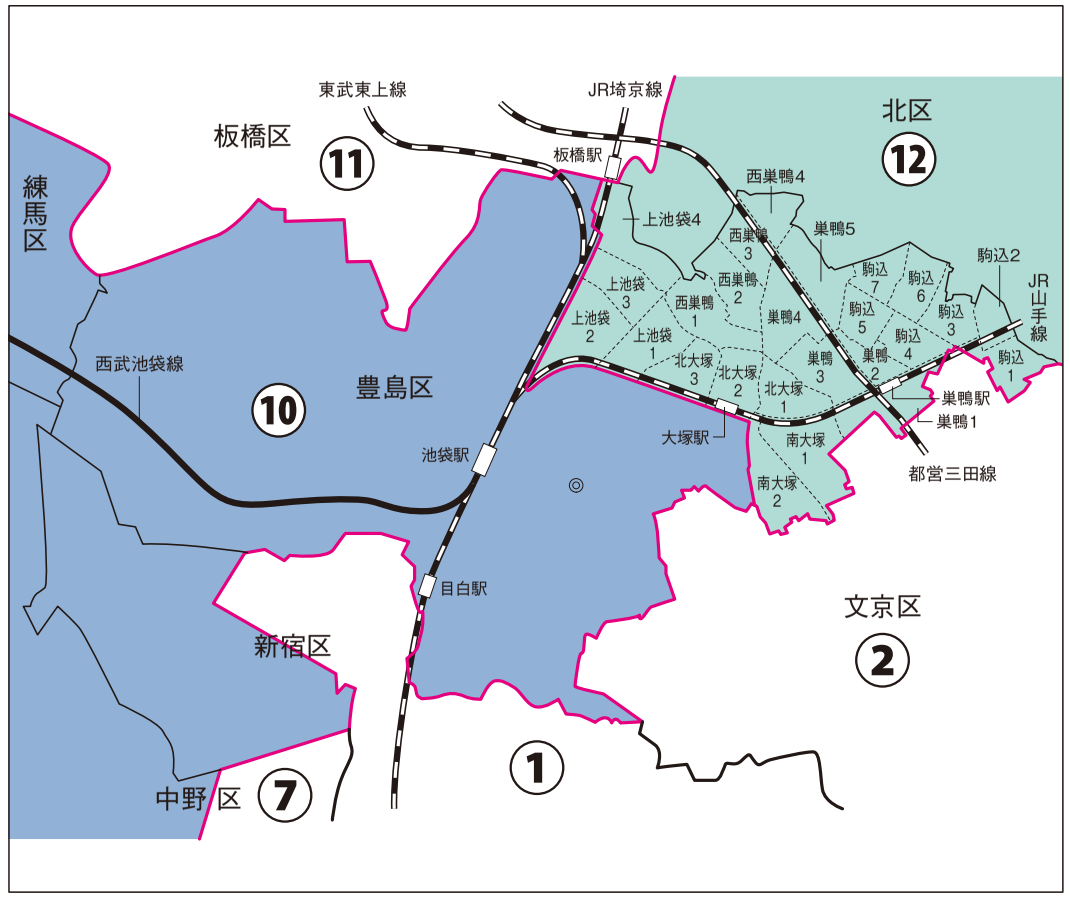

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

豊島区

第10区の区域

本庁管内

東池袋1丁目、東池袋2丁目、東池袋3丁目、東池袋4丁目、東池袋5丁目、南池袋1丁目、南池袋2丁目、南池袋3丁目、南池袋4丁目、西池袋1丁目、西池袋2丁目、西池袋3丁目、西池袋4丁目、西池袋5丁目、池袋1丁目、池袋2丁目、池袋3丁目、池袋4丁目、池袋本町1丁目、池袋本町2丁目、池袋本町3丁目、池袋本町4丁目、雑司が谷1丁目、雑司が谷2丁目、雑司が谷3丁目、高田1丁目、高田2丁目、高田3丁目、目白1丁目、目白2丁目、目白3丁目、目白4丁目

豊島区東部区民事務所管内（南大塚3丁目及び東池袋5丁目に属する区域に限る。）

豊島区西部区民事務所管内

第12区の区域

本庁管内

西巣鴨1丁目、北大塚3丁目、上池袋1丁目、上池袋2丁目、上池袋3丁目、上池袋4丁目

豊島区東部区民事務所管内（南大塚3丁目及び東池袋5丁目に属する区域を除く。）

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます

東京都

板橋区

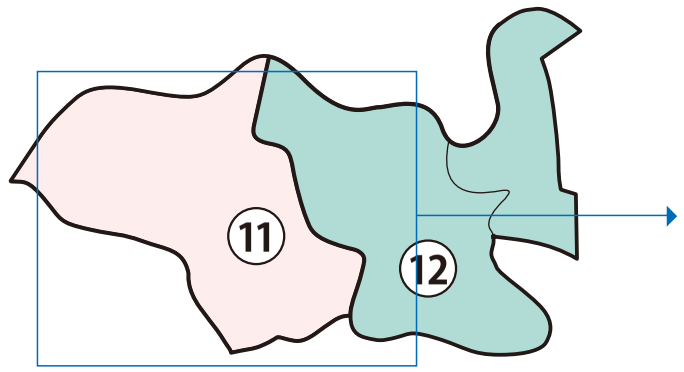

[改定前]

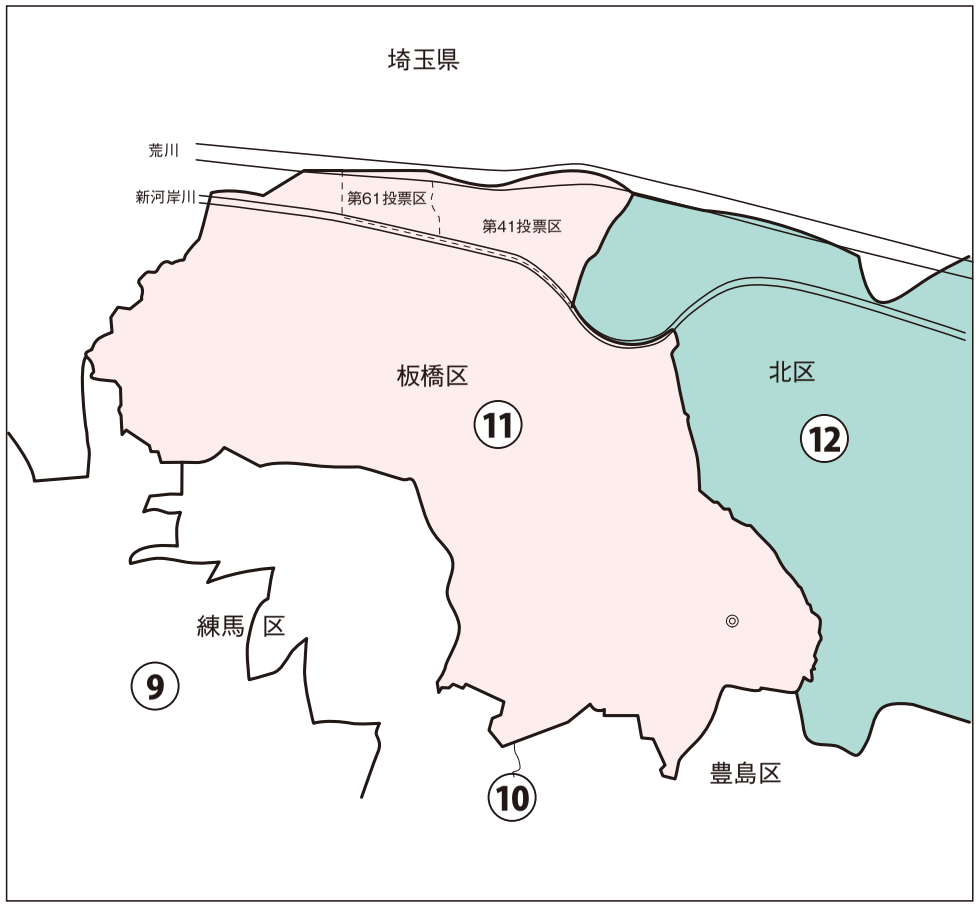

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

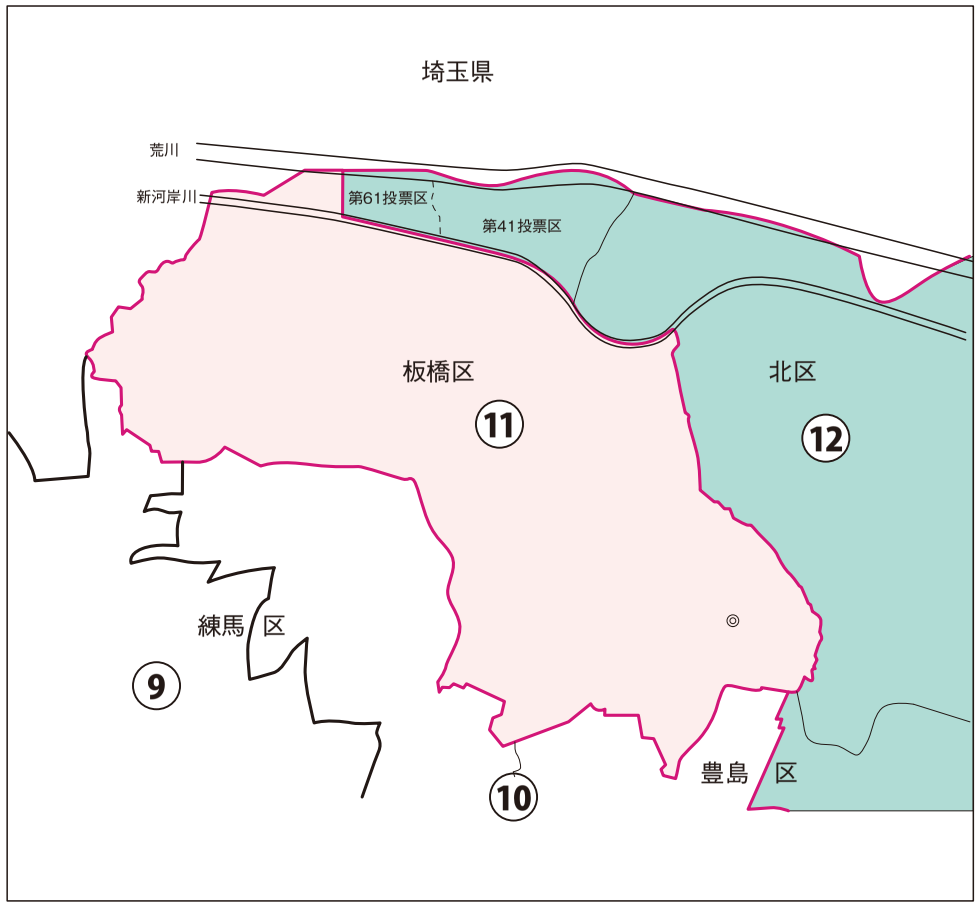

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

板橋区

第11区の区域

本庁管内

板橋1丁目、板橋2丁目、板橋3丁目、板橋4丁目、加賀1丁目、加賀2丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口1丁目、大谷口2丁目、向原1丁目、向原2丁目、向原3丁目、小茂根1丁目、小茂根2丁目、小茂根3丁目、小茂根4丁目、小茂根5丁目、常盤台1丁目、常盤台2丁目、常盤台3丁目、常盤台4丁目、南常盤台1丁目、南常盤台2丁目、東新町1丁目、東新町2丁目、上板橋1丁目、上板橋2丁目、上板橋3丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村1丁目、志村2丁目、志村3丁目、坂下1丁目、坂下2丁目、坂下3丁目、東坂下1丁目、東坂下2丁目、小豆沢1丁目、小豆沢2丁目、小豆沢3丁目、小豆沢4丁目、西台1丁目、西台2丁目、西台3丁目、西台4丁目、中台1丁目、中台2丁目、中台3丁目、若木1丁目、若木2丁目、若木3丁目、蓮根1丁目、蓮根2丁目、蓮根3丁目、相生町、前野町1丁目、前野町2丁目、前野町3丁目、前野町4丁目、前野町5丁目、前野町6丁目、三園2丁目、東山町、桜川1丁目、桜川2丁目、桜川3丁目、高島平1丁目、高島平2丁目、高島平3丁目、高島平4丁目、高島平5丁目、高島平6丁目、高島平7丁目、高島平8丁目、高島平9丁目、新河岸3丁目

東京都板橋区赤塚支所管内

第12区の区域

本庁管内

新河岸1丁目、新河岸2丁目、舟渡1丁目、舟渡2丁目、舟渡3丁目、舟渡4丁目

東京都

足立区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

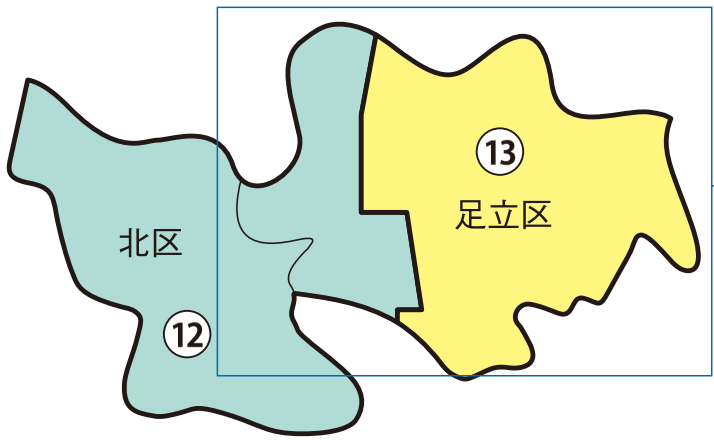

[改定前]

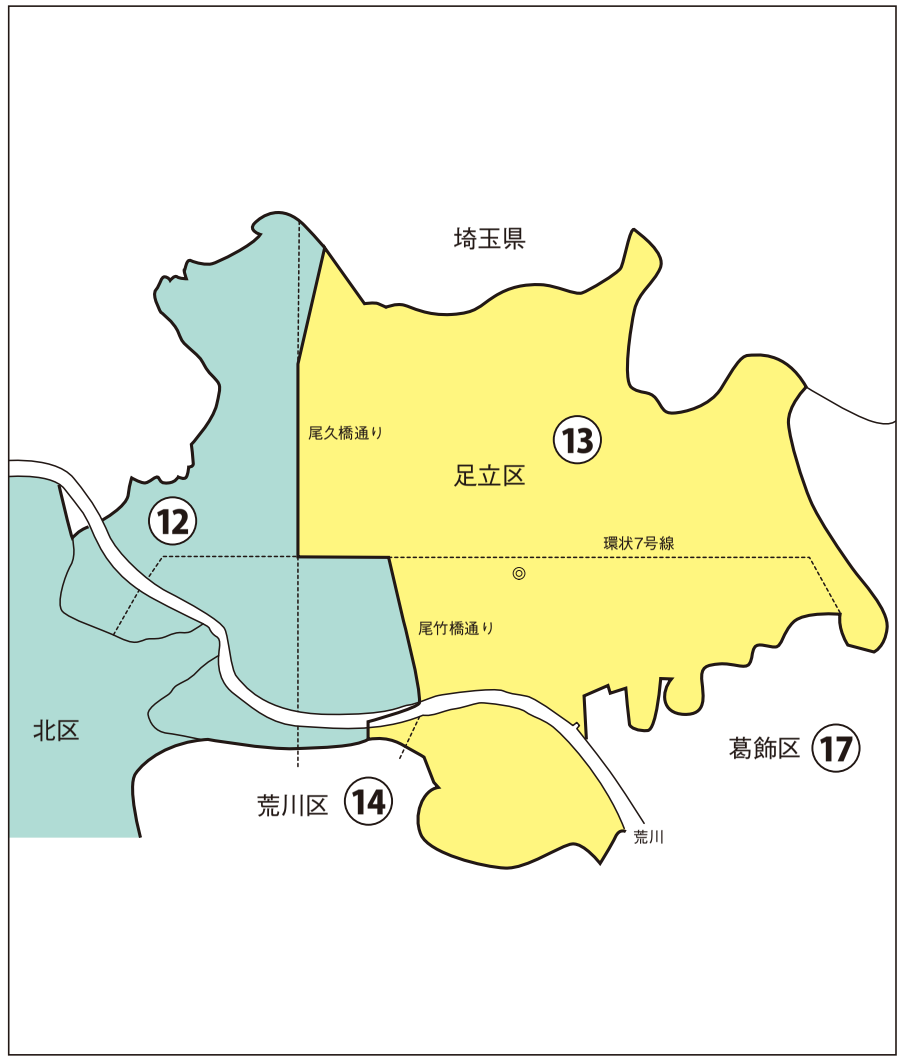

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

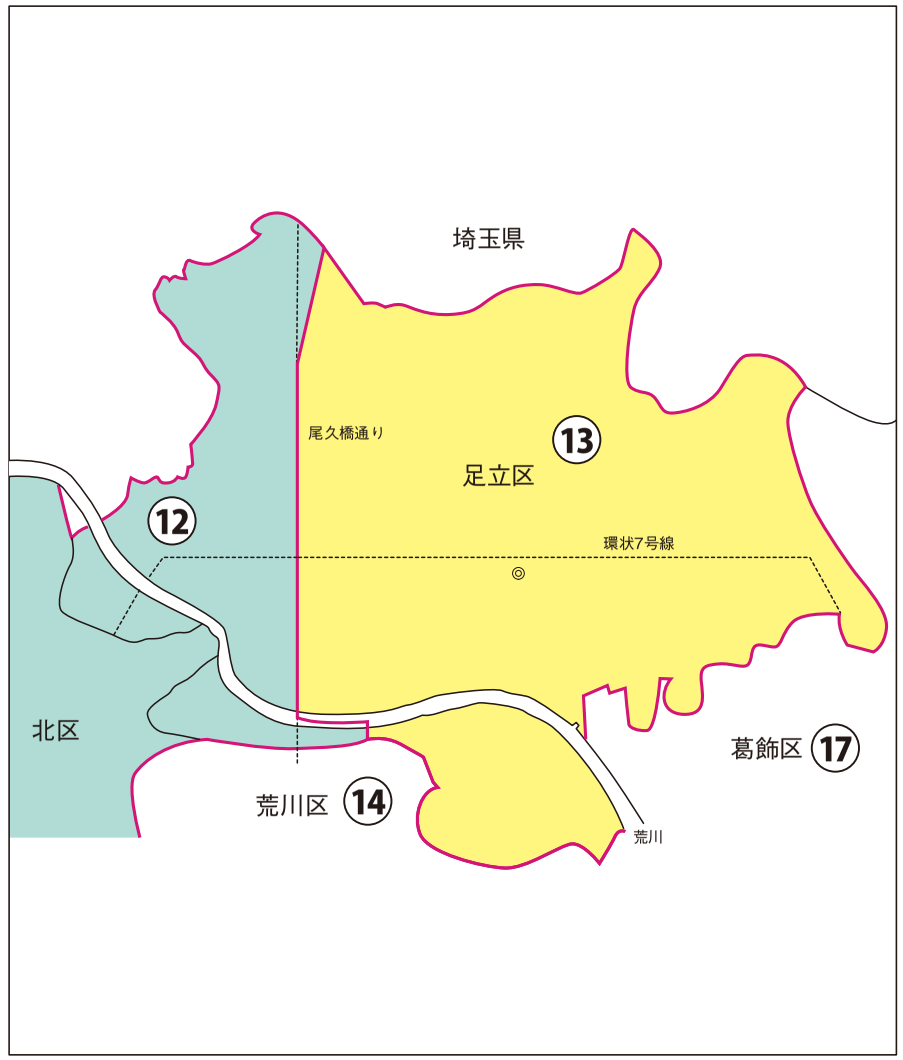

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

足立区

第12区の区域

入谷1丁目、入谷2丁目、入谷3丁目、入谷4丁目、入谷5丁目、入谷6丁目、入谷7丁目、入谷8丁目、入谷9丁目、入谷町、扇2丁目、小台1丁目、小台2丁目、加賀1丁目、加賀2丁目、江北1丁目、江北2丁目、江北3丁目、江北4丁目、江北5丁目、江北6丁目、江北7丁目、皿沼1丁目、皿沼2丁目、皿沼3丁目、鹿浜1丁目、鹿浜2丁目、鹿浜3丁目、鹿浜4丁目、鹿浜5丁目、鹿浜6丁目、鹿浜7丁目、鹿浜8丁目、新田1丁目、新田2丁目、新田3丁目、椿1丁目、椿2丁目、舎人1丁目、舎人2丁目、舎人3丁目、舎人4丁目、舎人5丁目、舎人6丁目、舎人公園、舎人町、堀之内1丁目、堀之内2丁目、宮城1丁目、宮城2丁目、谷在家2丁目、谷在家3丁目

第13区の区域

青井1丁目、青井2丁目、青井3丁目、青井4丁目、青井5丁目、青井6丁目、足立1丁目、足立2丁目、足立3丁目、足立4丁目、綾瀬1丁目、綾瀬2丁目、綾瀬3丁目、綾瀬4丁目、綾瀬5丁目、綾瀬6丁目、綾瀬7丁目、伊興1丁目、伊興2丁目、伊興3丁目、伊興4丁目、伊興5丁目、伊興本町1丁目、伊興本町2丁目、梅島1丁目、梅島2丁目、梅島3丁目、梅田1丁目、梅田2丁目、梅田3丁目、梅田4丁目、梅田5丁目、梅田6丁目、梅田7丁目、梅田8丁目、大谷田1丁目、大谷田2丁目、大谷田3丁目、大谷田4丁目、大谷田5丁目、加平1丁目、加平2丁目、加平3丁目、北加平町、栗原1丁目、栗原2丁目、栗原3丁目、栗原4丁目、弘道1丁目、弘道2丁目、古千谷1丁目、古千谷2丁目、古千谷本町1丁目、古千谷本町2丁目、古千谷本町3丁目、古千谷本町4丁目、佐野1丁目、佐野2丁目、島根1丁目、島根2丁目、島根3丁目、島根4丁目、神明1丁目、神明2丁目、神明3丁目、神明南1丁目、神明南2丁目、関原1丁目、関原2丁目、関原3丁目、千住1丁目、千住2丁目、千住3丁目、千住4丁目、千住5丁目、千住曙町、千住旭町、千住東1丁目、千住東2丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木1丁目、千住桜木2丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町1丁目、千住緑町2丁目、千住緑町3丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚1丁目、竹の塚2丁目、竹の塚3丁目、竹の塚4丁目、竹の塚5丁目、竹の塚6丁目、竹の塚7丁目、辰沼1丁目、辰沼2丁目、中央本町1丁目、中央本町2丁目、中央本町3丁目、中央本町4丁目、中央本町5丁目、東和1丁目、東和2丁目、東和3丁目、東和4丁目、東和5丁目、中川1丁目、中川2丁目、中川3丁目、中川4丁目、中川5丁目、西綾瀬1丁目、西綾瀬2丁目、西綾瀬3丁目、西綾瀬4丁目、西新井1丁目、西新井2丁目、西新井3丁目、西新井4丁目、西新井5丁目、西新井6丁目、西新井7丁目、西新井栄町1丁目、西新井栄町2丁目、西伊興1丁目、西伊興2丁目、西伊興3丁目、西伊興4丁目、西伊興町、西加平1丁目、西加平2丁目、西竹の塚1丁目、西竹の塚2丁目、西保木間1丁目、西保木間2丁目、西保木間3丁目、西保木間4丁目、花畑1丁目、花畑2丁目、花畑3丁目、花畑4丁目、花畑5丁目、花畑6丁目、花畑7丁目、花畑8丁目、東綾瀬1丁目、東綾瀬2丁目、東綾瀬3丁目、東伊興1丁目、東伊興2丁目、東伊興3丁目、東伊興4丁目、東保木間1丁目、東保木間2丁目、東六月町、一ツ家1丁目、一ツ家2丁目、一ツ家3丁目、一ツ家4丁目、日ノ出町、平野1丁目、平野2丁目、平野3丁目、保木間1丁目、保木間2丁目、保木間3丁目、保木間4丁目、保木間5丁目、保塚町、南花畑1丁目、南花畑2丁目、南花畑3丁目、南花畑4丁目、南花畑5丁目、六木1丁目、六木2丁目、六木3丁目、六木4丁目、谷在家1丁目、谷中1丁目、谷中2丁目、谷中3丁目、谷中4丁目、谷中5丁目、柳原1丁目、柳原2丁目、六月1丁目、六月2丁目、六月3丁目、六町1丁目、六町2丁目、六町3丁目、六町4丁目

●第12区から第13区に編入された区域

扇1丁目、扇3丁目、興野1丁目、興野2丁目、西新井栄町3丁目、西新井本町1丁目、西新井本町2丁目、西新井本町3丁目、西新井本町4丁目、西新井本町5丁目、本木1丁目、本木2丁目、本木北町、本木西町、本木東町、本木南町

東京都

江戸川区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます

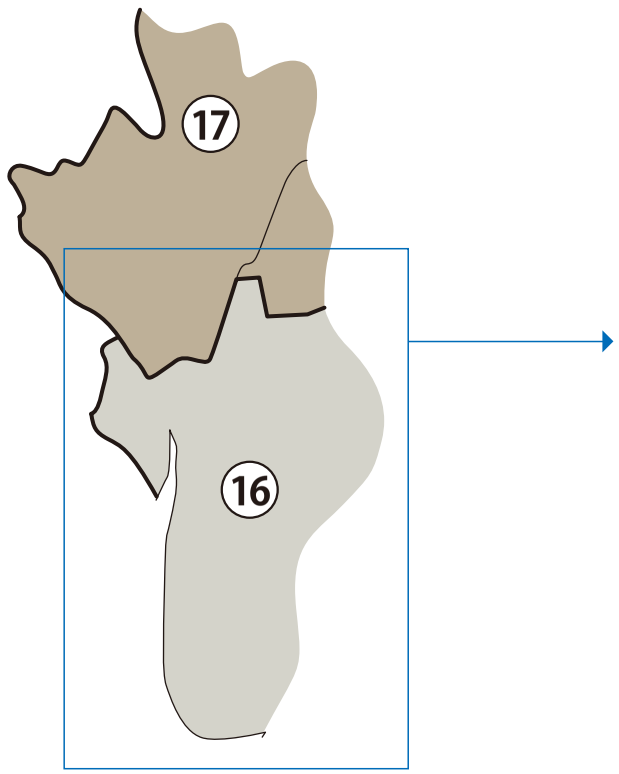

[改定前]

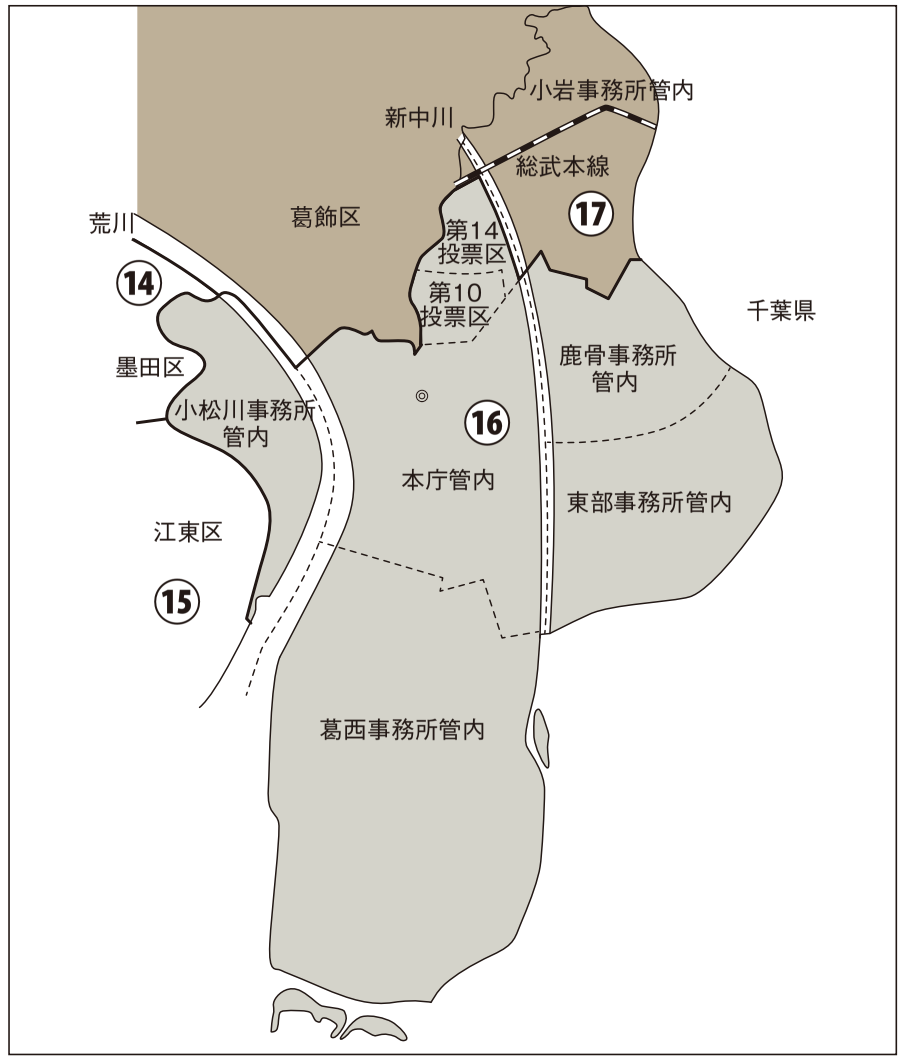

◎:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

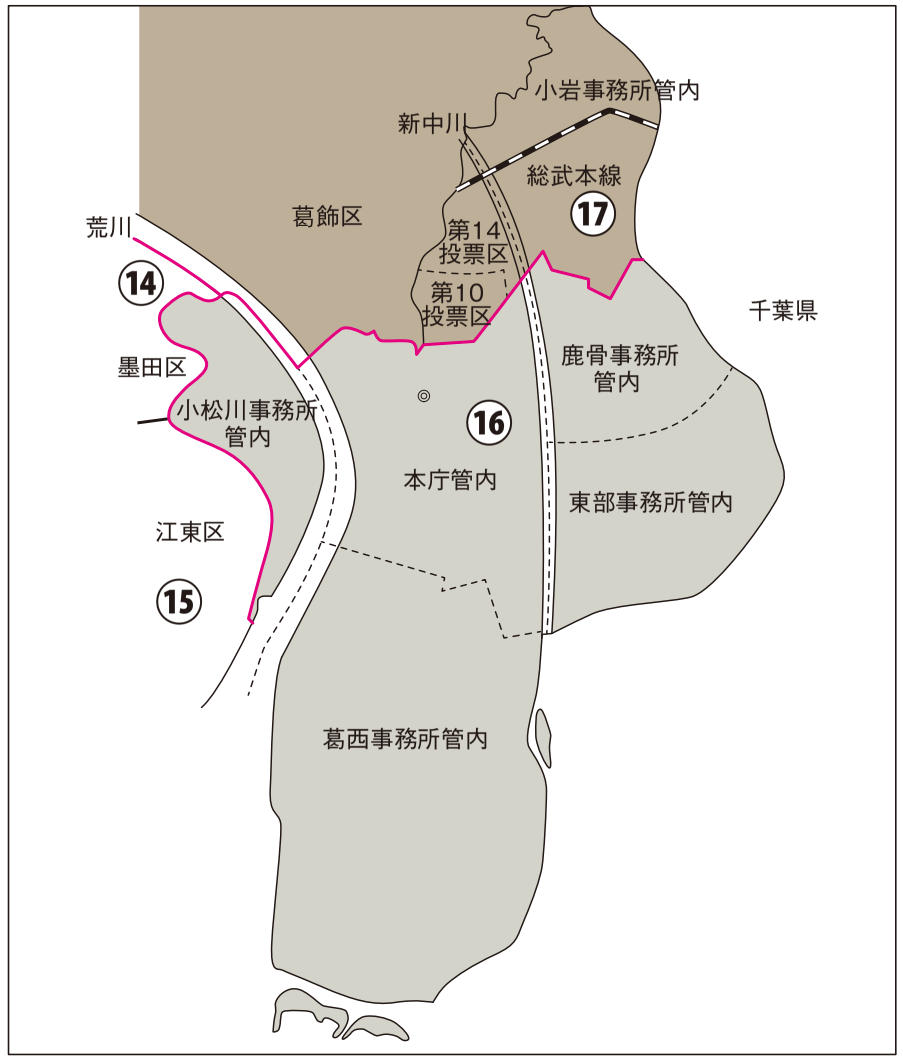

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

江戸川区

第16区の区域

本庁管内

中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、中央4丁目、松島1丁目、松島2丁目、松島3丁目、松島4丁目、松江1丁目、松江2丁目、松江3丁目、松江4丁目、松江5丁目、松江6丁目、松江7丁目、東小松川1丁目、東小松川2丁目、東小松川3丁目、東小松川4丁目、西小松川町、大杉1丁目、大杉2丁目、大杉3丁目、大杉4丁目、大杉5丁目、西一之江1丁目、西一之江2丁目、西一之江3丁目、西一之江4丁目、春江町4丁目、一之江1丁目、一之江2丁目、一之江3丁目、一之江4丁目、一之江5丁目、一之江6丁目、一之江7丁目、一之江8丁目、西瑞江4丁目、江戸川4丁目、松本1丁目、松本2丁目

江戸川区小松川事務所管内

江戸川区葛西事務所管内

江戸川区東部事務所管内

江戸川区鹿骨事務所管内

第17区の区域

本庁管内

上一色1丁目、上一色2丁目、上一色3丁目、本一色1丁目、本一色2丁目、本一色3丁目、興宮町

江戸川区小岩事務所管内

東京都

八王子市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

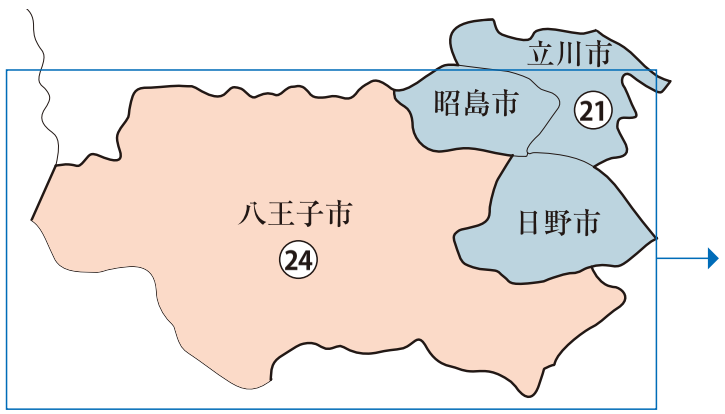

[改定前]

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

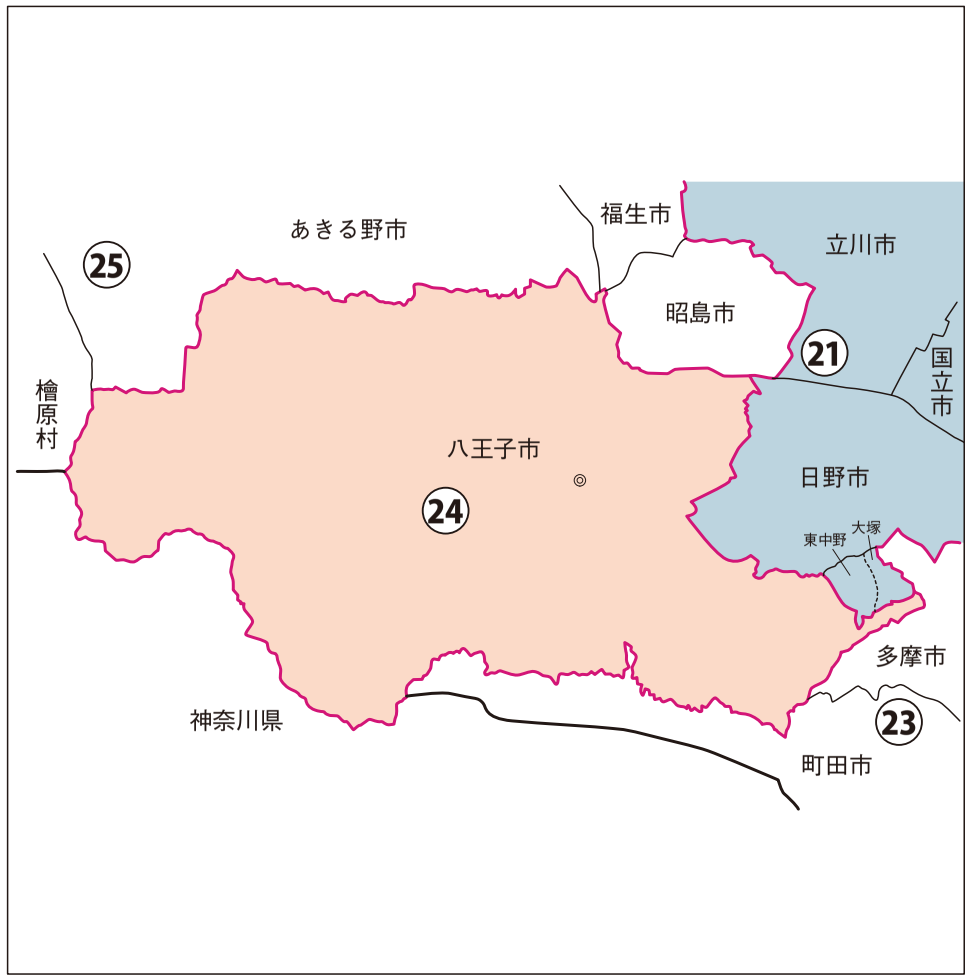

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

●総務省選挙部　●都道府県選挙管理委員会
●市区町村選挙管理委員会

八王子市

第21区の区域

東中野、大塚

第24区の区域

横山町、八日町、八幡町、八木町、追分町、千人町1丁目、千人町2丁目、千人町3丁目、千人町4丁目、日吉町、元本郷町1丁目、元本郷町2丁目、元本郷町3丁目、元本郷町4丁目、平岡町、本郷町、大横町、本町、元横山町1丁目、元横山町2丁目、元横山町3丁目、田町、新町、明神町1丁目、明神町2丁目、明神町3丁目、明神町4丁目、子安町1丁目、子安町2丁目、子安町3丁目、子安町4丁目、東町、旭町、三崎町、中町、南町、寺町、万町、上野町、天神町、南新町、小門町、台町1丁目、台町2丁目、台町3丁目、台町4丁目、中野町、暁町1丁目、暁町2丁目、暁町3丁目、中野山王1丁目、中野山王2丁目、中野山王3丁目、中野上町1丁目、中野上町2丁目、中野上町3丁目、中野上町4丁目、中野上町5丁目、大和田町1丁目、大和田町2丁目、大和田町3丁目、大和田町4丁目、大和田町5丁目、大和田町6丁目、大和田町7丁目、富士見町、緑町、清川町、東浅川町、初沢町、高尾町、南浅川町、西浅川町、裏高尾町、廿里町、下柚木、下柚木2丁目、下柚木3丁目、上柚木、上柚木2丁目、上柚木3丁目、中山、越野、南陽台1丁目、南陽台2丁目、南陽台3丁目、堀之内、堀之内2丁目、堀之内3丁目、鹿島、松が谷、鑓水、鑓水2丁目、南大沢1丁目、南大沢2丁目、南大沢3丁目、南大沢4丁目、南大沢5丁目、松木、別所1丁目、別所2丁目、並木町、散田町1丁目、散田町2丁目、散田町3丁目、散田町4丁目、散田町5丁目、山田町、めじろ台1丁目、めじろ台2丁目、めじろ台3丁目、めじろ台4丁目、長房町、城山手1丁目、城山手2丁目、狭間町、椚田町、館町、寺田町、大船町、大楽寺町、上壱分方町、諏訪町、四谷町、叶谷町、泉町、横川町、弐分方町、川町、元八王子町1丁目、元八王子町2丁目、元八王子町3丁目、下恩方町、上恩方町、西寺方町、小津町、川口町、上川町、犬目町、楢原町、美山町、尾崎町、左入町、滝山町1丁目、滝山町2丁目、梅坪町、谷野町、みつい台1丁目、みつい台2丁目、丹木町1丁目、丹木町2丁目、丹木町3丁目、加住町1丁目、加住町2丁目、宮下町、戸吹町、高月町、小比企町、片倉町、西片倉1丁目、西片倉2丁目、西片倉3丁目、宇津貫町、みなみ野1丁目、みなみ野2丁目、みなみ野3丁目、みなみ野4丁目、みなみ野5丁目、みなみ野6丁目、兵衛1丁目、兵衛2丁目、七国1丁目、七国2丁目、七国3丁目、七国4丁目、七国5丁目、七国6丁目、北野町、打越町、北野台1丁目、北野台2丁目、北野台3丁目、北野台4丁目、北野台5丁目、長沼町、絹ケ丘1丁目、絹ケ丘2丁目、絹ケ丘3丁目、高倉町、石川町、宇津木町、平町、小宮町、久保山町1丁目、久保山町2丁目、大谷町、丸山町

東京都

多摩市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

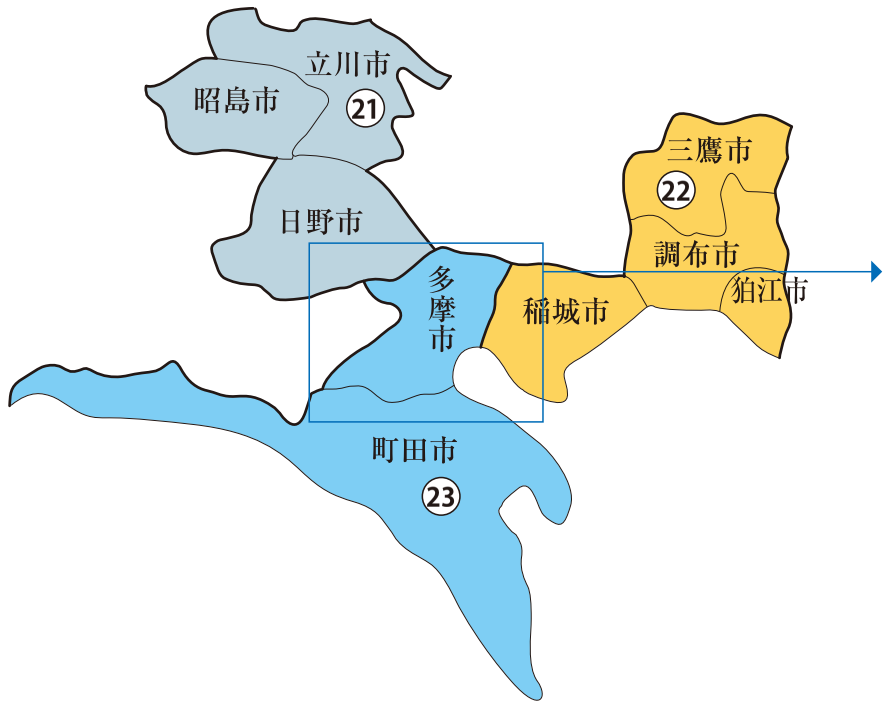

[改定前]

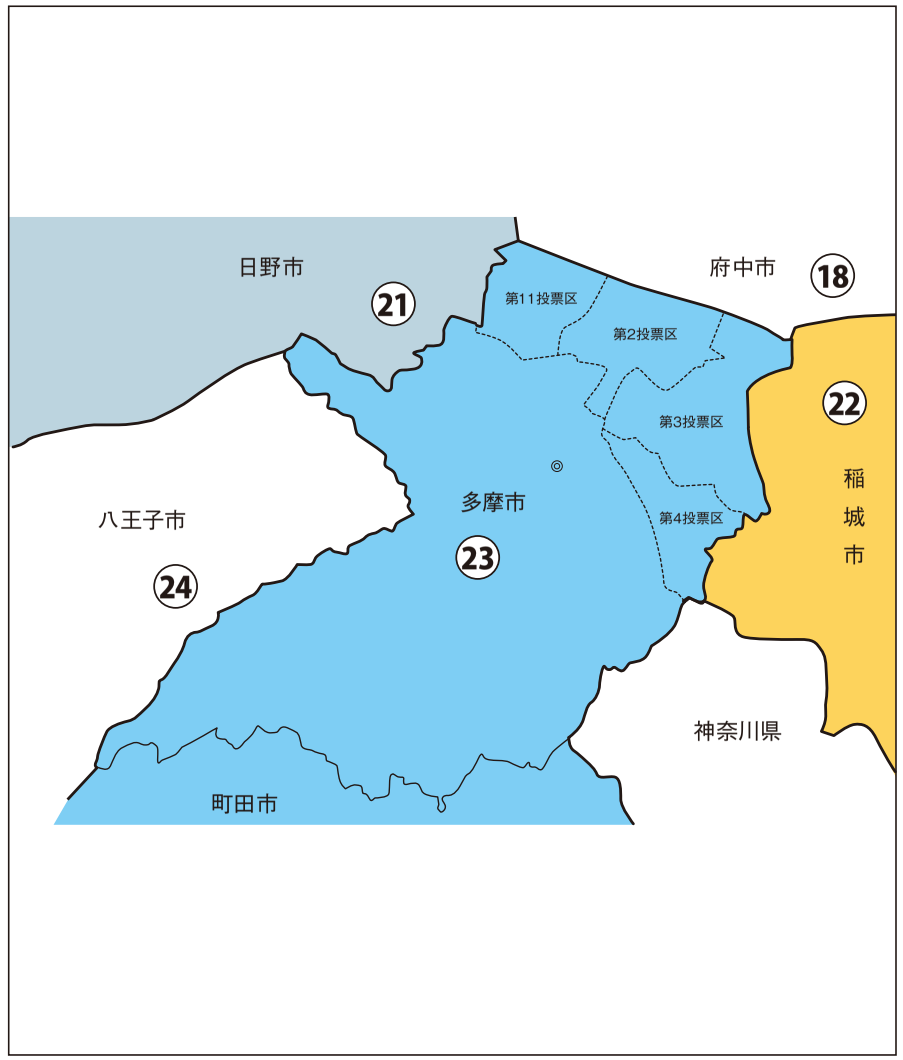

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

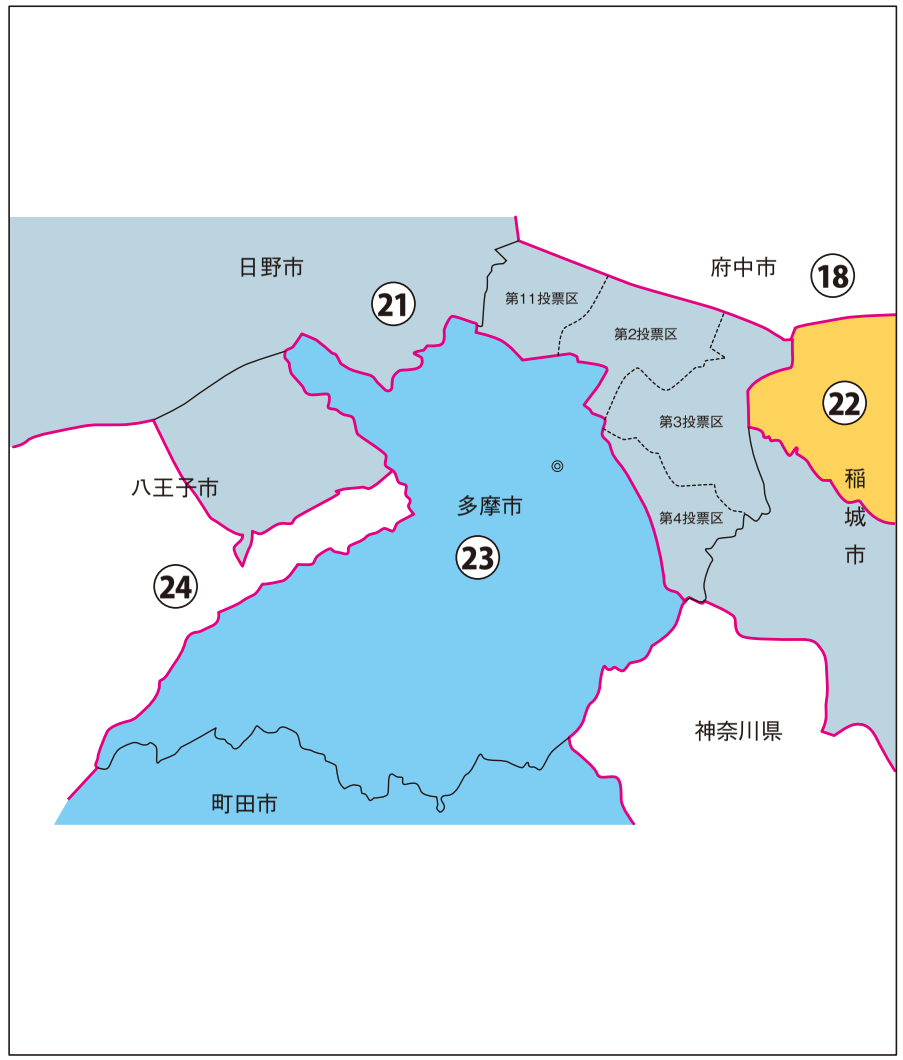

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

多摩市

第２１区の区域

関戸、関戸1丁目、関戸2丁目、関戸3丁目、関戸4丁目、関戸5丁目（1番から8番まで及び13番から31番まで）、連光寺、連光寺1丁目、連光寺2丁目、連光寺3丁目、連光寺4丁目、連光寺5丁目、連光寺6丁目、東寺方1丁目、一ノ宮、一ノ宮1丁目、一ノ宮2丁目、一ノ宮3丁目、一ノ宮4丁目、聖ヶ丘1丁目（1番から24番まで、35番及び44番）、聖ヶ丘2丁目、聖ヶ丘3丁目、聖ヶ丘4丁目、聖ヶ丘5丁目

第２３区の区域

関戸5丁目（1番から8番まで及び13番から31番までを除く。）、関戸6丁目、貝取、乞田、和田、百草、落川、東寺方、桜ヶ丘1丁目、桜ヶ丘2丁目、桜ヶ丘3丁目、桜ヶ丘4丁目、聖ヶ丘1丁目（1番から24番まで、35番及び44番を除く。）、馬引沢1丁目、馬引沢2丁目、山王下、中沢、唐木田、諏訪1丁目、諏訪2丁目、諏訪3丁目、諏訪4丁目、諏訪5丁目、諏訪6丁目、永山1丁目、永山2丁目、永山3丁目、永山4丁目、永山5丁目、永山6丁目、永山7丁目、貝取1丁目、貝取2丁目、貝取3丁目、貝取4丁目、貝取5丁目、豊ヶ丘1丁目、豊ヶ丘2丁目、豊ヶ丘3丁目、豊ヶ丘4丁目、豊ヶ丘5丁目、豊ヶ丘6丁目、落合1丁目、落合2丁目、落合3丁目、落合4丁目、落合5丁目、落合6丁目、鶴牧1丁目、鶴牧2丁目、鶴牧3丁目、鶴牧4丁目、鶴牧5丁目、鶴牧6丁目、南野1丁目、南野2丁目、南野3丁目、東寺方3丁目、和田3丁目、愛宕1丁目、愛宕2丁目、愛宕3丁目、愛宕4丁目

東京都

稲城市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

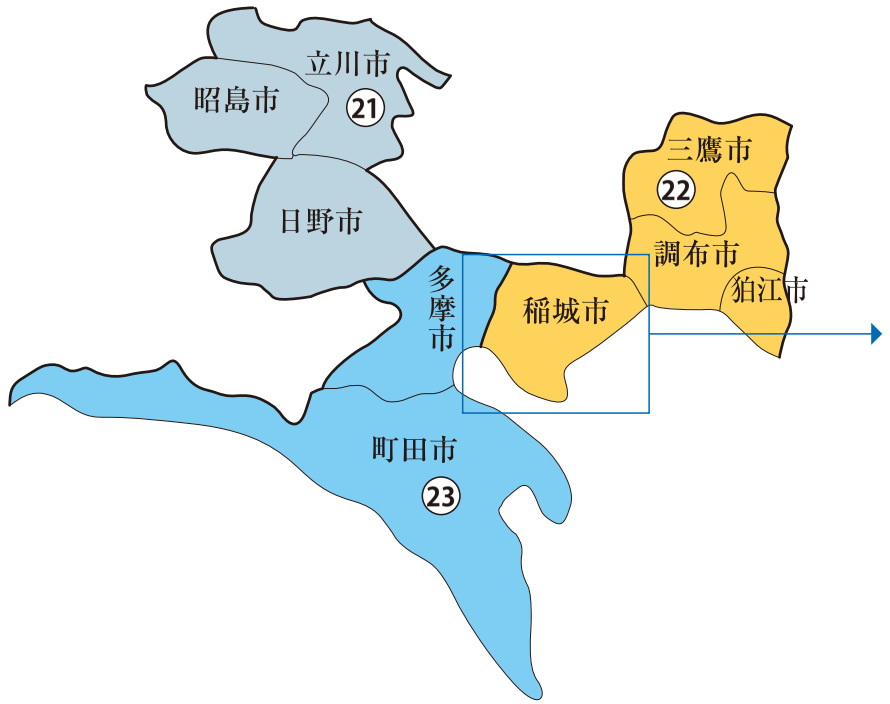

[改定前]

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

稲城市

第21区の区域

坂浜、平尾、平尾1丁目、平尾2丁目、平尾3丁目、長峰1丁目、長峰2丁目、長峰3丁目、若葉台1丁目、若葉台2丁目、若葉台3丁目、若葉台4丁目

第22区の区域

矢野口、東長沼、大丸、百村、押立、向陽台1丁目、向陽台2丁目、向陽台3丁目、向陽台4丁目、向陽台5丁目、向陽台6丁目

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

神奈川県

［改定前］

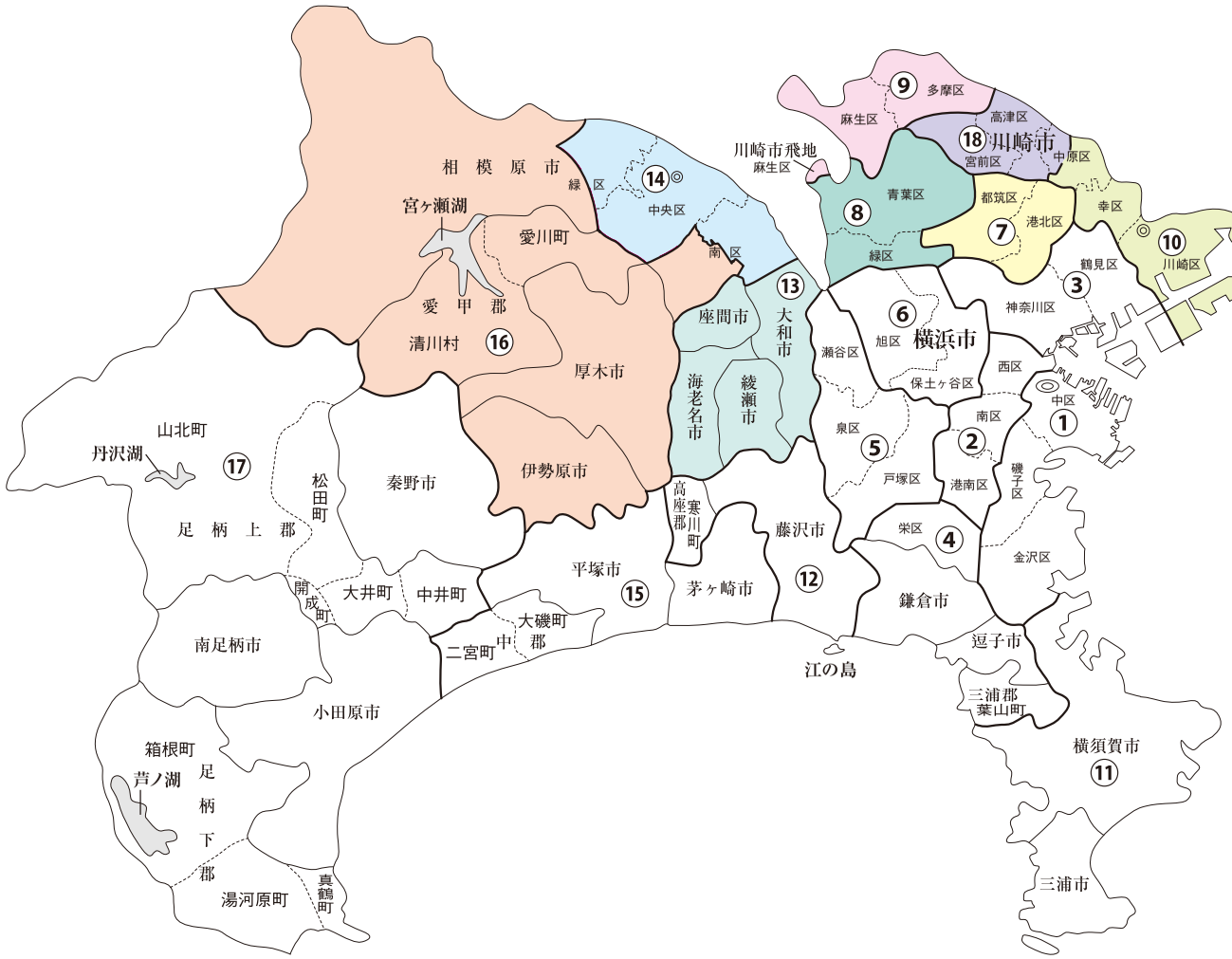

［改定後］

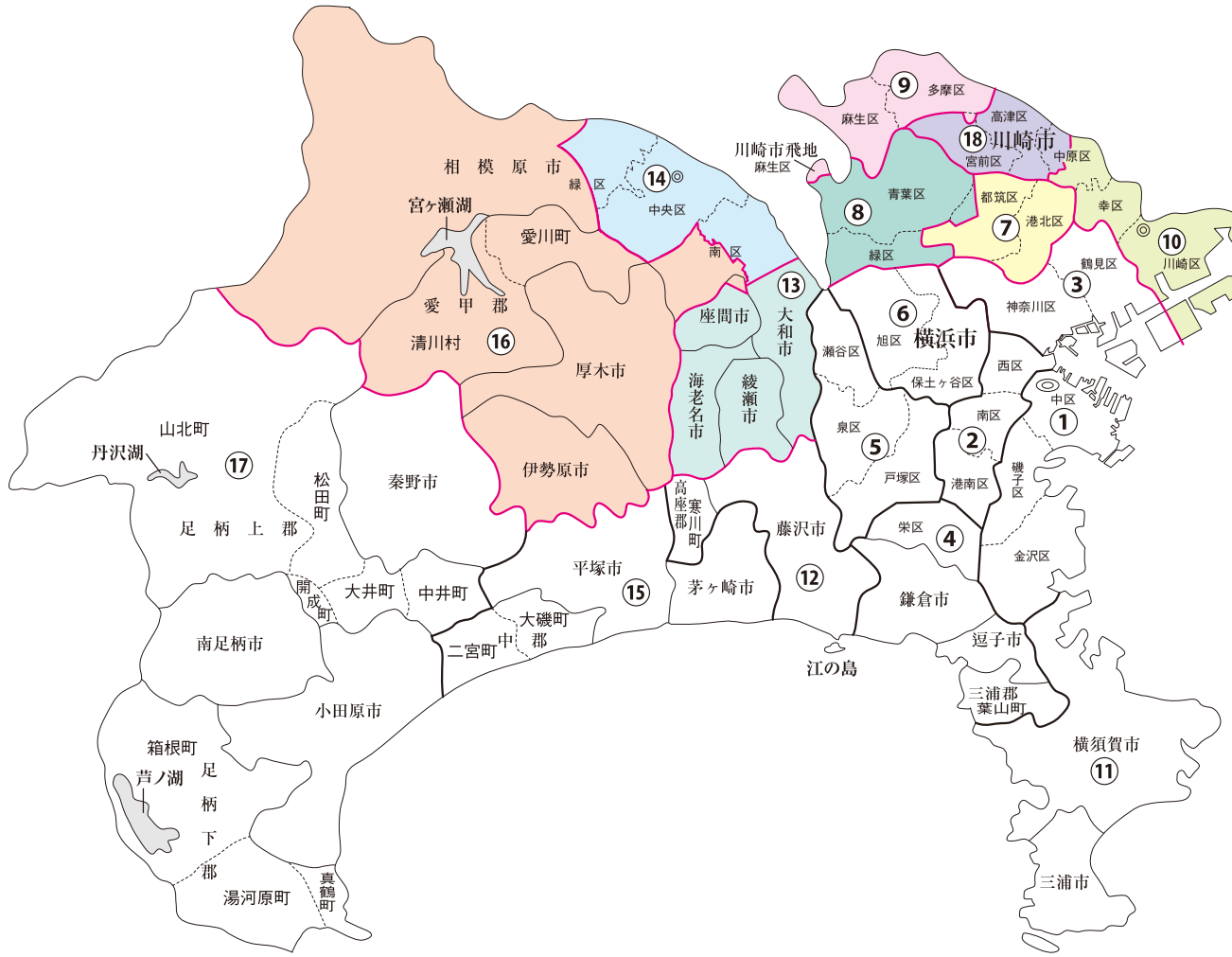

お問い合せは

●総務省選挙部
●都道府県選挙管理委員会
●市区町村選挙管理委員会

旧選挙区

第7区
横浜市
港北区
都筑区

第8区
横浜市
緑区
青葉区

第9区
川崎市
多摩区
麻生区

第10区
川崎市
川崎区
幸区
中原区
新丸子町、新丸子東1丁目～3丁目、丸子通1丁目、丸子通2丁目、上丸子山王町1丁目、上丸子山王町2丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉町1丁目～3丁目、小杉御殿町1丁目、小杉御殿町2丁目、小杉陣屋町1丁目、小杉陣屋町2丁目、等々力、木月1丁目～4丁目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、木月大町、木月住吉町、苅宿、大倉町、市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南町、今井西町、井田1丁目～3丁目、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉

第13区
大和市
海老名市
座間市
綾瀬市

第14区
相模原市
緑区
相原、相原１丁目～６丁目、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本１丁目～５丁目、二本松１丁目～４丁目、橋本１丁目～８丁目、橋本台１丁目～４丁目、東橋本１丁目～４丁目、元橋本町
中央区
南区
旭町、鵜野森１丁目～３丁目、大野台１丁目～８丁目、上鶴間１丁目～８丁目、上鶴間本町１丁目～９丁目、古淵１丁目～６丁目、栄町、相模大野１丁目～９丁目、相南１丁目～４丁目、西大沼１丁目～５丁目、東大沼１丁目～４丁目、東林間１丁目～８丁目、文京１丁目、文京２丁目、松が枝町、御園１丁目～３丁目、豊町、若松１丁目～６丁目

第16区
相模原市
緑区
第１４区に属しない区域
南区
第１４区に属しない区域
厚木市
伊勢原市
愛甲郡

第18区
川崎市
中原区
第１０区に属しない区域
高津区
宮前区

新選挙区

第7区
横浜市
港北区
都筑区
あゆみが丘、池辺町、牛久保町、牛久保１丁目～３丁目、牛久保西１丁目～４丁目、牛久保東１丁目～３丁目、大熊町、大棚町、大棚西、折本町、加賀原１丁目、加賀原２丁目、勝田町、勝田南１丁目、勝田南２丁目、川向町、川和台、川和町、北山田１丁目～７丁目、葛が谷、佐江戸町、桜並木、新栄町、すみれが丘、高山、茅ケ崎町、茅ケ崎中央、茅ケ崎東１丁目～５丁目、茅ケ崎南１丁目～５丁目、中川１丁目～８丁目、中川中央１丁目、中川中央２丁目、長坂、仲町台１丁目～５丁目、二の丸、早渕１丁目～３丁目、東方町、東山田町、東山田１丁目～４丁目、平台、富士見が丘、南山田町、南山田１丁目～３丁目、見花山

第8区
横浜市
緑区
青葉区
都筑区
第７区に属しない区域

第9区
川崎市
多摩区
宮前区
宮前区役所向丘出張所管内（神木本町１丁目、神木本町２丁目、神木本町３丁目、神木本町４丁目及び神木本町５丁目に属する区域に限る。）
麻生区

第10区
川崎市
川崎区
幸区
中原区
新丸子町、新丸子東１丁目～３丁目、丸子通１丁目、丸子通２丁目、上丸子山王町１丁目、上丸子山王町２丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉町１丁目～３丁目、小杉御殿町１丁目、小杉御殿町２丁目、小杉陣屋町１丁目、小杉陣屋町２丁目、等々力、木月１丁目～４丁目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、木月大町、木月住吉町、苅宿、大倉町、市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南町、今井西町、井田１丁目～３丁目、井田中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉

第13区
大和市
海老名市
座間市
入谷１丁目～５丁目、栗原、栗原中央１丁目～６丁目、小松原１丁目、小松原２丁目、さがみ野１丁目～３丁目、座間、座間１丁目、座間２丁目、座間入谷、新田宿、相武台１丁目～４丁目、立野台１丁目～３丁目、西栗原１丁目、西栗原２丁目、東原１丁目～５丁目、ひばりが丘１丁目～５丁目、広野台１丁目、広野台２丁目、緑ケ丘１丁目～６丁目、南栗原１丁目～６丁目、明王、四ツ谷
綾瀬市

第14区
相模原市
緑区
相原、相原１丁目～６丁目、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本１丁目～５丁目、二本松１丁目～４丁目、橋本１丁目～８丁目、橋本台１丁目～４丁目、東橋本１丁目～４丁目、元橋本町
中央区
南区
旭町、鵜野森１丁目～３丁目、大野台１丁目～８丁目、上鶴間１丁目～８丁目、上鶴間本町１丁目～９丁目、古淵１丁目～６丁目、栄町、相模大野１丁目～９丁目、相南１丁目（１番から１８番まで）、相南２丁目（１番から１２番まで、１７番及び２５番から２８番まで）、相南３丁目（１番から２６番まで及び３４番から４７番まで）、西大沼１丁目～５丁目、東大沼１丁目～４丁目、東林間１丁目～８丁目、文京１丁目、文京２丁目、御園１丁目～３丁目、豊町、若松１丁目～６丁目

第16区
相模原市
緑区
第１４区に属しない区域
南区
第１４区に属しない区域
厚木市
伊勢原市
座間市
第１３区に属しない区域
愛甲郡

第18区
川崎市
中原区
第１０区に属しない区域
高津区
宮前区
第９区に属しない区域

※第１区～第６区、第11区、第12区、第15区、第17区は選挙区の変更はありません。

神奈川県

横浜市・川崎市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

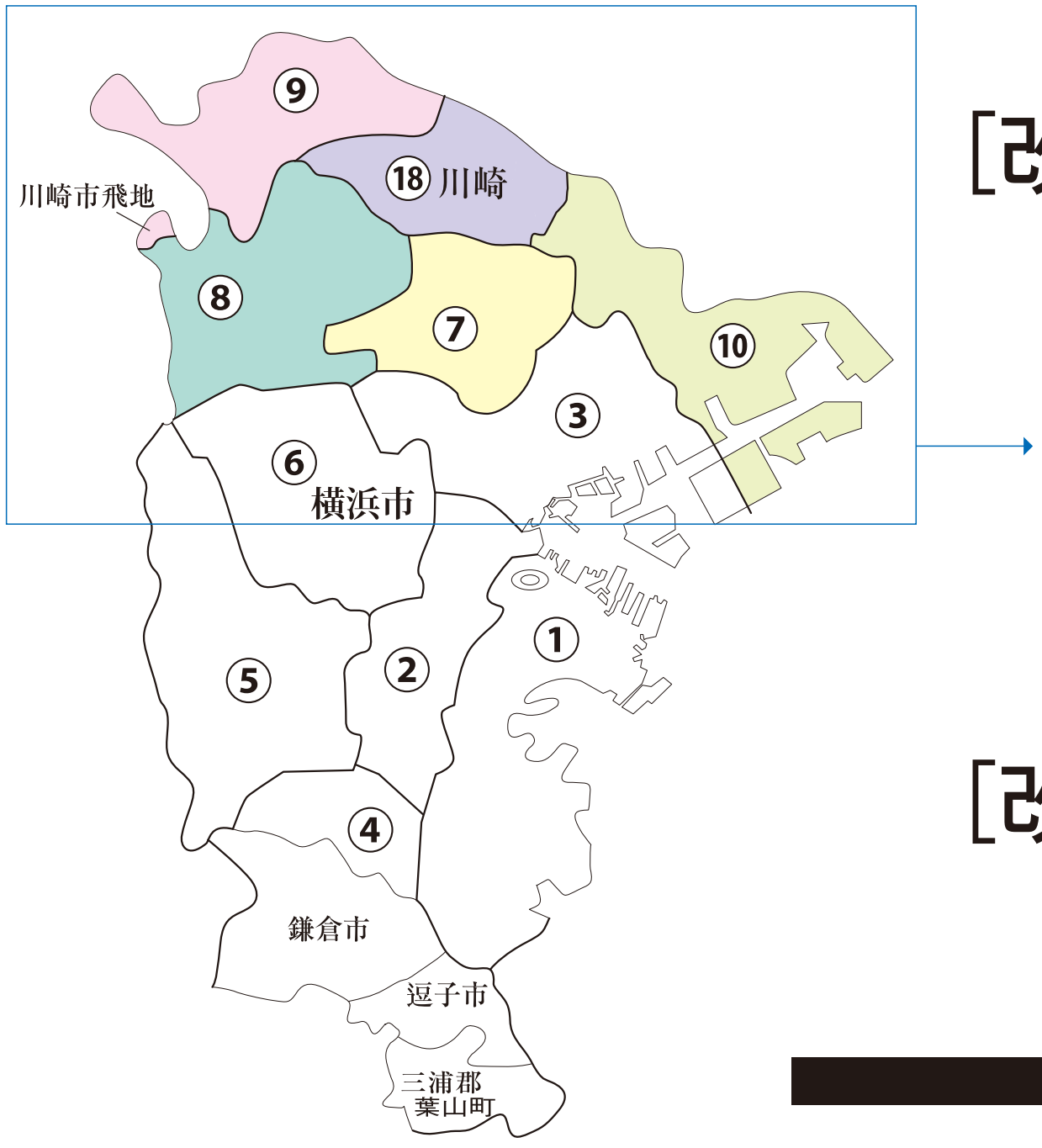

［改定前］

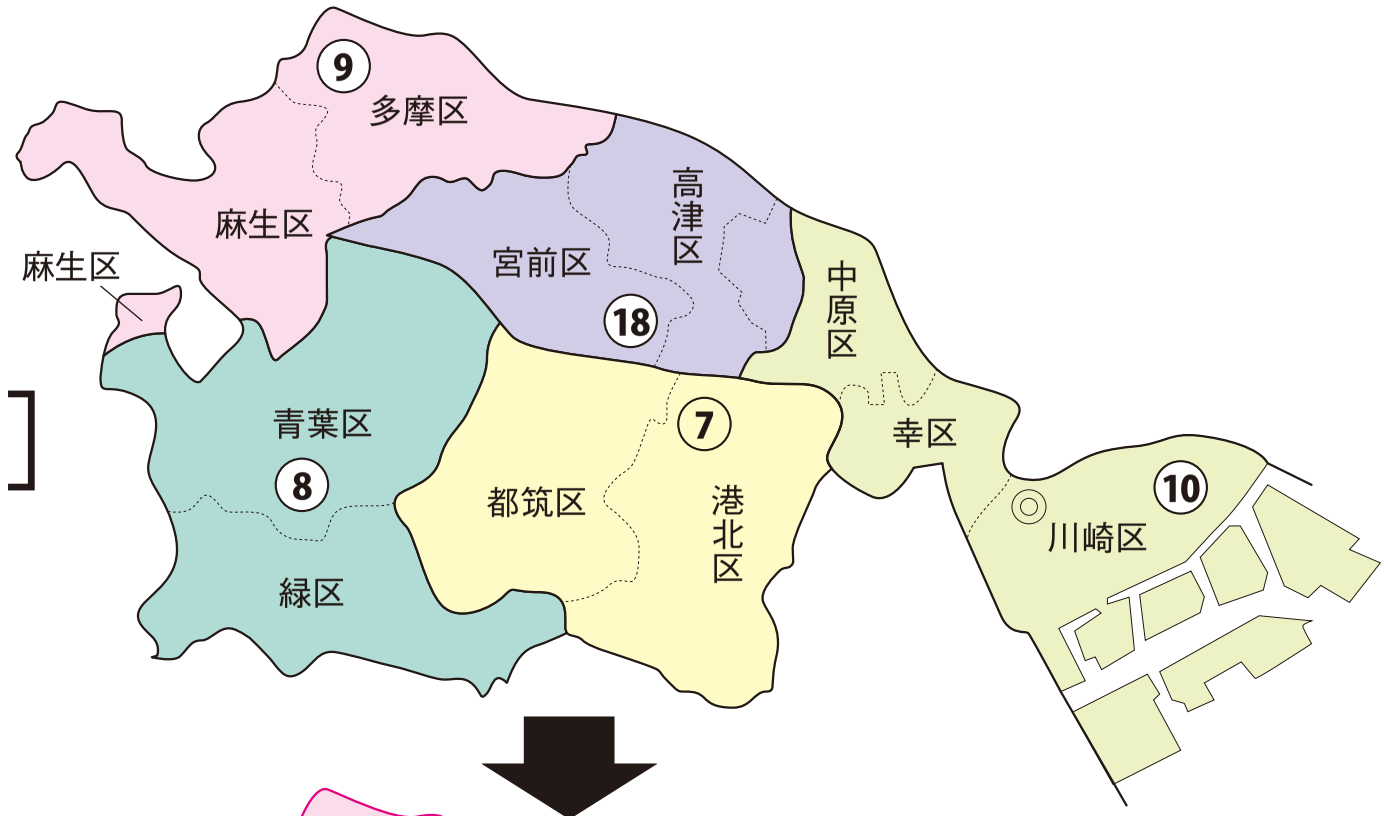

［改定後］

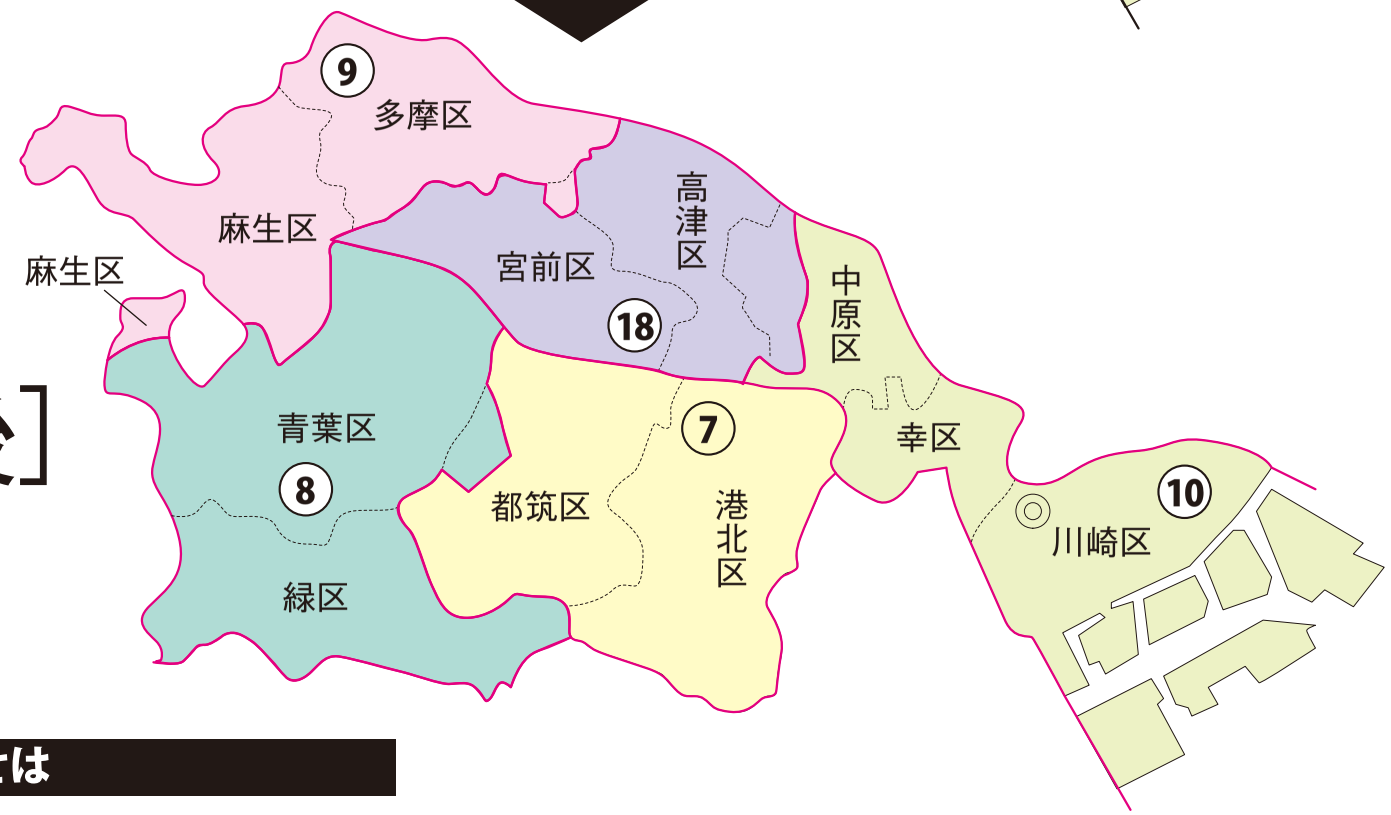

お問い合せは

旧選挙区

第7区

横浜市 港北区

横浜市 都筑区

第8区

横浜市 緑区 青葉区

第9区

川崎市 多摩区 麻生区

第10区

川崎市 川崎区 幸区

川崎市 中原区

新丸子町、新丸子東１丁目～３丁目、丸子通１丁目、丸子通２丁目、上丸子山王町１丁目、上丸子山王町２丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉町１丁目～３丁目、小杉御殿町１丁目、小杉御殿町２丁目、小杉陣屋町１丁目、小杉陣屋町２丁目、等々力、木月１丁目～４丁目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、木月大町、木月住吉町、苅宿、大倉町、市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南町、今井西町、井田１丁目～３丁目、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉

第18区

川崎市 宮前区

川崎市 中原区

第１０区に属しない区域

川崎市 高津区

新選挙区

第7区

横浜市 港北区

横浜市 都筑区

あゆみが丘、池辺町、牛久保町、牛久保1丁目~3丁目、牛久保西1丁目~4丁目、牛久保東1丁目~3丁目、大熊町、大棚町、大棚西、折本町、加賀原1丁目、加賀原2丁目、勝田町、勝田南1丁目、勝田南2丁目、川向町、川和台、川和町、北山田1丁目~7丁目、葛が谷、佐江戸町、桜並木、新栄町、すみれが丘、高山、茅ケ崎町、茅ケ崎中央、茅ケ崎東1丁目~5丁目、茅ケ崎南1丁目~5丁目、中川1丁目~8丁目、中川中央1丁目、中川中央2丁目、長坂、仲町台1丁目~5丁目、二の丸、早渕1丁目~3丁目、東方町、東山田町、東山田1丁目~4丁目、平台、富士見が丘、南山田町、南山田1丁目~3丁目、見花山

第8区

横浜市 都筑区

第７区に属しない区域

横浜市 緑区 青葉区

第9区

川崎市 多摩区 麻生区

川崎市 宮前区

宮前区役所向丘出張所管内（神木本町1丁目、神木本町２丁目、神木本町3丁目、神木本町4丁目及び神木本町５丁目に属する区域に限る。）

第10区

川崎市 川崎区 幸区

川崎市 中原区

新丸子町、新丸子東1丁目~3丁目、丸子通1丁目、丸子通2丁目、上丸子山王町1丁目、上丸子山王町2丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉町1丁目~3丁目、小杉御殿町1丁目、小杉御殿町2丁目、小杉陣屋町1丁目、小杉陣屋町2丁目、等々力、木月1丁目~4丁目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、木月大町、木月住吉町、苅宿、大倉町、市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南町、今井西町、井田1丁目~3丁目、井田中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉

第18区

川崎市 宮前区

第９区に属しない区域

川崎市 中原区

第１０区に属しない区域

川崎市 高津区

神奈川県

横浜市都筑区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます

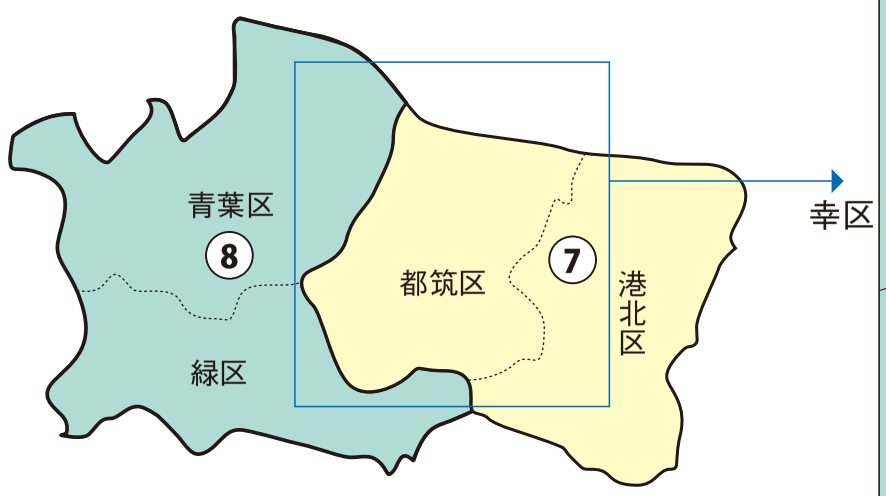

[改定前]

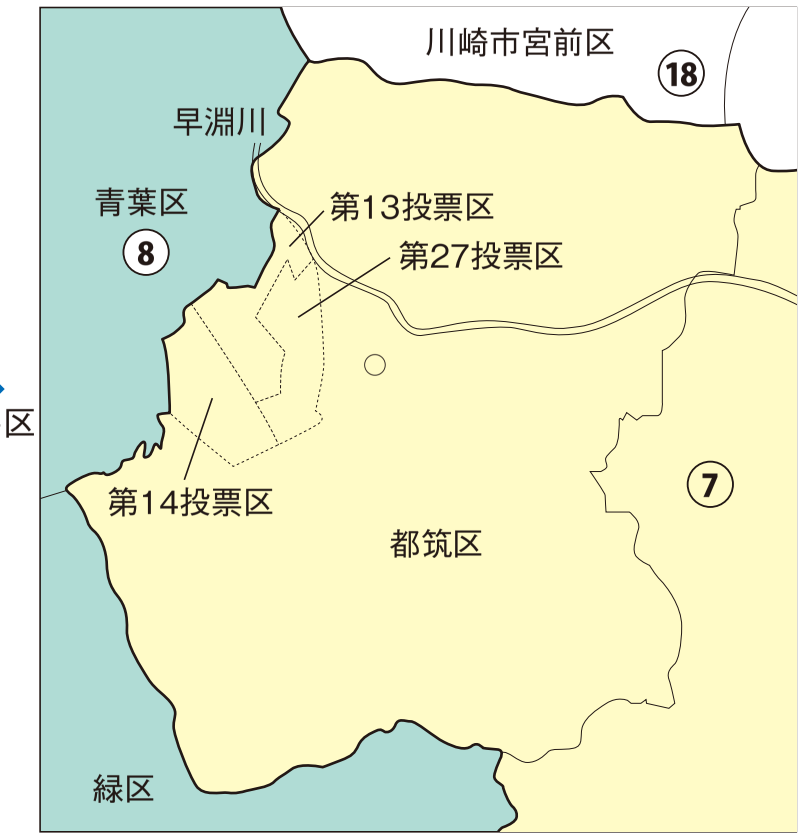

○:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

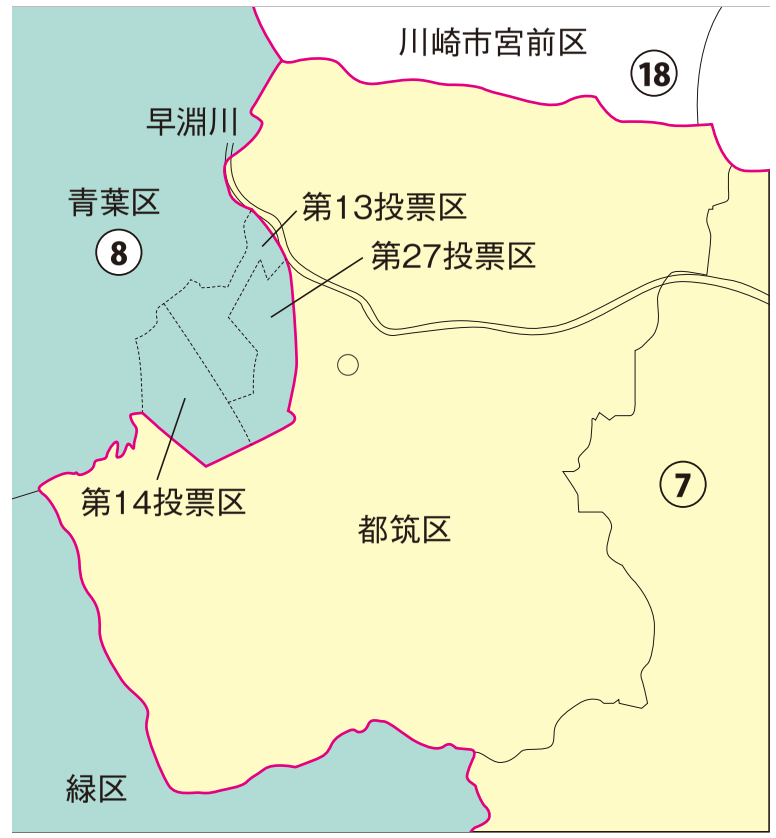

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

横浜市都筑区

第７区の区域

あゆみが丘、池辺町、牛久保町、牛久保1丁目、牛久保2丁目、牛久保3丁目、牛久保西1丁目、牛久保西2丁目、牛久保西3丁目、牛久保西4丁目、牛久保東1丁目、牛久保東2丁目、牛久保東3丁目、大熊町、大棚町、大棚西、折本町、加賀原1丁目、加賀原2丁目、勝田町、勝田南1丁目、勝田南2丁目、川向町、川和台、川和町、北山田1丁目、北山田2丁目、北山田3丁目、北山田4丁目、北山田5丁目、北山田6丁目、北山田7丁目、葛が谷、佐江戸町、桜並木、新栄町、すみれが丘、高山、茅ケ崎町、茅ケ崎中央、茅ケ崎東1丁目、茅ケ崎東2丁目、茅ケ崎東3丁目、茅ケ崎東4丁目、茅ケ崎東5丁目、茅ケ崎南1丁目、茅ケ崎南2丁目、茅ケ崎南3丁目、茅ケ崎南4丁目、茅ケ崎南5丁目、中川1丁目、中川2丁目、中川3丁目、中川4丁目、中川5丁目、中川6丁目、中川7丁目、中川8丁目、中川中央1丁目、中川中央2丁目、長坂、仲町台1丁目、仲町台2丁目、仲町台3丁目、仲町台4丁目、仲町台5丁目、二の丸、早渕1丁目、早渕2丁目、早渕3丁目、東方町、東山田町、東山田1丁目、東山田2丁目、東山田3丁目、東山田4丁目、平台、富士見が丘、南山田町、南山田1丁目、南山田2丁目、南山田3丁目、見花山

第８区の区域

荏田東町、荏田東1丁目、荏田東2丁目、荏田東3丁目、荏田東4丁目、荏田南町、荏田南1丁目、荏田南2丁目、荏田南3丁目、荏田南4丁目、荏田南5丁目、大丸

神奈川県
川崎市中原区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます

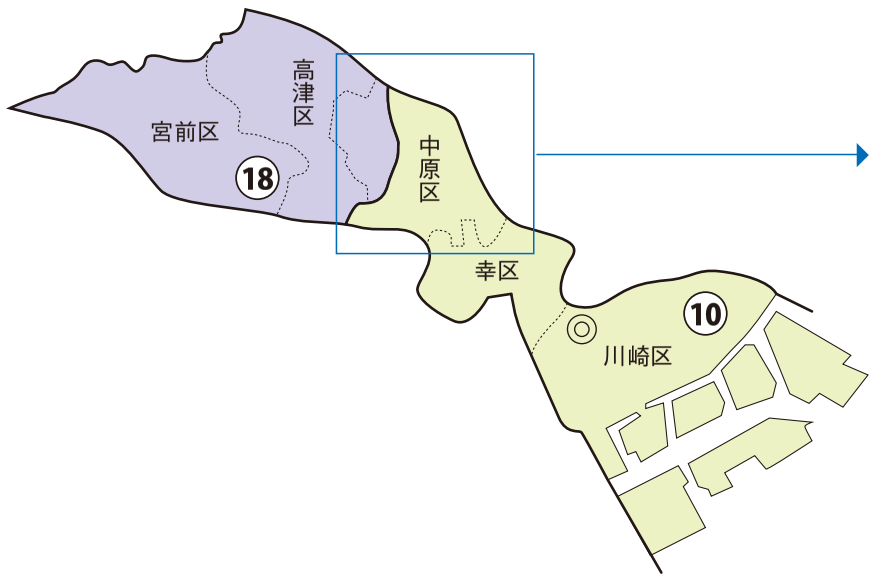

［改定前］

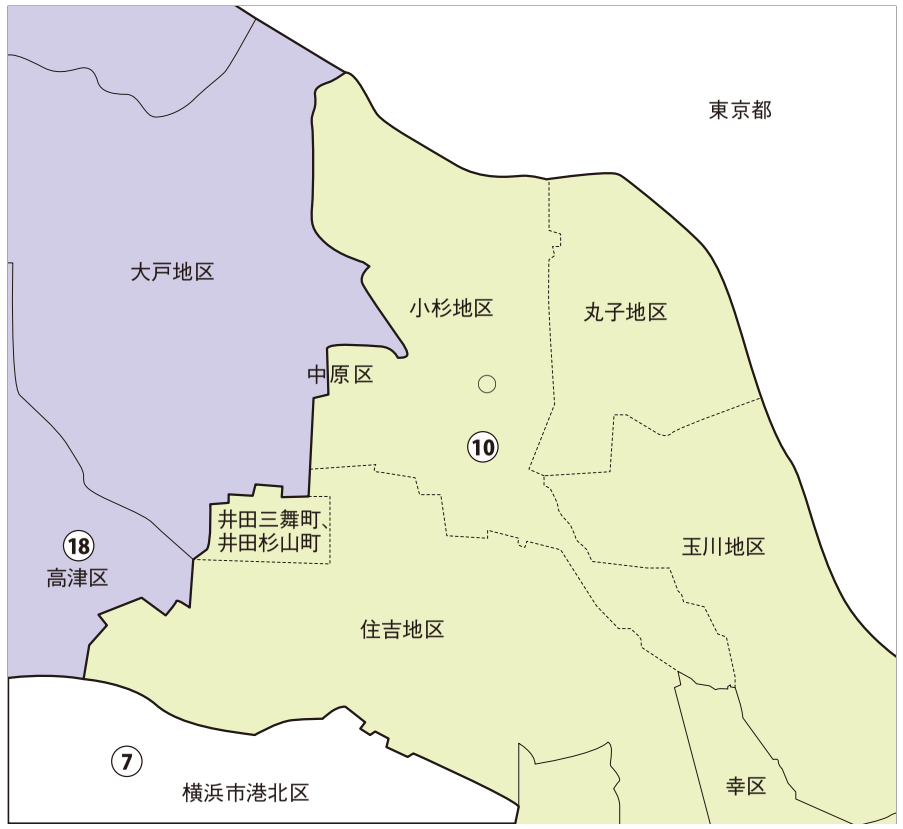

○:区役所
丸数字は選挙区番号

［改定後］

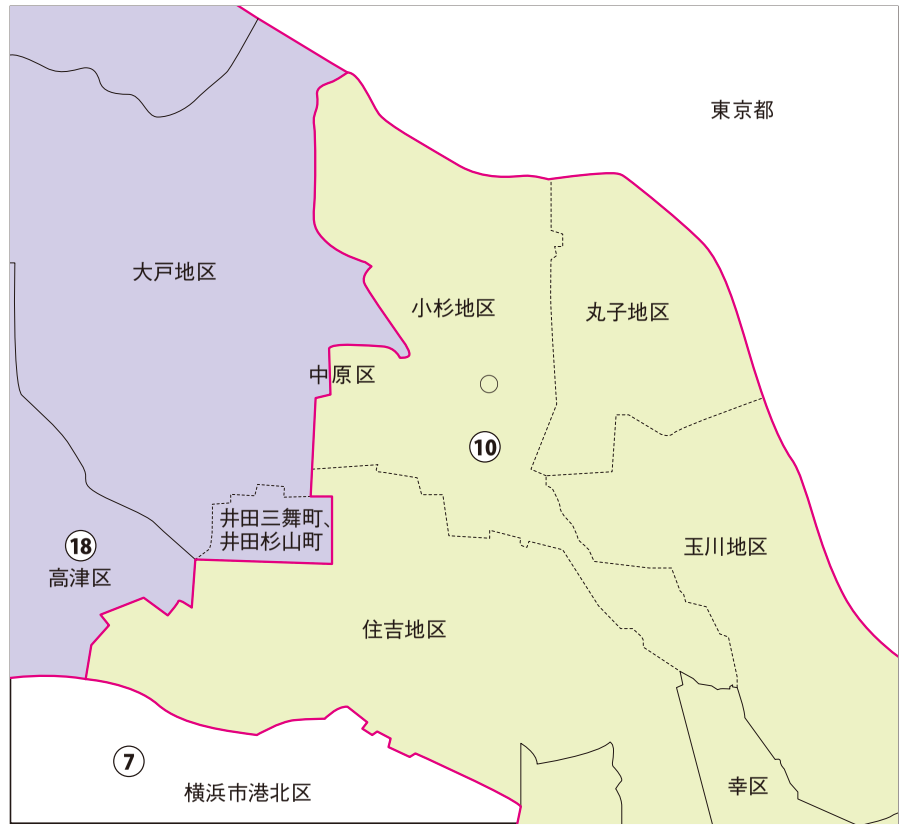

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

川崎市中原区

第10区の区域

新丸子町、新丸子東1丁目、新丸子東2丁目、新丸子東3丁目、丸子通1丁目、丸子通2丁目、上丸子山王町1丁目、上丸子山王町2丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉町1丁目、小杉町2丁目、小杉町3丁目、小杉御殿町1丁目、小杉御殿町2丁目、小杉陣屋町1丁目、小杉陣屋町2丁目、等々力、木月1丁目、木月2丁目、木月3丁目、木月4丁目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、木月大町、木月住吉町、苅宿、大倉町、市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南町、今井西町、井田1丁目、井田2丁目、井田3丁目、井田中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉

第18区の区域

宮内1丁目、宮内2丁目、宮内3丁目、宮内4丁目、新城、上新城1丁目、上新城2丁目、新城1丁目、新城2丁目、新城3丁目、新城4丁目、新城5丁目、新城中町、下新城1丁目、下新城2丁目、下新城3丁目、上小田中1丁目、上小田中2丁目、上小田中3丁目、上小田中4丁目、上小田中5丁目、上小田中6丁目、上小田中7丁目、下小田中1丁目、下小田中2丁目、下小田中3丁目、下小田中4丁目、下小田中5丁目、下小田中6丁目、井田三舞町、井田杉山町

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます

神奈川県

川崎市宮前区

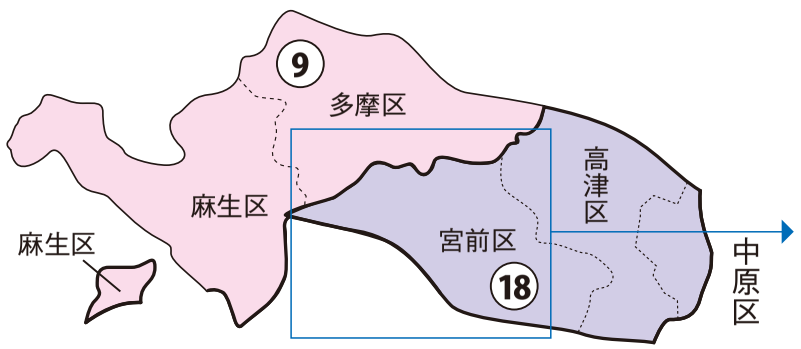

[改定前]

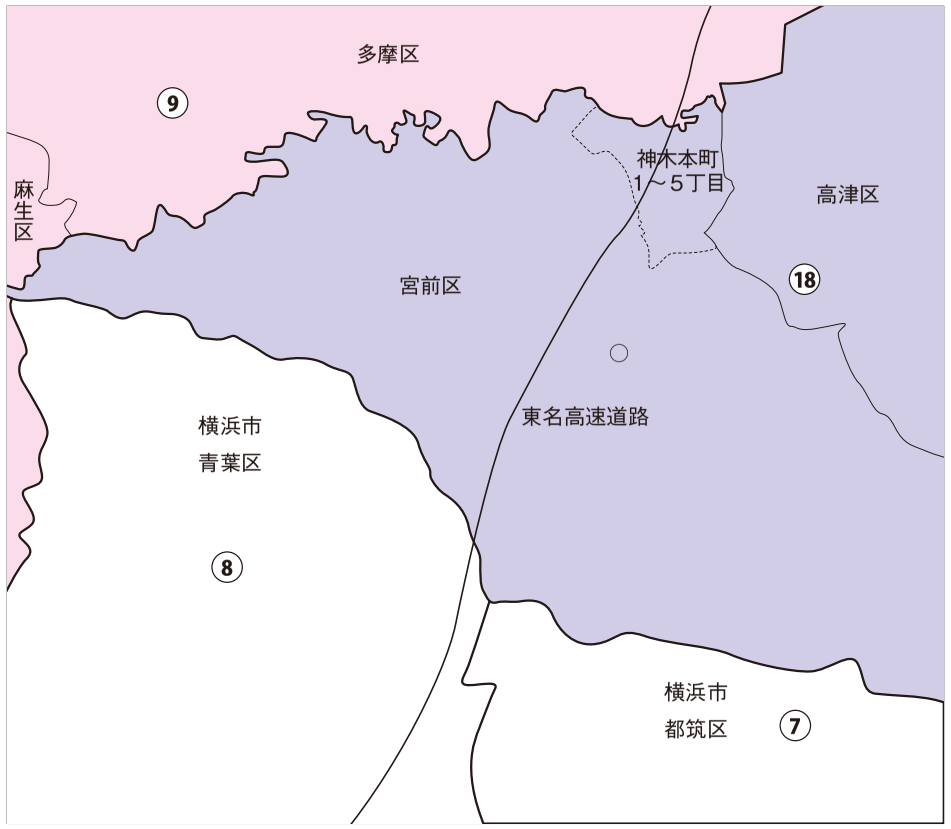

○:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

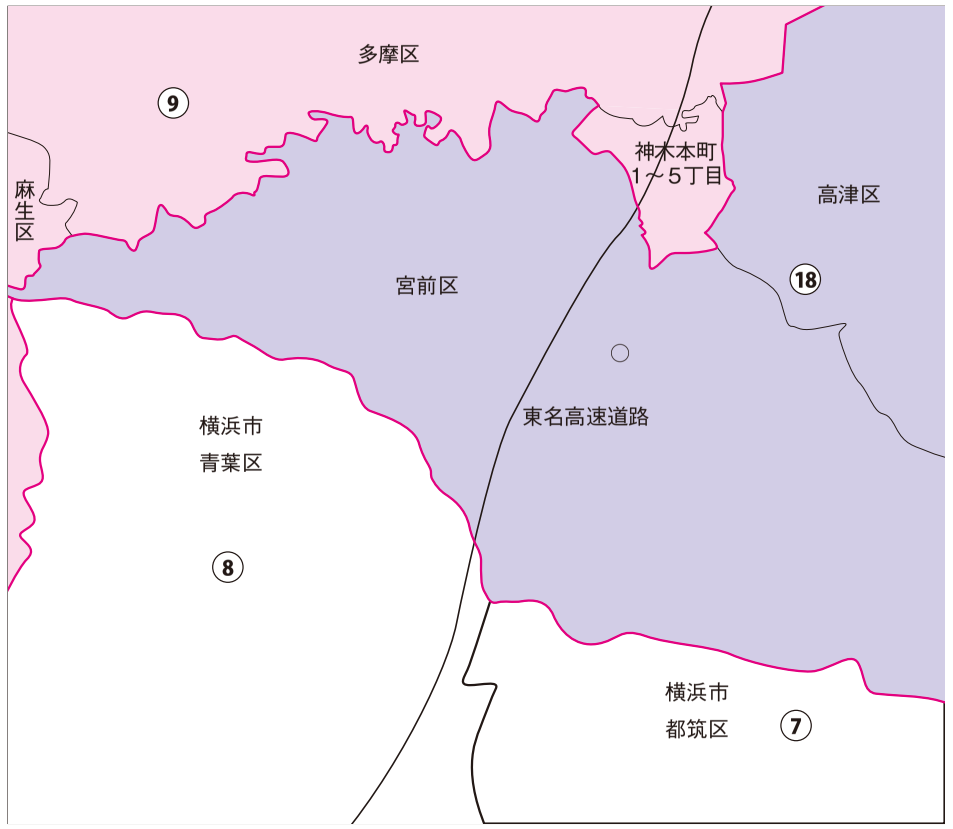

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

川崎市宮前区

第９区の区域

神木本町1丁目、神木本町2丁目、神木本町3丁目、神木本町4丁目、神木本町5丁目

第18区の区域

向ケ丘、けやき平、神木1丁目、神木2丁目、馬絹、馬絹1丁目、馬絹2丁目、馬絹3丁目、小台1丁目、小台2丁目、土橋1丁目、土橋2丁目、土橋3丁目、土橋4丁目、土橋5丁目、土橋6丁目、土橋7丁目、有馬1丁目、有馬2丁目、有馬3丁目、有馬4丁目、有馬5丁目、有馬6丁目、有馬7丁目、有馬8丁目、有馬9丁目、東有馬1丁目、東有馬2丁目、東有馬3丁目、東有馬4丁目、東有馬5丁目、野川、宮崎、宮崎1丁目、宮崎2丁目、宮崎3丁目、宮崎4丁目、宮崎5丁目、宮崎6丁目、宮前平1丁目、宮前平2丁目、宮前平3丁目、鷺沼1丁目、鷺沼2丁目、鷺沼3丁目、鷺沼4丁目、梶ケ谷、菅生ケ丘、水沢1丁目、水沢2丁目、水沢3丁目、潮見台、初山1丁目、初山2丁目、菅生1丁目、菅生2丁目、菅生3丁目、菅生4丁目、菅生5丁目、菅生6丁目、犬蔵1丁目、犬蔵2丁目、犬蔵3丁目、平1丁目、平2丁目、平3丁目、平4丁目、平5丁目、平6丁目、五所塚1丁目、五所塚2丁目、南平台、白幡台1丁目、白幡台2丁目

神奈川県

相模原市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

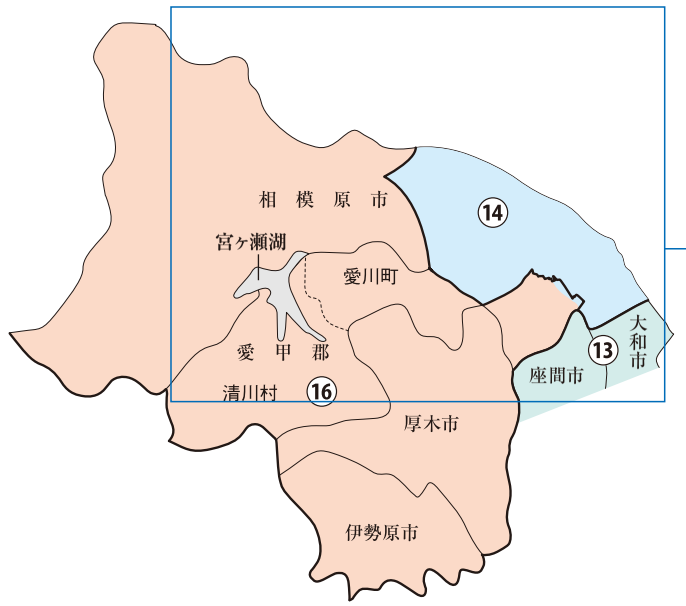

[改定前]

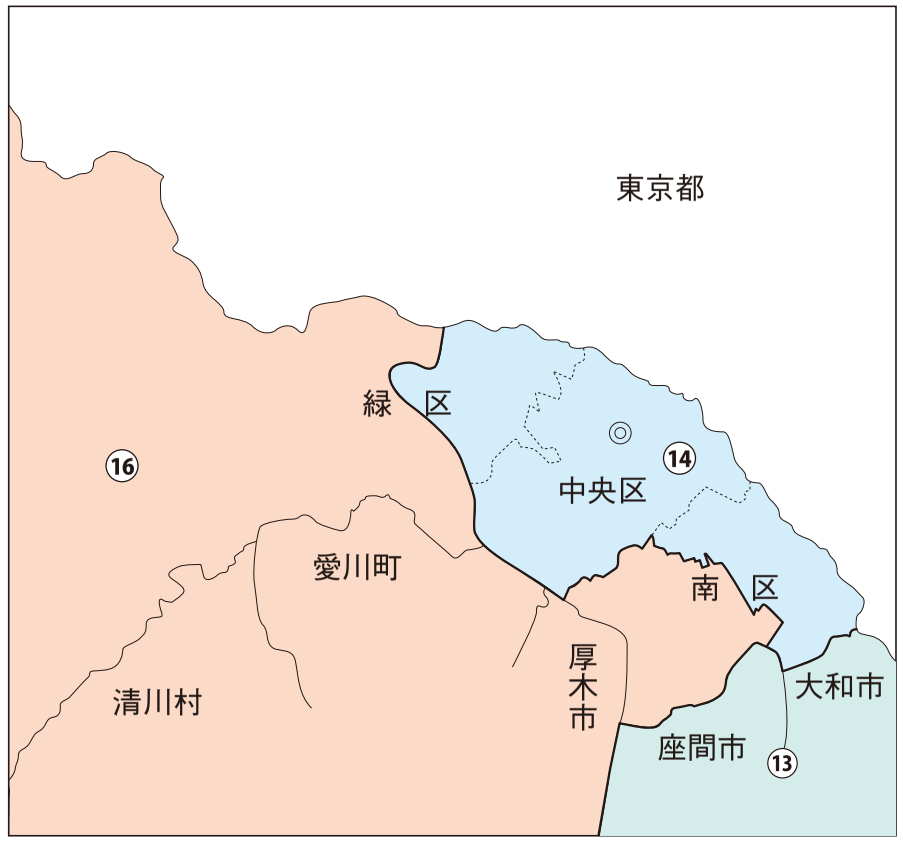

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

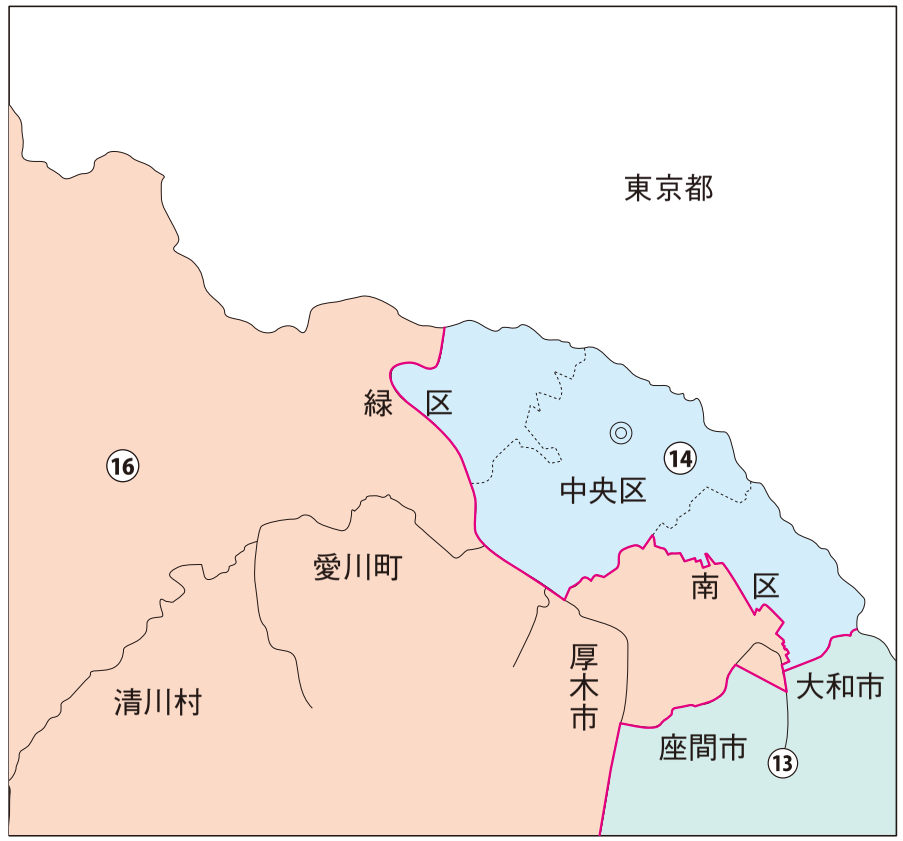

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

旧選挙区

第14区

相模原市
緑区
相原、相原１丁目～６丁目、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本１丁目～５丁目、二本松１丁目～４丁目、橋本１丁目～８丁目、橋本台１丁目～４丁目、東橋本１丁目～４丁目、元橋本町

中央区

相模原市
南区
旭町、鵜野森１丁目～３丁目、大野台１丁目～８丁目、上鶴間１丁目～８丁目、上鶴間本町１丁目～９丁目、古淵１丁目～６丁目、栄町、相模大野１丁目～９丁目、相南１丁目～４丁目、西大沼１丁目～５丁目、東大沼１丁目～４丁目、東林間１丁目～８丁目、文京１丁目、文京２丁目、松が枝町、御園１丁目～３丁目、豊町、若松１丁目～６丁目

第16区

相模原市
南区
第１４区に
属しない区域

相模原市
緑区
第１４区に
属しない区域

新選挙区

第14区

相模原市
緑区
相原、相原１丁目～６丁目、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本１丁目～５丁目、二本松１丁目～４丁目、橋本１丁目～８丁目、橋本台１丁目～４丁目、東橋本１丁目～４丁目、元橋本町

中央区

相模原市
南区
旭町、鵜野森１丁目～３丁目、大野台１丁目～８丁目、上鶴間１丁目～８丁目、上鶴間本町１丁目～９丁目、古淵１丁目～６丁目、栄町、相模大野１丁目～９丁目、相南１丁目（１番から１８番まで）、相南２丁目（１番から１２番まで、１７番及び２５番から２８番まで）、相南３丁目（１番から２６番まで及び３４番から４７番まで）、西大沼１丁目～５丁目、東大沼１丁目～４丁目、東林間１丁目～８丁目、文京１丁目、文京２丁目、御園１丁目～３丁目、豊町、若松１丁目～６丁目

第16区

相模原市
南区
第１４区に
属しない区域

相模原市
緑区
第１４区に
属しない区域

神奈川県

相模原市南区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

［改定前］

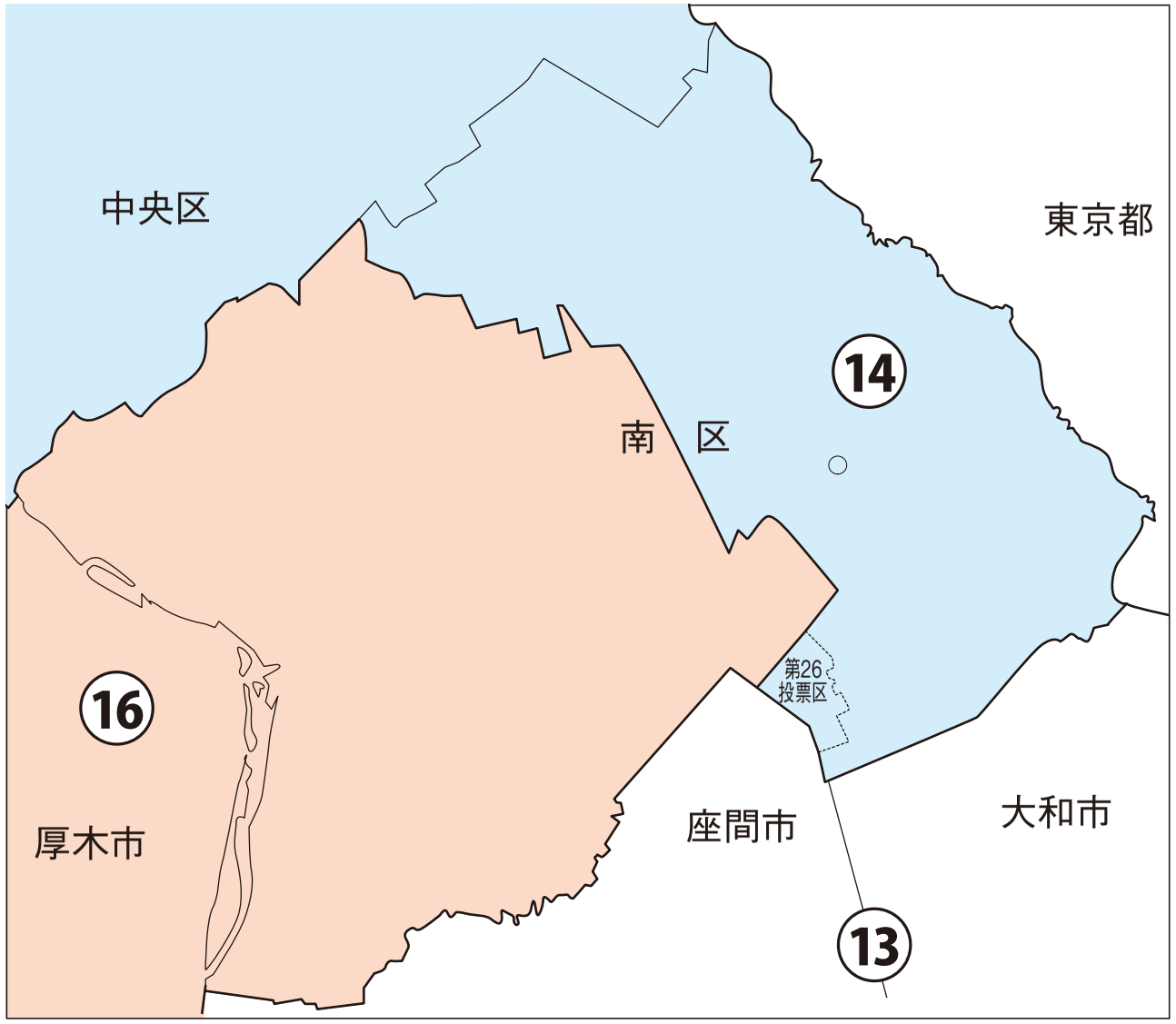

○:区役所
丸数字は選挙区番号

［改定後］

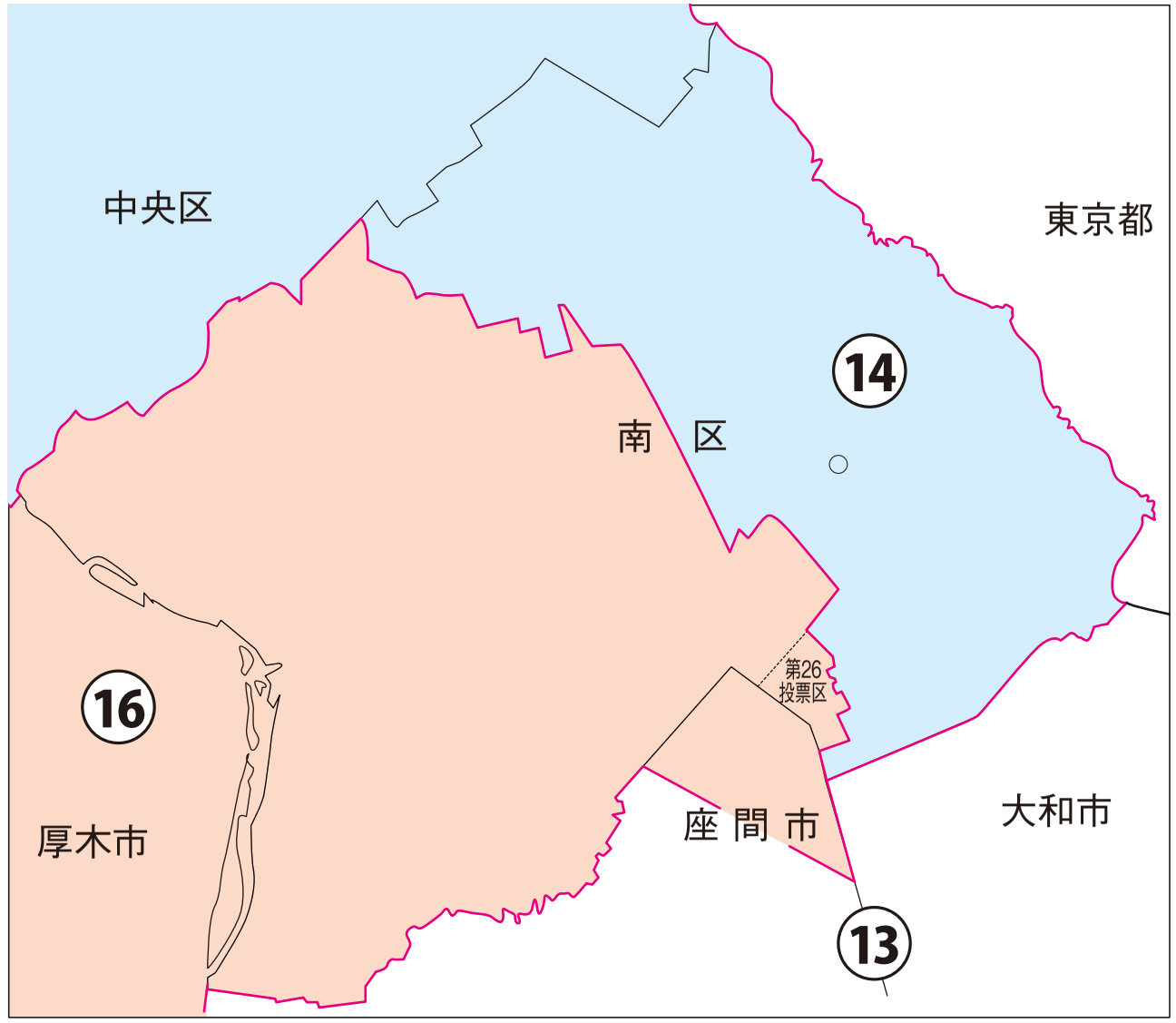

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

相模原市南区

第１４区の区域

旭町、鵜野森1丁目、鵜野森２丁目、鵜野森３丁目、大野台1丁目、大野台2丁目、大野台3丁目、大野台4丁目、大野台5丁目、大野台6丁目、大野台7丁目、大野台8丁目、上鶴間1丁目、上鶴間2丁目、上鶴間3丁目、上鶴間4丁目、上鶴間5丁目、上鶴間6丁目、上鶴間7丁目、上鶴間8丁目、上鶴間本町1丁目、上鶴間本町2丁目、上鶴間本町3丁目、上鶴間本町4丁目、上鶴間本町5丁目、上鶴間本町6丁目、上鶴間本町7丁目、上鶴間本町8丁目、上鶴間本町9丁目、古淵1丁目、古淵2丁目、古淵3丁目、古淵4丁目、古淵5丁目、古淵6丁目、栄町、相模大野1丁目、相模大野2丁目、相模大野3丁目、相模大野4丁目、相模大野5丁目、相模大野6丁目、相模大野7丁目、相模大野8丁目、相模大野9丁目、相南1丁目（１番から18番まで）、相南2丁目（１番から12番まで、１７番及び２５番から２８番まで）、相南3丁目（１番から２６番まで及び３４番から４７番まで）、西大沼1丁目、西大沼2丁目、西大沼3丁目、西大沼4丁目、西大沼5丁目、東大沼1丁目、東大沼2丁目、東大沼3丁目、東大沼4丁目、東林間1丁目、東林間2丁目、東林間3丁目、東林間4丁目、東林間5丁目、東林間6丁目、東林間7丁目、東林間8丁目、文京1丁目、文京2丁目、御園1丁目、御園2丁目、御園3丁目、豊町、若松1丁目、若松2丁目、若松3丁目、若松4丁目、若松5丁目、若松6丁目

第１６区の区域

麻溝台、麻溝台1丁目、麻溝台2丁目、麻溝台3丁目、麻溝台4丁目、麻溝台5丁目、麻溝台6丁目、麻溝台7丁目、麻溝台8丁目、新磯野、新磯野1丁目、新磯野2丁目、新磯野3丁目、新磯野4丁目、新磯野5丁目、磯部、上鶴間、北里1丁目、北里2丁目、相模台1丁目、相模台2丁目、相模台3丁目、相模台4丁目、相模台5丁目、相模台6丁目、相模台7丁目、相模台団地、桜台、下溝、新戸、相南1丁目（１９番から２４番まで）、相南2丁目（１３番から16番まで及び18番から２４番まで）、相南3丁目（２７番から３３番まで）、相南4丁目、相武台1丁目、相武台2丁目、相武台3丁目、相武台団地1丁目、相武台団地2丁目、当麻、双葉1丁目、双葉2丁目、松が枝町、御園4丁目、御園5丁目、南台1丁目、南台2丁目、南台3丁目、南台4丁目、南台5丁目、南台6丁目

神奈川県
座間市

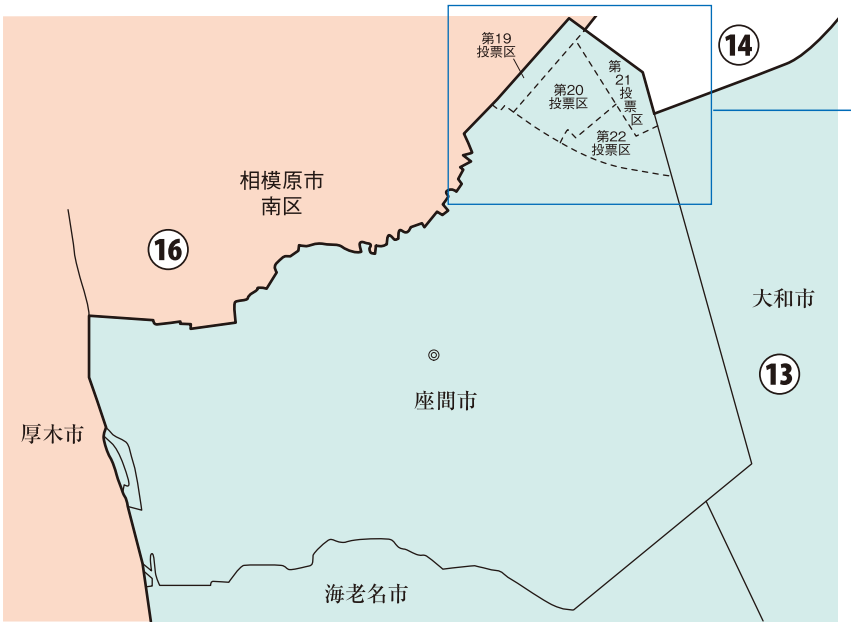

[改定前]

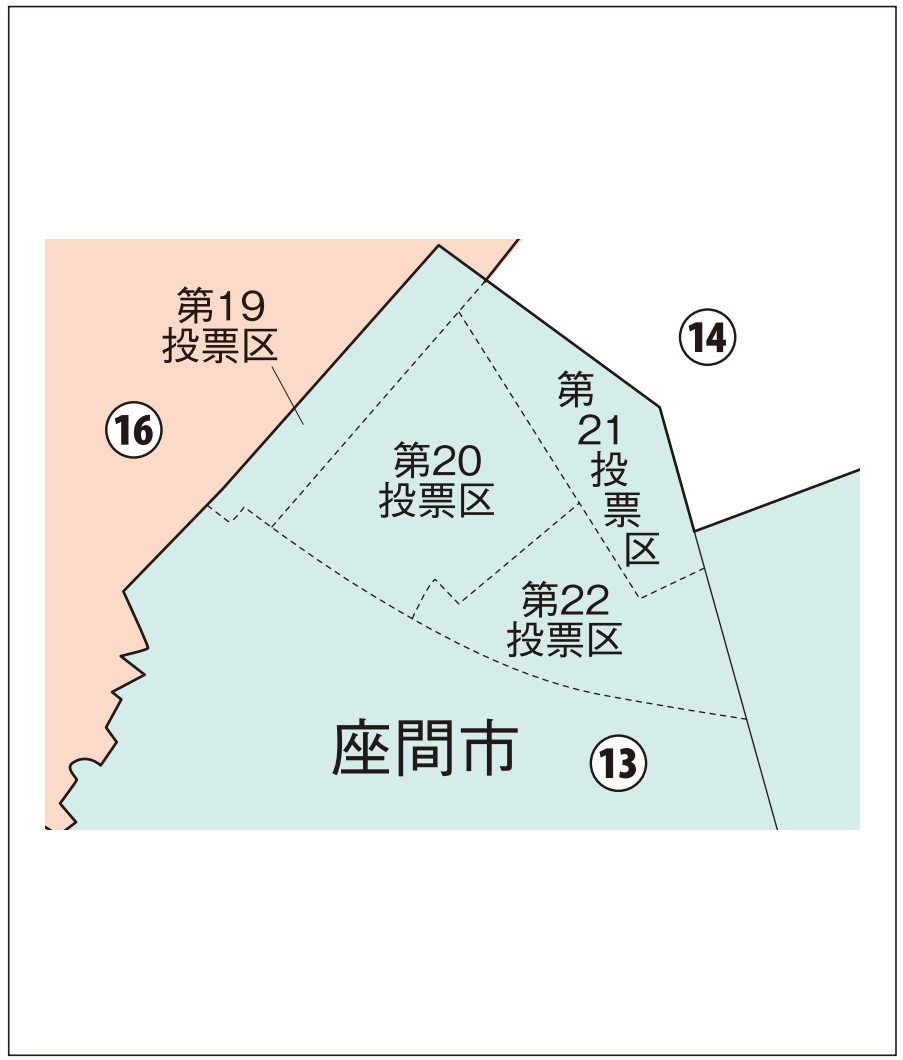

丸数字は選挙区番号

[改定後]

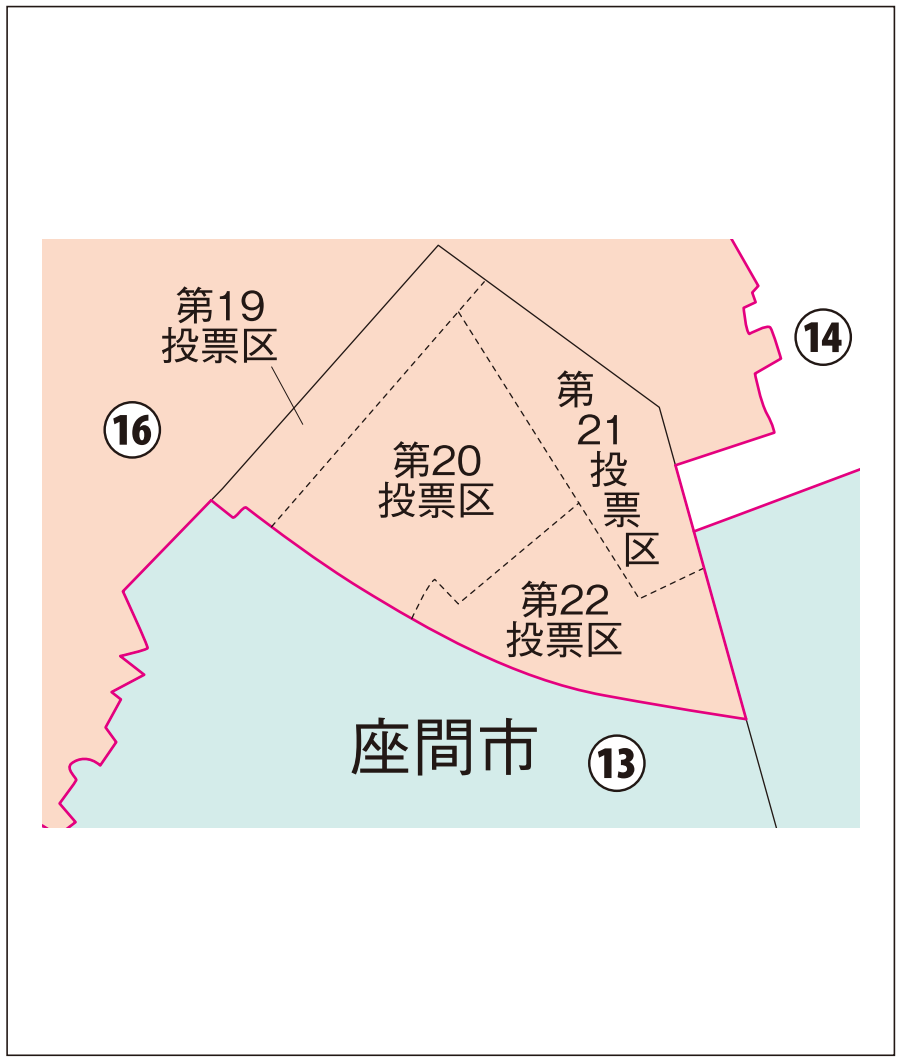

丸数字は選挙区番号

お問い合せは

●総務省選挙部　●都道府県選挙管理委員会
●市区町村選挙管理委員会

座間市

第13区の区域

入谷1丁目、入谷2丁目、入谷3丁目、入谷4丁目、入谷5丁目、栗原、栗原中央1丁目、栗原中央2丁目、栗原中央3丁目、栗原中央4丁目、栗原中央5丁目、栗原中央6丁目、小松原1丁目、小松原2丁目、さがみ野1丁目、さがみ野2丁目、さがみ野3丁目、座間、座間1丁目、座間2丁目、座間入谷、新田宿、相武台1丁目、相武台2丁目、相武台3丁目、相武台4丁目、立野台1丁目、立野台2丁目、立野台3丁目、西栗原1丁目、西栗原2丁目、東原1丁目、東原2丁目、東原3丁目、東原4丁目、東原5丁目、ひばりが丘1丁目、ひばりが丘2丁目、ひばりが丘3丁目、ひばりが丘4丁目、ひばりが丘5丁目、広野台1丁目、広野台2丁目、緑ケ丘1丁目、緑ケ丘2丁目、緑ケ丘3丁目、緑ケ丘4丁目、緑ケ丘5丁目、緑ケ丘6丁目、南栗原1丁目、南栗原2丁目、南栗原3丁目、南栗原4丁目、南栗原5丁目、南栗原6丁目、明王、四ツ谷

第16区の区域

相模が丘1丁目、相模が丘2丁目、相模が丘3丁目、相模が丘4丁目、相模が丘5丁目、相模が丘6丁目

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

愛 知 県

［改定前］

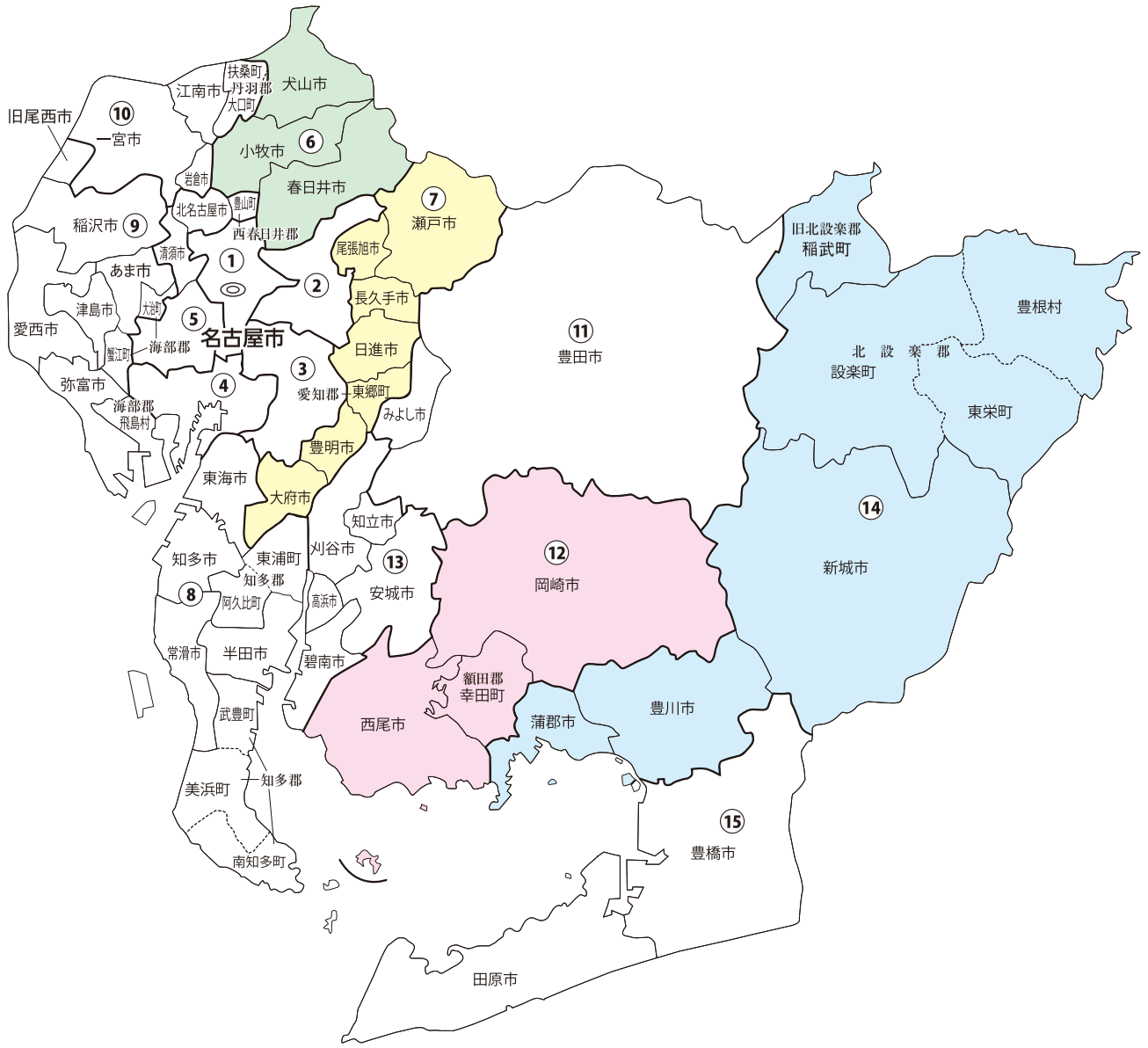

［改定後］

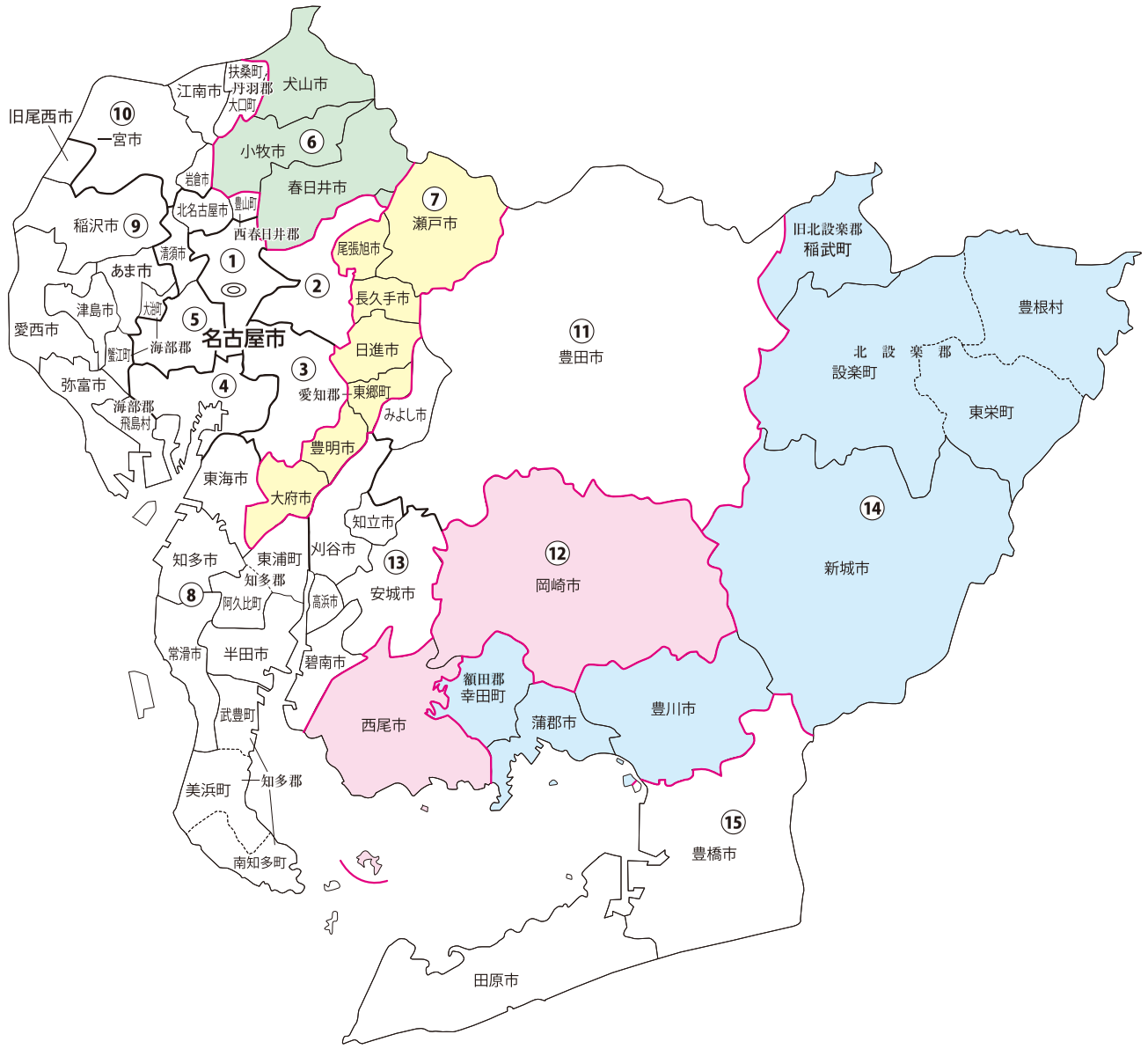

お問い合せは

●総務省選挙部
●都道府県選挙管理委員会
●市区町村選挙管理委員会

旧選挙区	第6区	第7区	第12区	第14区
	春日井市 犬山市 小牧市	瀬戸市 大府市 尾張旭市 豊明市 日進市 長久手市 愛知郡	岡崎市 西尾市 額田郡	豊川市 豊田市 第１１区に属しない区域 蒲郡市 新城市 北設楽郡

新選挙区	第6区	第7区	第12区	第14区
	春日井市 犬山市 小牧市 瀬戸市 瀬戸市役所 水野支所管内 川平町、本郷町（１０番から１０４８番まで）、十軒町、鹿乗町、内田町１丁目、内田町２丁目、北みずの坂１丁目、北みずの坂２丁目、北みずの坂3丁目	瀬戸市 第６区に属しない区域 大府市 尾張旭市 豊明市 日進市 長久手市 愛知郡	岡崎市 西尾市	豊川市 豊田市 第１１区に属しない区域 蒲郡市 新城市 北設楽郡 額田郡

※第 1 区～第 5 区、第 8 区～第 11 区、第 13 区、第 15 区は選挙区の変更はありません。

愛知県

瀬戸市

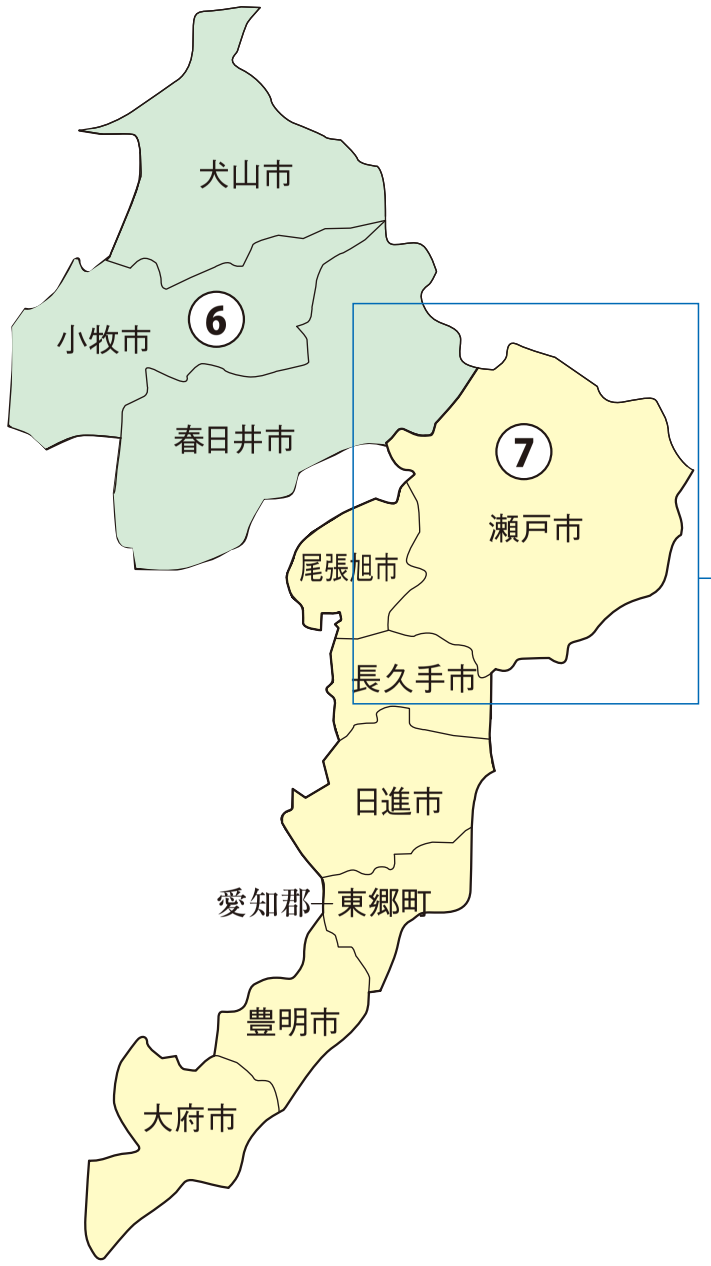

[改定前]

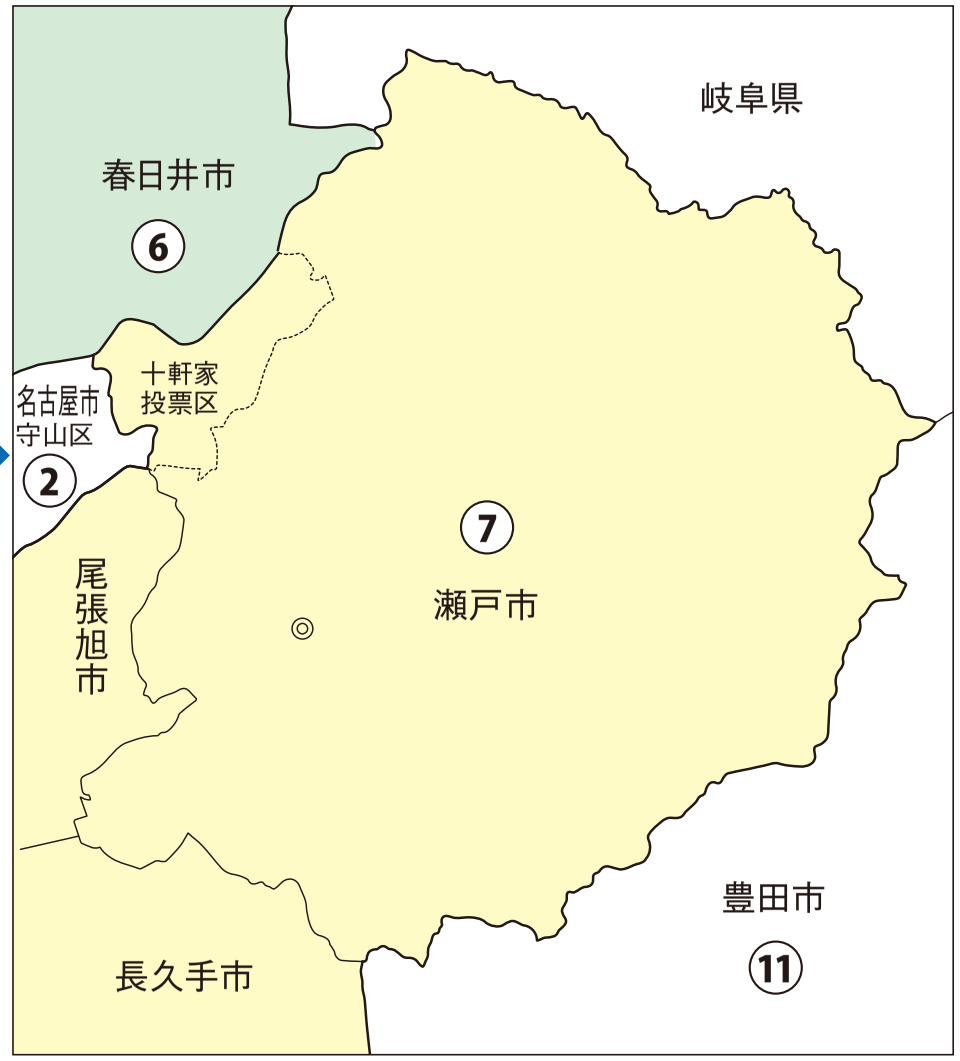

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

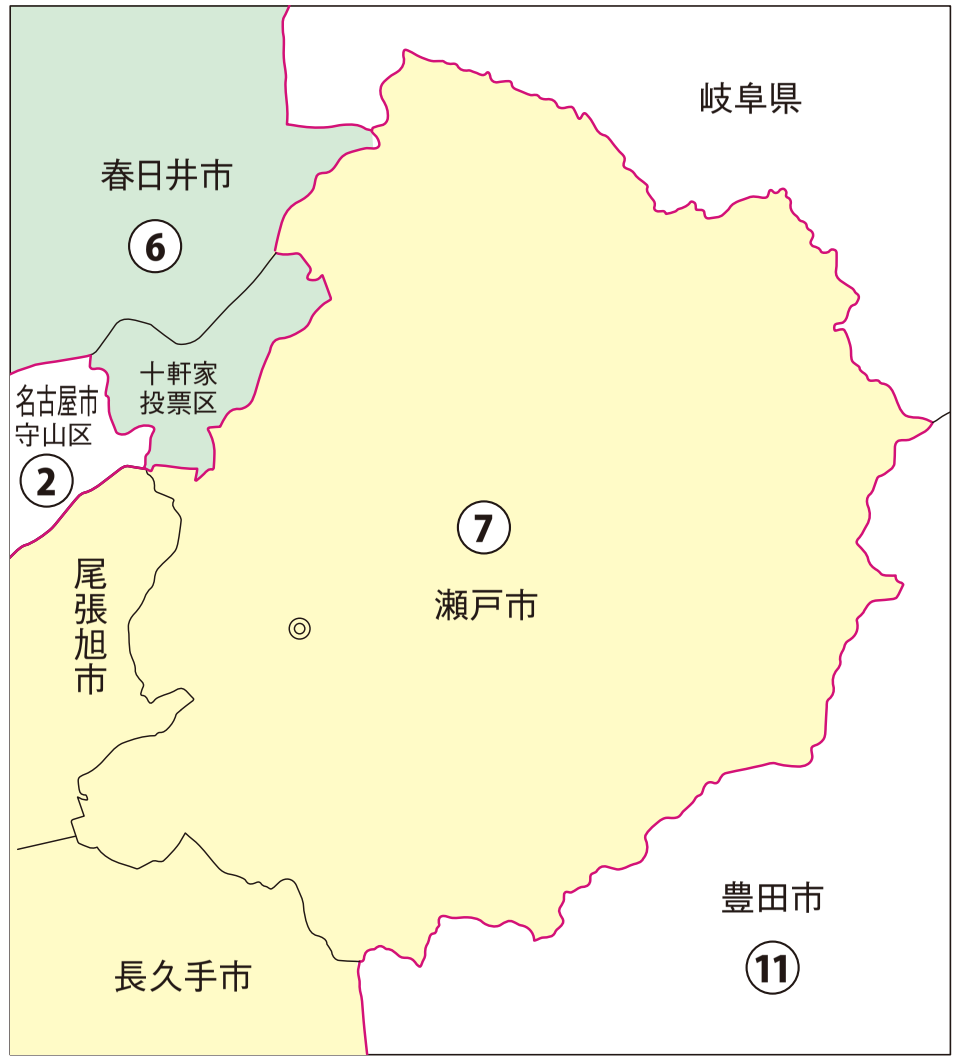

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

●総務省選挙部
●都道府県選挙管理委員
●市区町村選挙管理委員会

瀬戸市

第６区の区域

【十軒家投票区に属する区域】
川平町、本郷町（１０番から１０４８番まで）、十軒町、鹿乗町、内田町１丁目、内田町２丁目、北みずの坂1丁目、北みずの坂２丁目、北みずの坂3丁目

第７区の区域

第6区に属しない区域

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

三重県

［改定前］

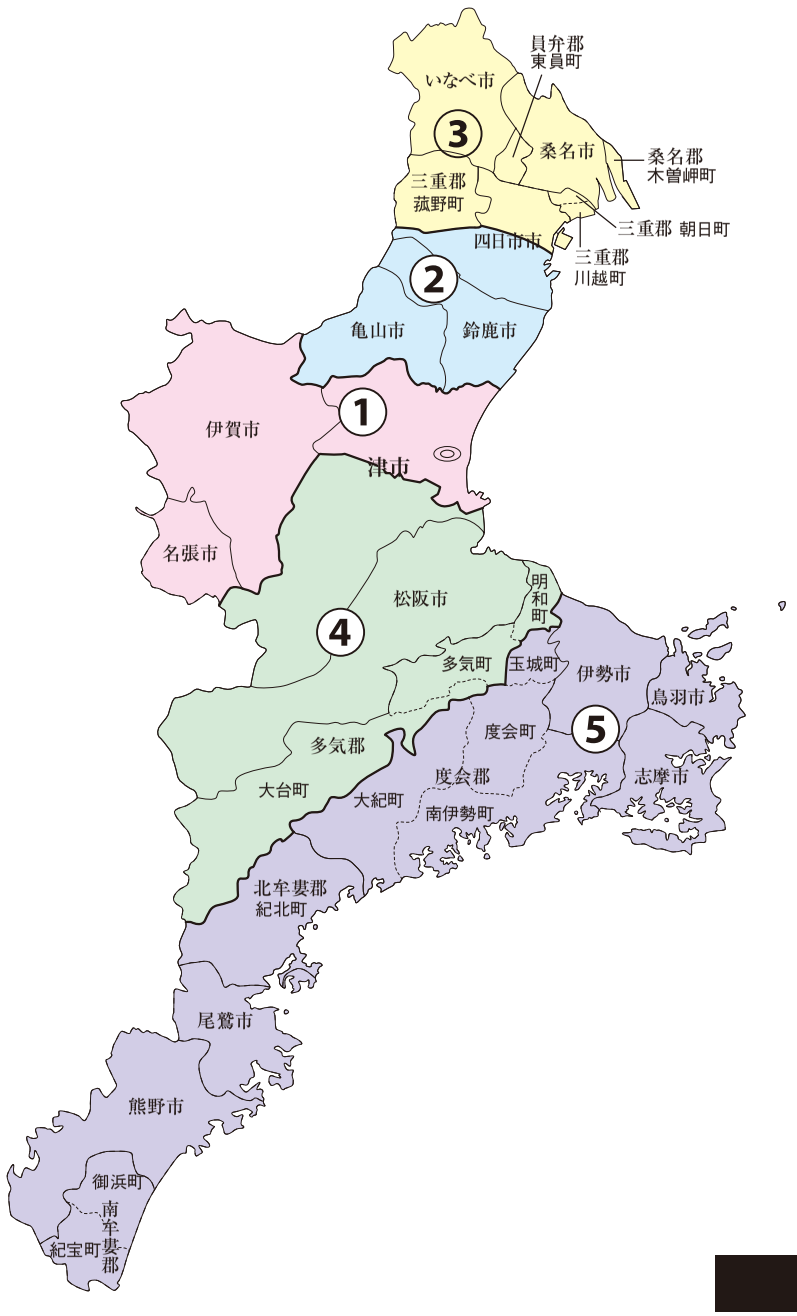

［改定後］

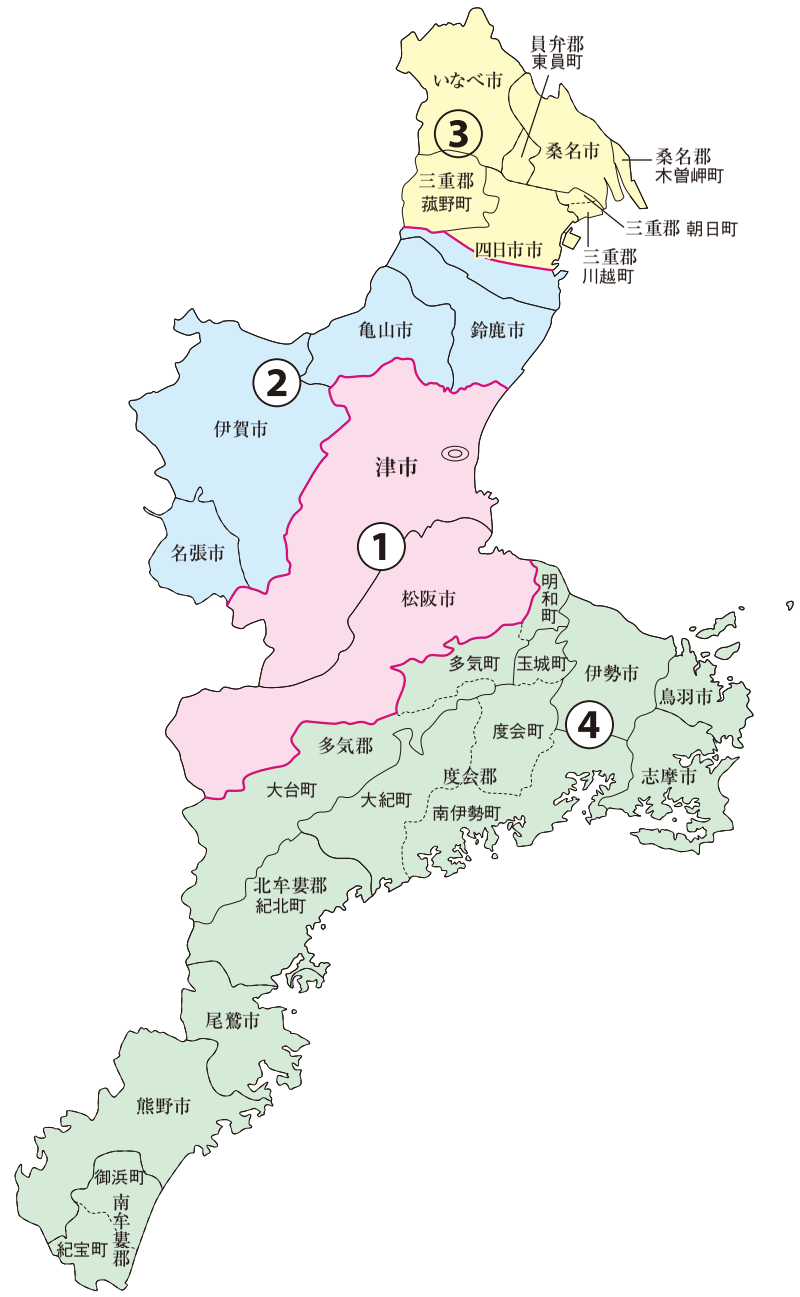

お問い合せは

旧選挙区

第1区

津市
- 本庁管内
- 津市河芸総合支所管内
- 津市芸濃総合支所管内
- 津市美里総合支所管内
- 津市安濃総合支所管内
- 津市高野尾出張所管内
- 津市大里出張所管内
- 津市一身田出張所管内
- 津市白塚出張所管内
- 津市栗真出張所管内
- 津市安東出張所管内
- 津市櫛形出張所管内
- 津市片田出張所管内
- 津市神戸出張所管内
- 津市藤水出張所管内
- 津市高茶屋出張所管内
- 津市雲出出張所管内

名張市
伊賀市

第2区

鈴鹿市
亀山市

四日市市
- 四日市市日永地区市民センター管内
- 四日市市四郷地区市民センター管内
- 四日市市内部地区市民センター管内
- 四日市市塩浜地区市民センター管内
- 四日市市小山田地区市民センター管内
- 四日市市河原田地区市民センター管内
- 四日市市水沢地区市民センター管内
- 四日市市楠地区市民センター管内

四日市市
- 四日市市常磐地区市民センター管内
- 四日市市川島地区市民センター管内
- 四日市市桜地区市民センター管内
- 四日市市中部地区市民センター管内

第3区

四日市市
- 第２区に属しない区域

桑名市
いなべ市
桑名郡
員弁郡
三重郡

第4区

津市
- 第１区に属しない区域

松阪市
多気郡

第5区

伊勢市
尾鷲市
鳥羽市
熊野市
志摩市
度会郡
北牟婁郡
南牟婁郡

新選挙区

第1区

津市
松阪市

第2区

名張市
伊賀市
鈴鹿市
亀山市
四日市市
- 四日市市日永地区市民センター管内
- 四日市市四郷地区市民センター管内
- 四日市市内部地区市民センター管内
- 四日市市塩浜地区市民センター管内
- 四日市市小山田地区市民センター管内
- 四日市市河原田地区市民センター管内
- 四日市市水沢地区市民センター管内
- 四日市市楠地区市民センター管内

第3区

四日市市
- 第２区に属しない区域

桑名市
いなべ市
桑名郡
員弁郡
三重郡

第4区

多気郡
伊勢市
尾鷲市
鳥羽市
熊野市
志摩市
度会郡
北牟婁郡
南牟婁郡

三重県
四日市市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

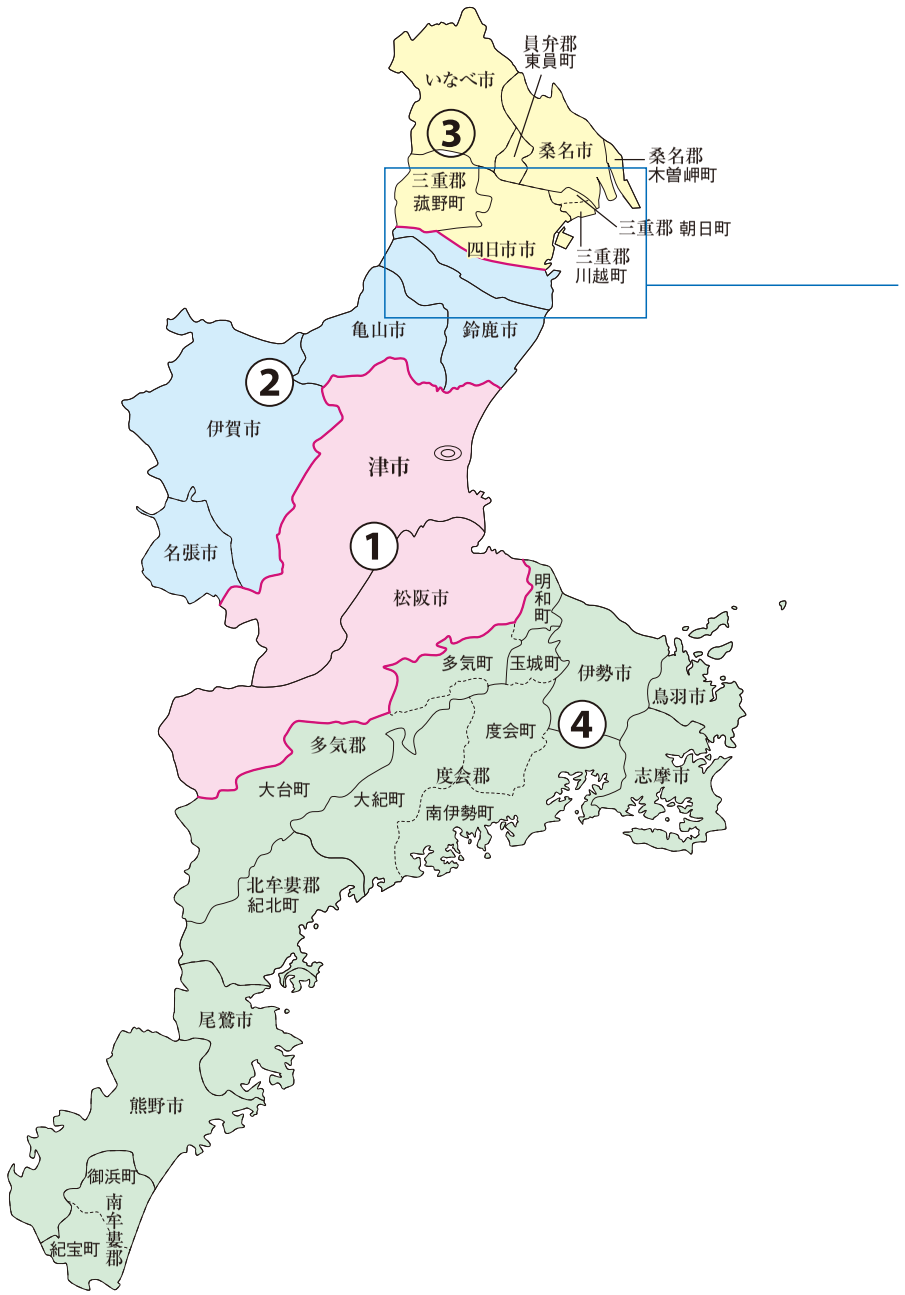

[改定前]

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員
- 市区町村選挙管理委員会

四日市市

第２区の区域

四日市市日永地区市民センター管内
四日市市四郷地区市民センター管内
四日市市内部地区市民センター管内
四日市市塩浜地区市民センター管内
四日市市小山田地区市民センター管内
四日市市河原田地区市民センター管内
四日市市水沢地区市民センター管内
四日市市楠地区市民センター管内

第３区の区域

四日市市富洲原地区市民センター管内
四日市市富田地区市民センター管内
四日市市羽津地区市民センター管内
四日市市常磐地区市民センター管内
四日市市川島地区市民センター管内
四日市市神前地区市民センター管内
四日市市桜地区市民センター管内
四日市市三重地区市民センター管内
四日市市県地区市民センター管内
四日市市八郷地区市民センター管内
四日市市下野地区市民センター管内
四日市市大矢知地区市民センター管内
四日市市保々地区市民センター管内
四日市市海蔵地区市民センター管内
四日市市橋北地区市民センター管内
四日市市中部地区市民センター管内

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

大阪府

［改定前］

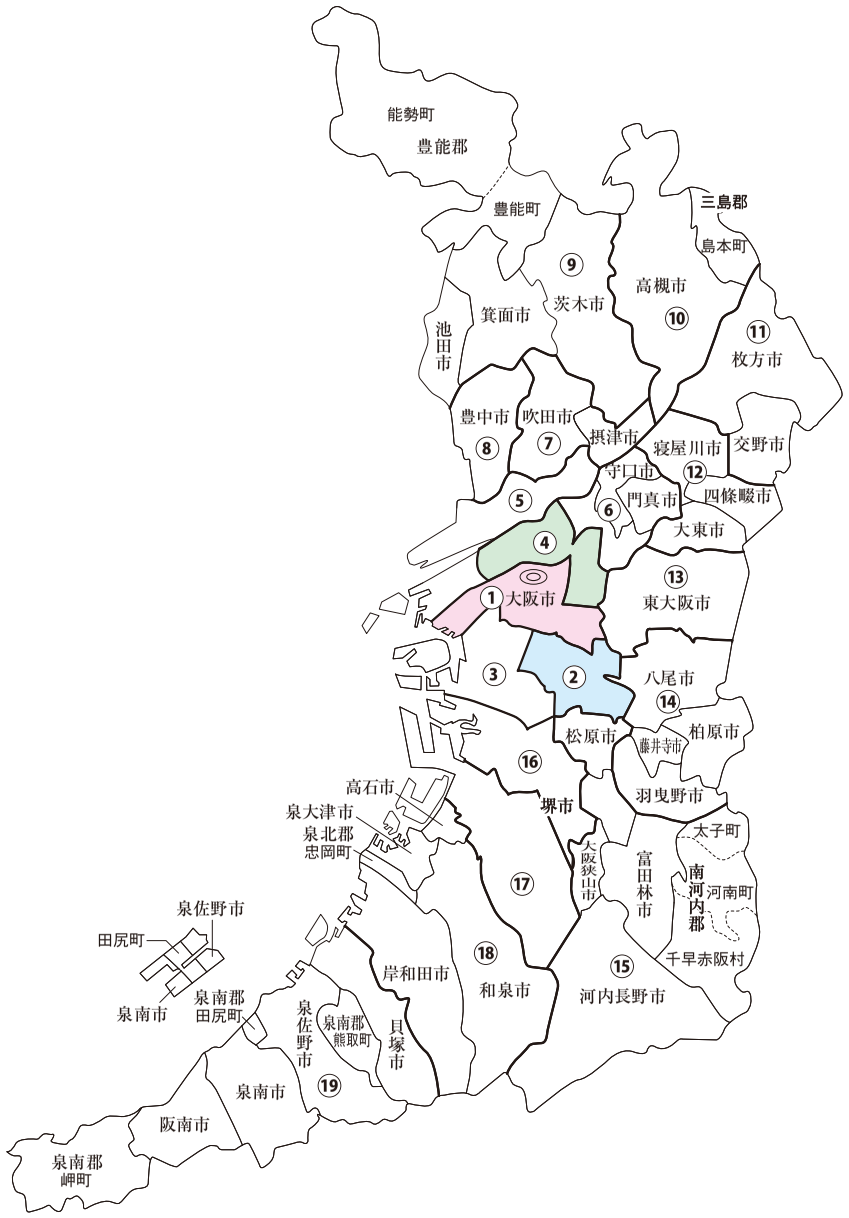

［改定後］

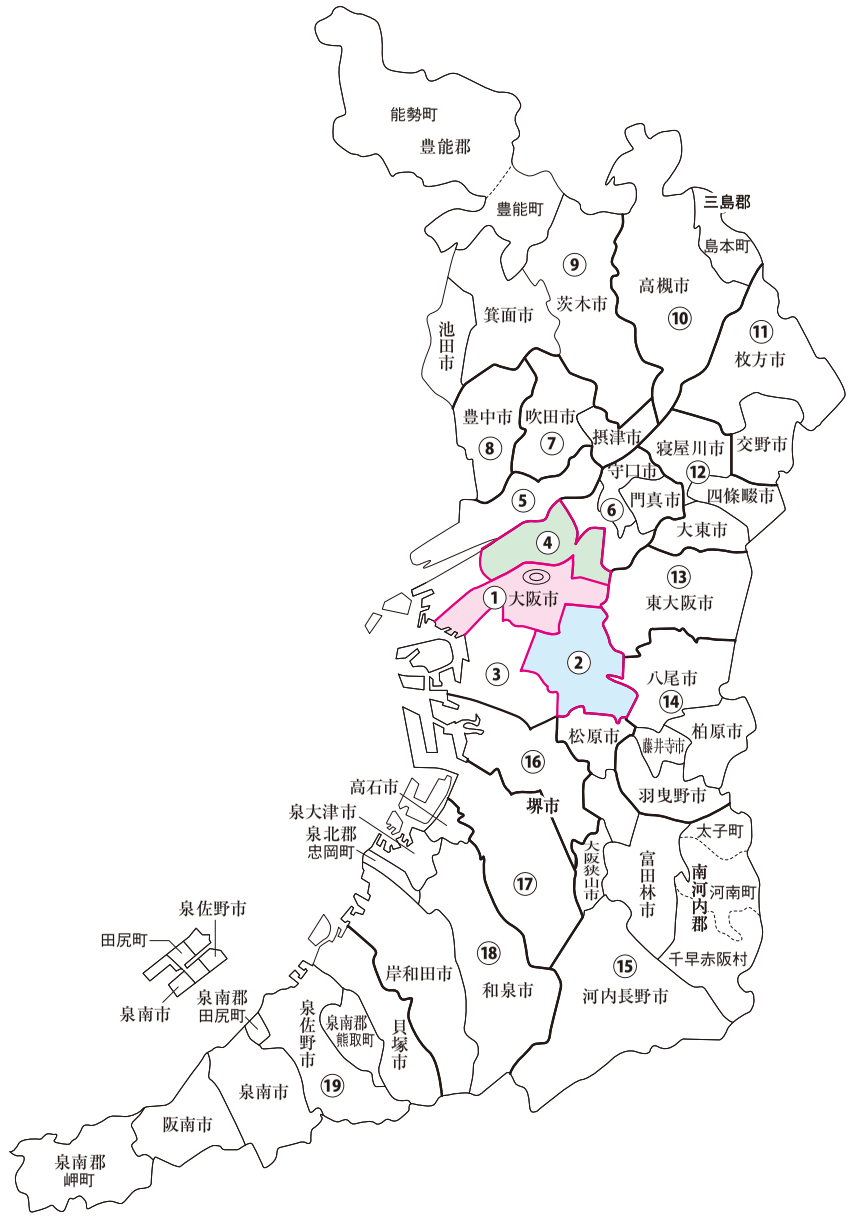

お問い合せは

●総務省選挙部
●都道府県選挙管理委員会
●市区町村選挙管理委員会

旧選挙区	第1区	第2区	第4区
	大阪市 中央区 西区 港区 天王寺区 浪速区 大阪市 生野区	大阪市 阿倍野区 東住吉区 平野区	大阪市 東成区 大阪市 北区 都島区 福島区 城東区

新選挙区	第1区	第2区	第4区
	大阪市 中央区 西区 港区 天王寺区 浪速区 大阪市 東成区	大阪市 生野区 大阪市 阿倍野区 東住吉区 平野区	大阪市 北区 都島区 福島区 城東区

※第 3 区、第 5 区～第 19 区は選挙区の変更はありません。

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

大阪府

大 阪 市

＜全府図＞

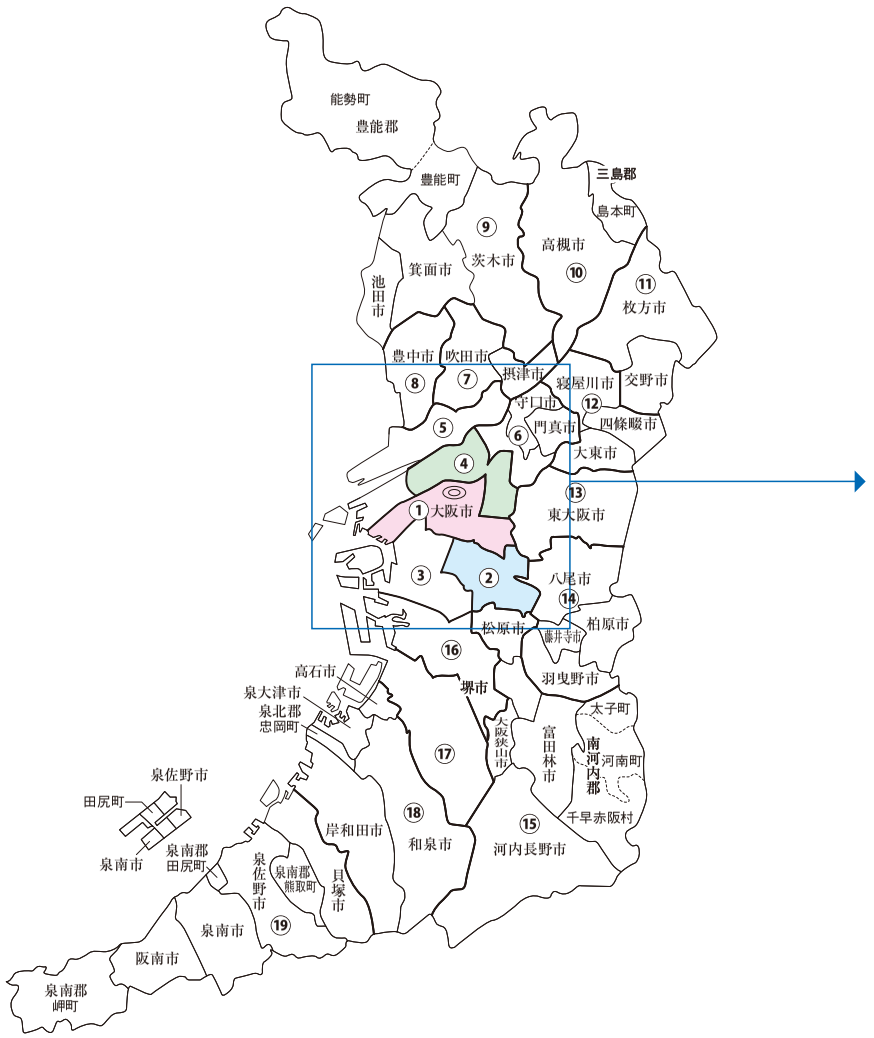

［改定前］

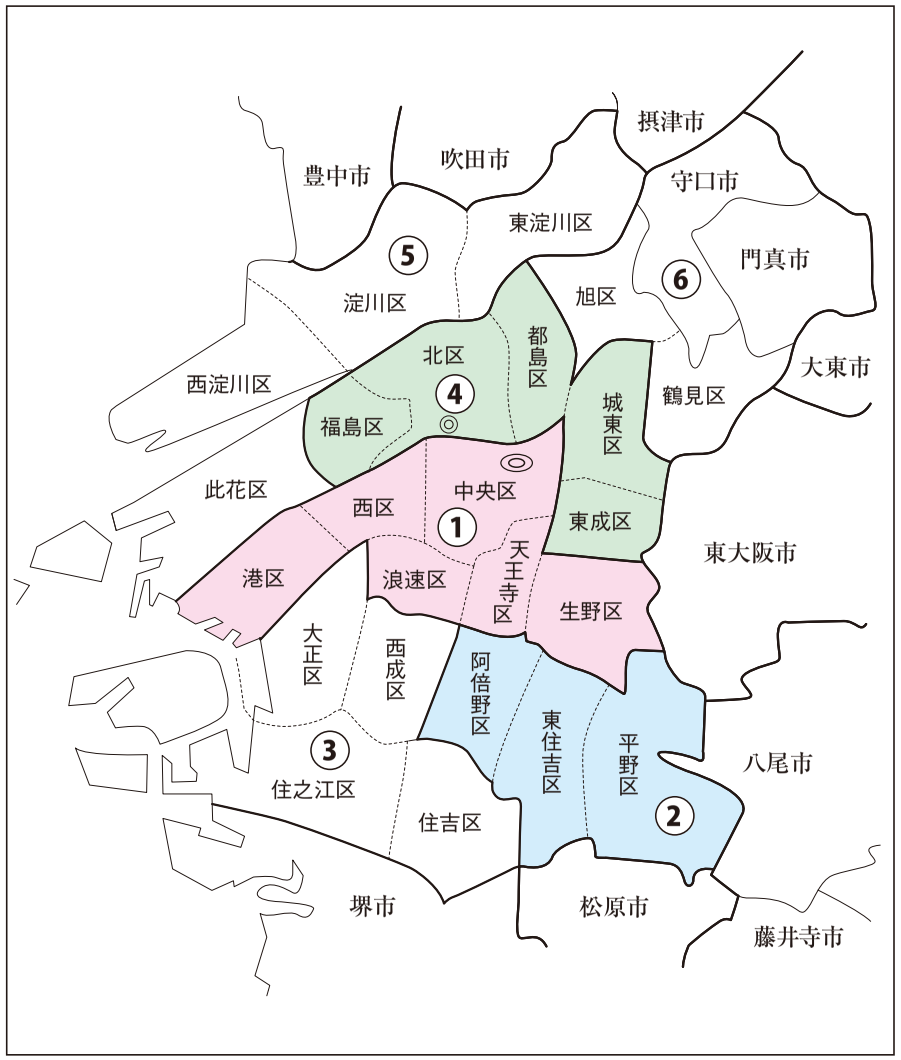

◎:府庁　◎:市役所
丸数字は選挙区番号

［改定後］

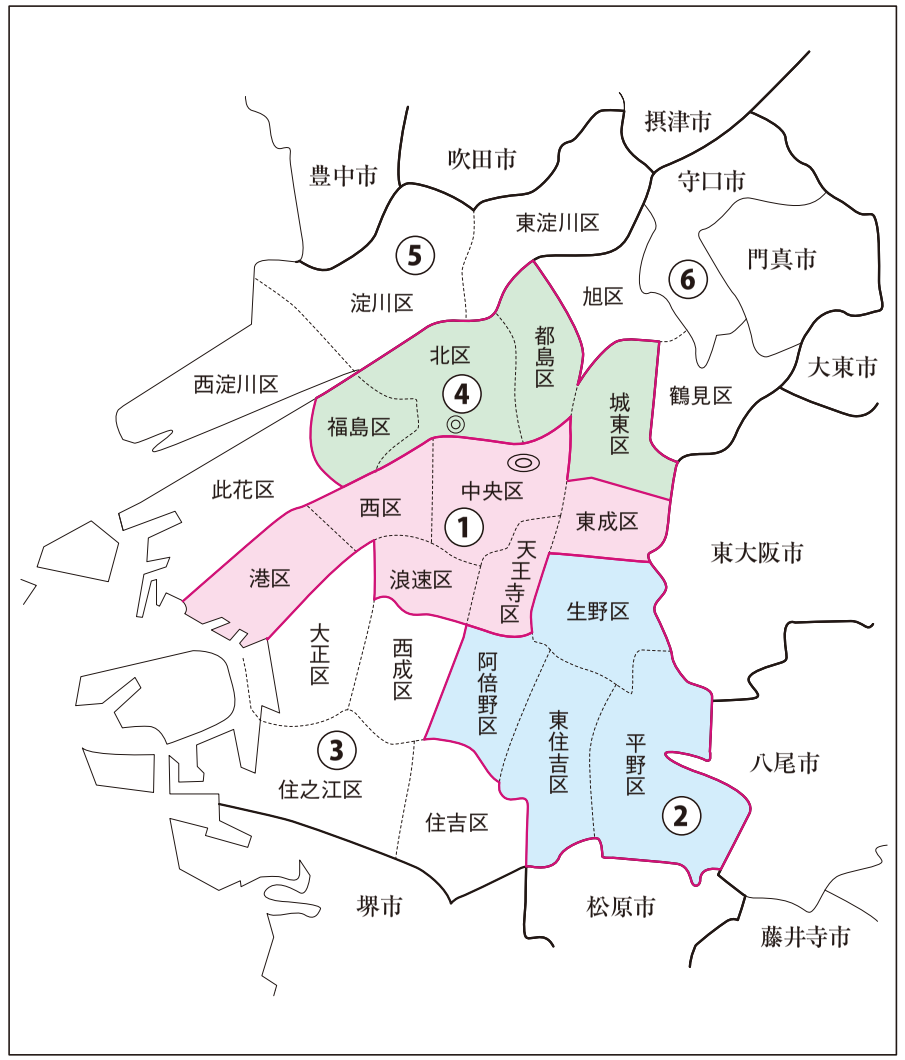

◎:府庁　◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

●総務省選挙部　●都道府県選挙管理委員会
●市区町村選挙管理委員会

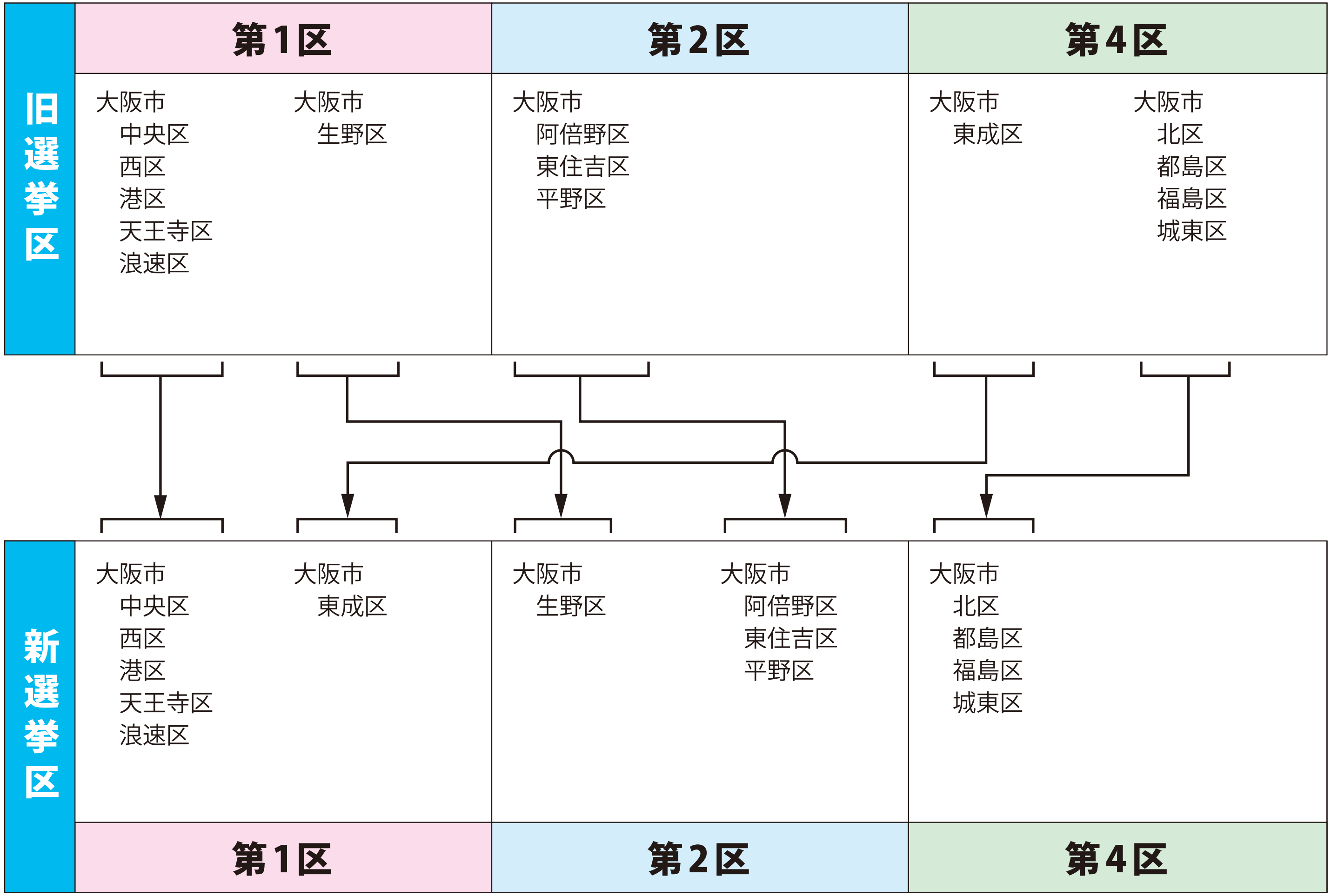
旧選挙区
第1区
大阪市
中央区
西区
港区
天王寺区
浪速区
大阪市
生野区
第2区
大阪市
阿倍野区
東住吉区
平野区
第4区
大阪市
東成区
大阪市
北区
都島区
福島区
城東区
新選挙区
第1区
大阪市
中央区
西区
港区
天王寺区
浪速区
大阪市
東成区
第2区
大阪市
生野区
大阪市
阿倍野区
東住吉区
平野区
第4区
大阪市
北区
都島区
福島区
城東区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

兵庫県

［改定前］

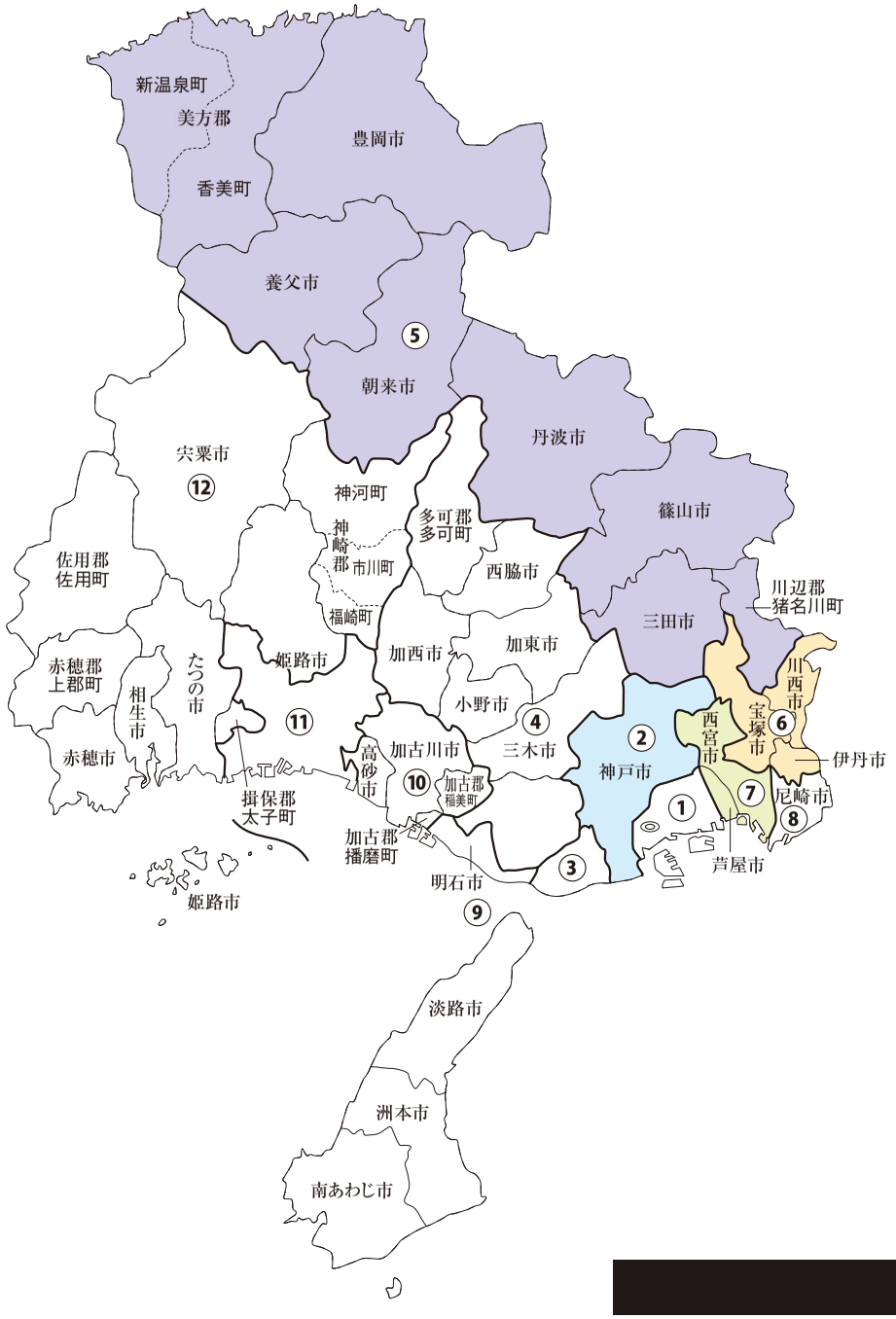

［改定後］

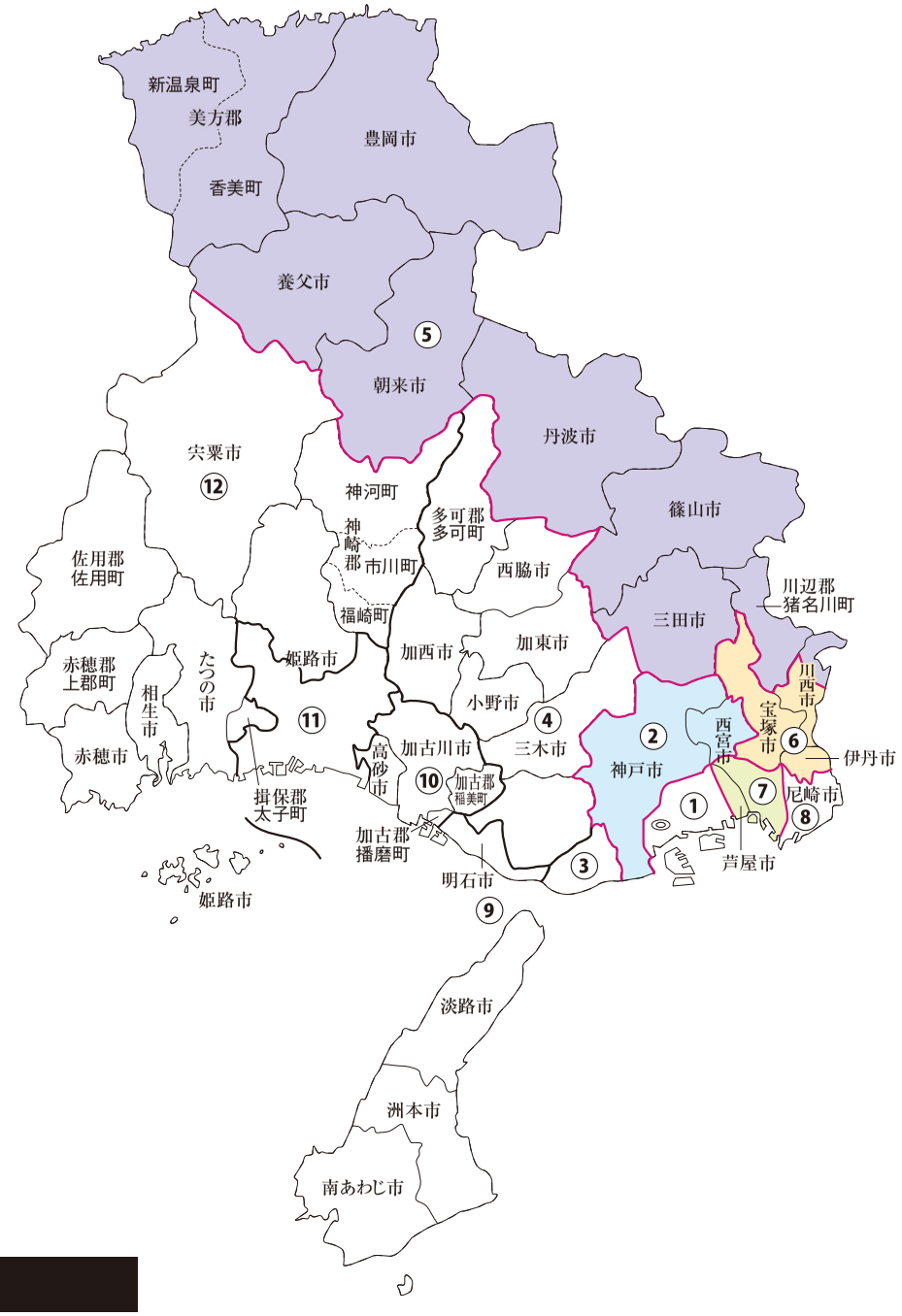

お問い合せは

旧選挙区

第2区	第5区	第6区	第7区
神戸市 兵庫区 北区 長田区	豊岡市 三田市 篠山市 養父市 丹波市 朝来市 川辺郡 美方郡	伊丹市　川西市 宝塚市	西宮市　芦屋市

新選挙区

第2区	第5区	第6区	第7区
神戸市 兵庫区 北区 長田区 西宮市 塩瀬支所管内 山口支所管内	豊岡市 三田市 篠山市 養父市 丹波市 朝来市 川辺郡 美方郡 川西市 平野（字カキヲジ原）、西畦野（字丸山及び字東通りを除く。）、一庫、国崎、黒川、横路、大和東１丁目、大和東２丁目、大和東３丁目、大和東４丁目、大和東５丁目、大和西１丁目、大和西２丁目、大和西３丁目、大和西４丁目、大和西５丁目、美山台１丁目、美山台２丁目、美山台３丁目、丸山台１丁目、丸山台２丁目、丸山台３丁目、見野１丁目、見野２丁目、見野３丁目、東畦野、東畦野１丁目、東畦野２丁目、東畦野３丁目、東畦野４丁目、東畦野５丁目、東畦野６丁目、東畦野山手１丁目、東畦野山手２丁目、長尾町、西畦野１丁目、西畦野２丁目、山原、山原１丁目、山原２丁目、緑が丘１丁目、緑が丘２丁目、山下町、山下、笹部１丁目、笹部２丁目、笹部３丁目、笹部、下財町、一庫１丁目、一庫２丁目、一庫３丁目	伊丹市 宝塚市 川西市 第５区に属しない区域	西宮市 第２区に属しない区域 芦屋市

※第１区、第３区、第４区、第８区～第12区は選挙区の変更はありません。

兵庫県

西宮市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

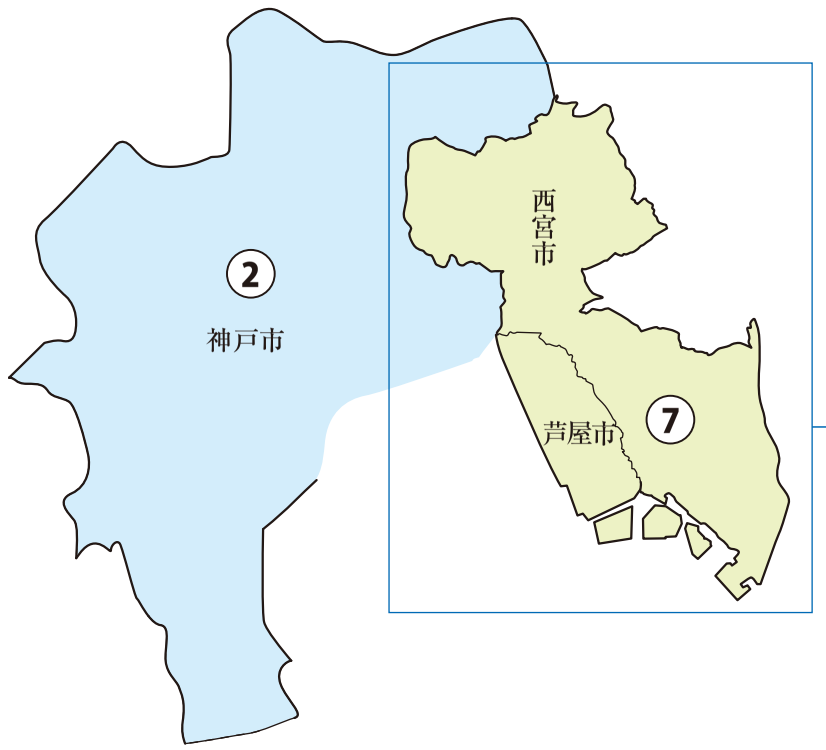

[改定前]

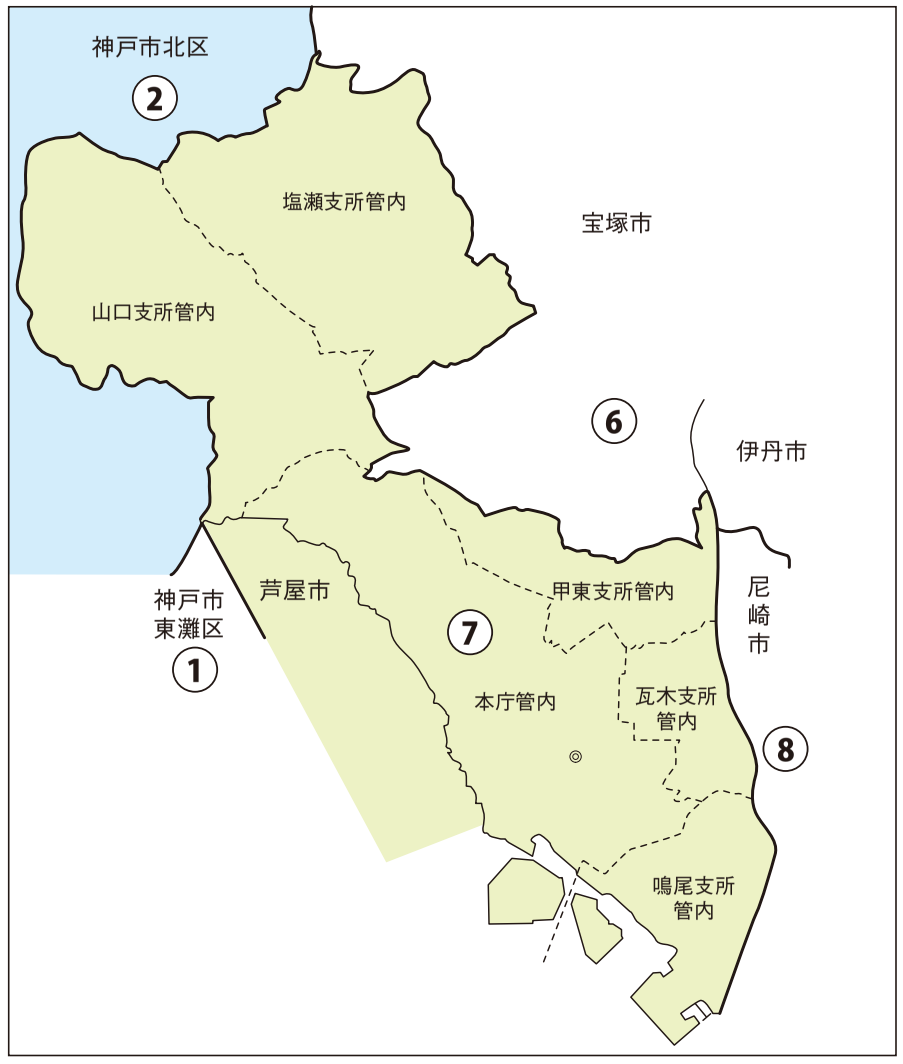

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

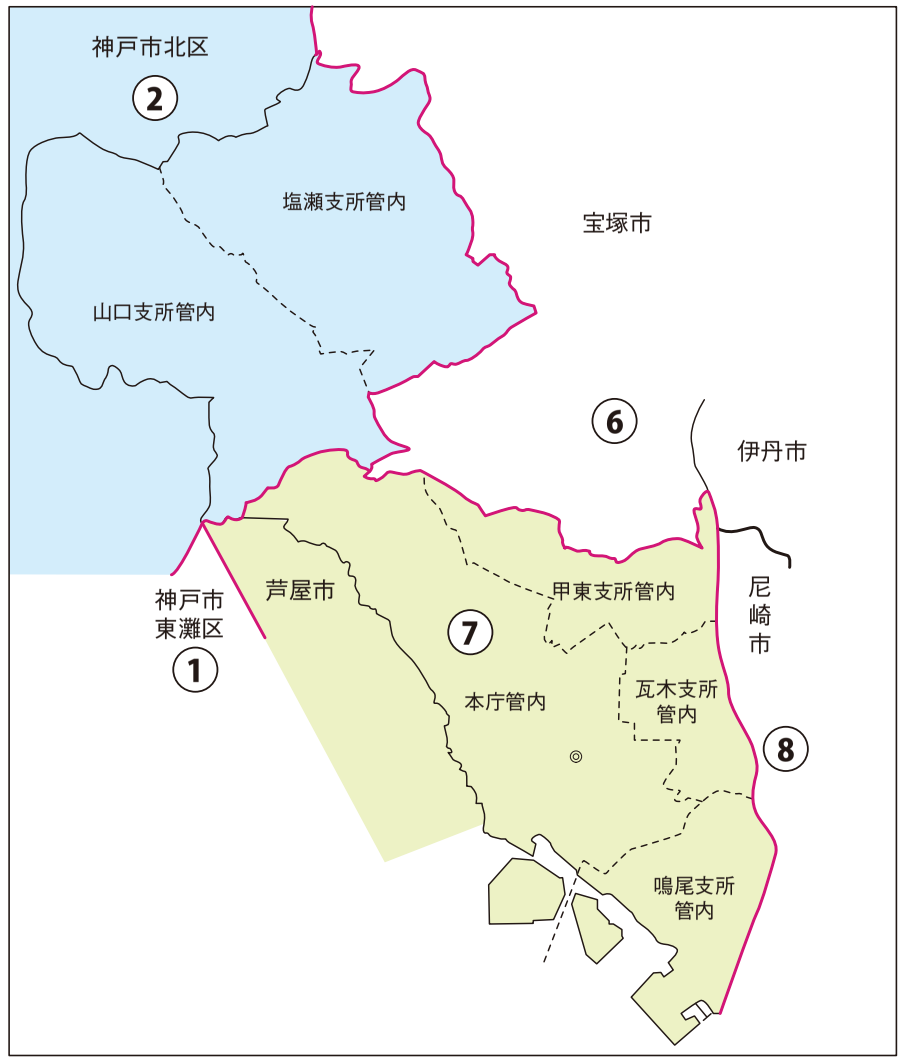

○:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

西宮市

第 2 区 の 区 域

塩瀬支所管内
山口支所管内

第 7 区 の 区 域

本庁管内
甲東支所管内
瓦木支所管内
鳴尾支所管内

兵庫県
川西市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

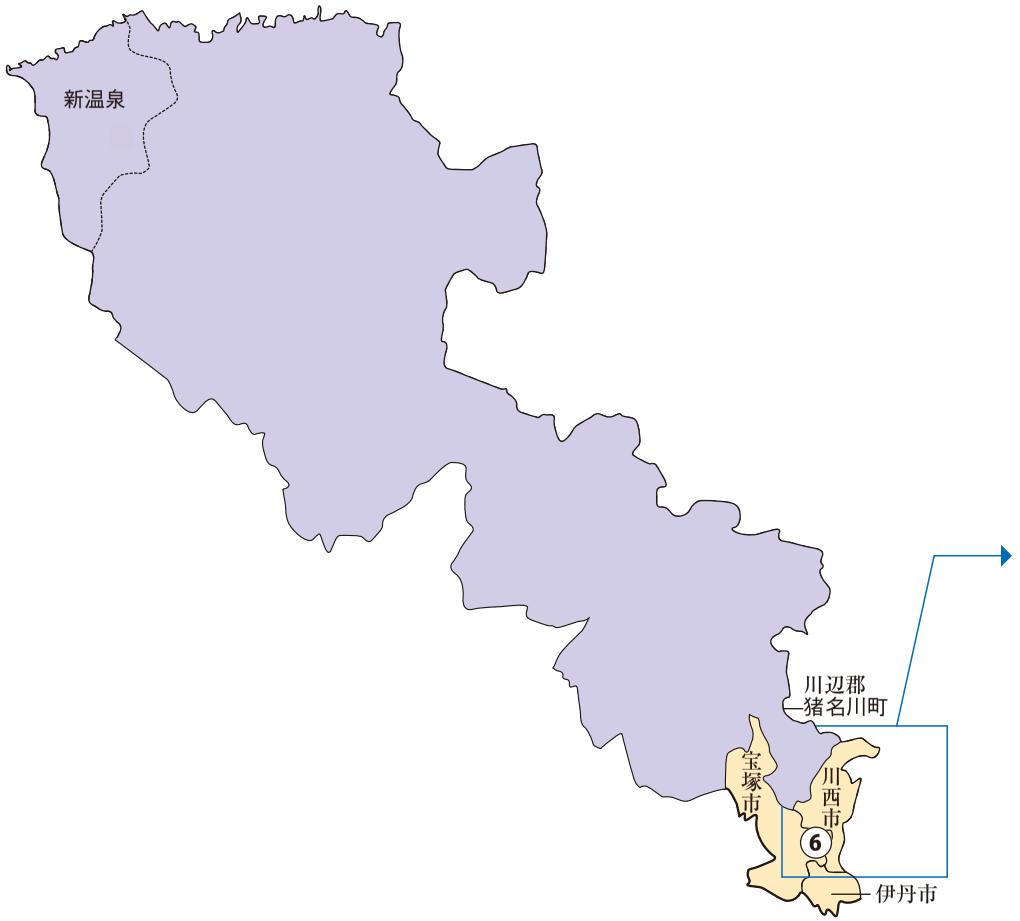

[改定前]

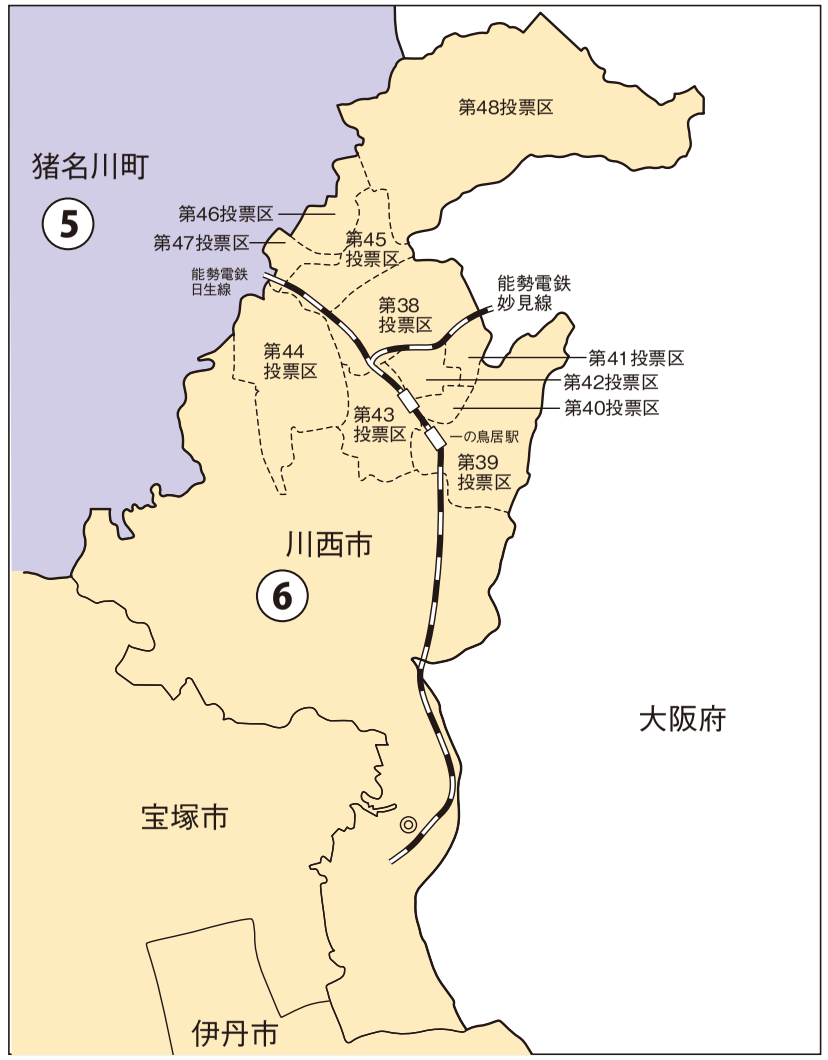

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

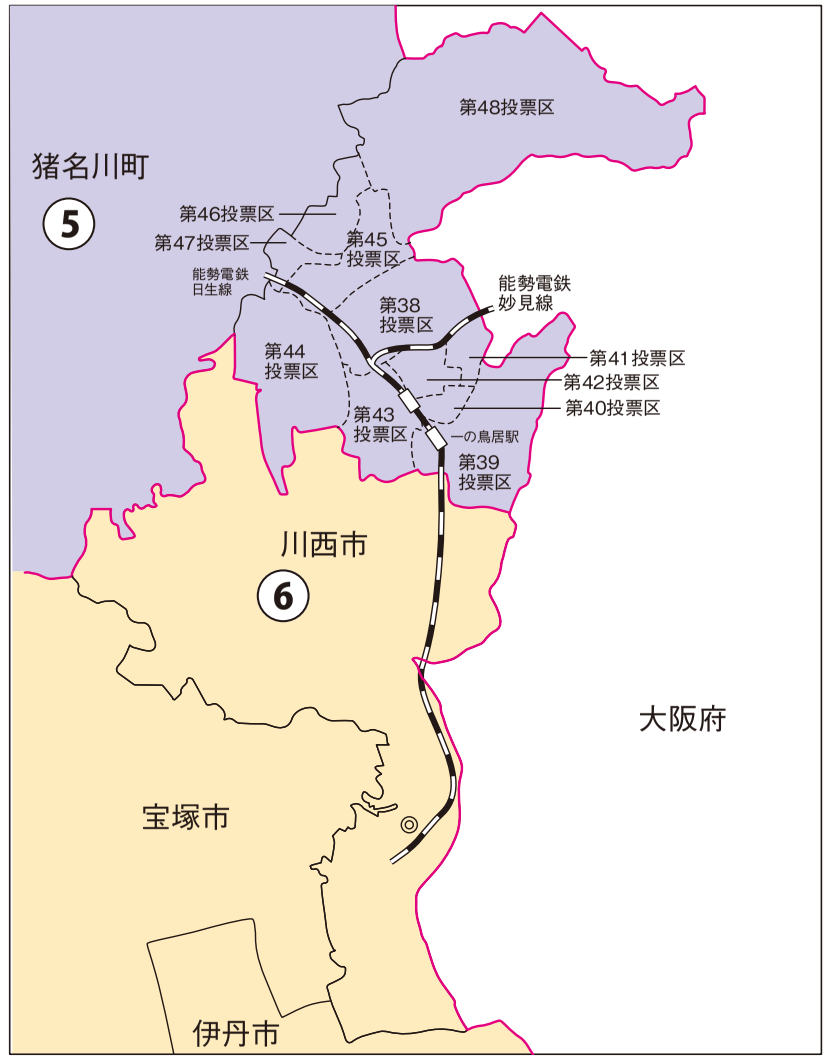

◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

川西市

第５区の区域

平野（字カキヲジ原）、西畦野（字丸山及び字東通りを除く。）、一庫、国崎、黒川、横路、大和東1丁目、大和東2丁目、大和東3丁目、大和東4丁目、大和東5丁目、大和西1丁目、大和西2丁目、大和西3丁目、大和西4丁目、大和西5丁目、美山台1丁目、美山台2丁目、美山台3丁目、丸山台1丁目、丸山台2丁目、丸山台3丁目、見野1丁目、見野2丁目、見野3丁目、東畦野、東畦野1丁目、東畦野2丁目、東畦野3丁目、東畦野4丁目、東畦野5丁目、東畦野6丁目、東畦野山手1丁目、東畦野山手2丁目、長尾町、西畦野1丁目、西畦野2丁目、山原、山原1丁目、山原2丁目、緑が丘1丁目、緑が丘2丁目、山下町、山下、笹部1丁目、笹部2丁目、笹部3丁目、笹部、下財町、一庫1丁目、一庫2丁目、一庫3丁目

第６区の区域

中央町、小花1丁目、小花2丁目、小戸1丁目、小戸2丁目、小戸3丁目、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、滝山町、鶯の森町、萩原1丁目、萩原2丁目、萩原3丁目、火打1丁目、火打2丁目、松が丘町、霞ケ丘1丁目、霞ケ丘2丁目、日高町、栄町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目、花屋敷2丁目、寺畑1丁目、寺畑2丁目、栄根1丁目、栄根2丁目、南花屋敷1丁目、南花屋敷2丁目、南花屋敷3丁目、南花屋敷4丁目、加茂1丁目、加茂2丁目、加茂3丁目、加茂4丁目、加茂5丁目、加茂6丁目、下加茂1丁目、下加茂2丁目、久代1丁目、久代2丁目、久代3丁目、久代4丁目、久代5丁目、久代6丁目、東久代1丁目、東久代2丁目、萩原台東1丁目、萩原台東2丁目、萩原台西1丁目、萩原台西2丁目、萩原台西3丁目、鶯が丘、新田1丁目、新田2丁目、新田3丁目、新田、平野1丁目、平野2丁目、平野3丁目、多田桜木1丁目、多田桜木2丁目、東多田1丁目、東多田2丁目、東多田3丁目、鼓が滝1丁目、鼓が滝2丁目、鼓が滝3丁目、矢問1丁目、矢問2丁目、矢問3丁目、矢問東町、西多田1丁目、西多田2丁目、錦松台、多田院1丁目、多田院2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目、多田院西2丁目、満願寺町、満願寺、平野（字カキヲジ原を除く。）、東多田、西多田、多田院、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、緑台1丁目、緑台2丁目、緑台3丁目、緑台4丁目、緑台5丁目、緑台6丁目、緑台7丁目、向陽台1丁目、向陽台2丁目、向陽台3丁目、水明台1丁目、水明台2丁目、水明台3丁目、水明台4丁目、清和台東1丁目、清和台東2丁目、清和台東3丁目、清和台東4丁目、清和台東５丁目、清和台西1丁目、清和台西2丁目、清和台西3丁目、清和台西4丁目、清和台西5丁目、湯山台1丁目、湯山台2丁目、鶯台1丁目、鶯台2丁目、けやき坂1丁目、けやき坂2丁目、けやき坂3丁目、けやき坂4丁目、けやき坂5丁目、南野坂1丁目、南野坂2丁目、西畦野（字丸山及び字東通り）、清流台

105

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

奈良県

［改定前］

［改定後］

お問い合せは

旧選挙区

第1区

奈良市
- 本庁管内
- 奈良市西部出張所管内
- 奈良市北部出張所管内
- 奈良市東部出張所管内
- 奈良市月ヶ瀬行政センター管内

第2区

生駒市

奈良市
- 奈良市都祁行政センター管内

大和郡山市
天理市
山辺郡
生駒郡

第3区

香芝市
磯城郡
北葛城郡
大和高田市
御所市
葛城市

第4区

橿原市
桜井市
五條市
宇陀市
宇陀郡
高市郡
吉野郡

新選挙区

第1区

奈良市
- 本庁管内
- 奈良市西部出張所管内
- 奈良市北部出張所管内
- 奈良市東部出張所管内
- 奈良市月ヶ瀬行政センター管内

生駒市

第2区

奈良市
- 奈良市都祁行政センター管内

大和郡山市
天理市
山辺郡
生駒郡

香芝市
磯城郡
北葛城郡

第3区

大和高田市
御所市
葛城市

橿原市
桜井市
五條市
宇陀市
宇陀郡
高市郡
吉野郡

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

愛 媛 県

［改定前］

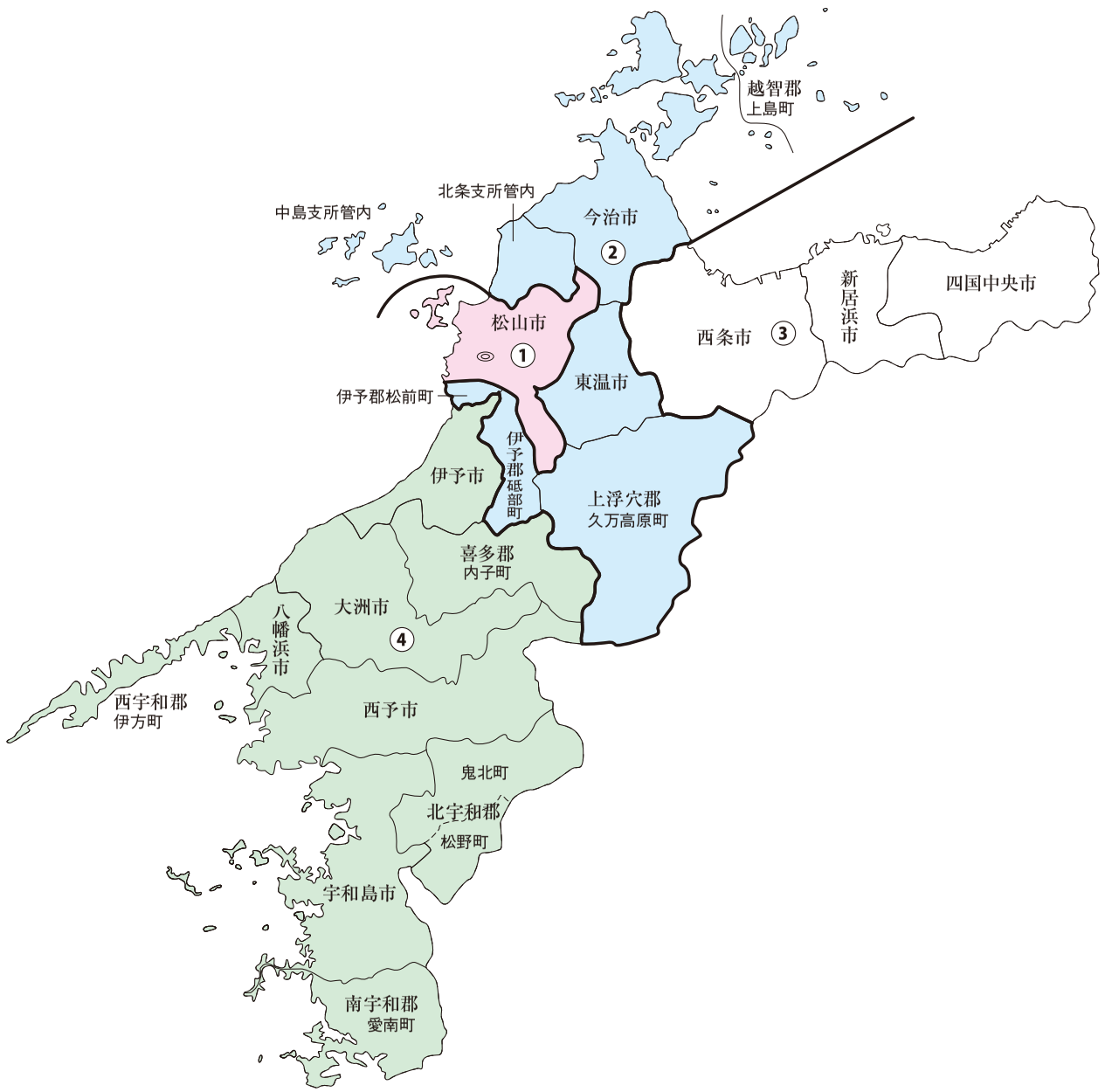

［改定後］

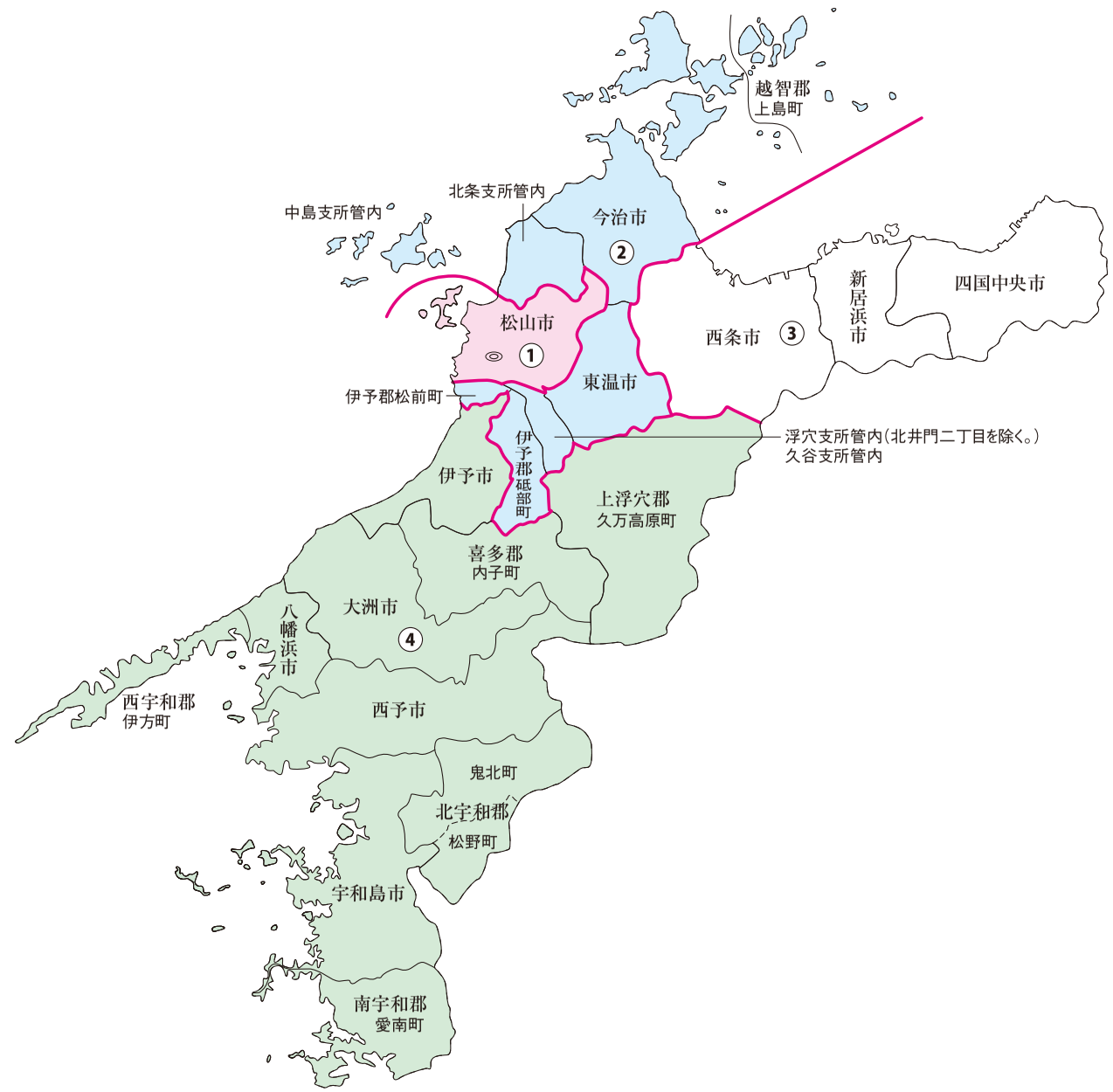

お問い合せは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

旧選挙区

第1区

松山市
- 本庁管内
- 桑原支所管内
- 道後支所管内
- 味生支所管内
- 生石支所管内
- 垣生支所管内
- 三津浜支所管内
- 久枝支所管内
- 潮見支所管内
- 和気支所管内
- 堀江支所管内
- 余土支所管内
- 興居島支所管内
- 久米支所管内
- 湯山支所管内
- 伊台支所管内
- 五明支所管内
- 小野支所管内
- 浮穴支所管内
- 石井支所管内
- 久谷支所管内

第2区

松山市
- 第１区に属しない区域

今治市
東温市
越智郡
伊予郡
上浮穴郡

第4区

宇和島市
八幡浜市
大洲市
伊予市
西予市
喜多郡
西宇和郡
北宇和郡
南宇和郡

新選挙区

第1区

松山市
- 本庁管内
- 桑原支所管内
- 道後支所管内
- 味生支所管内
- 生石支所管内
- 垣生支所管内
- 三津浜支所管内
- 久枝支所管内
- 潮見支所管内
- 和気支所管内
- 堀江支所管内
- 余土支所管内
- 興居島支所管内
- 久米支所管内
- 湯山支所管内
- 伊台支所管内
- 五明支所管内
- 小野支所管内
- 浮穴支所管内（北井門二丁目に属する区域に限る。）
- 石井支所管内

第2区

松山市
- 第１区に属しない区域

今治市
東温市
越智郡
伊予郡

第4区

宇和島市
八幡浜市
大洲市
伊予市
西予市
喜多郡
西宇和郡
北宇和郡
南宇和郡
上浮穴郡

※第３区は選挙区の変更はありません。

愛媛県
松山市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

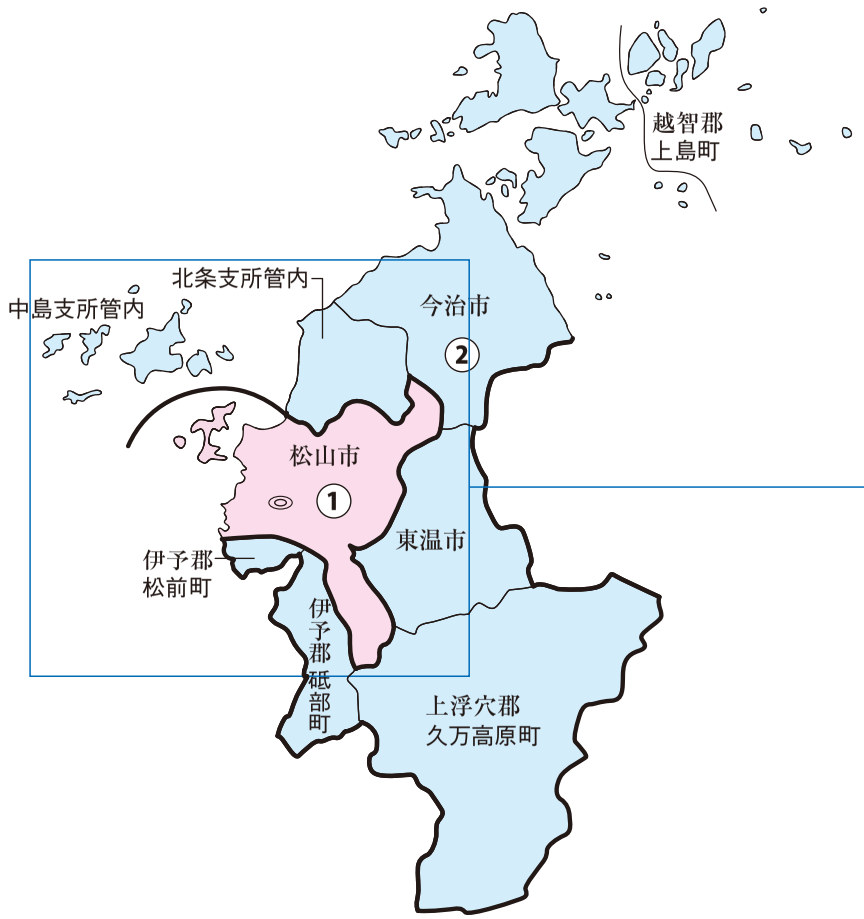

［改定前］

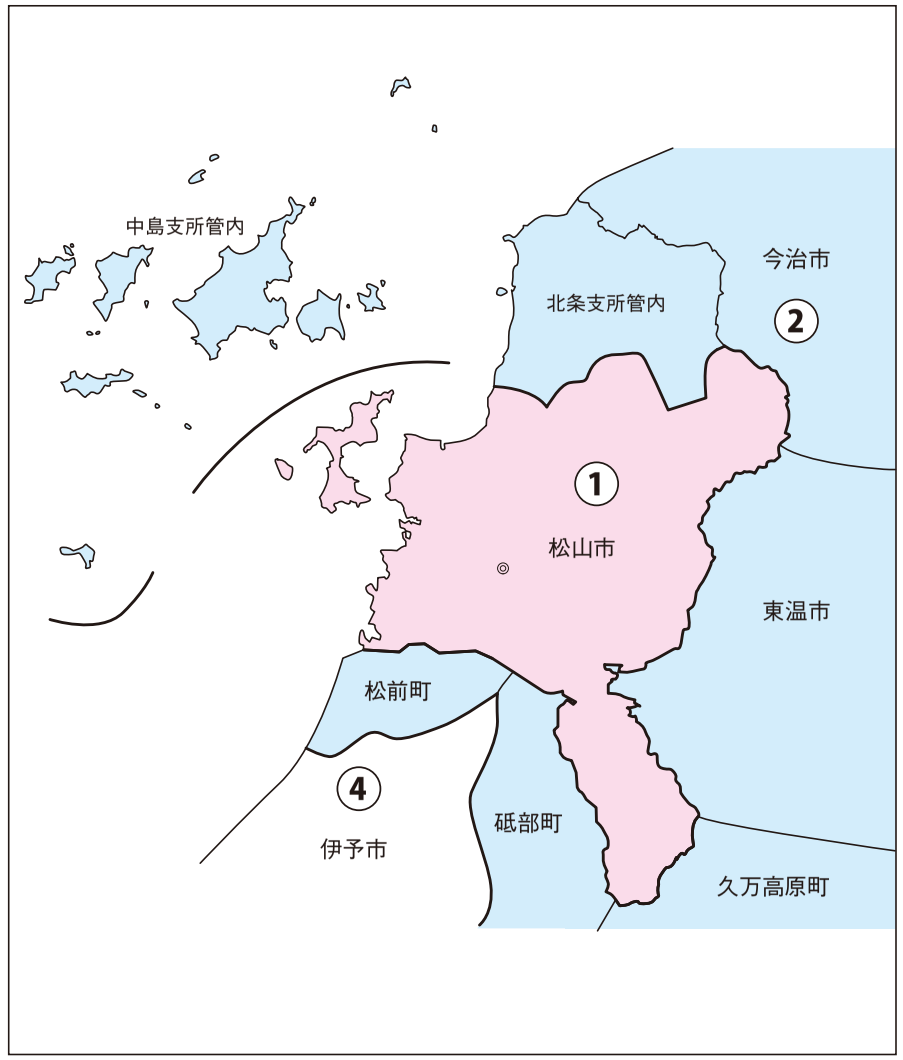

◎：市役所
丸数字は選挙区番号

［改定後］

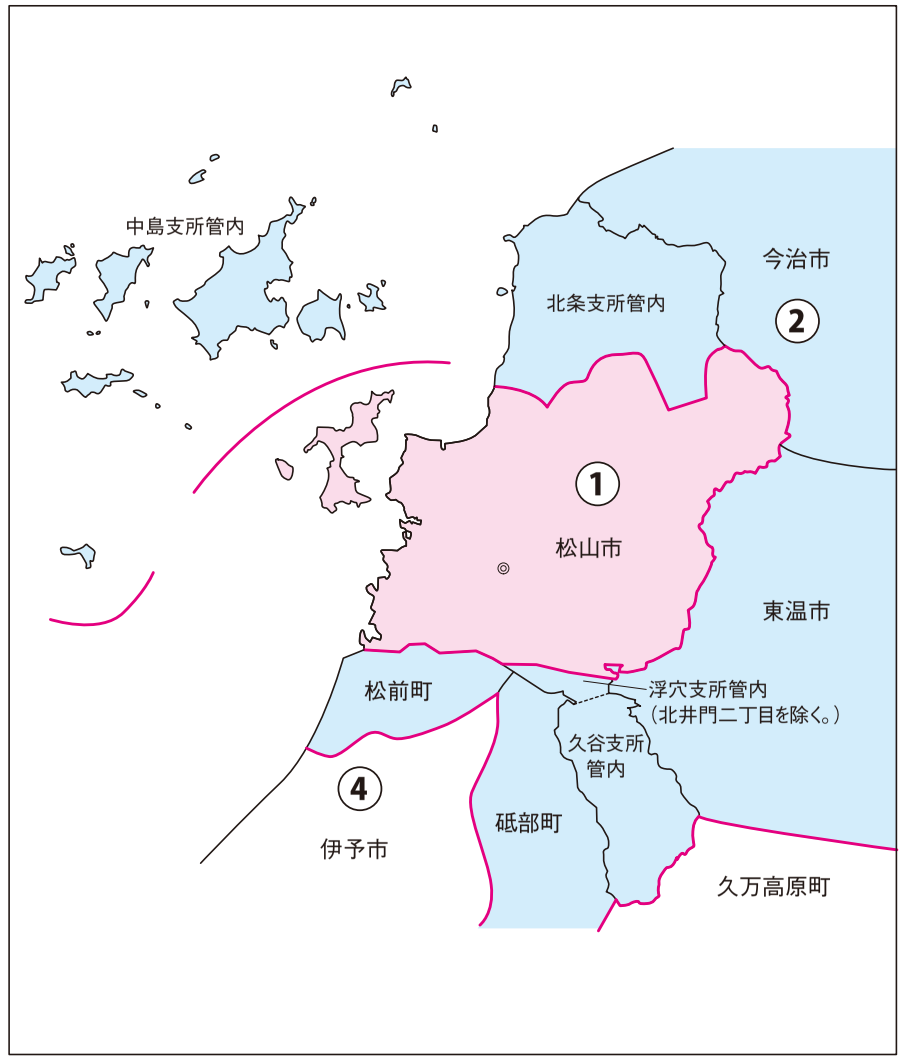

○：市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

松山市

第 1 区 の 区 域

本庁管内
桑原支所管内
道後支所管内
味生支所管内
生石支所管内
垣生支所管内
三津浜支所管内
久枝支所管内
潮見支所管内
和気支所管内
堀江支所管内
余土支所管内
興居島支所管内
久米支所管内
湯山支所管内
伊台支所管内
五明支所管内
小野支所管内
浮穴支所管内（北井門二丁目に属する区域に限る。）
石井支所管内

第 2 区 の 区 域

浮穴支所管内（北井門二丁目に属する区域を除く。）
久谷支所管内
北条支所管内
中島支所管内

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

福岡県

［改定前］

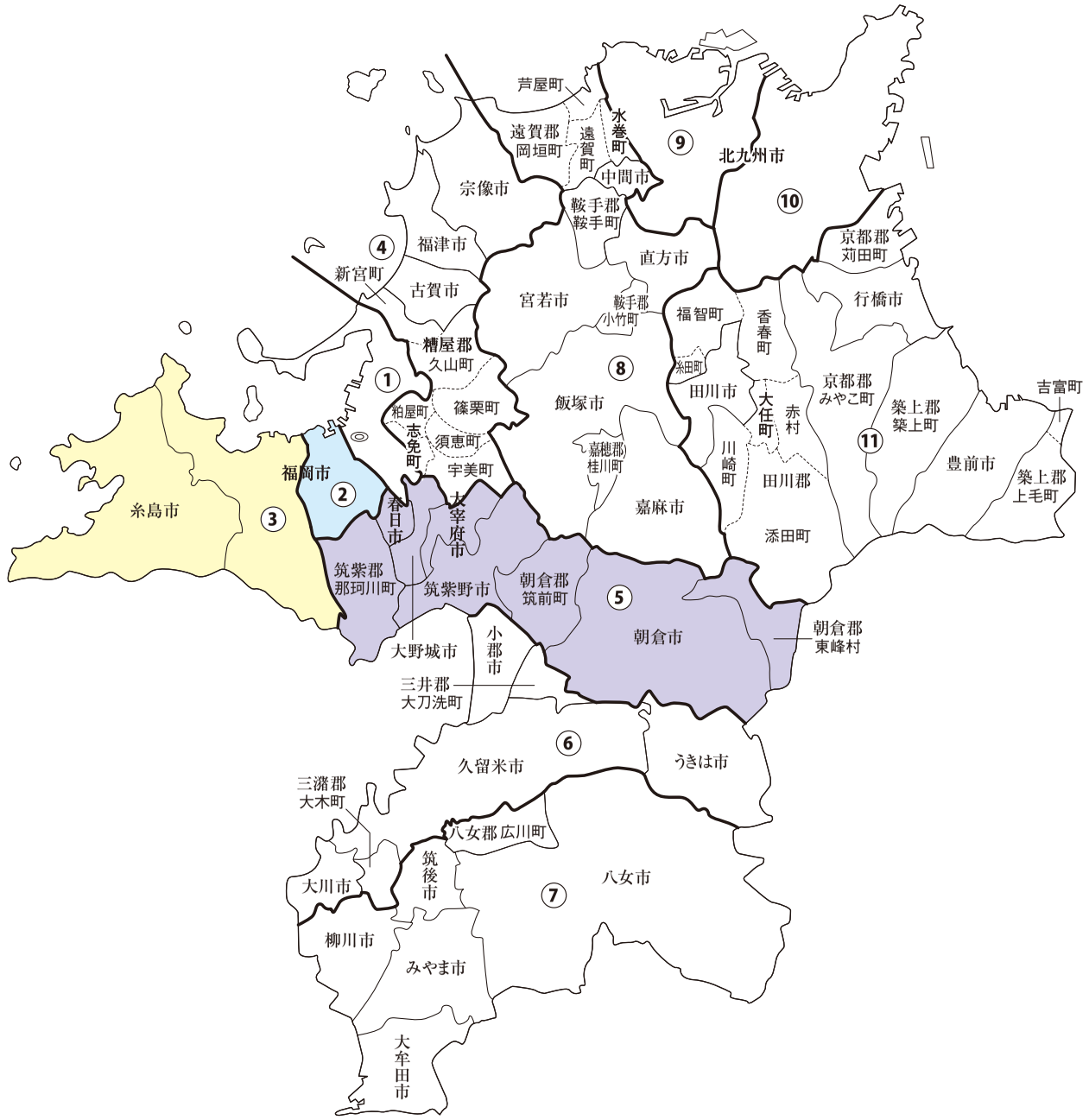

［改定後］

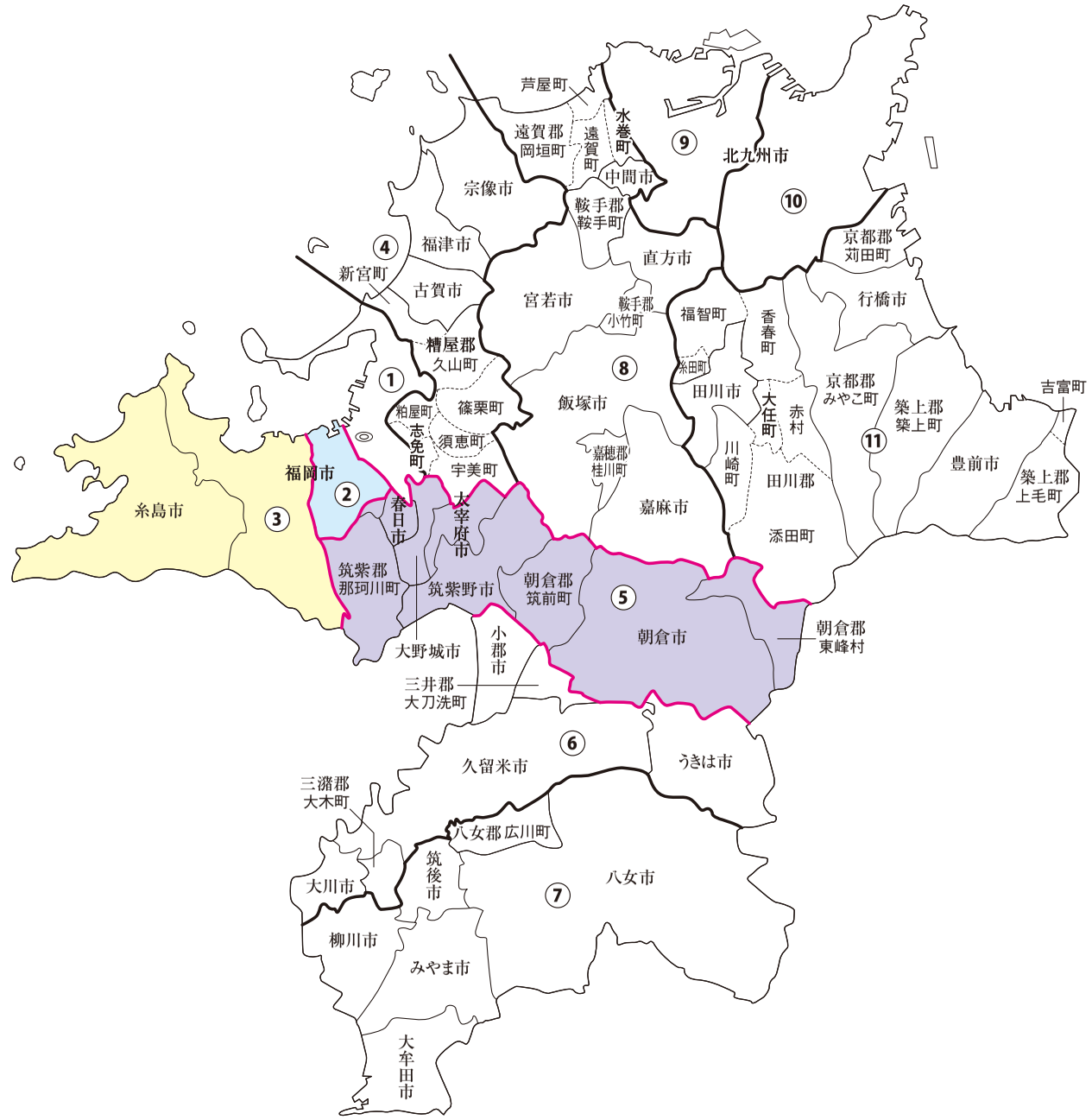

お問い合せは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

旧選挙区

第2区	第3区	第5区
福岡市 中央区 福岡市 南区 福岡市 城南区	福岡市 早良区 西区 糸島市	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 朝倉市 筑紫郡 朝倉郡

新選挙区

第2区	第3区	第5区
福岡市 中央区 福岡市 南区 那の川一丁目、那の川二丁目（１番から４番まで）、大楠一丁目～三丁目、清水一丁目～四丁目、玉川町、塩原一丁目～四丁目、大橋団地、大橋一丁目～四丁目、高木一丁目～三丁目、五十川一丁目、五十川二丁目、井尻一丁目～五丁目、折立町、横手一丁目～四丁目、横手南町、的場一丁目、的場二丁目、曰佐一丁目、曰佐二丁目、曰佐四丁目、曰佐五丁目、向新町一丁目、向新町二丁目、高宮一丁目～五丁目、多賀一丁目、多賀二丁目、向野一丁目、向野二丁目、筑紫丘一丁目、筑紫丘二丁目、野間一丁目～四丁目、若久団地、若久一丁目～六丁目、三宅一丁目～三丁目、南大橋一丁目、南大橋二丁目、和田一丁目～四丁目、野多目一丁目～三丁目、野多目四丁目（１番から１３番まで、１８番１号から１８番１４号まで、１８番６１号から１８番８２号まで及び１９番から３０番まで）、野多目五丁目、老司一丁目（１番１号から１番１７号まで、１番２６号から１番４８号まで、２番から４番まで、５番１８号から５番３６号まで、６番及び７番９号から７番２８号まで）、市崎一丁目、市崎二丁目、大池一丁目、大池二丁目、平和一丁目、平和二丁目、平和四丁目、寺塚一丁目、寺塚二丁目、柳河内一丁目、柳河内二丁目、皿山一丁目～四丁目、中尾一丁目～三丁目、花畑一丁目～四丁目、屋形原一丁目～五丁目、鶴田四丁目（１番１号から１番８号まで、１番４４号から１番４７号まで、３番５号から３番２４号まで及び３番３８号から３番５４号まで）、長丘一丁目～五丁目、長住一丁目～七丁目、西長住一丁目～三丁目、大字桧原、桧原一丁目～七丁目、大平寺一丁目、大平寺二丁目、大字柏原、柏原一丁目（１番から２５番まで及び２７番から５３番まで）、柏原三丁目～七丁目 福岡市 城南区 鳥飼四丁目～七丁目、別府団地、別府一丁目～七丁目、城西団地、荒江団地、荒江一丁目、飯倉一丁目、田島一丁目～六丁目、茶山一丁目～六丁目、金山団地、七隈一丁目、七隈二丁目、七隈三丁目（１番から５番まで、８番２４号、８番３１号から８番４４号まで、１５番から１９番まで、２０番１号から２０番４号まで及び２０番２５号から２０番６７号まで）、松山一丁目、松山二丁目、友丘一丁目～六丁目、友泉亭、長尾一丁目～五丁目、樋井川一丁目～七丁目、宝台団地、堤団地、堤一丁目、堤二丁目、東油山一丁目～六丁目、大字東油山、大字片江、片江一丁目～五丁目、南片江一丁目～六丁目、西片江一丁目、西片江二丁目、神松寺一丁目～三丁目	福岡市 城南区 第２区に属しない区域 福岡市 早良区 西区 糸島市	福岡市 南区 第２区に属しない区域 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 朝倉市 筑紫郡 朝倉郡

※第１区、第４区、第６区～第11区は選挙区の変更はありません。

福岡県

福 岡 市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

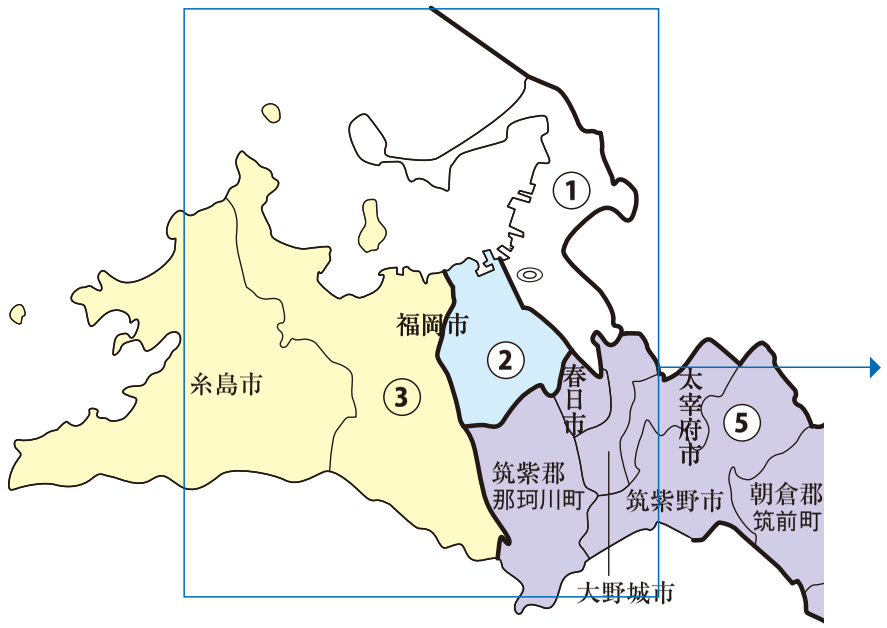

[改定前]

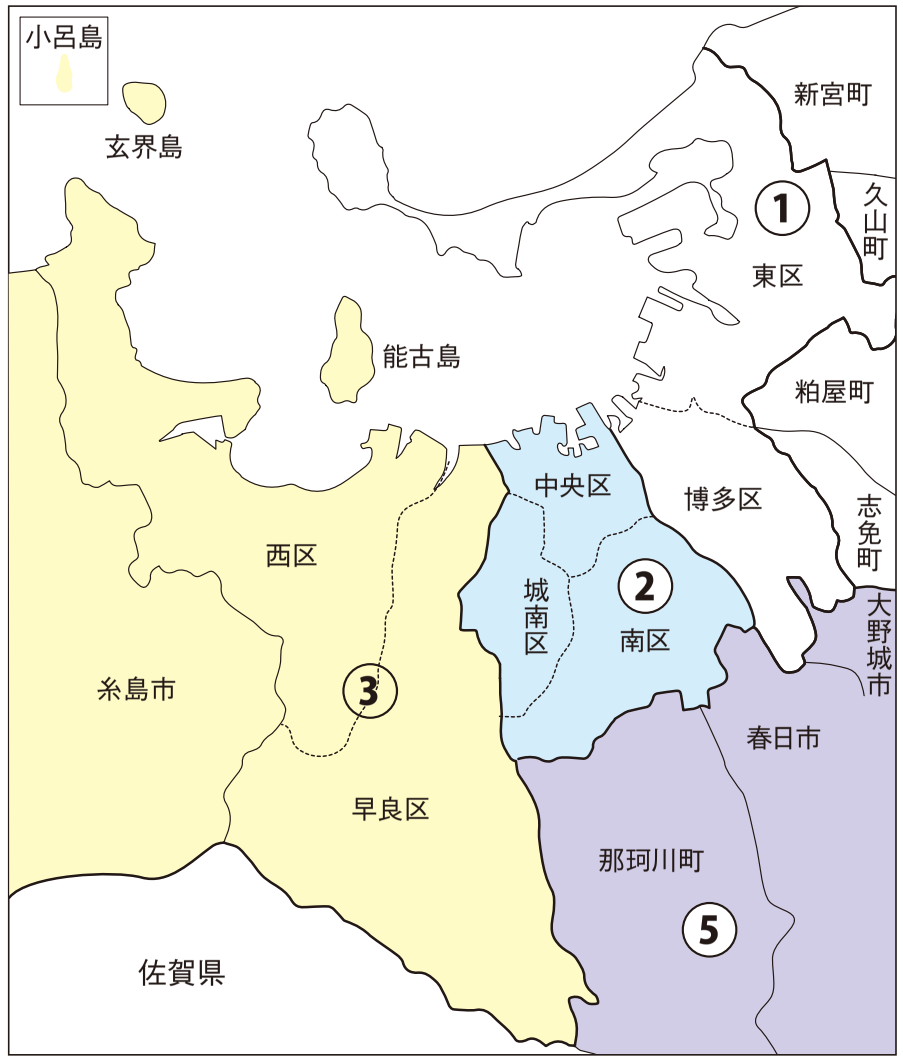

◎:県庁　◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

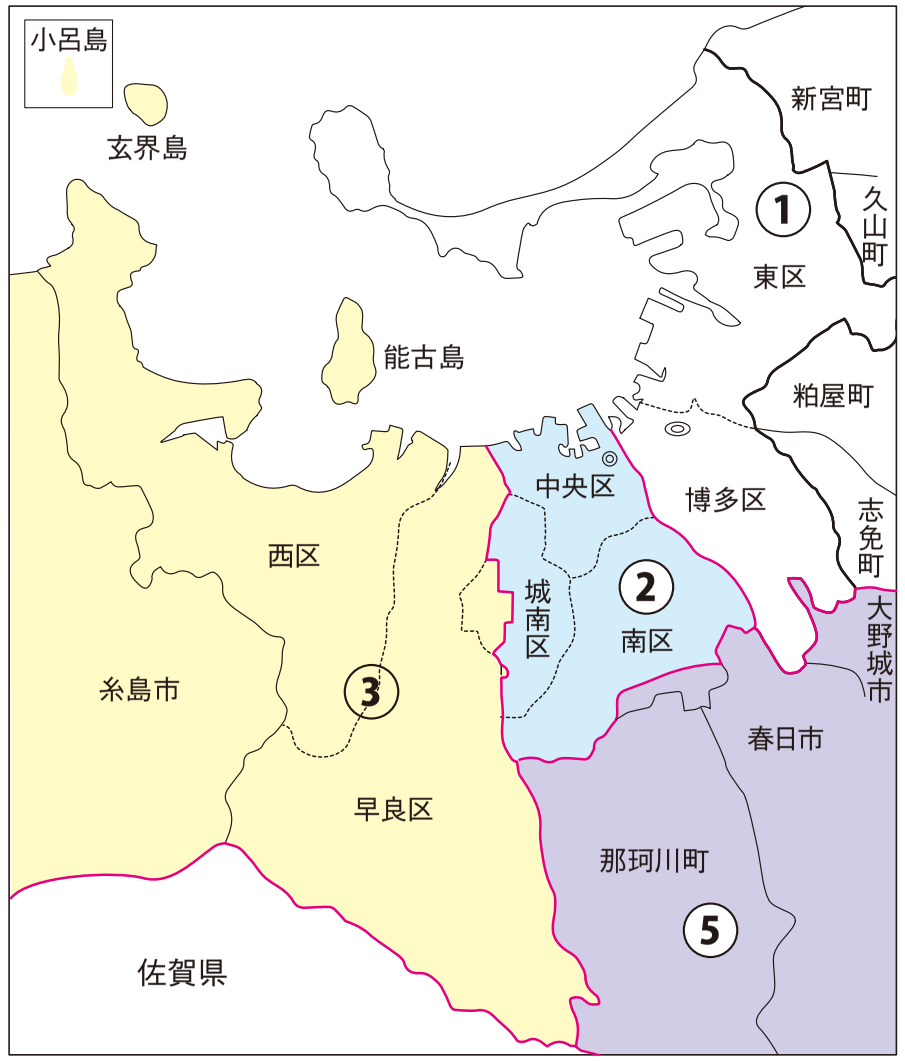

◎:県庁　◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

旧選挙区	第2区	第3区	第5区
	福岡市 中央区 福岡市 南区 福岡市 城南区	福岡市 早良区 西区	

新選挙区	第2区	第3区	第5区
福岡市 中央区			
福岡市 南区	那の川一丁目、那の川二丁目（１番から４番まで）、大楠一丁目～三丁目、清水一丁目～四丁目、玉川町、塩原一丁目～四丁目、大橋団地、大橋一丁目～四丁目、高木一丁目～三丁目、五十川一丁目、五十川二丁目、井尻一丁目～五丁目、折立町、横手一丁目～四丁目、横手南町、的場一丁目、的場二丁目、曰佐一丁目、曰佐二丁目、曰佐四丁目、曰佐五丁目、向新町一丁目、向新町二丁目、高宮一丁目～五丁目、多賀一丁目、多賀二丁目、向野一丁目、向野二丁目、筑紫丘一丁目、筑紫丘二丁目、野間一丁目～四丁目、若久団地、若久一丁目～六丁目、三宅一丁目～三丁目、南大橋一丁目、南大橋二丁目、和田一丁目～四丁目、野多目一丁目～三丁目、野多目四丁目（１番から１３番まで、１８番１号から１８番１４号まで、１８番６１号から１８番８２号まで及び１９番から３０番まで）、野多目五丁目、老司一丁目（１番１号から１番１７号まで、１番２６号から１番４８号まで、２番から４番まで、５番１８号から５番３６号まで、６番及び７番９号から７番２８号まで）、市崎一丁目、市崎二丁目、大池一丁目、大池二丁目、平和一丁目、平和二丁目、平和四丁目、寺塚一丁目、寺塚二丁目、柳河内一丁目、柳河内二丁目、皿山一丁目～四丁目、中尾一丁目～三丁目、花畑一丁目～四丁目、屋形原一丁目～五丁目、鶴田四丁目（１番１号から１番８号まで、１番４４号から１番４７号まで、３番５号から３番２４号まで及び３番３８号から３番５４号まで）、長丘一丁目～五丁目、長住一丁目～七丁目、西長住一丁目～三丁目、大字桧原、桧原一丁目～七丁目、大平寺一丁目、大平寺二丁目、大字柏原、柏原一丁目（１番から２５番まで及び２７番から５３番まで）、柏原三丁目～七丁目			
福岡市 城南区	鳥飼四丁目～七丁目、別府団地、別府一丁目～七丁目、城西団地、荒江団地、荒江一丁目、飯倉一丁目、田島一丁目～六丁目、茶山一丁目～六丁目、金山団地、七隈一丁目、七隈二丁目、七隈三丁目（１番から５番まで、８番２４号、８番３１号から８番４４号まで、１５番から１９番まで、２０番１号から２０番４号まで及び２０番２５号から２０番６７号まで）、松山一丁目、松山二丁目、友丘一丁目～六丁目、友泉亭、長尾一丁目～五丁目、樋井川一丁目～七丁目、宝台団地、堤団地、堤一丁目、堤二丁目、東油山一丁目～六丁目、大字東油山、大字片江、片江一丁目～五丁目、南片江一丁目～六丁目、西片江一丁目、西片江二丁目、神松寺一丁目～三丁目			
福岡市 城南区 第２区に属しない区域			
福岡市 早良区 西区			
福岡市 南区 第２区に属しない区域			

福岡県

福岡市南区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

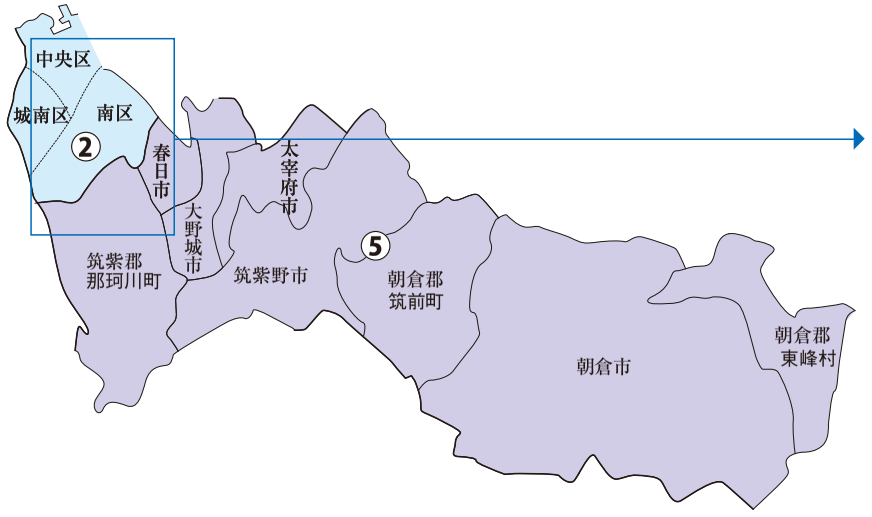

[改定前]

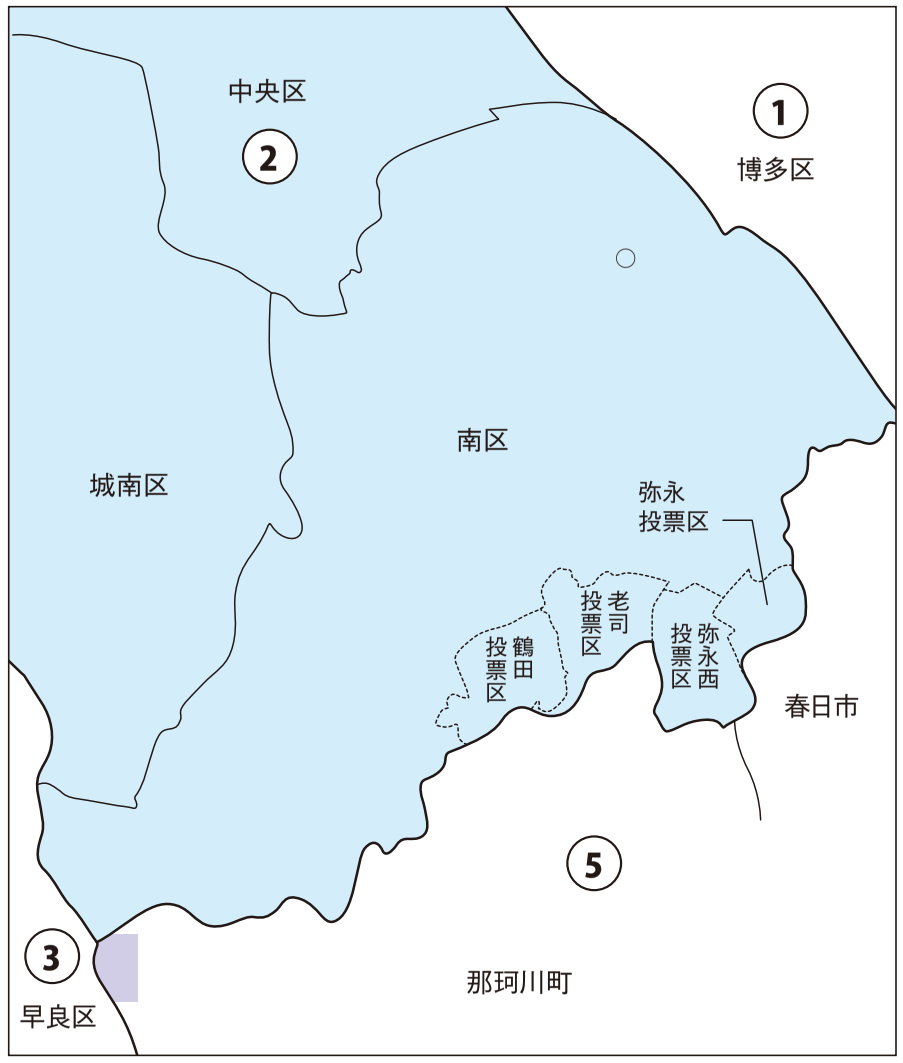

○:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

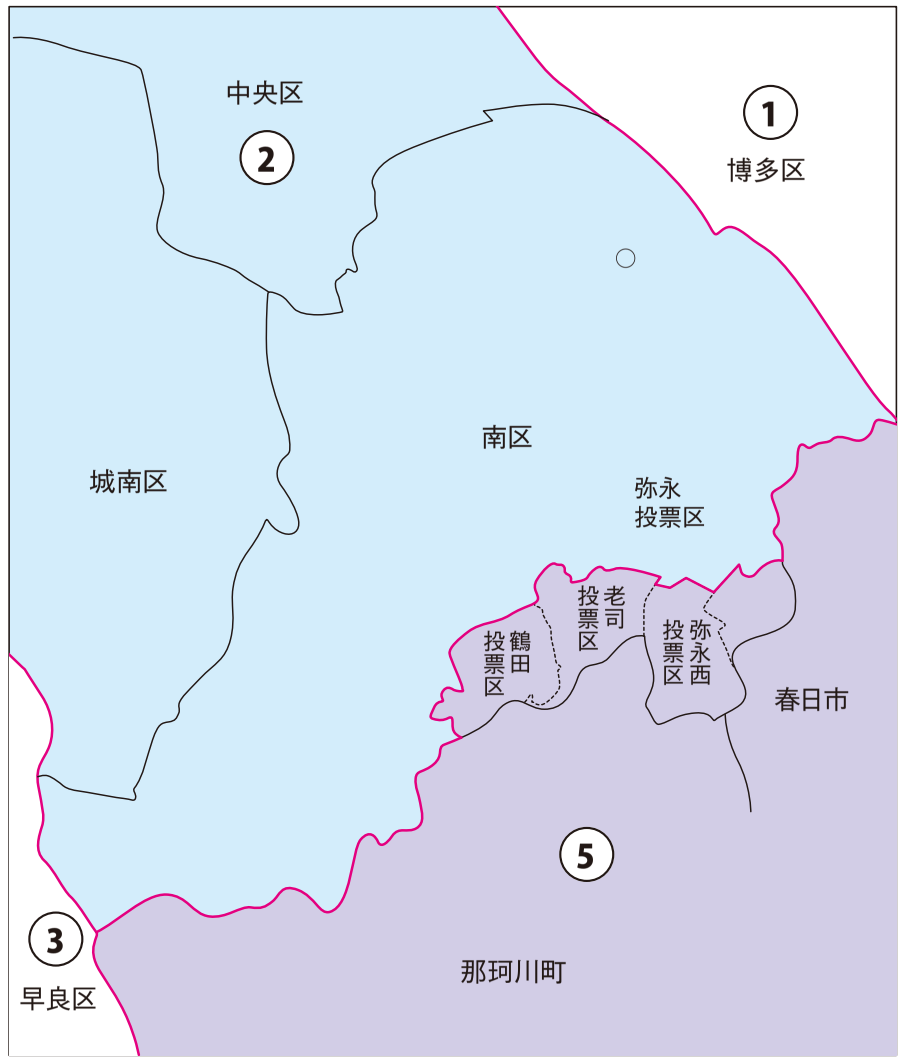

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

福岡市南区

第２区の区域

那の川一丁目、那の川二丁目（１番から４番まで）、大楠一丁目、大楠二丁目、大楠三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、玉川町、塩原一丁目、塩原二丁目、塩原三丁目、塩原四丁目、大橋団地、大橋一丁目、大橋二丁目、大橋三丁目、大橋四丁目、高木一丁目、高木二丁目、高木三丁目、五十川一丁目、五十川二丁目、井尻一丁目、井尻二丁目、井尻三丁目、井尻四丁目、井尻五丁目、折立町、横手一丁目、横手二丁目、横手三丁目、横手四丁目、横手南町、的場一丁目、的場二丁目、曰佐一丁目、曰佐二丁目、曰佐四丁目、曰佐五丁目、向新町一丁目、向新町二丁目、高宮一丁目、高宮二丁目、高宮三丁目、高宮四丁目、高宮五丁目、多賀一丁目、多賀二丁目、向野一丁目、向野二丁目、筑紫丘一丁目、筑紫丘二丁目、野間一丁目、野間二丁目、野間三丁目、野間四丁目、若久団地、若久一丁目、若久二丁目、若久三丁目、若久四丁目、若久五丁目、若久六丁目、三宅一丁目、三宅二丁目、三宅三丁目、南大橋一丁目、南大橋二丁目、和田一丁目、和田二丁目、和田三丁目、和田四丁目、野多目一丁目、野多目二丁目、野多目三丁目、野多目四丁目（１番から13番まで、１８番1号から18番14号まで、１８番61号から18番８２号まで及び19番から３０番まで）、野多目五丁目、老司一丁目（１番1号から1番17号まで、１番２６号から1番４８号まで、２番から４番まで、５番18号から5番３６号まで、６番及び7番９号から7番２８号まで）、市崎一丁目、市崎二丁目、大池一丁目、大池二丁目、平和一丁目、平和二丁目、平和四丁目、寺塚一丁目、寺塚二丁目、柳河内一丁目、柳河内二丁目、皿山一丁目、皿山二丁目、皿山三丁目、皿山四丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、屋形原一丁目、屋形原二丁目、屋形原三丁目、屋形原四丁目、屋形原五丁目、鶴田四丁目（１番1号から1番８号まで、１番４４号から1番４７号まで、３番5号から3番２４号まで及び3番３８号から3番５４号まで）、長丘一丁目、長丘二丁目、長丘三丁目、長丘四丁目、長丘五丁目、長住一丁目、長住二丁目、長住三丁目、長住四丁目、長住五丁目、長住六丁目、長住七丁目、西長住一丁目、西長住二丁目、西長住三丁目、大字桧原、桧原一丁目、桧原二丁目、桧原三丁目、桧原四丁目、桧原五丁目、桧原六丁目、桧原七丁目、大平寺一丁目、大平寺二丁目、大字柏原、柏原一丁目（１番から２５番まで及び２７番から５３番まで）、柏原三丁目、柏原四丁目、柏原五丁目、柏原六丁目、柏原七丁目

第５区の区域

【弥永投票区、弥永西投票区、老司投票区、鶴田投票区に属する区域】
曰佐三丁目、警弥郷一丁目、警弥郷二丁目、警弥郷三丁目、柳瀬一丁目、柳瀬二丁目、弥永一丁目、弥永二丁目、弥永三丁目、弥永四丁目、弥永五丁目、弥永団地、野多目四丁目（１４番から17番まで、１８番１５号から18番６０号まで、３１番及び３２番）、野多目六丁目、老司一丁目（１番18号から1番２５号まで、５番1号から5番17号まで、５番３７号から5番５３号まで、７番1号から7番８号まで、７番２９号から7番３９号まで及び8番から３５番まで）、老司二丁目、老司三丁目、老司四丁目、老司五丁目、鶴田一丁目、鶴田二丁目、鶴田三丁目、鶴田四丁目（１番９号から1番４３号まで、２番、３番1号から3番４号まで、３番２５号から3番３７号まで、３番５５号から3番６０号まで及び4番から５４番まで）、柏原一丁目（２６番）、柏原二丁目

福岡県

福岡市城南区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

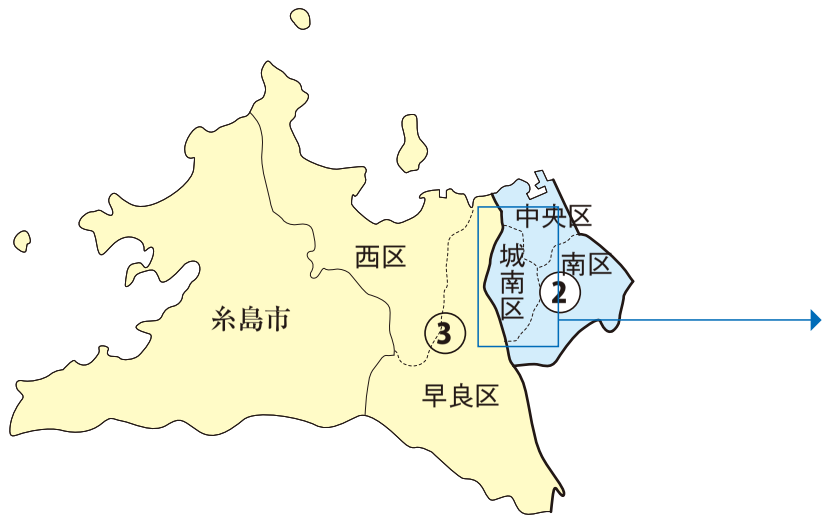

[改定前]

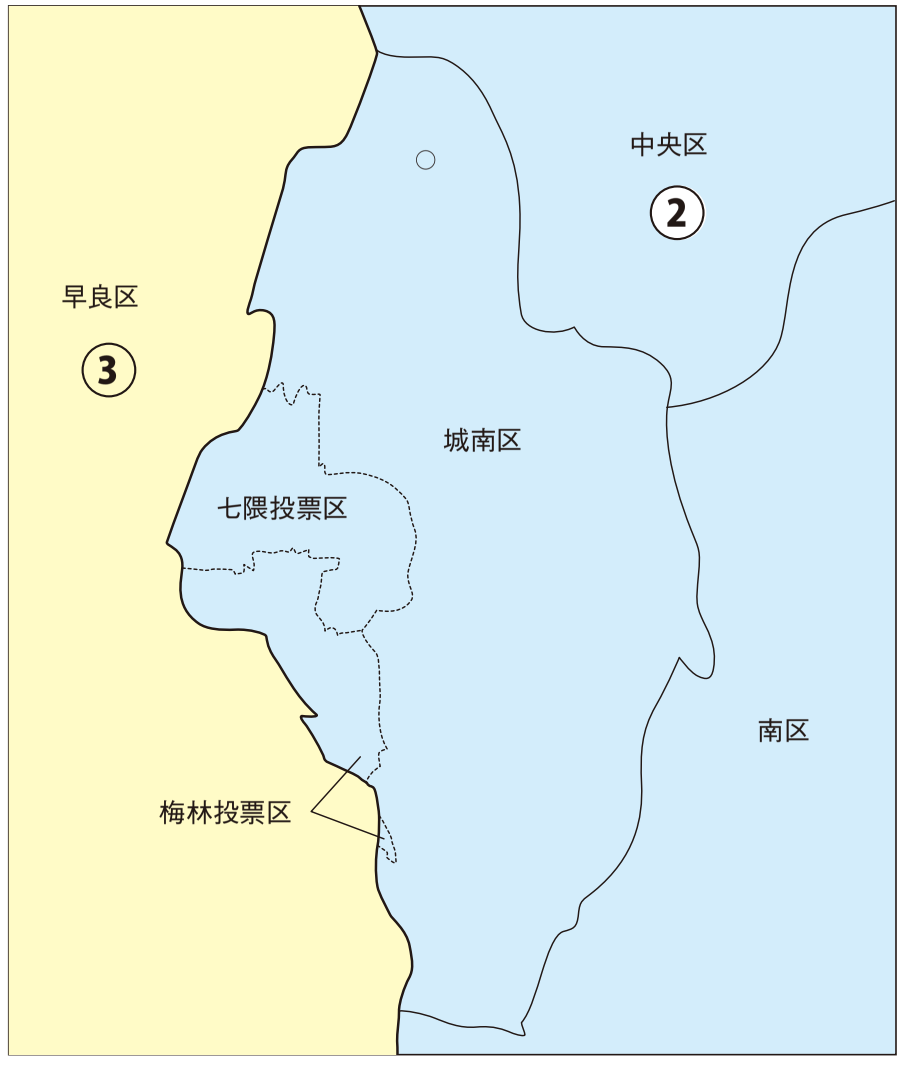

○:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

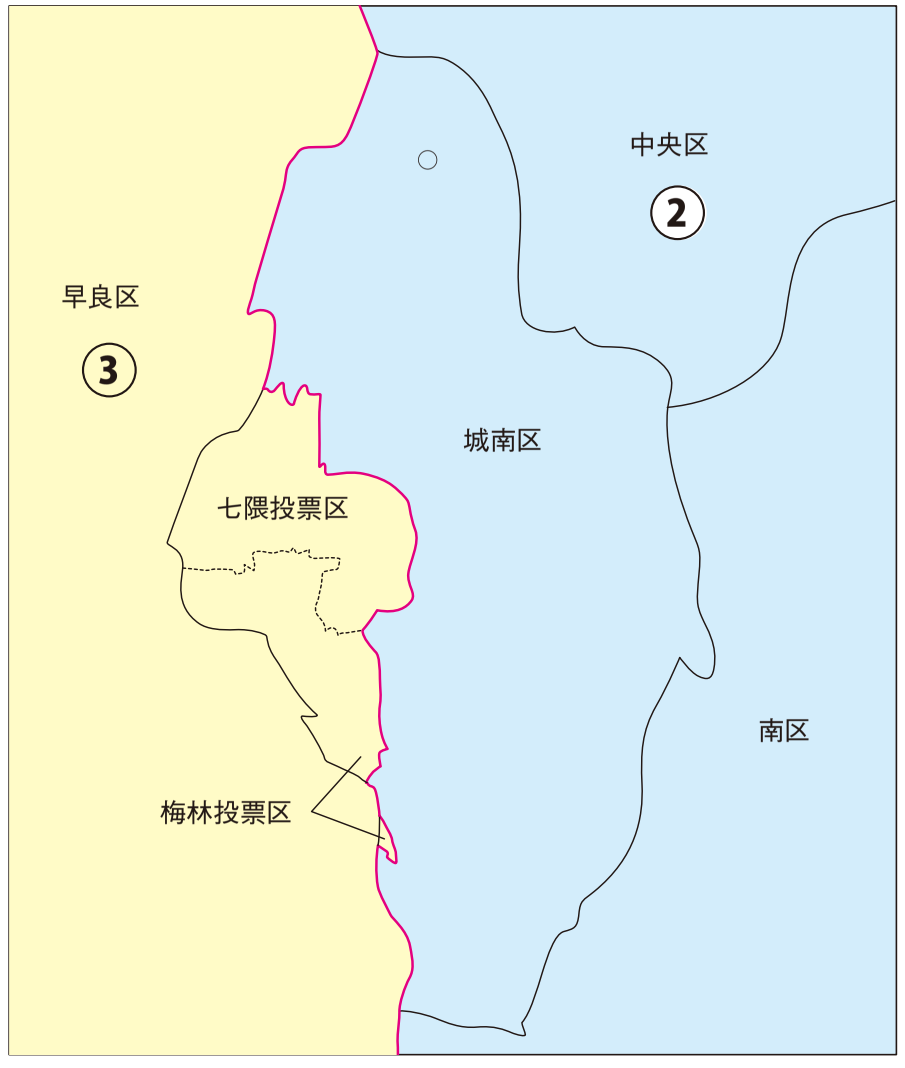

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

福岡市城南区

第２区の区域

鳥飼四丁目、鳥飼五丁目、鳥飼六丁目、鳥飼七丁目、別府団地、別府一丁目、別府二丁目、別府三丁目、別府四丁目、別府五丁目、別府六丁目、別府七丁目、城西団地、荒江団地、荒江一丁目、飯倉一丁目、田島一丁目、田島二丁目、田島三丁目、田島四丁目、田島五丁目、田島六丁目、茶山一丁目、茶山二丁目、茶山三丁目、茶山四丁目、茶山五丁目、茶山六丁目、金山団地、七隈一丁目、七隈二丁目、七隈三丁目（1番から5番まで、8番24号、8番31号から8番44号まで、15番から19番まで、20番1号から20番4号まで及び20番25号から20番67号まで）、松山一丁目、松山二丁目、友丘一丁目、友丘二丁目、友丘三丁目、友丘四丁目、友丘五丁目、友丘六丁目、友泉亭、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目、長尾五丁目、樋井川一丁目、樋井川二丁目、樋井川三丁目、樋井川四丁目、樋井川五丁目、樋井川六丁目、樋井川七丁目、宝台団地、堤団地、堤一丁目、堤二丁目、東油山一丁目、東油山二丁目、東油山三丁目、東油山四丁目、東油山五丁目、東油山六丁目、大字東油山、大字片江、片江一丁目、片江二丁目、片江三丁目、片江四丁目、片江五丁目、南片江一丁目、南片江二丁目、南片江三丁目、南片江四丁目、南片江五丁目、南片江六丁目、西片江一丁目、西片江二丁目、神松寺一丁目、神松寺二丁目、神松寺三丁目

第３区の区域

【七隈投票区、梅林投票区に属する区域】
七隈三丁目（6番、7番、8番1号から8番23号まで、8番25号から8番30号まで、8番45号、8番46号、9番から14番まで、20番5号から20番24号まで及び21番から23番まで）、七隈四丁目、七隈五丁目、七隈六丁目、七隈七丁目、七隈八丁目、干隈一丁目、干隈二丁目、梅林一丁目、梅林二丁目、梅林三丁目、梅林四丁目、梅林五丁目、大字梅林

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

長崎県

［改定前］

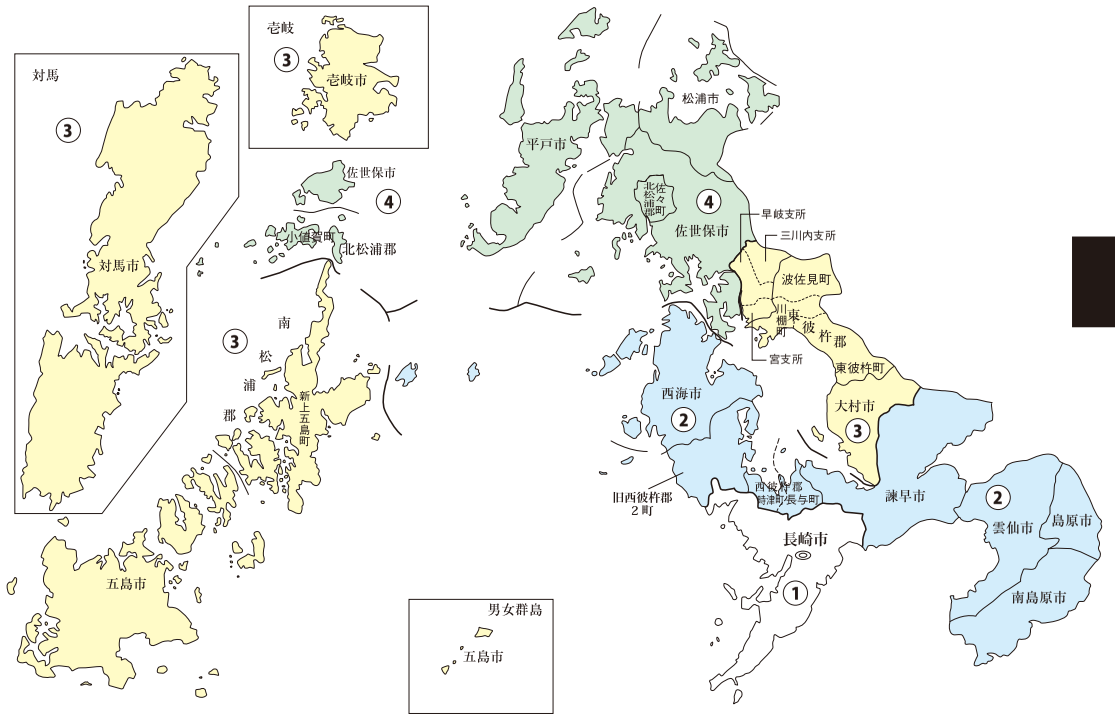

［改定後］

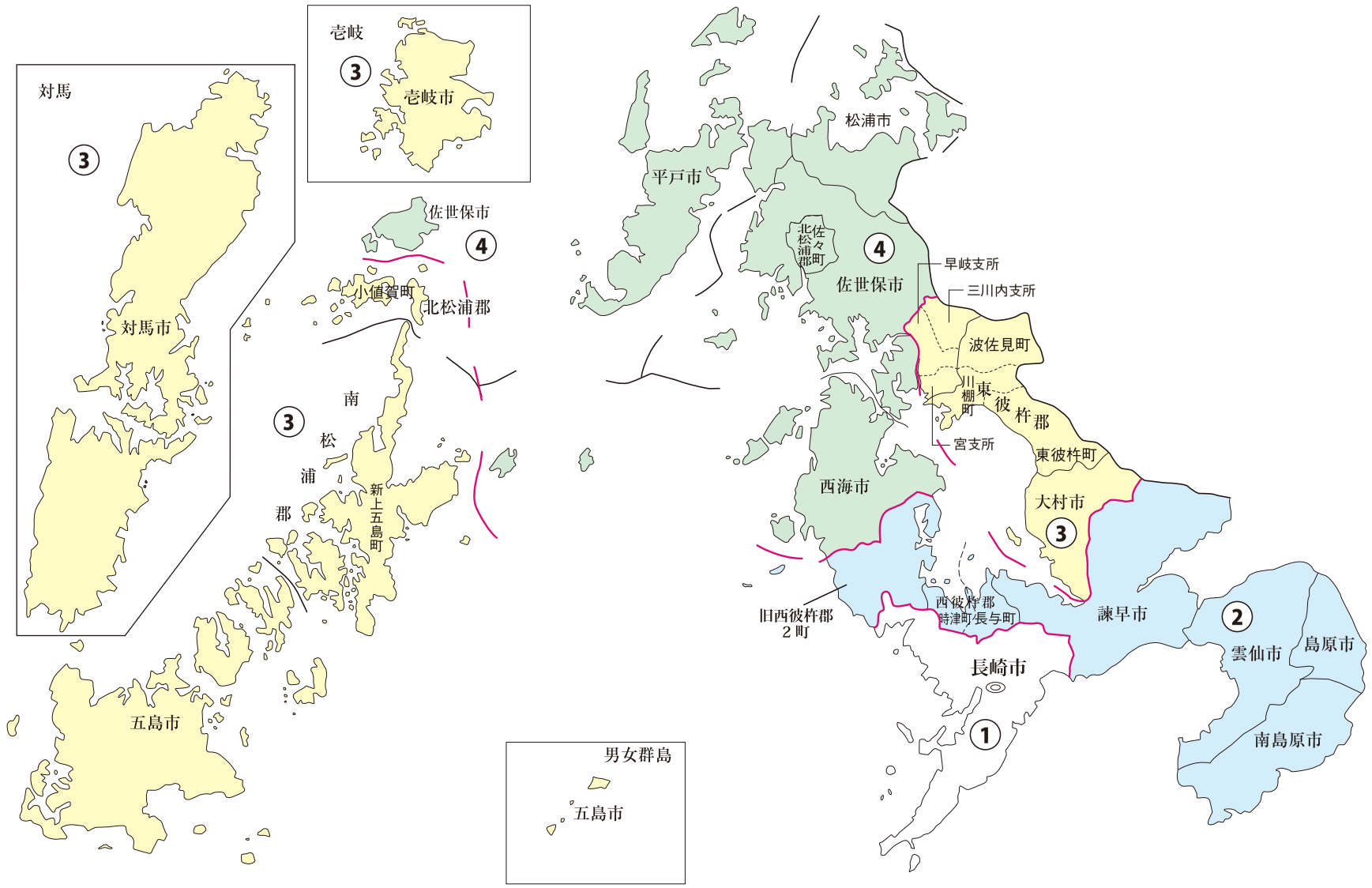

お問い合せは

- ●総務省選挙部
- ●都道府県選挙管理委員会
- ●市区町村選挙管理委員会

旧選挙区

第2区

長崎市
　第１区に
　属しない区域
島原市
諫早市
雲仙市
南島原市
西彼杵郡
西海市

第3区

佐世保市
　佐世保市役所早岐支所管内
　佐世保市役所三川内支所管内
　佐世保市役所宮支所管内
大村市
対馬市
壱岐市
五島市
東彼杵郡
南松浦郡

第4区

佐世保市
　第３区に
　属しない区域
平戸市
松浦市
北松浦郡

新選挙区

第2区

長崎市
　第１区に
　属しない区域
島原市
諫早市
雲仙市
南島原市
西彼杵郡

第3区

佐世保市
　佐世保市役所早岐支所管内
　佐世保市役所三川内支所管内
　佐世保市役所宮支所管内
大村市
対馬市
壱岐市
五島市
東彼杵郡
南松浦郡
北松浦郡
　小値賀町

第4区

西海市
佐世保市
　第３区に
　属しない区域
平戸市
松浦市
北松浦郡
　佐々町

※第１区は選挙区の変更はありません。

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

熊本県

［改定前］

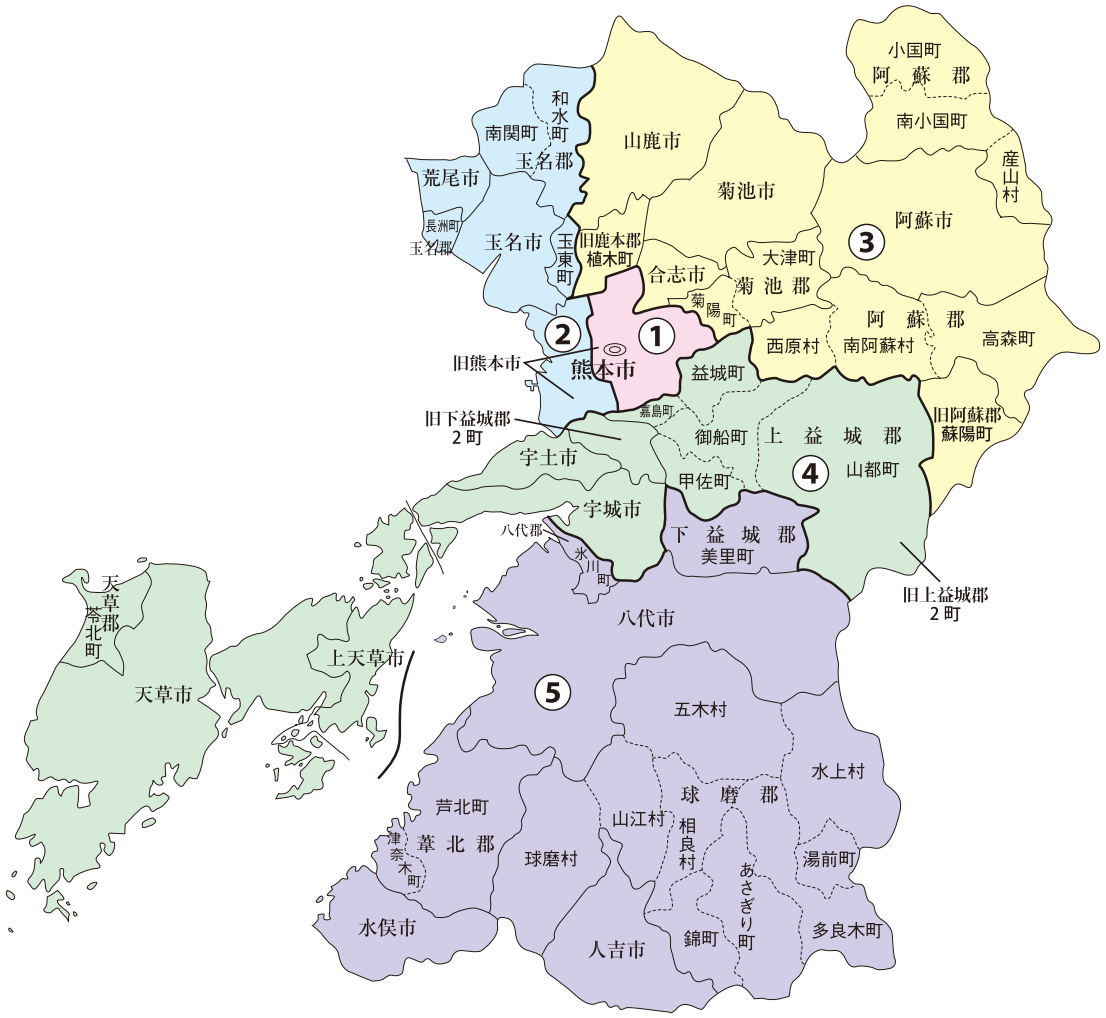

［改定後］

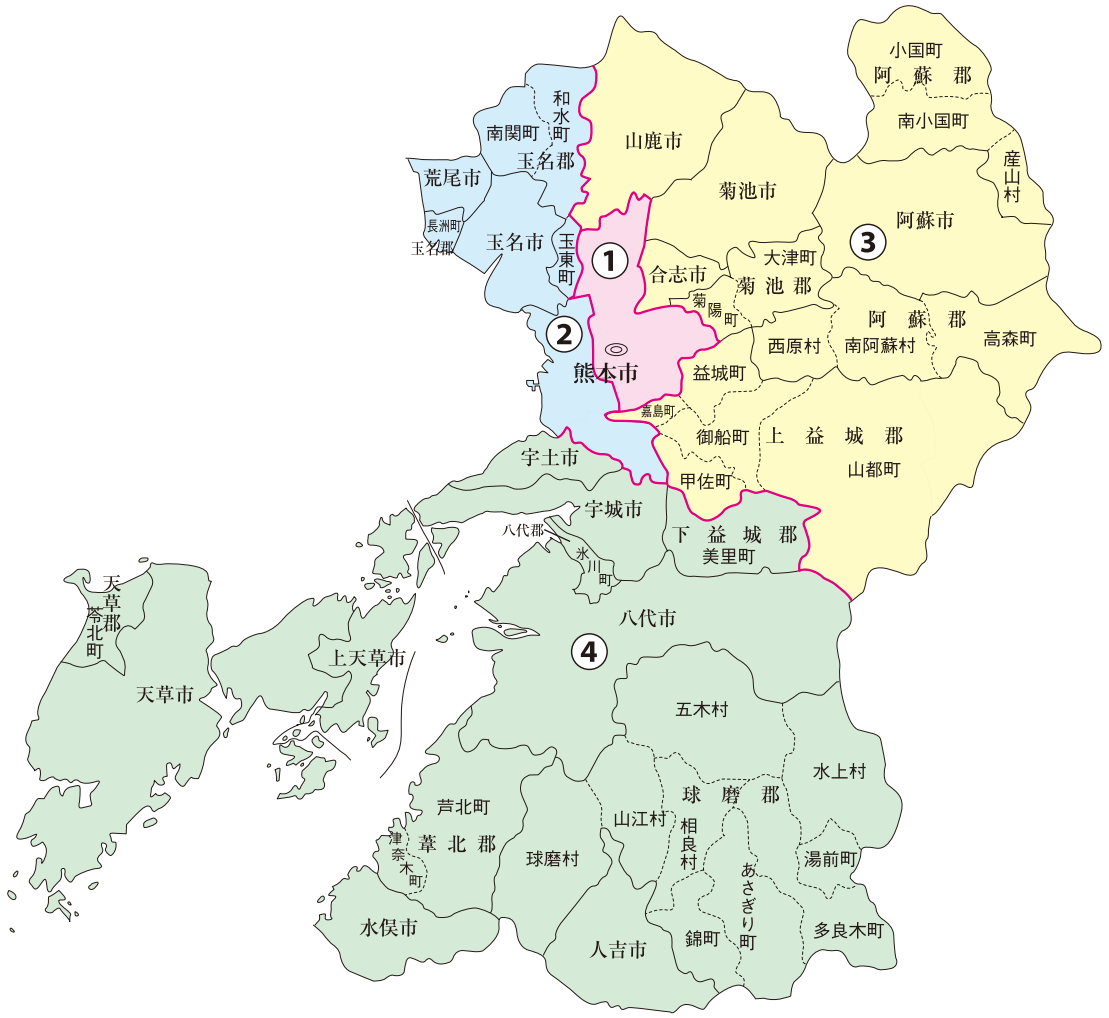

お問い合せは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

旧選挙区

第1区

熊本市
東区

熊本市
北区

麻生田１丁目～５丁目、改寄町、池田３丁目、和泉町、兎谷１丁目～３丁目、打越町、大窪１丁目～５丁目、大鳥屋町、梶尾町、鹿子木町、釜尾町、北迫町、楠１丁目～８丁目、楠野町、黒髪町大字坪井、黒髪７丁目、小糸山町、清水岩倉１丁目～３丁目、清水亀井町、清水新地１丁目～７丁目、清水東町、清水本町、清水町大字打越、清水町大字松崎、清水町大字室園、清水万石１丁目～５丁目、下硯川町、下硯川１丁目、下硯川２丁目、硯川町、高平１丁目～３丁目、龍田陳内１丁目～４丁目、龍田町弓削、龍田弓削１丁目、龍田弓削２丁目、龍田１丁目～９丁目、太郎迫町、津浦町、鵬羽田町、鵬羽田１丁目～５丁目、徳王町、徳王１丁目、徳王２丁目、西梶尾町、楡木１丁目～６丁目、秉益ヶ丘、八景水谷１丁目～４丁目、飛田町、飛田１丁目～４丁目、万楽寺町、貴町、武蔵ヶ丘１丁目～９丁目、室園町、明徳町、山室１丁目～６丁目、四方寄町、立福寺町

熊本市
中央区

安政町、井川渕町、出水１丁目～８丁目、板屋町、魚屋町１丁目～３丁目、内坪井町、江津２丁目、大江本町、大江１丁目～６丁目、岡田町、帯山１丁目～９丁目、鍛冶屋町、上鍛冶屋町、上京塚町、上水前寺１丁目、上水前寺２丁目、上通町、上林町、辛島町、川端町、河原町、北千反畑町、京町本丁、京町１丁目、京町２丁目、草葉町、九品寺１丁目～６丁目、黒髪１丁目～８丁目、神水本町、神水１丁目、神水２丁目、慶徳堀町、桜屋阿弥陀寺町、桜屋今町、桜屋町１丁目～３丁目、子飼本町、国府本町、国府１丁目～４丁目、小沢町、古城町、壺川１丁目、壺川２丁目、湖東１丁目、呉服町１丁目～３丁目、米屋町１丁目～３丁目、細工町１丁目～５丁目、桜町、三郎１丁目、島崎１丁目、下通１丁目、下通２丁目、城東町、新大江１丁目～３丁目、新鍛冶屋町、新市街、新町１丁目～４丁目、新屋敷１丁目～３丁目、水前寺公園、水前寺１丁目～６丁目、水道町、菅原町、船場町下１丁目、船場町２丁目、船場町３丁目、段山本町、千葉城町、中央街、坪井１丁目～６丁目、手取本町、通町、渡鹿１丁目～７丁目、中唐人町、西阿弥陀寺町、西子飼町、西唐人町、二の丸、白山１丁目～３丁目、花畑町、東阿弥陀寺町、東京塚町、東子飼町、古桶屋町、古川町、古京町、古大工町、保田窪１丁目、保田窪２丁目、本丸、松原町、南千反畑町、南坪井町、宮内、妙体寺町、室園町、薬園町、山崎町、横紺屋町、万町１丁目、万町２丁目、練兵町

熊本市
西区

池亀町、池田１丁目～４丁目、上熊本１丁目～３丁目、京町本丁、津浦町、出町、稗田町

第2区

熊本市
中央区
第１区に
属しない区域

熊本市
西区
第１区に
属しない区域

熊本市
南区

会富町、荒尾町、荒尾１丁目～３丁目、出仲間１丁目～９丁目、今町、海路口町、薄場町、薄場１丁目～３丁目、内田町、江越１丁目、江越２丁目、奥古閑町、上ノ郷１丁目、上ノ郷２丁目、刈草１丁目～３丁目、川口町、川尻１丁目～６丁目、幸田１丁目、幸田２丁目、合志１丁目～４丁目、護藤町、島町１丁目～５丁目、十禅寺２丁目、十禅寺３丁目、白石町、白藤１丁目～５丁目、砂原町、銭塘町、田井島１丁目～３丁目、田迎町大字田井島、田迎町大字良町、田迎１丁目～６丁目、近見町、近見１丁目～９丁目、土河原町、鶴町１丁目、鶴町２丁目、中無田町、並建町、野口町、野口１丁目～４丁目、野田１丁目～３丁目、畠口町、八王寺町、八分字町、浜口町、日吉１丁目、日吉２丁目、平田１丁目、平田２丁目、平成１丁目、平成２丁目、孫代町、馬渡１丁目、馬渡２丁目、美登里町、南高江町、南高江１丁目～７丁目、御幸木部町、御幸木部１丁目～３丁目、御幸西無田町、御幸西１丁目～４丁目、御幸笛田町、御幸笛田１丁目～８丁目、無田口町、元三町、元三町１丁目～５丁目、八幡１丁目～１１丁目、良町１丁目～５丁目、流通団地１丁目、流通団地２丁目

荒尾市
玉名市
玉名郡

第3区

熊本市
北区
第１区に
属しない区域

山鹿市
菊池市
阿蘇市
合志市
菊池郡
阿蘇郡

上益城郡
山都町
山都町蘇陽
総合支所管内

第4区

熊本市
南区
第２区に
属しない区域

上益城郡
御船町
嘉島町
益城町
甲佐町
山都町
第３区に
属しない区域

天草市
宇土市
上天草市
宇城市
天草郡

第5区

八代市
人吉市
水俣市
下益城郡
八代郡
葦北郡
球磨郡

新選挙区

第1区

熊本市
東区

熊本市
北区

熊本市
中央区

第2区

熊本市
西区

熊本市
南区

荒尾市
玉名市
玉名郡

第3区

山鹿市
菊池市
阿蘇市
合志市
菊池郡
阿蘇郡

上益城郡

第4区

天草市
宇土市
上天草市
宇城市
天草郡

八代市
人吉市
水俣市
下益城郡
八代郡
葦北郡
球磨郡

熊本県

熊 本 市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

＜全県図＞

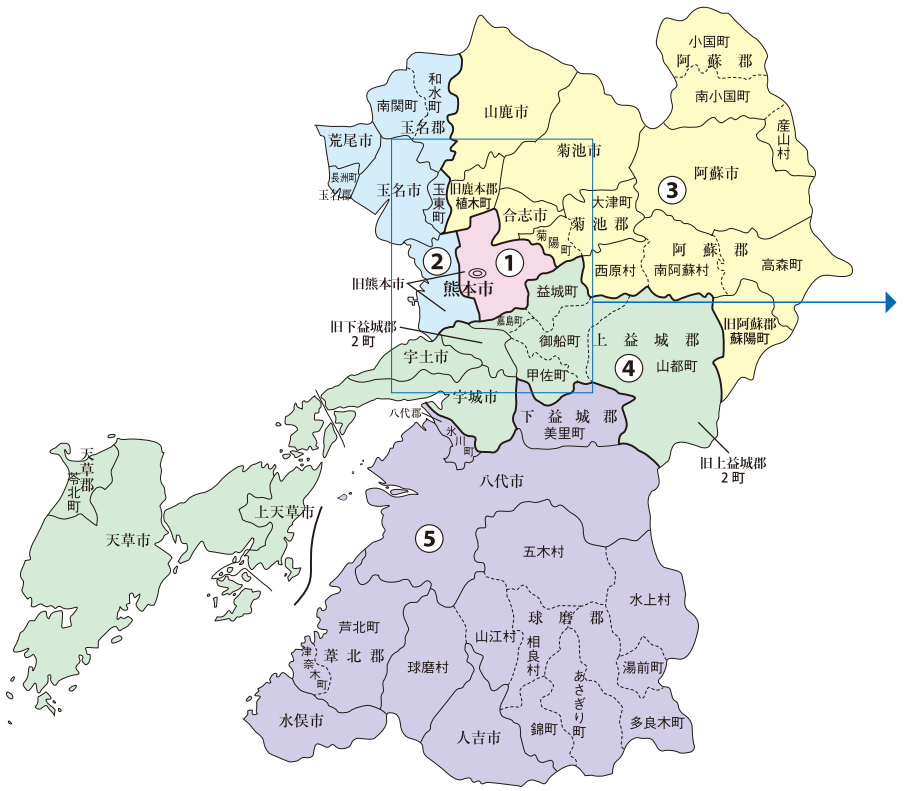

［改定前］

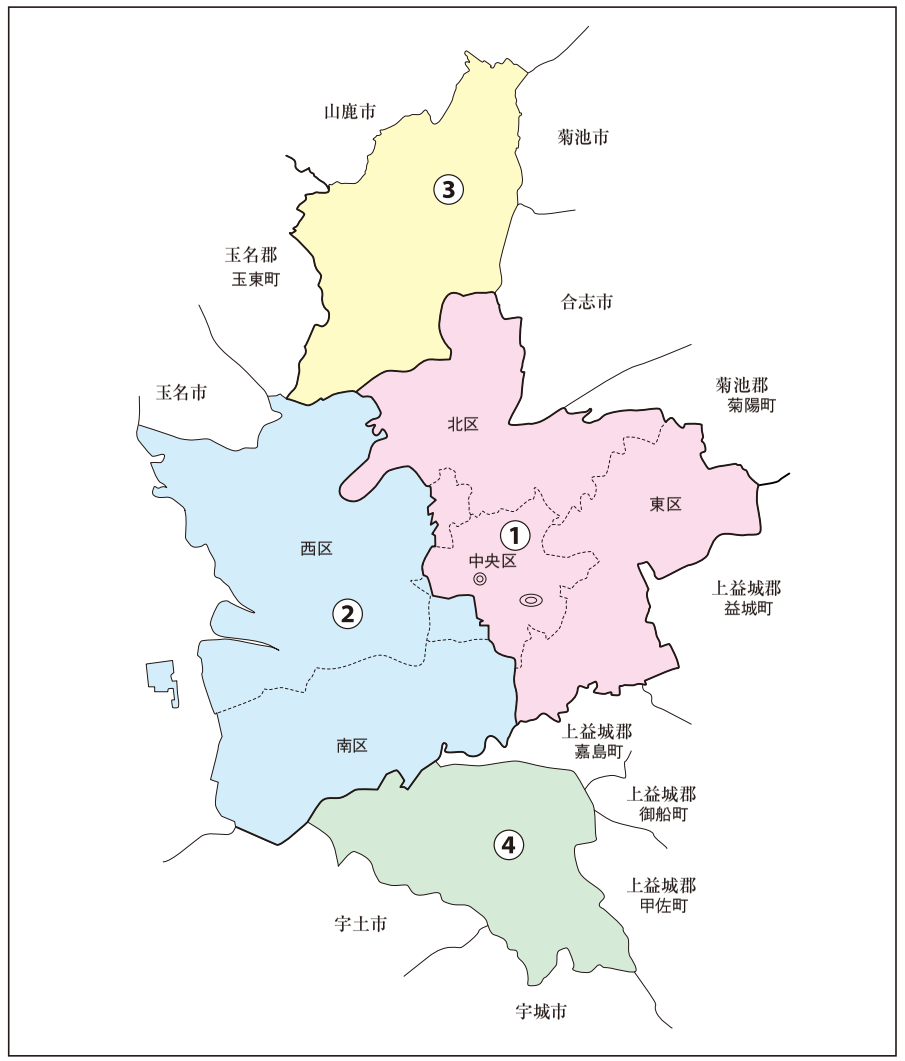

［改定後］

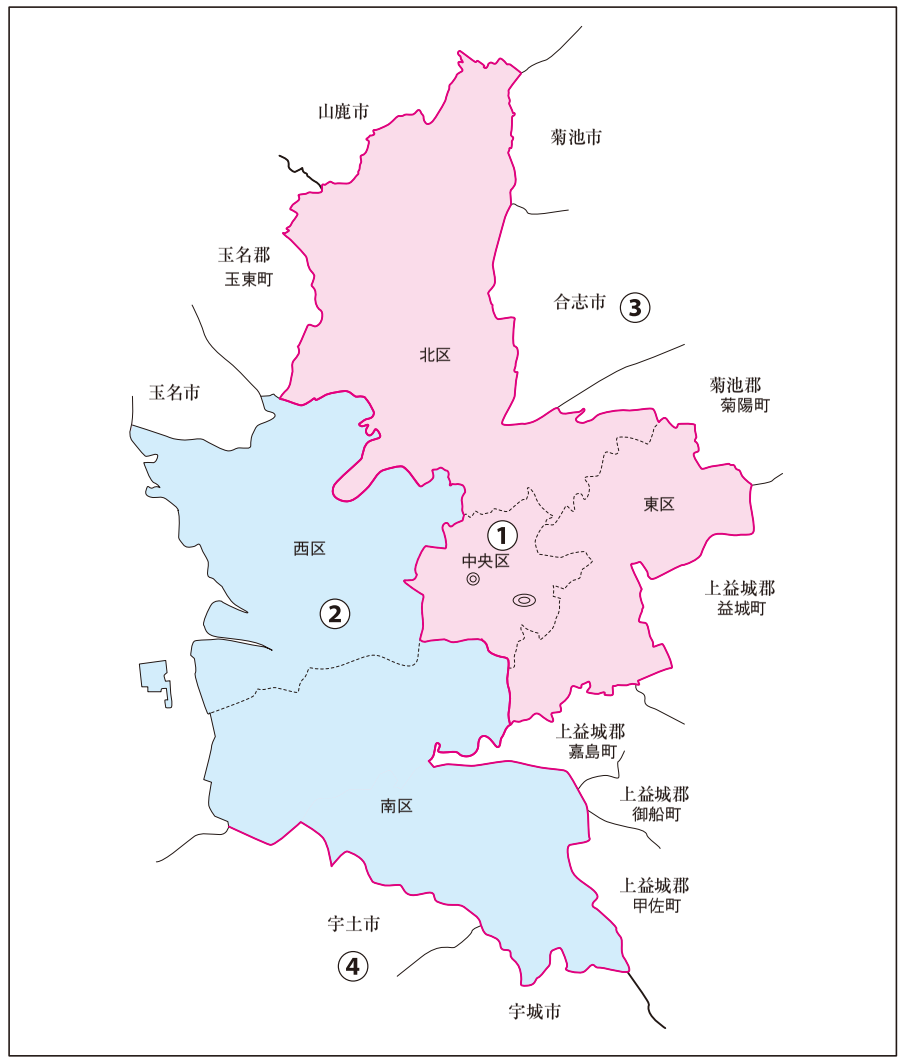

お問い合せは

●総務省選挙部
●都道府県選挙管理委員会
●市区町村選挙管理委員会

旧選挙区

第1区

熊本市 東区

熊本市 北区

麻生田１丁目～５丁目、改寄町、池田３丁目、和泉町、兎谷１丁目～３丁目、打越町、大窪１丁目～５丁目、大鳥居町、梶尾町、鹿子木町、釜尾町、北迫町、楠１丁目～８丁目、楠野町、黒髪町大字坪井、黒髪７丁目、小糸山町、清水岩倉１丁目～３丁目、清水亀井町、清水新地１丁目～７丁目、清水東町、清水本町、清水町大字打越、清水町大字松崎、清水町大字室園、清水万石１丁目～５丁目、下硯川町、下硯川１丁目、下硯川２丁目、硯川町、高平１丁目～３丁目、龍田陳内１丁目～４丁目、龍田町弓削、龍田弓削１丁目、龍田弓削２丁目、龍田１丁目～９丁目、太郎迫町、津浦町、鶴羽田町、鶴羽田１丁目～５丁目、徳王町、徳王１丁目、徳王２丁目、西梶尾町、楡木１丁目～６丁目、乗越ケ丘、八景水谷１丁目～４丁目、飛田町、飛田１丁目～４丁目、万楽寺町、貞町、武蔵ケ丘１丁目～９丁目、室園町、明徳町、山室１丁目～６丁目、四方寄町、立福寺町

熊本市 中央区

安政町、井川淵町、出水１丁目～８丁目、板屋町、魚屋町１丁目～３丁目、内坪井町、江津２丁目、大江本町、大江１丁目～６丁目、岡田町、帯山１丁目～９丁目、鍛冶屋町、上鍛冶屋町、上京塚町、上水前寺１丁目、上水前寺２丁目、上通町、上林町、辛島町、川端町、河原町、北千反畑町、京町本丁、京町１丁目、京町２丁目、草葉町、九品寺１丁目～６丁目、黒髪１丁目～８丁目、神水本町、神水１丁目、神水２丁目、慶徳堀町、紺屋阿弥陀寺町、紺屋今町、紺屋町１丁目～３丁目、子飼本町、国府本町、国府１丁目～４丁目、小沢町、古城町、壺川１丁目、壺川２丁目、湖東１丁目、呉服町１丁目～３丁目、米屋町１丁目～３丁目、細工町１丁目～５丁目、桜町、三郎１丁目、島崎１丁目、下通１丁目、下通２丁目、城東町、新大江１丁目～３丁目、新鍛冶屋町、新市街、新町１丁目～４丁目、新屋敷１丁目～３丁目、水前寺公園、水前寺１丁目～６丁目、水道町、菅原町、船場町下１丁目、船場町２丁目、船場町３丁目、段山本町、千葉城町、中央街、坪井１丁目～６丁目、手取本町、通町、渡鹿１丁目～７丁目、中唐人町、西阿弥陀寺町、西子飼町、西唐人町、二の丸、白山１丁目～３丁目、花畑町、東阿弥陀寺町、東京塚町、東子飼町、古桶屋町、古川町、古京町、古大工町、保田窪１丁目、保田窪２丁目、本丸、松原町、南千反畑町、南坪井町、宮内、妙体寺町、室園町、薬園町、山崎町、横紺屋町、万町１丁目、万町２丁目、練兵町

熊本市 西区

池亀町、池田１丁目～４丁目、上熊本１丁目～３丁目、京町本丁、津浦町、出町、稗田町

第2区

熊本市 中央区
第１区に属しない区域

熊本市 西区
第１区に属しない区域

熊本市 南区

会富町、荒尾町、荒尾１丁目～３丁目、出仲間１丁目～９丁目、今町、海路口町、薄場町、薄場１丁目～３丁目、内田町、江越１丁目、江越２丁目、奥古閑町、上ノ郷１丁目、上ノ郷２丁目、刈草１丁目～３丁目、川口町、川尻１丁目～６丁目、幸田１丁目、幸田２丁目、合志１丁目～４丁目、護藤町、島町１丁目～５丁目、十禅寺２丁目、十禅寺３丁目、白石町、白藤１丁目～５丁目、砂原町、銭塘町、田井島１丁目～３丁目、田迎町大字田井島、田迎町大字良町、田迎１丁目～６丁目、近見町、近見１丁目～９丁目、土河原町、寯町１丁目、寯町２丁目、中無田町、並建町、野口町、野口１丁目～４丁目、野田１丁目～３丁目、畠口町、八王寺町、八分字町、浜口町、日吉１丁目、日吉２丁目、平田１丁目、平田２丁目、平成１丁目、平成２丁目、孫代町、馬渡１丁目、馬渡２丁目、美登里町、南高江町、南高江１丁目～７丁目、御幸木部町、御幸木部１丁目～３丁目、御幸西無田町、御幸西１丁目～４丁目、御幸笛田町、御幸笛田１丁目～８丁目、無田口町、元三町、元三町１丁目～５丁目、八幡１丁目～１１丁目、良町１丁目～５丁目、流通団地１丁目、流通団地２丁目

第3区

熊本市 北区
第１区に属しない区域

第4区

熊本市 南区
第２区に属しない区域

新選挙区

熊本市 東区

熊本市 北区

熊本市 中央区

熊本市 西区

熊本市 南区

第1区

第2区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

鹿児島県

［改定前］

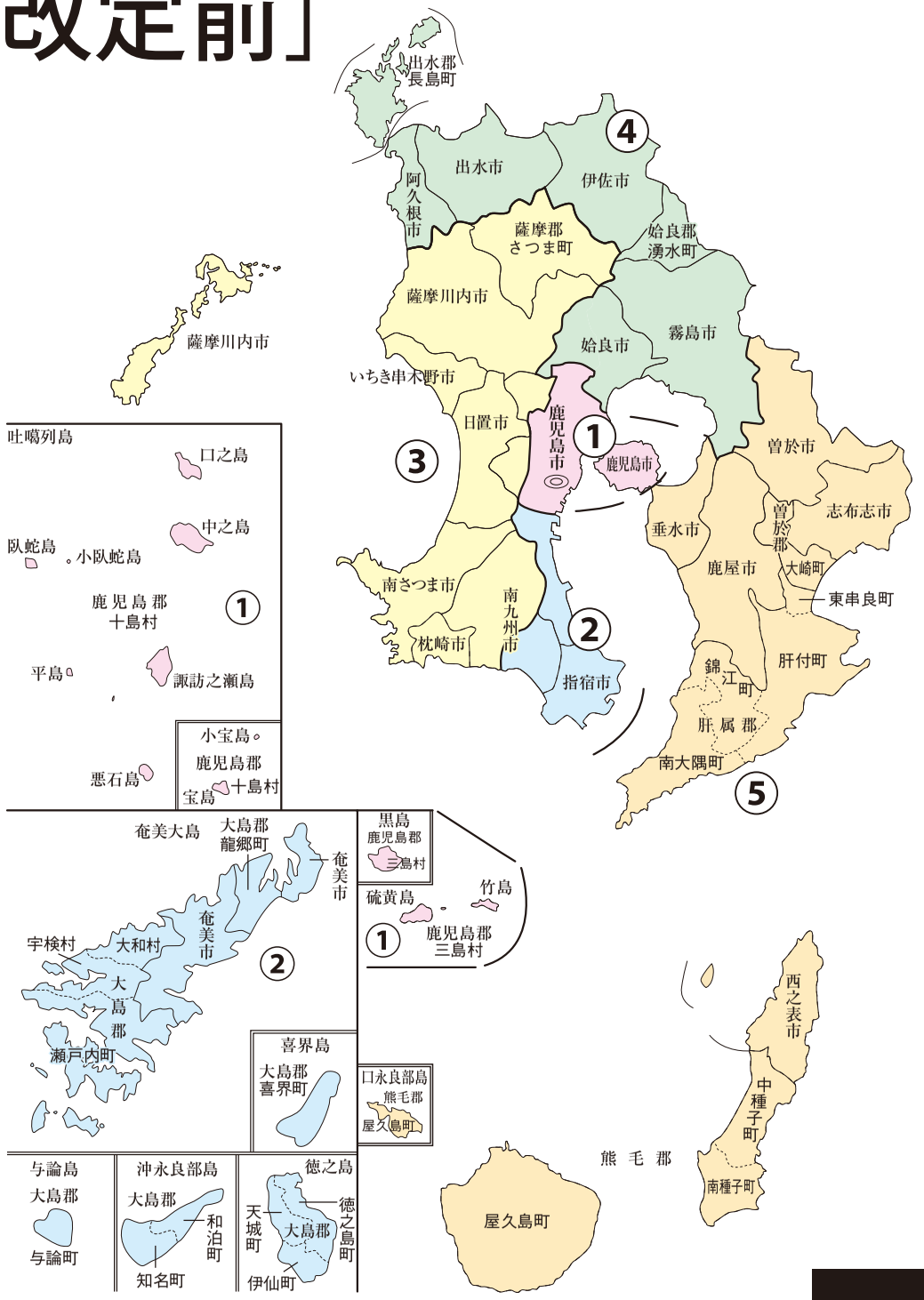

［改定後］

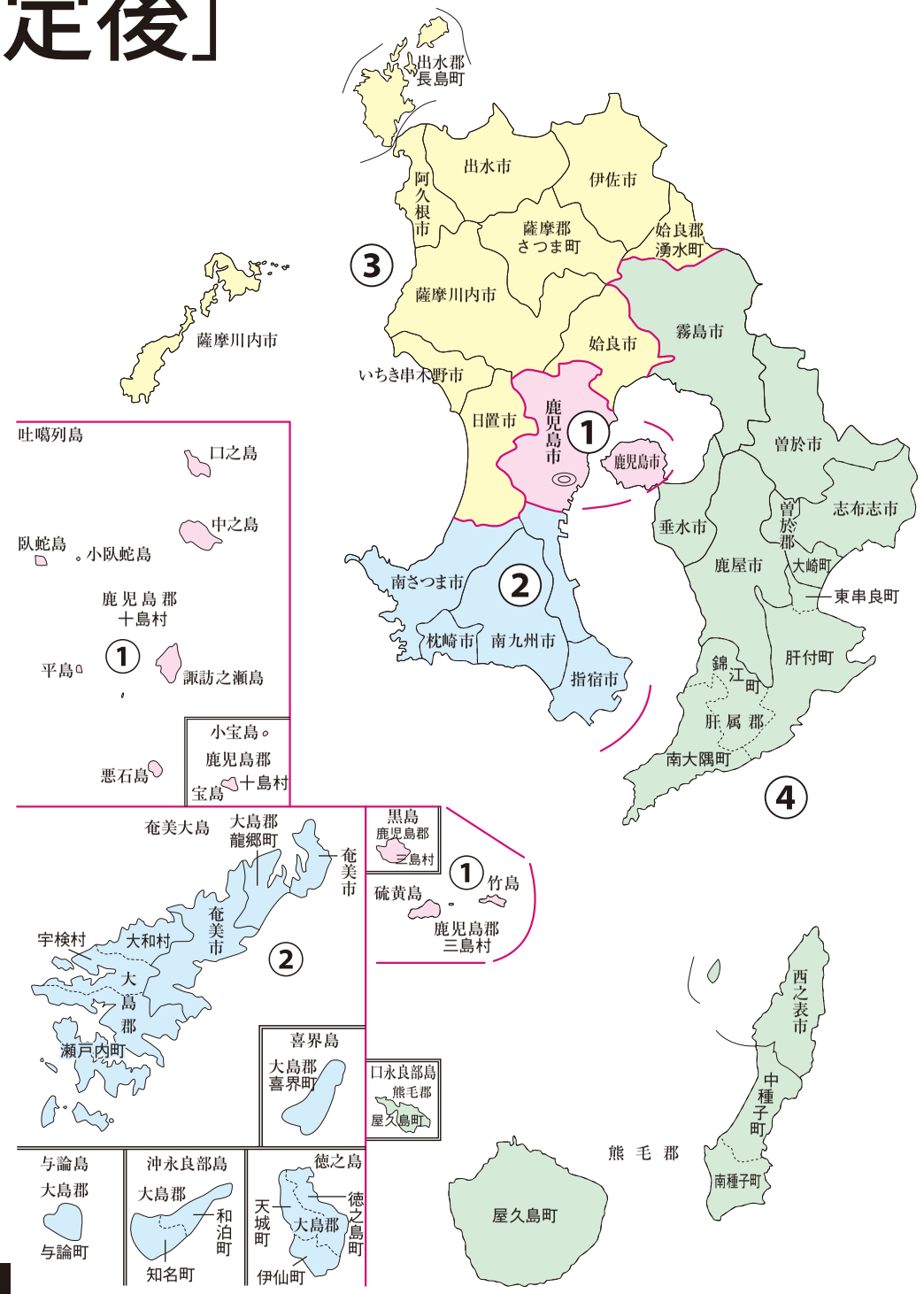

お問い合せは

- 総務省選挙部
- 市町村選挙管理委員会
- 県選挙管理委員会

旧選挙区

第1区

鹿児島郡　鹿児島市
本庁管内
伊敷支所管内
東桜島支所管内
吉野支所管内
吉田支所管内
桜島支所管内

第2区

鹿児島市
谷山支所管内
喜入支所管内
指宿市
奄美市
大島郡

南九州市
頴娃支所管内

第3区

鹿児島市
第１区及び
第２区に
属しない区域

南九州市
第２区に
属しない区域

枕崎市
南さつま市

薩摩川内市
日置市
いちき串木野市
薩摩郡

第4区

阿久根市
出水市
伊佐市
姶良市
出水郡
姶良郡

霧島市

第5区

鹿屋市
西之表市
垂水市
曽於市
志布志市
曽於郡
肝属郡
熊毛郡

新選挙区

第1区

鹿児島郡　鹿児島市
本庁管内
伊敷支所管内
東桜島支所管内
吉野支所管内
吉田支所管内
桜島支所管内
松元支所管内
郡山支所管内

第2区

鹿児島市
第１区に
属しない区域
指宿市
奄美市
大島郡

南九州市

枕崎市
南さつま市

第3区

薩摩川内市
日置市
いちき串木野市
薩摩郡

阿久根市
出水市
伊佐市
姶良市
出水郡
姶良郡

第4区

霧島市

鹿屋市
西之表市
垂水市
曽於市
志布志市
曽於郡
肝属郡
熊毛郡

鹿児島県
鹿児島市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

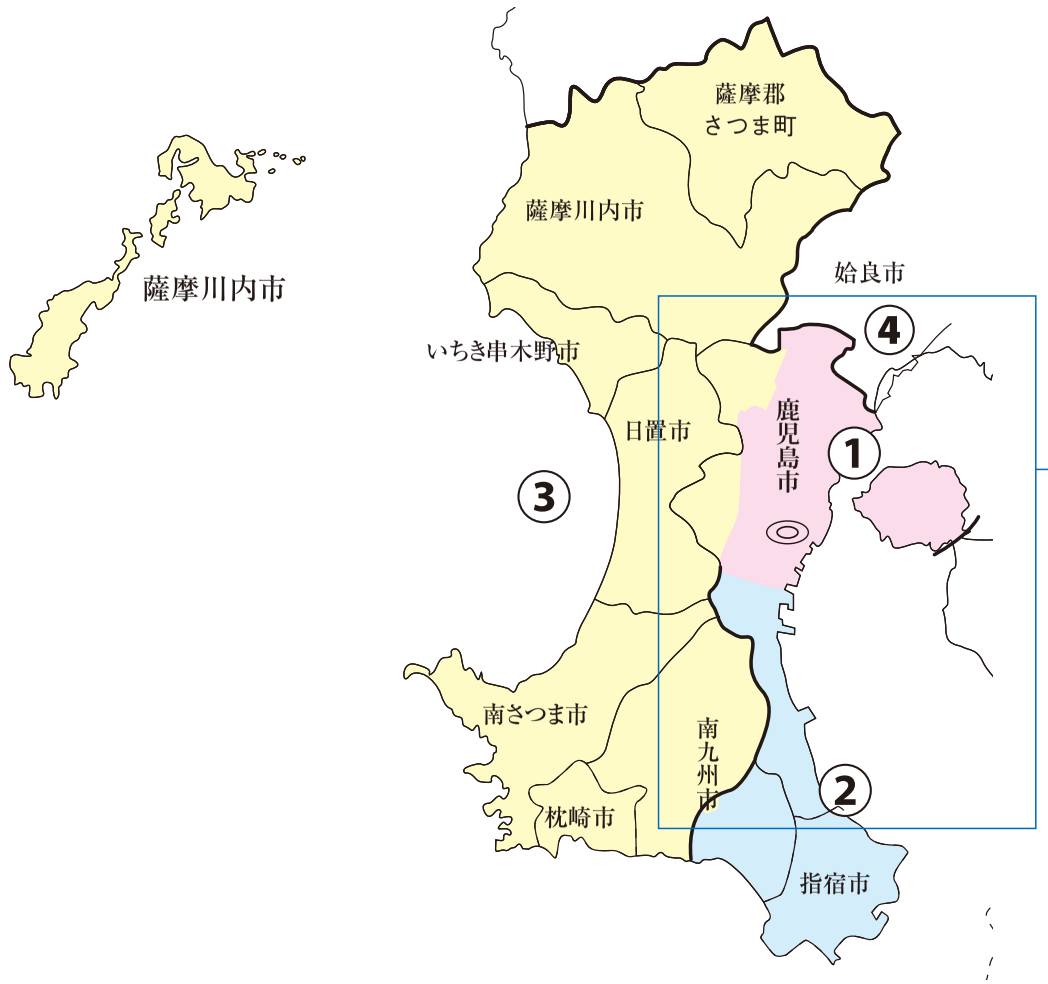

[改定前]

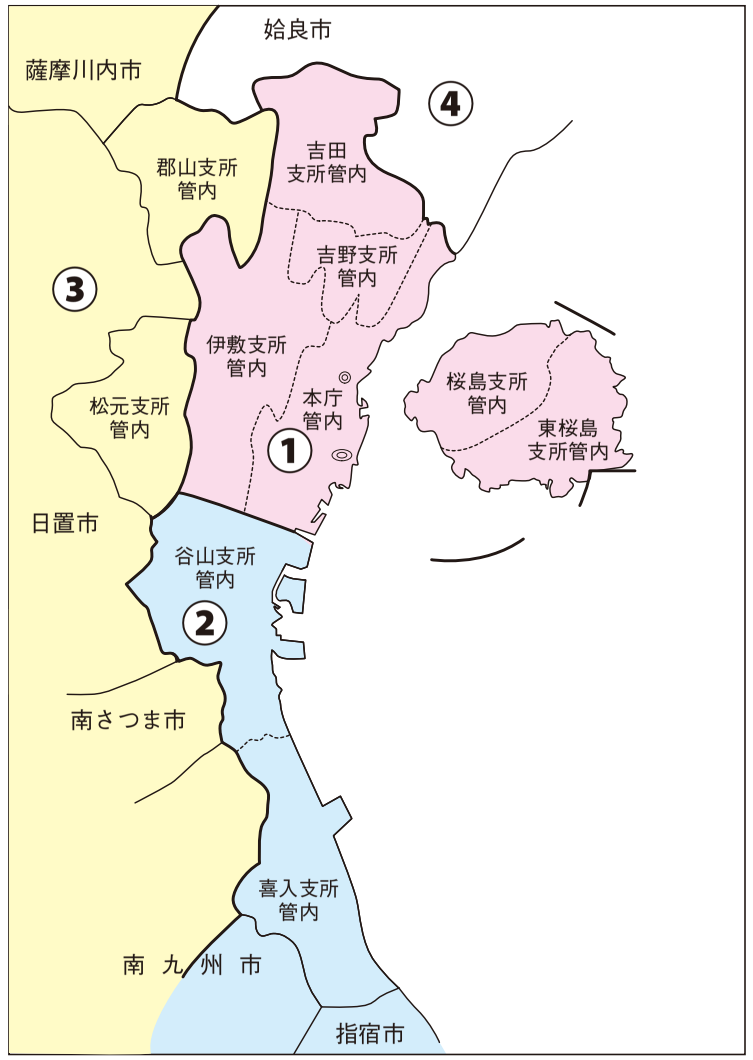

◎:県庁　◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

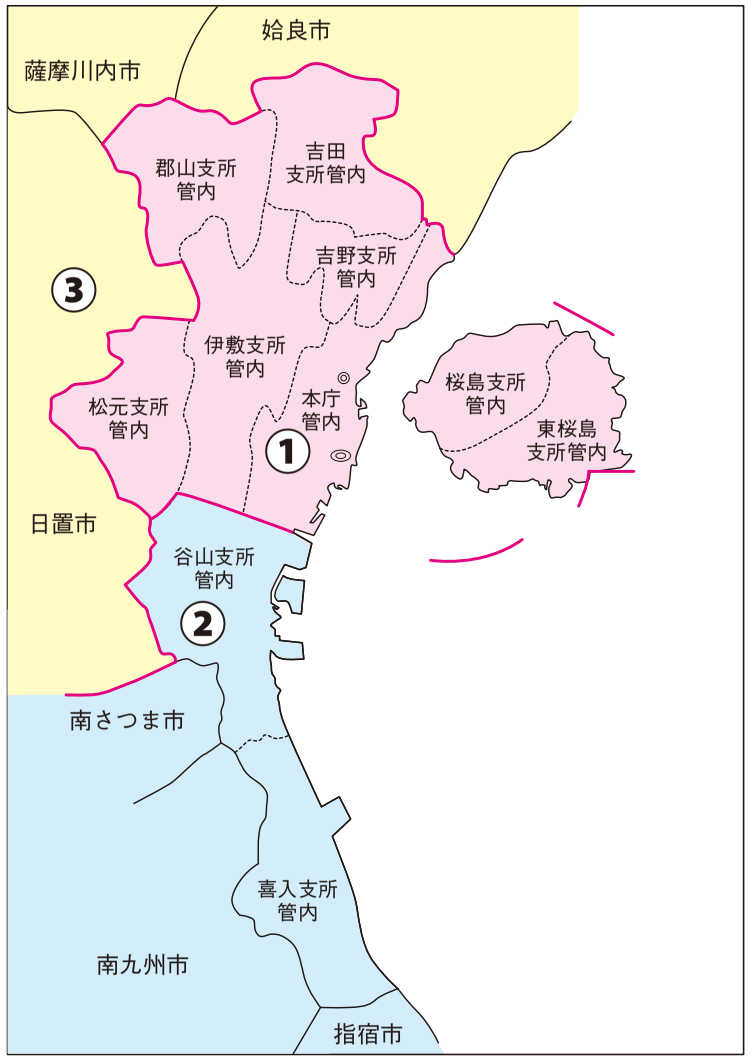

◎:県庁　◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合せは

●総務省選挙部
●市町村選挙管理委員会
●県選挙管理委員

鹿児島市

第 1 区 の 区 域

本庁管内
伊敷支所管内
東桜島支所管内
吉野支所管内
吉田支所管内
桜島支所管内
松元支所管内
郡山支所管内

第 2 区 の 区 域

谷山支所管内
喜入支所管内